

八街市一般廃棄物処理基本計画

(八街市食品ロス削減推進計画)

令和7年3月

八 街 市

は じ め に

八街市では、2015（平成27）年に10年間のごみ処理及び生活排水処理の基本となる「八街市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、市民・事業者の皆さまとともにごみの減量化・再資源化に取り組み、併せて生活排水処理の向上に努めてまいりました。

この間、世界的な潮流の中で、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた取り組みが進められており、国内に目を向けますと、「食品ロスの削減の推進に関する法律」、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、循環型社会の形成に向けて、市民・事業者・行政が連携した取り組みが求められています。また、激甚化する自然災害や感染症に対応し得るごみ処理の安全性・安定性の確保など、新たな課題への適切な対応も求められています。

ごみ処理施設に関しては、2021（令和3）年度から3か年の継続事業による現クリーンセンターの焼却施設基幹的設備改良工事を実施し、安全かつ安定したごみ処理に向けて長寿命化・延命化を図ったところであります。

一方で、2024（令和6）年8月に、『やちまたゼロカーボンシティ宣言』を表明し、市民、事業者、行政の協働により、二酸化炭素の排出量を2050年に実質ゼロにする脱炭素社会実現に向けて、様々な取り組みを行うとしております。

このような社会情勢の変化や新たな課題等を踏まえて、このたび新たな基本計画を策定いたしました。この計画における基本理念は、ごみ処理に係るものとして、「循環型社会形成を推進し、豊かな自然と共生できる街づくり」、また、生活排水に係るものとして、「水環境を保全し、豊かな自然と共生できる街づくり」としており、ごみの減量、再資源化等の目標値の見直しだけでなく、近年の重要な課題となっている「食品ロス削減推進計画」としても位置付け、さらなるごみの減量化や環境にやさしい持続可能なまちを目指してまいります。改めまして、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりますが、本計画の策定にあたりまして、ご審議いただきました八街市環境審議会の委員の皆さまをはじめ、パブリックコメント手続きを通じまして貴重なご意見をいただきました皆さまに心より感謝を申し上げます。



2025（令和7）年3月

八街市長 北村新司

目 次

第1編 一般廃棄物処理基本計画について	1
1. 1 計画策定の趣旨	1
1. 2 計画の位置づけ	3
1. 3 計画の期間及び目標年度	5
1. 4 計画の構成	5
第2編 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	6
2. 1 ごみ処理の現状及び予測	6
1) これまでのごみ処理の現状	6
2) 人口の推移及び予測	9
3) ごみ排出量	10
4) 資源化量	15
5) 焼却処理量及び最終処分量	18
6) ごみの性状	20
7) ごみ処理事業経費の現況	22
8) ごみ処理施設の現況	27
2. 2 ごみ処理の課題	28
1) 旧計画の検証と対応	28
2) 現状及び課題の整理	36
2. 3 基本理念及び基本方針	43
2. 4 施策体系	45
2. 5 計画実現への取り組み	46
2. 6 市民・事業者・行政の役割	55
2. 7 基本目標	56
1) 数値目標	56
2) 本計画による新たな分別	60
3) 施設の整備目標	60
2. 8 各種施策（具体的な取り組み）の進行管理	62
第3編 食品ロス削減推進計画	63
3. 1 食品ロスの現状	63
1) 国の現状	64
2) 本市の現状	65
3. 2 基本理念及び基本方針	66
3. 3 施策体系	67
3. 4 計画実現への取り組み	68
3. 5 市民・事業者・行政の役割	72

3. 6	基本目標	73
1)	国の数値目標	73
2)	本計画の数値目標	74
3. 7	各種施策（具体的な取り組み）の進行管理	75
第4編	一般廃棄物（生活排水）処理基本計画	76
4. 1	生活排水処理の現状	76
1)	生活排水処理の概要	76
2)	人口の推移	77
3)	生活排水処理人口及び汚泥等の処理量	78
4)	生活排水処理にかかる組織及び施設等について	81
5)	し尿及び浄化槽汚泥処理経費の現況	85
6)	河川環境の現況	86
4. 2	生活排水処理の課題	89
1)	旧計画の検証及び対策	89
2)	現状及び課題の整理	93
4. 3	基本理念及び基本方針	97
4. 4	施策体系	98
4. 5	計画実現への取り組み	99
4. 6	市民・事業者・行政の役割	104
4. 7	基本目標	105
1)	生活雑排水処理人口普及率の目標	105
2)	し尿処理計画	106
3)	合併処理浄化槽整備計画	107
4. 8	各種施策（具体的な取り組み）の進行管理	108
資 料 編		109
1	上位計画での方針等	110
2	市勢	114
3	ごみ質状況	121
4	ごみ処理に関する八街市の状況	122
5	生活排水処理に関する八街市の状況	125
6	各種推計	132

注記：この基本計画で用いる一般廃棄物（ごみ及び生活排水）の値は、八街市資料に基づく各年度の実績値とし、環境省が毎年度実施する一般廃棄物処理実態調査結果と整合を図ることを基本としています。人口については、各年度の10月1日現在の住民基本台帳に基づくものとしています。表・図・本文中において、数値を表記する場合、四捨五入により、合計欄の値と内訳を合計した値が一致しない場合があります。

第1編 一般廃棄物処理基本計画について

1.1 計画策定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画は、一般廃棄物処理の責務を負う市町村が、一般廃棄物として定義されている「ごみ」と「生活排水」に関する処理の基本的な方向を、長期的な視点に立って策定するものです。

八街市（以下、「本市」という。）における直近の計画としては、平成 27 年 3 月に平成 37 年度（令和 7 年度）を目標年とする「八街市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「旧計画」という。）を策定しています。旧計画においては、循環型社会形成を推進し、計画に定める数値目標達成のため、市民、事業者及び行政の役割を明確化し、計画実現に向けた取り組みを実践しています。また生活排水処理基本計画でも同様に、計画に定める数値目標達成のため、市民、事業者、行政の役割を明確化し、計画実現に向けた取り組みを実践しています。

旧計画策定時である平成 26 年度以降、我が国の廃棄物行政を取り巻く社会状況は、時代とともに変化してきました。平成 27 年 9 月の国連サミットでは、持続可能でより良い世界を目指す「持続可能な目標（SDG s）」が採択され、同年 12 月、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）では、気候変動対策の国際的な枠組みである「パリ協定」が採択されました。気候変動や生物多様性の損失の解決に向けた取り組みとして、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を「実質ゼロ」としていく「脱炭素社会の実現」が重要な課題となっています。

プラスチックごみや食品ロスなどへの取り組みが加速している中、国においても令和元年にプラスチックのさらなる 3Rを進めるために「プラスチック資源循環戦略」を策定し、令和 2 年に 2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、令和 4 年に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。また、まだ食べることができる食品が大量に廃棄されている現状の改善に向けた「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年に施行され、社会環境への課題に対し、国を挙げ取り組みを進めています。

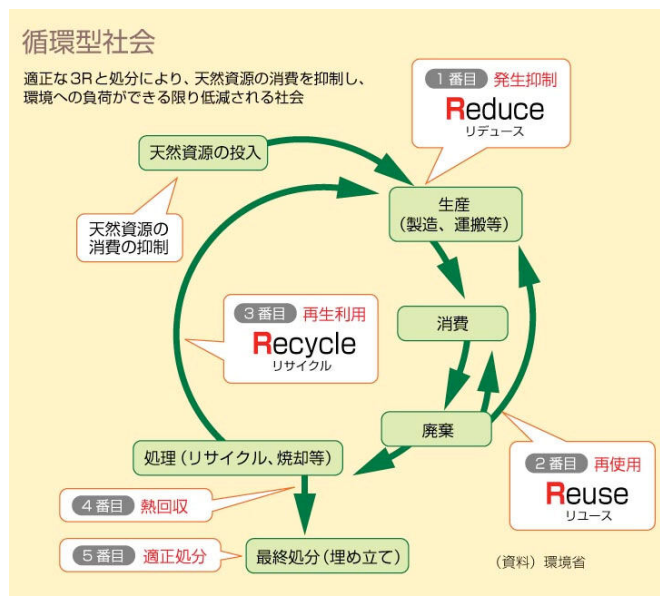
本市においては、2024（令和 6）年に「やちまたゼロカーボンシティ宣言」を表明し、「ゼロカーボンシティ」実現への取り組みを進めています。

本市ではこのたび、旧計画が令和 6 年度末で計画期間の満了を迎えるため、社会情勢の変化やこれまで旧計画に掲げてきた施策の取り組み状況を踏まえ、新たに食品ロス削減推進計画を加えた「八街市一般廃棄物処理基本計画（八街市食品ロス削減推進計画）（以下、「本計画」という。）」を策定します。SDG s の達成に資する食品ロス削減、プラスチック類削減への取り組み、ゼロカーボンシティの実現などの時代の変化に伴う様々な課題を市民・事業者・行政がともに支え合い取り組みを進めていくことで、快適で安心に暮らせる環境を繋いでいくことを目指します。

用語説明

循環型社会：大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念であり、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会と定義されています。

3R：3R（リデュース（Reduce：発生抑制、ごみを減らす、出さない）、リユース（：Reuse：再使用、使えるものは繰り返し使う）、リサイクル（：Recycle：再生利用、ごみを資源として再び利用する）の総称で、循環型社会、脱炭素社会の実現に幅広く貢献する基盤的取り組みです。



脱炭素社会：地球温暖化・気候変動の原因となる温室効果ガスのうち、最も排出量の多い二酸化炭素について、実質的な排出量がゼロになった社会のことを指します。また、二酸化炭素の最終的な排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会を**低炭素社会**と呼びます。

温室効果ガス：大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体のことです。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などの7物質が排出量削減対象となっています。

カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを指します。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。



（資料：環境省 脱炭素ポータル）

SDGs（持続可能な開発目標）：

平成27年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。



（資料：JAPAN SDGs Action Platform 外務省）

○やちまた ゼロカーボンシティ宣言

2024（令和6）年8月28日に行われた市議会9月定例会において、八街市総合計画に掲げるまちづくりの基本理念に基づき、市民、事業者、行政の協働により、二酸化炭素の排出量を2050年に実質ゼロにする『やちまたゼロカーボンシティ』の実現に向けて、全力で取り組むことを宣言しました。

ゼロカーボンシティとは

2050（令和32）年までに「二酸化炭素の排出量を実質ゼロ」にすることを目指す旨を、首長自らがまたは地方公共団体として公表した地方自治体を「ゼロカーボンシティ」としております。

（資料：八街市ホームページ）



1.2 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づき策定されるものです。本市の「八街市総合計画2025」における将来都市像や「八街市下水道処理計画」等で示されるごみ処理及び生活排水処理に係る基本的な方針を踏まえ、なおかつ、千葉県策定の「千葉県廃棄物処理計画」における一般廃棄物排出量等の目標値、環境省公表の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に準拠し、長期的・総合的な視点から、計画的なごみ処理及び生活排水処理を推進するための基本計画として策定するものとします。

なお、本計画の中で「八街市食品ロス削減推進計画」を定めます。

本計画と関連する計画との関係を図1.2-1に示します。

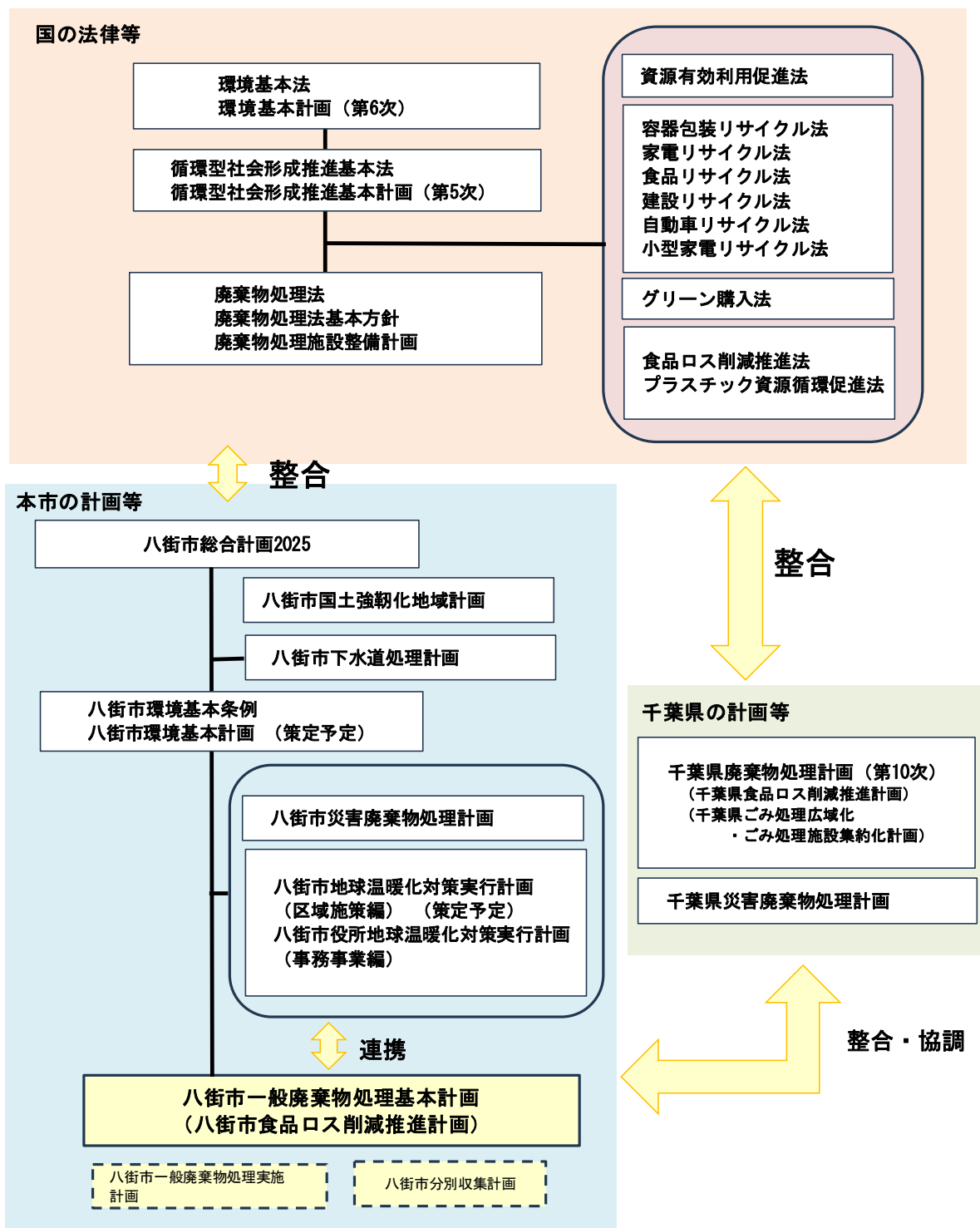


図 1.2-1 八街市一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

1.3 計画の期間及び目標年度

令和16年度を計画の目標年度と定め、令和7年度から令和16年度までの10年間を計画期間とします。また、社会経済情勢や新たな取り組み等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。本計画の目標年度を図1.3-1に示します。



図 1.3-1 計画の目標年度

1.4 計画の構成

第1編一般廃棄物処理基本計画について、第2編一般廃棄物（ごみ）処理基本計画、第3編食品ロス削減推進計画、第4編一般廃棄物（生活排水）処理基本計画、資料編の構成としています。本計画の構成を図1.4-1に示します。

第1編 一般廃棄物処理基本計画について			
1.1 計画策定の趣旨		1.2 計画の位置づけ	
		1.3 計画の期間及び目標年度	
		1.4 計画の構成	
第2編 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画		第3編 食品ロス削減推進計画	
第4編 一般廃棄物（生活排水）処理基本計画			
2.1 ごみ処理の現状及び予測	3.1 食品ロスの現状	4.1 生活排水処理の現状	
2.2 ごみ処理の課題	3.2 基本理念及び基本方針	4.2 生活排水処理の課題	
2.3 基本理念及び基本方針	3.3 施策体系	4.3 基本理念及び基本方針	
2.4 施策体系	3.4 計画実現への取り組み	4.4 施策体系	
2.5 計画実現への取り組み	3.5 市民・事業者・行政の役割	4.5 計画実現への取り組み	
2.6 市民・事業者・行政の役割	3.6 基本目標	4.6 市民・事業者・行政の役割	
2.7 基本目標	3.7 各種施策（具体的な取り組み）の進行管理	4.7 基本目標	
2.8 各種施策（具体的な取り組み）の進行管理		4.8 各種施策（具体的な取り組み）の進行管理	
資料編			
1. 上位計画での方針等			
2. 市勢			
3. ごみ質状況			
4. ごみ処理に関する八街市の状況			
5. 生活排水処理に関する八街市の状況			
6. 各種推計			

図 1.4-1 計画の構成

第2編 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

2.1 ごみ処理の現状及び予測

1) これまでのごみ処理の現状

令和 6 年度までのごみ処理フローを図 2.1-1 に、ごみの分別区分を表 2.1-1 に示します。

収集したごみは、八街市クリーンセンター及び八街市一般廃棄物最終処分場、民間事業者へ搬入し、その後中間処理、資源回収、最終処分等の適正な処理を図っています。

現在の分別区分は、もやせるごみ、もやせないごみ、古紙の 5 分別（新聞・チラシ、雑誌類、ダンボール、紙パック、雑紙）、カン、ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、再生ごみ（金物・小型家電・硬質プラスチック）、有害ごみの 2 分別（かん電池、蛍光灯）、粗大ごみ、廃食油の合計 16 分別です（P8 参照）。

注）廃食油は拠点回収で、年間回収量は約 1 kℓが見込まれます。

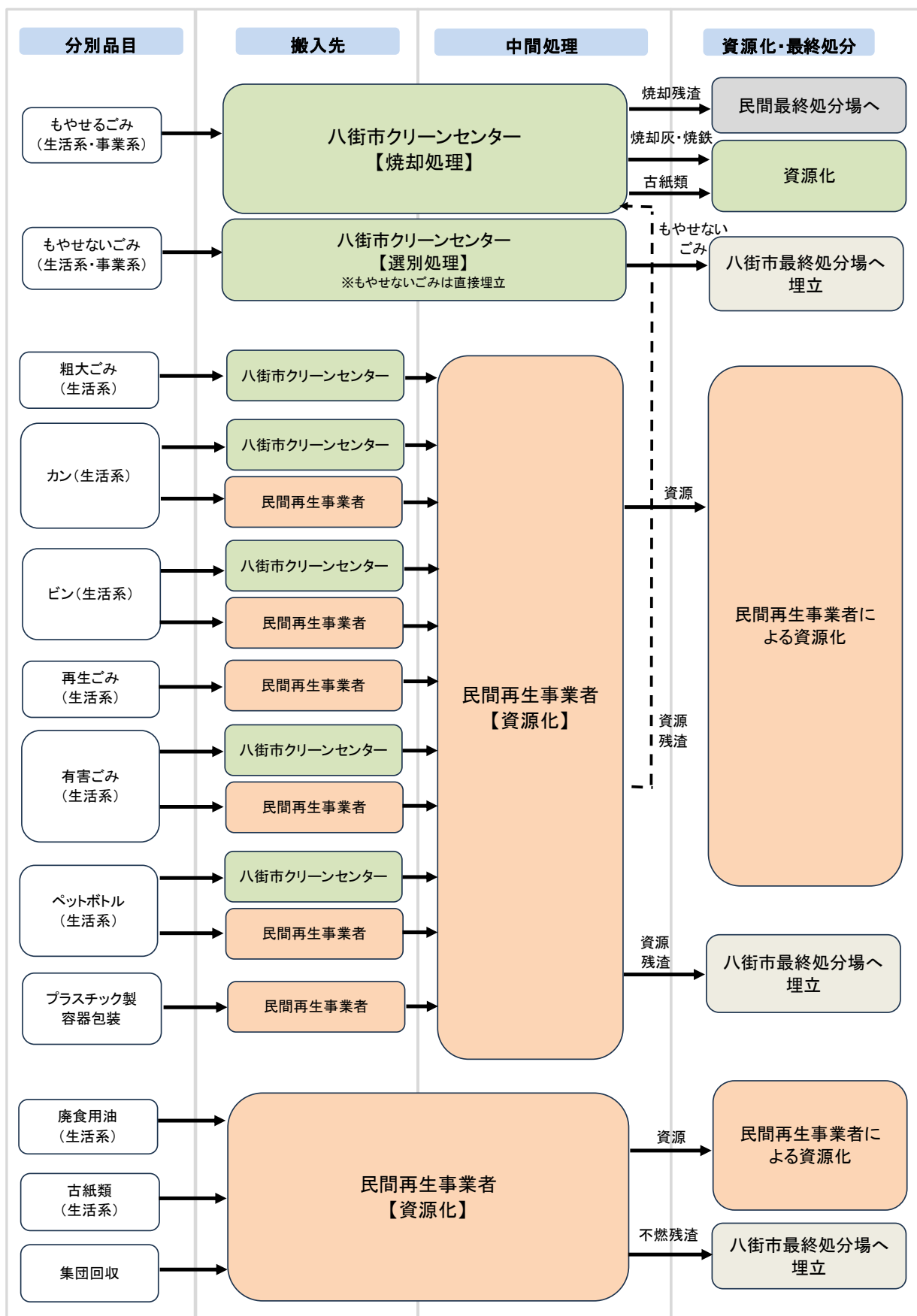
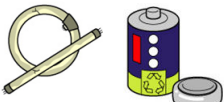


図 2.1-1 ごみ処理フロー(令和6年度)

用語説明

残渣：焼却や破砕等の処理を行った後に残ったもののことをいいます。

表 2.1-1 ごみの分別区分（令和 6 年度）

ごみの分別区分		分別数	ごみの種類	出し方	収集回数	回収方式
可燃ごみ	もやせるごみ	1	台所の生ごみ、紙くず類、繊維類、落ち葉や刈り草、ゴム・革製品、ビニール類、アルミ箔、プラスチック製容器包装のうち汚れの取れないもの、ビデオテープ・カセットテープ 等		指定袋（可燃ごみ専用/乳白色）	3回/週
	(剪定した庭木や枝)		剪定した庭木や枝は、乾かし、長さ50cm、直径30cm程度に束ねて、ひもでしばって出す。			3回/週
不燃ごみ	もやせないごみ	2	ガラス類、陶磁器類、分解できない品物 等		指定袋（不燃ごみ専用/赤色）	2回/月
資源ごみ	古紙	3	新聞・チラシ、雑誌類、ダンボール、紙パック、雑がみ		種類ごと紐でしばる	2回/月
		4				
		5				
		6				
		7				
	カン	8	ジュースやビールなどのスチール缶・アルミ缶、缶詰・菓子・粉ミルク・ペットフードなどの缶、使い切ったスプレー缶・エアゾール缶・カセットボンベ 等		指定袋（カン専用/緑色）	3回/月
	ビン	9	ジュース・酒・調味料・ジャム・コーヒーなどのビン		指定袋（びん専用/黄色）	1回/月
	ペットボトル	10	PETマーク表示のあるジュース・お茶・飲料水・しょうゆなどのペットボトル		指定袋（ペットボトル専用/水色）	2回/月
	プラスチック製容器包装	11	プラマーク表示のあるプラスチック製の容器・包装、レジ袋・菓子やパンなどの袋・包装フィルム・食品トレイ・卵などのパック、カップ麺やプリンなどの容器・ソースやシャンプーなどのボトル容器、ビンやペットボトルなどのふた・発泡スチロール・野菜や果物のアミ袋 等		指定袋（プラスチック類専用/透明）	3回/月
再生ごみ	金物、小型家電、硬質プラスチック	12	金物、リモコン、小型家電、傘、CD・DVDの本体やケース、硬質プラスチック		指定袋（再生ごみ専用/紫色）	1回/月
有害ごみ	かん電池	13	かん電池、水銀体温計・温度計、電球・補助球、小型充電式電池、ガスライター		指定袋（かん電池/オレンジ色）	1回/月
	蛍光管	14	環形（丸い輪）、直管形（棒状）、球形の蛍光管		紐でしばる等	1回/月
粗大ごみ（直接搬入は無料）		15	指定ごみ袋に入らないもの		納付券を貼り、決められた場所へ出す	1回/月 戸別
廃食油		16	植物性食用油		ペットボトルに入れ、ふたをして出す	1回/月 拠点

2) 人口の推移及び予測

人口実績及び将来人口の予測を表 2.1-2 に示します。

八街市総合計画 2025 では、令和 2 年国勢調査人口を基に、5 年ごとにコーホート要因法にて算出したものを住民基本台帳人口ベースに加工し将来人口を推計しています。

令和 17 年度の推計人口が 57,589 人であることから、本計画では、令和 16 年度の人口を 58,333 人と想定します。平成 30 年度から 12,194 人の減少が見込まれます。

表 2.1-2 人口実績及び将来人口の予測（単位：人）

年度	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5
人口	70,527	69,649	68,632	67,894	67,570	66,702
年度	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
人口	65,835	64,967	64,235	63,503	62,772	62,040
年度	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17
人口	61,308	60,564	59,820	59,077	58,333	57,589

注1) 本計画では、一般廃棄物処理実態調査の調査期日である各年 10 月 1 日を基準とします。

注2) 網掛けは実績値であり、住民基本台帳人口 10 月 1 日現在を使用しています。
なお、令和 5 年度実績値は、67,074 人です。

用語説明

コーホート要因法：年齢別人口の加齢にともなって生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生、および人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法です。

3) ごみ排出量

ごみ排出量の実績及び予測を表 2.1-3 及び図 2.1-2 に示します。

生活系ごみは令和 3 年度以降減少傾向にあり、現状のまま推移した場合、令和 16 年度では 15,709 t となる見込みです。生活系ごみ排出量減少原因としては人口の減少があげられます。

事業系ごみは令和 2 年度以降減少傾向にありますが、今後事業系ごみの搬入が見込まれる要因（市内における開発計画）を反映した予測としているため、予測値は増加傾向となります。現状のまま推移した場合、令和 16 年度では 3,891 t となる見込みです。

以上により現状のまま推移した場合、令和 16 年度のごみ総排出量は 19,601 t となる見込みです。

表 2.1-3 ごみ排出量の実績及び予測

	実績					予測
	H30	R1	R2	R3	R4	R16
行政区域内人口（人）	70,527	69,649	68,632	67,894	67,570	58,333
生活系ごみ（t）	18,781	19,464	19,722	18,725	18,197	15,709
事業系ごみ（t）	3,812	4,047	3,782	3,704	3,681	3,891
ごみ総排出量（t）	22,593	23,511	23,504	22,429	21,878	19,601
構成割合（ごみ総排出量に占める割合）						
生活系ごみ（%）	83.13	82.79	83.91	83.49	83.17	80.15
事業系ごみ（%）	16.87	17.21	16.09	16.51	16.83	19.85

※予測は現状のまま推移した場合の数値です。

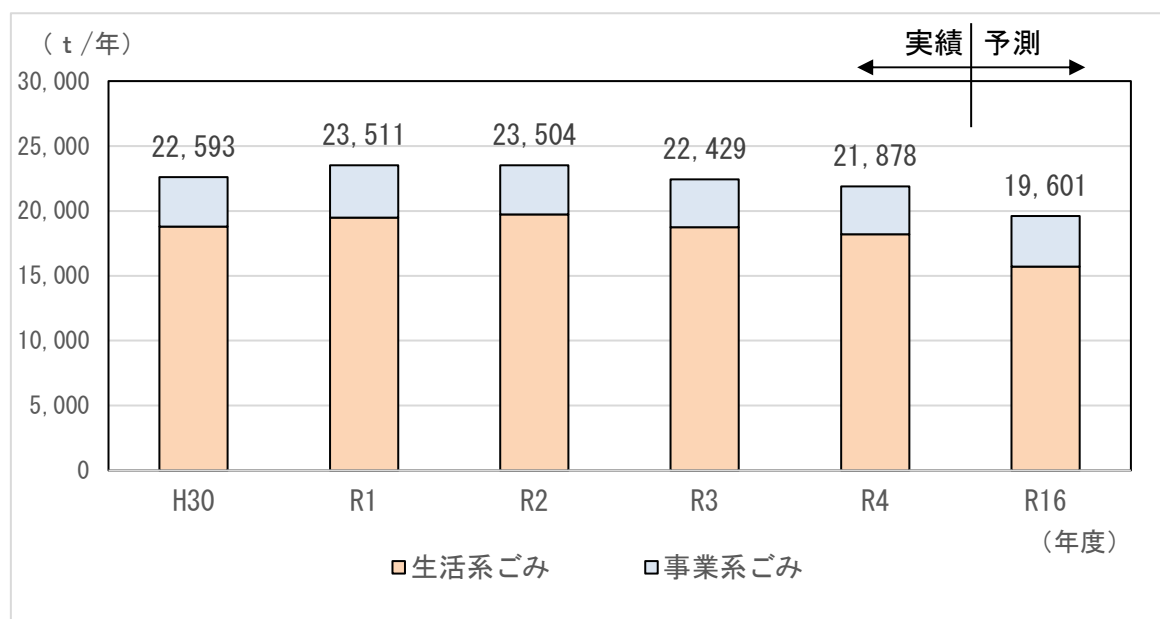


図 2.1-2 ごみ排出量の実績及び予測

ごみの排出量の種別ごとの実績及び予測を表 2.1-4、図 2.1-3 に示します。

令和 3 年度以降もやせるごみの割合が増加傾向にあり、もやせないごみの割合は減少傾向にあります。

表 2.1-4 ごみ排出量の種別ごとの実績及び予測

単位：t

	実績					予測
	H30	R1	R2	R3	R4	R16
もやせるごみ	18,984	19,687	19,629	18,812	18,555	16,724
もやせないごみ	1,141	1,334	1,286	1,197	984	858
粗大ごみ	52	53	70	55	49	42
資源物	2,119	2,155	2,326	2,180	2,116	1,827
集団回収	297	282	193	185	174	150
ごみ総排出量	22,593	23,511	23,504	22,429	21,878	19,601

ごみ種類別排出量割合

単位：%

もやせるごみ	84.0	83.7	83.5	83.9	84.8	85.3
もやせないごみ	5.1	5.7	5.5	5.3	4.5	4.4
粗大ごみ	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2
資源物	9.4	9.2	9.9	10.6	9.7	9.3
集団回収	1.3	1.2	0.8	0.8	0.8	0.8

※予測は現状のまま推移した場合の数値です。

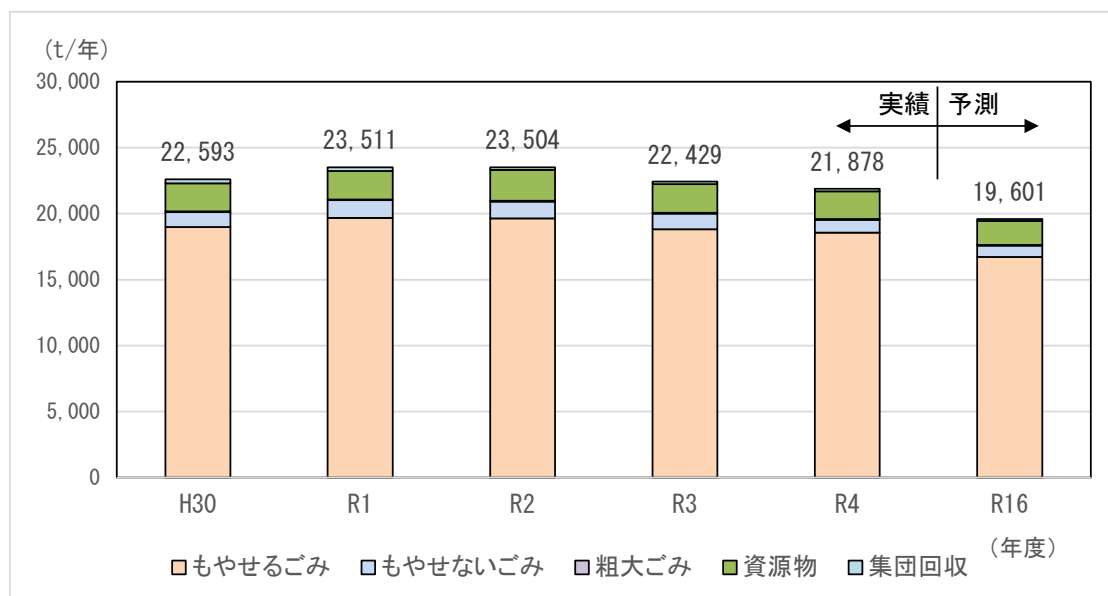


図 2.1-3 ごみ排出量の種別ごとの実績及び予測

ごみ排出量原単位の実績及び予測を表 2.1-5 及び図 2.1-4 に示します。

生活系ごみは、今後もほぼ同じペースで推移すると想定し、実際の直近データである令和 4 年度実績値を基準に予測値として一定とし、ごみ排出量を推計します。

そのため、現状のまま推移した場合、令和 16 年度は 738 g となります。

事業系ごみは今後事業系ごみの搬入増が見込まれる要因（市内における開発計画）を反映した予測としているため、予測値は増加傾向となり、現状のまま推移した場合、令和 16 年度では 183 g となる見込みです。

以上により現状のまま推移した場合、ごみ総排出量原単位は令和 16 年度で 921 g となる見込みです。

令和 4 年度よりも増加している原因は、生活系ごみ排出量原単位を一定としていることと事業系ごみ排出量の増加によるものです。

表 2.1-5 ごみ排出量原単位の実績及び予測

	実績					予測
	H30	R1	R2	R3	R4	R16
行政区域内人口(人)	70,527	69,649	68,632	67,894	67,570	58,333
生活系ごみ(g/人日)	730	764	787	756	738	738
事業系ごみ(g/人日)	148	159	151	149	149	183
ごみ総排出量(g/人日)	878	922	938	905	887	921

※予測は現状のまま推移した場合の数値です。

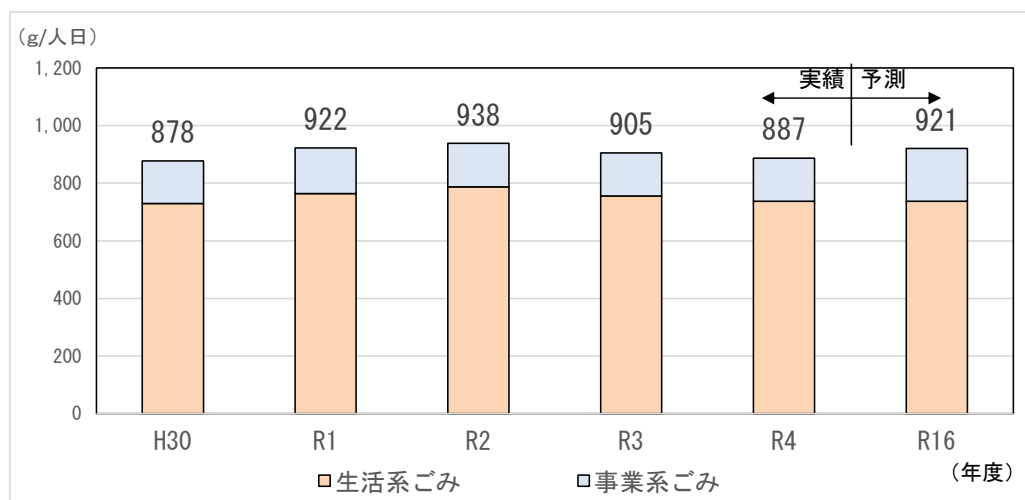


図 2.1-4 ごみ排出量原単位の実績及び予測

用語説明

ごみ総排出量：委託で収集するごみや資源物（資源ごみ等）、許可業者が搬入するごみ、市民や事業者が直接搬入するごみや資源物（資源ごみ等）、集団回収で集める資源物の総量を示します。また、1人1日当たりに換算した値を**原単位**といい、減量化の目標として用います。

※1人1日当たりごみ総排出量はごみ総排出量を八街市の総人口及び1年の日数（365日または366日）で除して求められます。

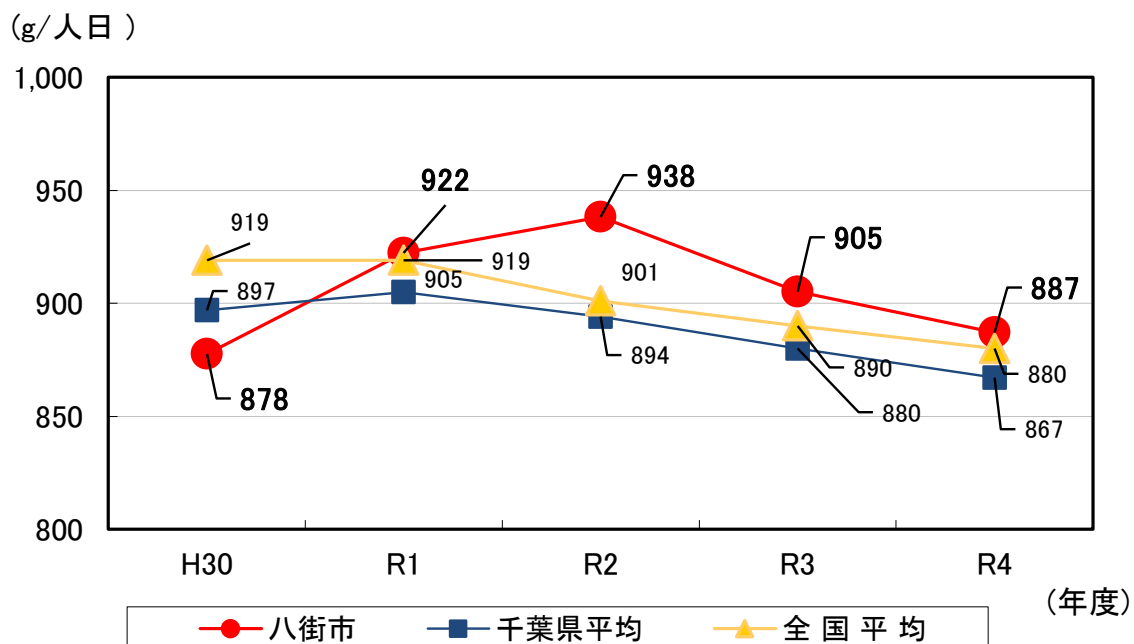
家庭系ごみ：家庭から排出されるごみ（資源物（資源ごみ等）を除く）の総量です。

生活系ごみ：家庭系ごみに資源物（資源ごみ等）、集団回収量を加えた量です。

事業系ごみ：一般の家庭から出されるごみと区分して、会社や店舗などから出る事業活動に伴って生じたごみのことです。

本市、全国平均及び千葉県平均の 1 人 1 日当たりごみ総排出量の推移を図 2.1-5 に示します。

本市の 1 人 1 日当たりごみ総排出量は、全国平均、千葉県よりも高い数値で推移しています。また、全国平均、千葉県平均ともに減少傾向が続いていますが、本市は令和 2 年度まで増加傾向にあり、令和 3 年度以降減少しています。



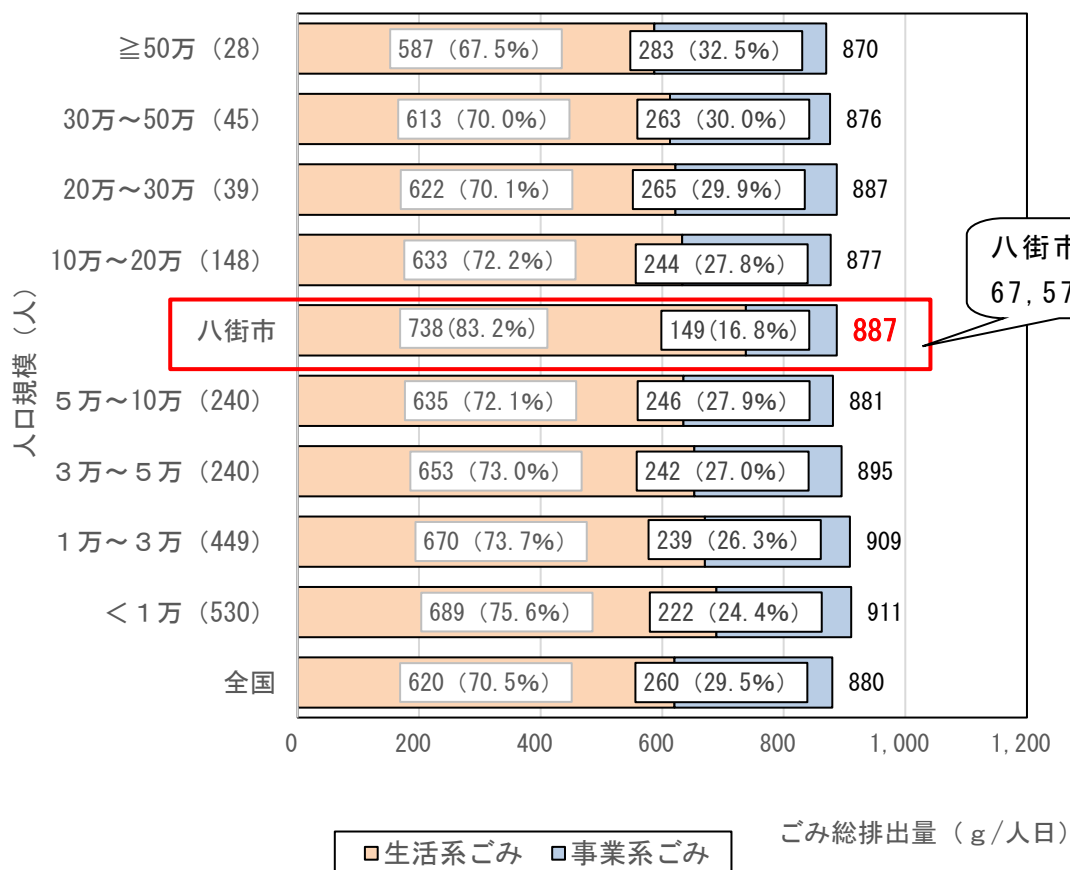
注) 本市は実績値、全国平均、千葉県平均は一般廃棄物処理実態調査結果の数値を使用しています。

(資料：一般廃棄物処理実態調査結果 (全国平均、千葉県平均))

図 2.1-5 1 人 1 日当たりのごみ総排出量の推移

令和 4 年度市町村の人口規模別 1 人 1 日当たりのごみ総排出量と八街市の実績を図 2.1-6 に示します。

人口規模の同程度の自治体と比較した場合、本市の 1 人 1 日当たりのごみ総排出量は平均的ですが、生活系ごみの総排出量及び占める割合が平均よりも高くなっています。



注) () 内は該当市町村数です。

八街市の数値は実績値を使用しています。

(資料：環境省「日本の廃棄物処理令和 4 年度版」に加筆)

図 2.1-6 令和 4 年度市町村の人口規模別 1 人 1 日当たりのごみ総排出量と八街市の実績

4) 資源化量

(1) 資源物排出量

資源物排出量の実績及び予測を表 2.1-6、図 2.1-7 に示します。

現状のまま推移した場合、令和 16 年度の資源物排出量は 1,977 t となる見込みです。

資源物排出量合計はごみ総排出量と同様、令和 2 年度以降減少傾向にあります。

表 2.1-6 資源物排出量の実績及び予測

単位：t

	実績					予測
	H30	R1	R2	R3	R4	R16
市収集資源物①	2,119	2,155	2,326	2,180	2,116	1,827
資源ごみ	1,872	1,857	1,965	1,860	1,819	1,570
カン	233	233	247	220	211	182
ビン	375	369	369	343	353	305
プラスチック製容器包装	392	400	419	415	405	350
ペットボトル	197	207	222	225	227	196
古紙類	675	648	708	657	623	538
再生ごみ等(金物等)	230	278	342	302	280	242
有害ごみ(かん電池・蛍光管)	17	20	19	18	17	15
集団回収②	297	282	193	185	174	150
古紙類	283	271	183	177	166	143
スチール缶	6	4	4	3	3	3
アルミ缶	8	7	6	5	5	4
資源物排出量合計③ ③=①+②	2,416	2,437	2,519	2,365	2,290	1,977
同上原単位(g/人日)④ ④=③÷八街市の総人口×365(366)	94	96	101	95	93	93

※予測は現状のまま推移した場合の数値です。

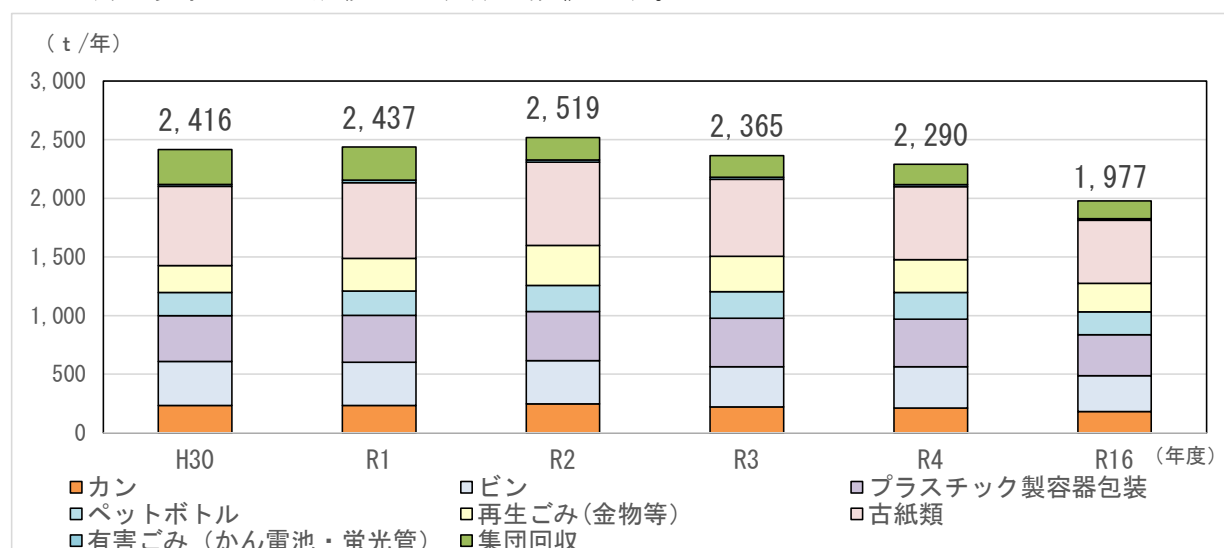


図 2.1-7 資源物排出量の実績及び予測

(2) 資源化量

資源化量、リサイクル率の実績及び予測を表 2.1-7、図 2.1-8 に示します。

現状のまま推移した場合、令和 16 年度の総資源化量は 3,853 t、原単位で 181 g、リサイクル率は 19.7%となる見込みです。

表 2.1-7 資源化量、リサイクル率の実績及び予測

	実績					単位：t 予測
	H30	R1	R2	R3	R4	R16
古紙類	1,193	1,155	1,145	1,085	1,006	870
カン	270	285	293	262	204	176
ビン	421	443	436	381	382	330
プラスチック製容器包装	366	374	374	388	370	320
ペットボトル	216	221	242	244	244	211
木くず	—	—	—	109	92	80
金物等	447	691	600	388	309	267
かん電池・蛍光管	33	45	27	24	27	23
その他	4	9	25	41	33	29
焼鉄	57	73	23	65	54	49
焼却灰資源化	1,906	1,869	1,850	1,779	1,657	1,497
総資源化量 ①	4,913	5,165	5,015	4,766	4,378	3,853
同上原単位（g/人日）② ②＝①÷八街市の総人口×365（366）	191	203	200	192	178	181
リサイクル率（％）③ ③＝①÷ごみ総排出量×100	21.7	22.0	21.3	21.2	20.0	19.7

※予測は現状のまま推移した場合の数値です。

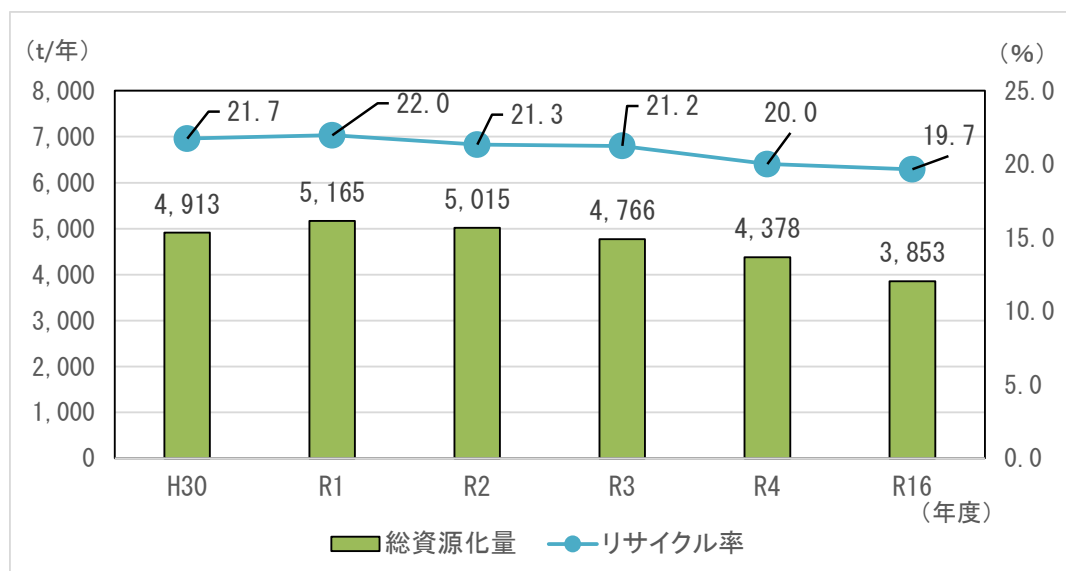


図 2.1-8 総資源化量、リサイクル率の実績及び予測

用語説明

リサイクル率：市の分別収集や集団回収、ごみの中間処理により資源化された量の合計をごみ総排出量で除した割合です。

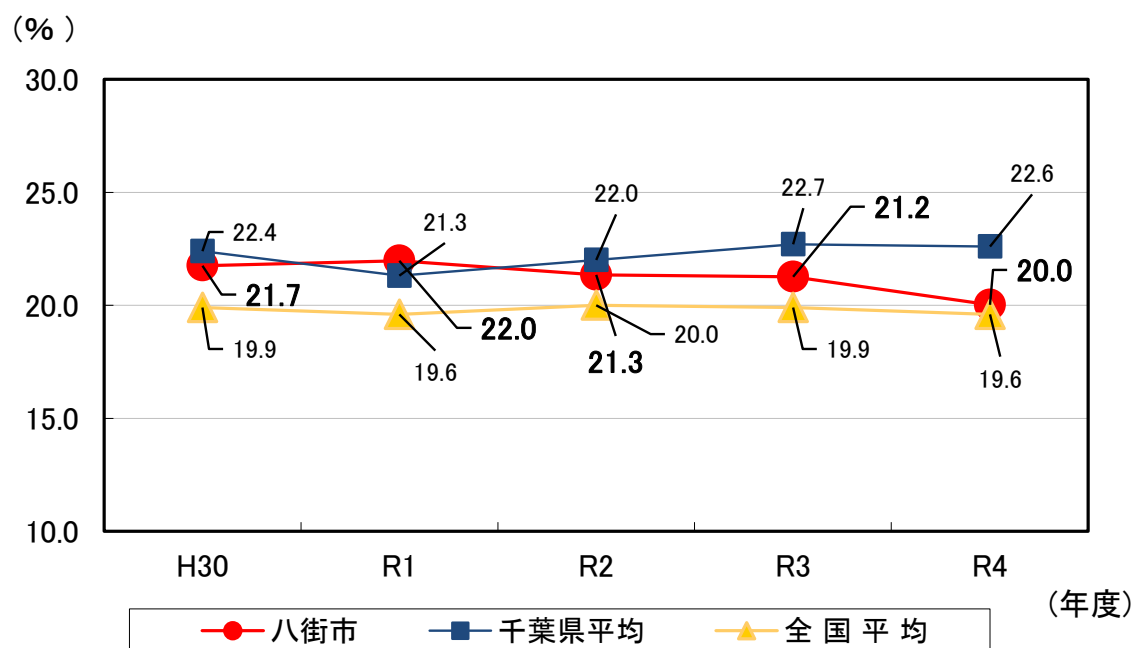
資源化：排出されたごみを資源として再利用することです。

(3) 全国、千葉県との比較

本市、全国平均及び千葉県平均のリサイクル率の推移を図 2.1-9 に示します。

本市の令和 4 年度値は、全国平均よりも高く、千葉県平均よりも低い数値となっています。

千葉県平均は令和元年度以降増加傾向ですが、本市、全国平均は一時上昇するも、減少傾向となっています。



注) 本市は実績値、全国平均、千葉県平均は一般廃棄物処理実態調査結果の数値を使用しています。

(資料：一般廃棄物処理実態調査結果 (全国平均、千葉県平均))

図 2.1-9 リサイクル率の推移

5) 焼却処理量及び最終処分量

(1) 焼却処理量及び最終処分量

焼却処理量、最終処分量の実績及び予測を表 2.1-8 及び図 2.1-10 に示します。

本市の焼却処理量は令和 2 年度まで増加傾向にありましたが、令和 3 年度以降減少傾向にあります。なお、焼却残渣は平成 18 年度から外部委託による処理を行っています。現状のまま推移した場合、令和 16 年度の焼却処理量は 16,638 t、焼却残渣量は 2,130 t、最終処分量は 1,240 t、最終処分率は 6.3%となる見込みです。

表 2.1-8 焼却処理量、最終処分量の実績及び予測

	実績					単位：t 予測
	H30	R1	R2	R3	R4	R16
焼却処理量①	18,805	19,521	19,473	18,662	18,458	16,638
直接焼却量	18,777	19,476	19,414	18,589	18,365	16,557
可燃残渣	28	45	59	73	93	81
焼却残渣量②	2,603	2,768	2,712	2,468	2,360	2,130
資源化分	1,963	1,942	1,873	1,844	1,711	1,546
焼却残渣	640	826	839	624	649	584
最終処分量③	1,478	1,593	1,728	1,469	1,402	1,240
焼却残渣（外部委託分）	640	826	839	624	649	584
不燃残渣	67	42	112	117	49	42
不燃ごみ	771	725	777	728	704	613
最終処分率（%）④ ④＝①÷ごみ総排出量×100	6.5	6.8	7.4	6.5	6.4	6.3

※予測は現状のまま推移した場合の数値です。

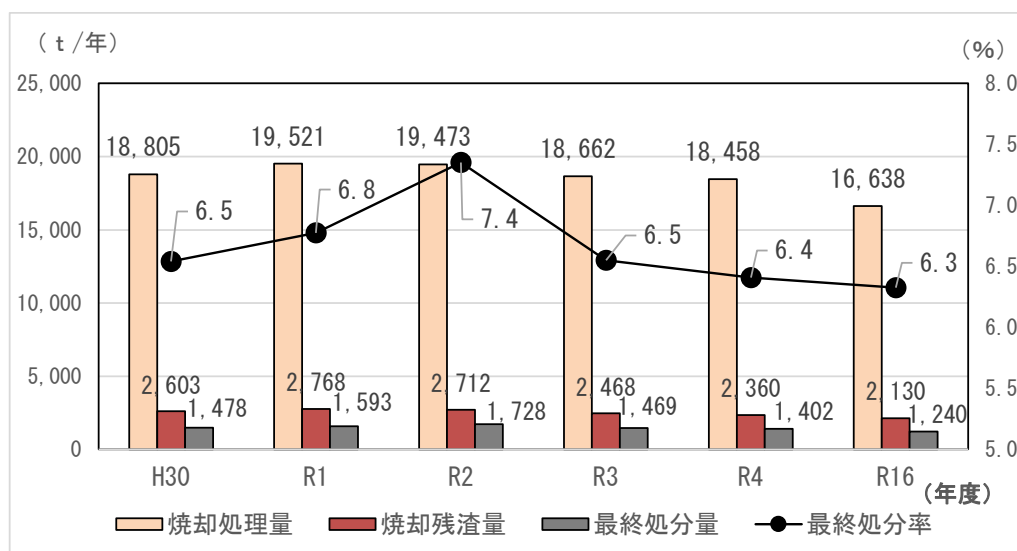


図 2.1-10 焼却処理量、最終処分量の実績及び予測

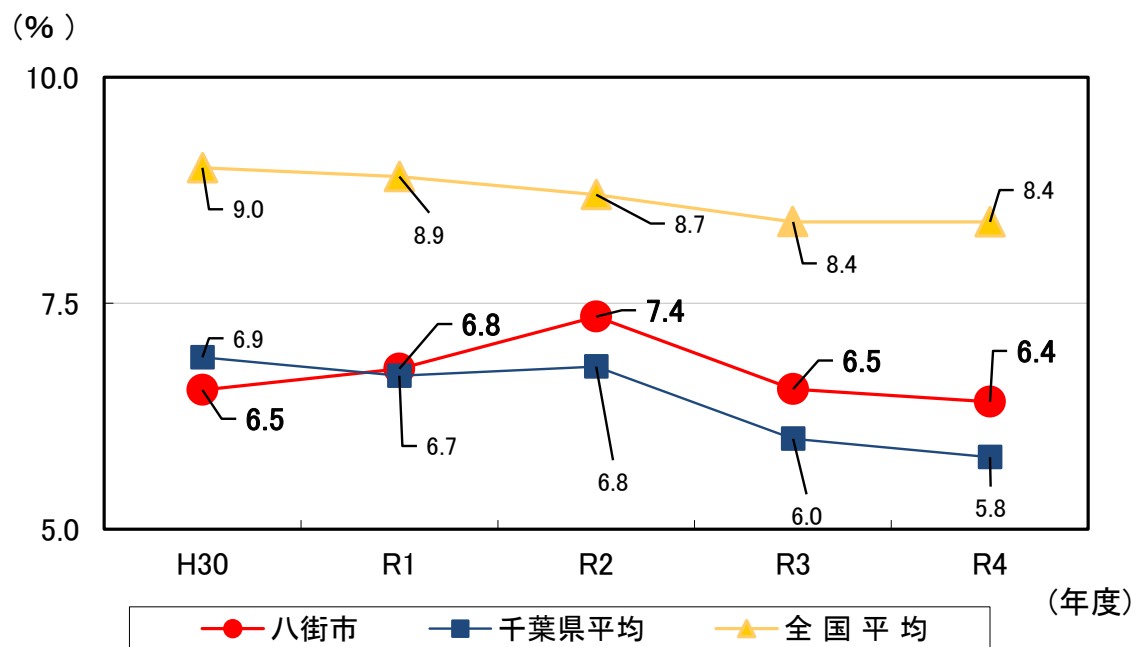
用語説明

最終処分率：最終処分場に埋め立てる量（最終処分量）をごみ総排出量で除した割合です。外部に委託して埋め立てる量も最終処分量として計算します。

(2) 全国、千葉県との比較

本市、全国平均及び千葉県平均の最終処分率の推移を図 2.1-11 に示します。

本市の令和 4 年度値は、全国平均よりも低く、千葉県平均よりも高い数値となっています。



注) 本市は実績値、全国平均、千葉県平均は一般廃棄物処理実態調査結果の数値を使用しています。

(資料：一般廃棄物処理実態調査結果 (全国平均、千葉県平均))

図 2.1-11 最終処分率の推移

6) ごみの性状

(1) ごみピットのごみ質分析結果

クリーンセンターにおいて毎年 4 回実施されているごみピットのごみ質分析結果の令和元年度から令和 5 年度の状況を表 2.1-9 及び図 2.1-12 に示します。

令和 5 年度では、プラスチック・ゴム・皮革類が 41.0%とごみ組成に占める割合が最も多く、次いで紙・布類が 34.7%となっています。

表 2.1-9 もやせるごみのごみ質状況

年度		R1	R2	R3	R4	R5	平均
単位容積重量 (kg/m ³)		129.5	117.8	122.3	133.5	105.3	121.7
ごみの組成	紙・布類	53.3	52.6	45.4	37.0	34.7	44.6
	プラスチック・ゴム・皮革類	23.7	23.2	39.2	31.9	41.0	31.8
	木・竹・ワラ類	6.2	6.0	3.2	13.4	7.8	7.3
	厨芥類	12.6	15.5	10.6	13.0	15.1	13.3
	不燃物類	2.0	1.8	1.3	3.7	0.0	1.7
	(%) その他	2.3	1.0	0.4	1.1	1.4	1.2
三成分	水分	41.6	36.3	35.7	48.4	46.4	41.7
	灰分	8.5	7.5	5.1	6.6	6.2	6.8
	(%) 可燃分	49.9	56.3	59.2	45.0	47.4	51.6
低位発熱量 計算値 (kcal/kg)		8,350	9,690	10,255	7,263	7,768	8,665
低位発熱量 実測値 (kcal/kg)		9,985	12,485	12,013	8,740	10,203	10,685

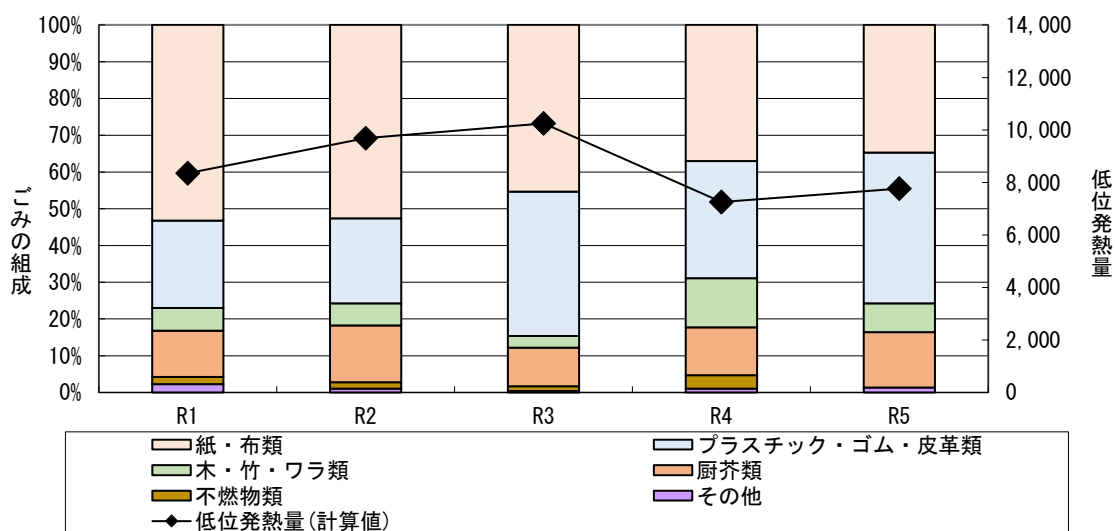


図 2.1-12 もやせるごみのごみ質状況

補足説明

ごみピットのごみ質分析方法

ごみピット内からごみを採取し、ごみの種類やごみの可燃分、水分、灰分の割合、ごみの持つ発熱量を調査します。

(2) ごみ組成分析調査

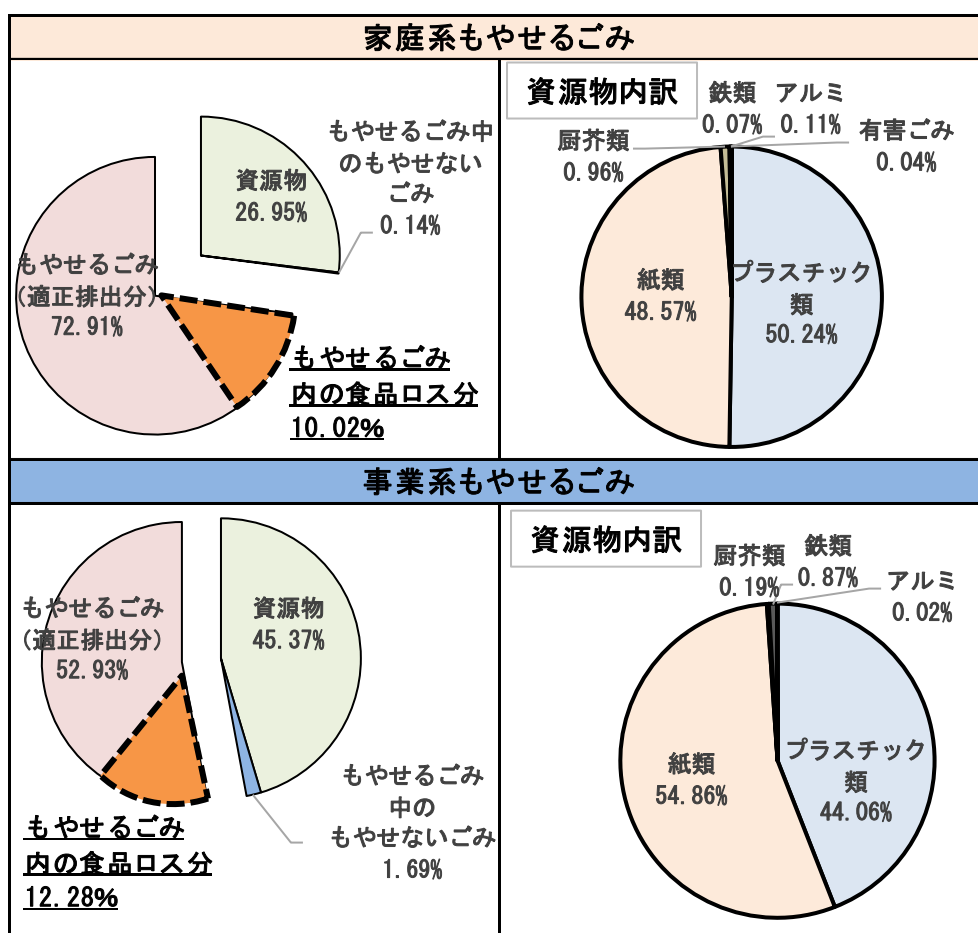
令和 6 年 5 月に行ったごみ組成分析調査結果を表 2.1-10 に示します。

家庭系もやせるごみの約 27%が正しく排出されておらず、もやせないごみの混入や資源物として排出可能なプラスチック類、紙類も多く混入している結果となっています。

事業系もやせるごみの約 47%が正しく排出されておらず、家庭系同様、プラスチック類、紙類が多く混入していた結果となっています。

また、食品ロス分は、家庭系、事業系いずれも約 10%以上排出されている結果となっています。

表 2.1-10 令和 6 年度ごみ組成分析調査結果（重量割合）



補足説明

ごみ組成分析調査方法

家庭から排出されるごみ袋を無作為に採取し、ごみの中に含まれる資源の種類や食品ロスの割合を調査します。

※**食品ロス**：本来食べることができるにもかかわらず捨てられている食品のことです。

※**プラスチック類**：資源物内訳に記載されているプラスチック類は、ペットボトル、プラスチック製容器包装、硬質プラスチックです。

※**紙類**：資源物内訳に記載されている紙類は、紙容器、包装紙、雑誌・パンフレット等です。

7) ごみ処理事業経費の現況

(1) ごみ処理事業経費

ごみ処理事業経費の推移を表 2.1-11～表 2.1-13 及び図 2.1-13～図 2.1-15 に示します。

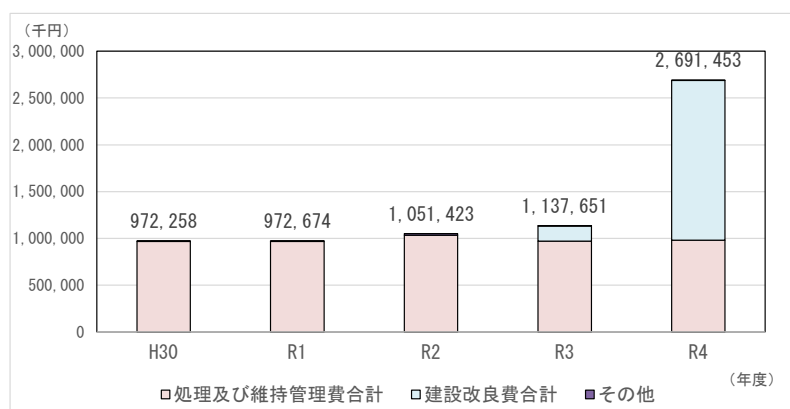
ごみ処理事業の経費について、令和 2 年度には処理費と維持管理費の合計が 10 億円を超えましたが、令和 3 年度以降は 10 億円以下で推移しています。令和 3 年度以降の建設改良費は八街市クリーンセンターの基幹的設備改良工事（令和 3 年度～令和 5 年度）によるものです。

1 人当たりのごみ処理及び維持管理費は、約 13,000～15,000 円台で推移しており、過去 5 年間の全国平均（約 12,470 円）、千葉県平均（約 12,304 円）と比べてやや高めです。ごみ 1 t 当たりのごみ処理及び維持管理費は、約 41,000～44,000 円台で推移しており、過去 5 年間の全国平均（約 37,907 円）、千葉県平均（約 37,946 円）を上回っています。

表 2.1-11 ごみ処理事業経費の推移

(単位：千円)

	H30	R1	R2	R3	R4
建設改良費合計	0	0	0	162,263	1,705,121
工事費	0	0	0	162,263	1,705,121
調査費	0	0	0	0	0
建設改良費組合分担金	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費合計	967,104	965,925	1,034,751	970,810	981,747
人件費	90,073	103,317	111,500	108,783	102,930
処理費	236,750	192,836	170,963	161,883	175,215
収集運搬費	4,738	5,986	4,133	4,205	4,929
中間処理費	219,584	177,225	158,724	144,457	163,797
最終処分費	12,428	9,625	8,106	13,221	6,489
車両購入費	0	0	0	0	0
委託費	640,281	669,772	752,288	700,144	703,602
収集運搬費	202,786	204,969	207,439	207,700	210,361
中間処理費	386,020	431,871	499,238	457,721	456,913
最終処分費	50,255	31,711	42,821	33,496	35,101
その他	1,220	1,221	2,790	1,227	1,227
組合分担金	0	0	0	0	0
調査研究費	0	0	0	0	0
その他	5,154	6,749	16,672	4,578	4,585
処理事業経費合計	972,258	972,674	1,051,423	1,137,651	2,691,453
1 t あたりの処理及び維持管理費 (円/t)	42,805	41,084	44,024	43,284	44,874
1人あたりの処理及び維持管理費 (円/人)	13,713	13,868	15,077	14,299	14,529



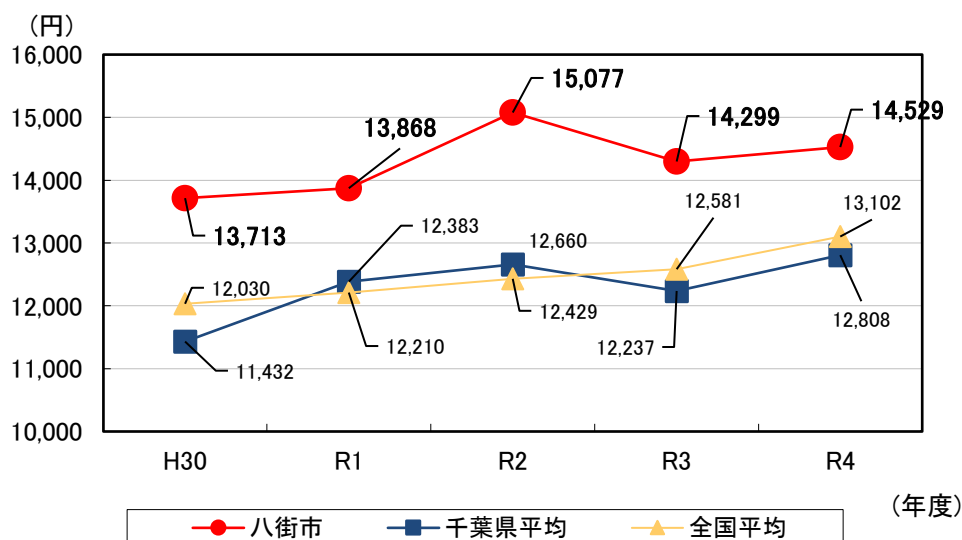
(資料：一般廃棄物処理実態調査結果)

図 2.1-13 ごみ処理事業経費の推移

表 2.1-12 1人当たりのごみ処理及び維持管理費の推移

単位：円

	H30	R1	R2	R3	R4	5年間平均
八街市	13,713	13,868	15,077	14,299	14,529	14,297
千葉県平均	11,432	12,383	12,660	12,237	12,808	12,304
全国平均	12,030	12,210	12,429	12,581	13,102	12,470



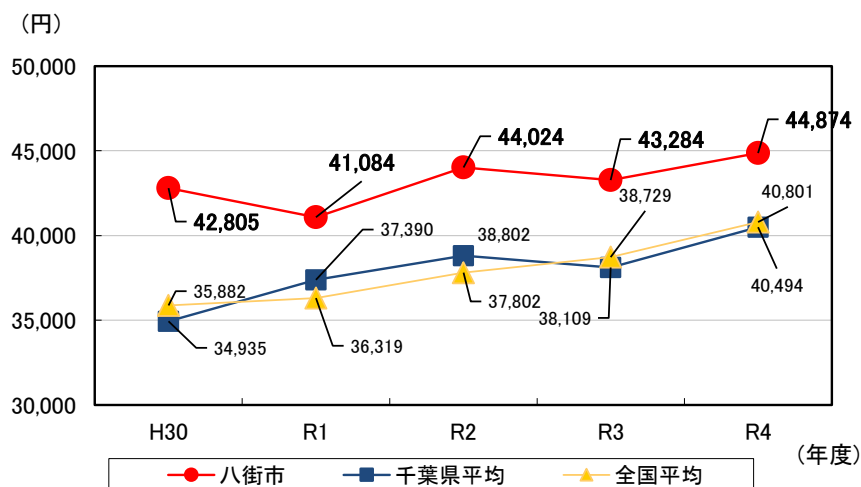
(資料：一般廃棄物処理実態調査結果)

図 2.1-14 1人当たりのごみ処理及び維持管理費の推移

表 2.1-13 1t 当たりのごみ処理及び維持管理費の推移

単位：円

	H30	R1	R2	R3	R4	5年間平均
八街市	42,805	41,084	44,024	43,284	44,874	43,214
千葉県平均	34,935	37,390	38,802	38,109	40,494	37,946
全国平均	35,882	36,319	37,802	38,729	40,801	37,907



(資料：一般廃棄物処理実態調査結果)

図 2.1-15 1t 当たりのごみ処理及び維持管理費の推移

本市のごみ処理・処分費が全国平均及び千葉県平均よりも高い主な原因としては、リサイクル関連の中間処理施設や粗大ごみ、もやせないごみ関連の中間処理施設が運営されていないことから、中間処理以降、最終処分までに関する外部委託が多いことがあげられます。

(2) ごみ処理及び維持管理費

令和４年度のごみ処理及び維持管理費の内訳を図 2.1-16 に示します。

ごみ処理及び維持管理費は、委託費が 71.7% を占めています。

委託費を作業工程別に区分すると、中間処理費が 63.2% と半数以上を占めており、次いで収集・運搬費が 21.9%、人件費が 10.5%、最終処分費 4.2%、その他が 0.1% となっています。

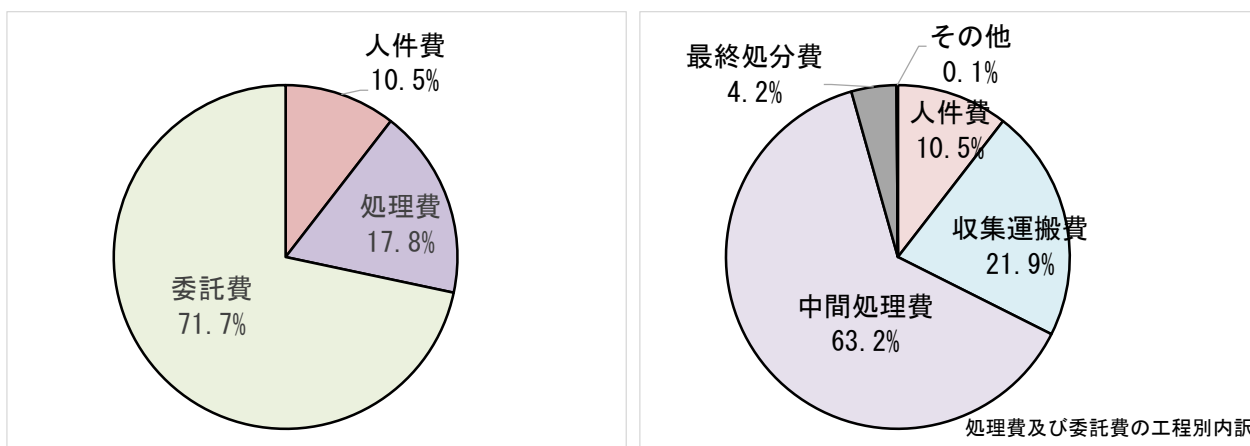


図 2.1-16 ごみ処理及び維持管理費の内訳並びに委託費の内訳

参 考

1. 全国の類似市町村との比較

本市における全国の類似市町村との比較結果を、参考表 1 及び参考図 1 に示します。参考図 1 のレーダーチャートは、数値が大きいほど良好な状態を示します。

「廃棄物のうち最終処分される割合」は、平均 0.084 t/t に対し、八街市は 0.034 t/t であり、平均より良い割合となっていますが、「人口一人当たり年間処理経費」は、平均 13,081 円/人年に対し、八街市は 14,529 円/人年であり、平均より高い経費となっています。

参考表 1 本市のごみ処理の評価（全国の類似市町村との比較）

標準的な指標	人口一人一日 当たりごみ総 排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメン ト原料化等除 く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分され る割合 (t/t)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
全国平均	0.923	0.147	0.084	13,081	39,412
八街市	0.886	0.121	0.034	14,529	44,332
指数値	104.0	82.3	159.5	88.9	87.5

資料：「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(令和4年度実績版)」

(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)一部加筆

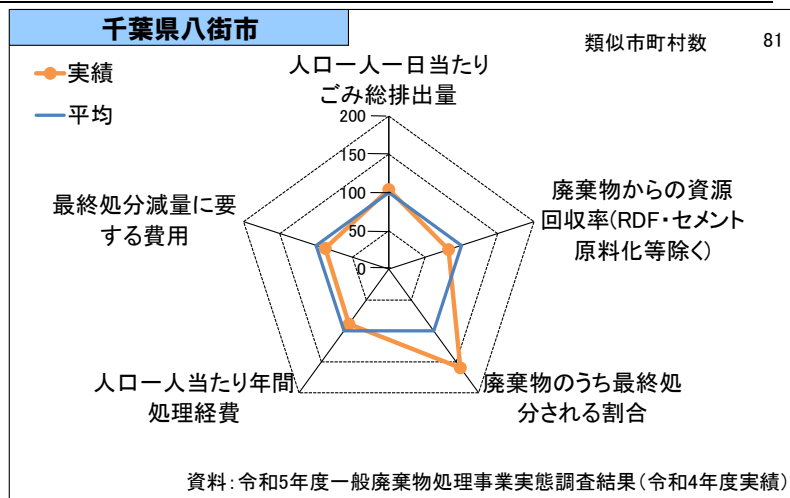
注) RDF: Refuse Derived Fuel の略で、ごみ固形化燃料とも呼びます。生ごみ・廃プラスチック・古紙などの可燃性のごみを、粉碎・乾燥したのちに生石灰を混合して、圧縮・固化したものを指します。

セメント原料化: 各種の廃棄物をセメント原料のクレー(無機性汚泥、焼却灰など)、石灰石(カルシウム含有汚泥など)、石膏(排脱石膏など)、燃料(廃油、廃プラスチック、ゴムくず、木くずなど)の代替品として利用することです。

指数値: 全国平均を 100 とした場合の八街市の評価値

例) 人口一人一日当たりごみ排出量の全国平均 0.923 (kg/人・日) を 100 とすると、八街市の 0.886 (kg/人・日) は 104 となります。

市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールは一般廃棄物処理実態調査結果の数値を採用しているため最終処分量が実績値と異なります(一般廃棄物処理実態調査結果の最終処分量には焼却残渣(外部委託分)を計上していません)。そのため廃棄物のうち最終処分される割合は参考値となります。



資料：「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(令和4年度実績版)」

(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)一部加筆

注) レーダーチャートは、数値が大きいほど良好な状態を示します。

参考図 1 本市のごみ処理の評価（全国の類似市町村との比較）

2. 千葉県内の類似市町村との比較

本市における千葉県内の類似市町村との比較結果を、参考表 2 及び参考図 2 に示します。参考図 2 のレーダーチャートは、数値が大きいほど良好な状態を示します。

標準的な指標 5 項目のうち、「廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等除く）」以外は、平均よりも良い結果となっていますが、「廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等除く）」は、平均 0.189t/t に対し、八街市は 0.121 t/t であり、低い回収率となっています。

参考表 2 本市のごみ処理の評価（千葉県内の類似市町村との比較）

標準的な指標	人口一人一日 当たりごみ総 排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメン ト原料化等除 く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分され る割合 (t/t)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
千葉県平均	0.91	0.189	0.057	14,550	43,579
八街市	0.886	0.121	0.034	14,529	44,332
指数値	102.6	64.0	140.4	100.1	98.3

資料：「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和 4 年度実績版）」

（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）一部加筆

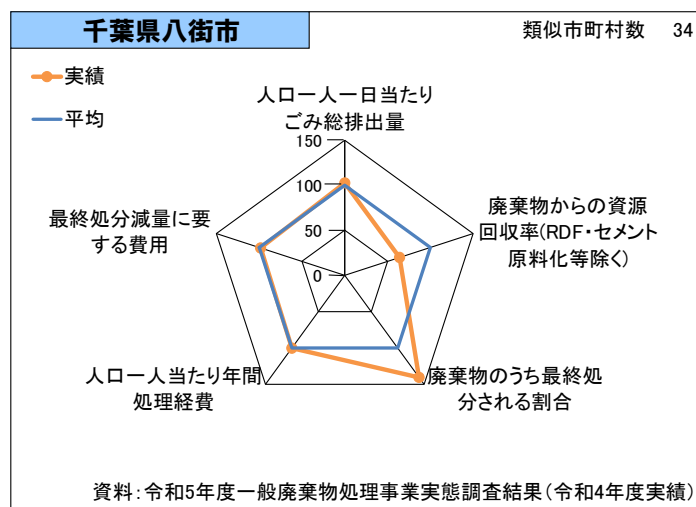
注）RDF：Refuse Derived Fuel の略で、ごみ固化燃料とも呼びます。生ごみ・廃プラスチック・古紙などの可燃性のごみを、粉碎・乾燥したのちに生石灰を混合して、圧縮・固化したものを指します。

セメント原料化：各種の廃棄物をセメント原料のクレー（無機性汚泥、焼却灰など）、石灰石（カルシウム含有汚泥など）、石膏（排脱石膏など）、燃料（廃油、廃プラスチック、ゴムくず、木くずなど）の代替品として利用することです。

指数値：千葉県内の類似市町村の平均を 100 とした場合の八街市の評価値

例）人口一人一日当たりごみ排出量の千葉県内の類似市町村平均 0.91（kg/人・日）を 100 とすると、八街市の 0.886（kg/人・日）は 102.6 となります。

市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールは一般廃棄物処理実態調査結果の数値を採用しているため最終処分量が実績値と異なります（一般廃棄物処理実態調査結果の最終処分量には焼却残渣（外部委託分）を計上していません）。そのため廃棄物のうち最終処分される割合は参考値となります。



資料：「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和 4 年度実績版）」

（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）一部加筆

注）レーダーチャートは、数値が大きいほど良好な状態を示します。

参考図 2 本市のごみ処理の評価（千葉県内の類似市町村との比較）

8) ごみ処理施設の現況

本市の主なごみ処理施設は、八街市クリーンセンター、八街市一般廃棄物最終処分場です。施設の概要を表 2.1-14 に示します。

表 2.1-14 ごみ処理施設の概要

施設名	八街市クリーンセンター	
所在地	八街市用草字摩拝塚500	
処理方式	ストーカ式(可動)	
炉形式	全連続運転	
処理能力(t/日)	125	
炉数	2	
使用開始年度	平成14年度	
余熱利用の状況	場内温水、場内蒸気	
総余熱利用量(MJ)	6,088,372 (令和4年度実績)	
発電能力(kW)	0	
発電効率(%)	0	
総発電量(MWh)	0	
灰処理設備の有無(焼却灰)	溶融処理	
灰処理設備の有無(飛灰)	その他	
運転管理体制	委託	
施設の改廃等	無し	
産業廃棄物の搬入の有無	無し	

施設名	八街市一般廃棄物最終処分場	
所在地	八街市用草字滝ノ谷津339	
残余容量(m ³)	50,067.80 (令和5年度実績)	
埋立場所	山間	
埋立開始年度	昭和56年度	
埋立地面積(m ²)	42,220	
全体容積(m ³)	405,800	
埋立終了年度	令和6年度	
遮水の方法	底部遮水工	
浸出水の処理	凝集沈殿 生物処理(脱窒なし)ろ過器	
運転管理	委託	
処分場の現状	埋立中	
施設の改廃等	無し	
産業廃棄物の搬入の有無	無し	

2.2 ごみ処理の課題

1) 旧計画の検証と対応

旧計画で設定されている数値目標の検証結果を表 2.2-1 に示します。

令和 7 年度目標値については、最新年度実績値である令和 4 年度と比較しています。

再生利用量（総資源化量）及びリサイクル率以外の項目は令和 4 年度時点で目標を達成しています。

再生利用量（総資源化量）及びリサイクル率が達成できなかった主な要因としては、3R の周知徹底、適正排出による資源化の周知が進んでいなかったことなどが考えられます。

表 2.2-1 数値目標の検証結果

項目	単位	令和4年度	令和7年度	評価
		実績値	目標値	
1人1日当たりごみ排出量	g / 人日	887	900	達成
ごみ排出量	t / 年	21,878	22,453	達成
再生利用量（総資源化量）	t / 年	4,378	5,218	未達成
リサイクル率	%	20.0%	23.2%	未達成
減量処理量	t / 年	20,889	20,563	達成
減量処理率	%	96.7%	93.70%	達成
最終処分量	t / 年	1,402	2,340	達成
最終処分率	%	6.4%	10.7%	達成

旧計画の具体的取り組みの検証（現状）及び対応を表 2.2-2 に示します。

表 2.2-2 旧計画の具体的取り組みの検証（現状）及び対応

具体的取り組み	検証（現状）及び対応	評価
3 R の推進		
リデュース（発生抑制）の促進に関する具体的取り組み		
①発生抑制のための仕組みづくり 市民、事業者、行政が参加して発生抑制のための仕組みづくりを検討します。 実施計画：継続	○検証（現状） 発生抑制については、広報紙やホームページにより啓発を行っているほか、市民を対象とした講座や小学校4年生を対象とした施設見学会を通じて発生抑制について啓発している。事業者に対しては、分別の徹底を促すことで、ごみの減量化につなげている。 ○対応 引き続き、啓発について継続する。	△
②マイバッグ運動の推進、過剰包装・過剰商品購入の抑制 市内の小売店と協働して、マイバッグ運動を継続しレジ袋の削減を推進します。また、過剰包装や過剰商品を購入しないよう、計画的な消費活動を促進し、ごみの排出を抑制します。 実施計画：検討・実施（短期目標）	○検証（現状） ホームページ上において、マイバッグの利用促進を促している。 ○対応 今後も継続していく。	△
③リサイクル推進店推奨制度の活用 包装の簡素化推進、再生品の販売促進、リサイクル資源を自主回収する等ごみ減量・リサイクルの推進を行っている小売店の推奨制度を整備し、市内小売店との連携による排出抑制の啓発事業を実施します。 実施計画：検討・実施（中期目標）	○検証（現状） 令和3年4月1日より八街市リサイクル推進店の認定を行っている。 ○対応 今後は、さらにリサイクル推進店の拡大に向け対応していく。	○
④生ごみ処理容器・生ごみ処理機購入補助事業の活用 生ごみの減量化、肥料化を促進するため、生ごみ処理容器・生ごみ処理機の購入補助事業を継続し、支援します。 実施計画：継続	○検証（現状） 平成28年度より生ごみ処理容器及び電気式生ごみ処理機の購入補助を実施し、家庭からのごみの減量化を推進している。 ○対応 購入補助事業を継続し、堆肥化による再利用や生ごみの減量化を促進していく。	○
⑤事業系ごみの減量推進制度の活用 事業系ごみに含まれる資源物は原則として事業者の責任において資源化するよう、要請するとともに、許可業者との連携で実効性を高めます。 実施計画：検討・実施（短期目標）	○検証（現状） 事業系ごみの減量推進制度の検討は行っていない。 ○対応 制度について今後検討を行い、事業者や事業者団体等に対し協力量議等を行っていく。	×
⑥事業系ごみ多量排出者の減量化計画支援 事業者のうち、多量排出者に対して減量指導を行います。 実施計画：継続	○検証（現状） ごみの発生場所や搬入時に指導を行っている。 ○対応 継続して指導を実施していく。	○
⑦家庭系ごみの処理手数料の導入検討 家庭系ごみの減量化方策として、ごみ処理の有料化の導入の検討を行います。 実施計画：検討・実施（短期目標）	○検証（現状） 直接搬入ごみ及び指定袋に対する有料化は行っていない。 ○対応 家庭系の直接搬入ごみや指定袋に対する有料化について調査・検討を進める。	△
⑧事業系ごみの処理手数料の見直し 事業系ごみの減量化方策として、ごみ処理手数料の見直しの検討を行います。 実施計画：検討・実施（中期目標）	○検証（現状） 令和元年度に手数料の一部改定を行っている。 ○対応 事業系ごみの搬出量を確認しながら、効果的な減量化方策およびごみ処理手数料見直しの検討を進める。	△
⑨有機性廃棄物の有効利用促進の検討 剪定枝や生ごみをバイオマスの有効利用のための資源として活用することを検討します。 実施計画：検討・実施（長期目標）	○検証（現状） 一部の樹木については、バイオマス燃料の資源として活用を行っている。 ○対応 今後もバイオマス燃料の資源と出来るよう活用を促進する。	△
⑩拡大生産者責任の明確化 国に対し製造・販売元である事業者の物理的、経済的責任が製品ライフサイクルの使用後の段階まで拡大されるよう拡大生産者責任（EPR=Extended Producer Responsibility）の明確化を求めます。当面、ペットボトルやプラスチック類について事業者による資源物の自主回収が拡大されるよう要請します。 実施計画：検討・実施（長期目標）	○検証（現状） 県促進協を通じて要請している。 ○対応 引き続き、県促進協を通じて要請していく。	△
⑪数値目標の達成評価、公表 発生抑制の結果、本計画の数値目標が達成できたか一定期間で評価、公表します。 実施計画：検討・実施（短期目標）	○検証（現状） 特に行っていない。 ○対応 八街市総合計画2025前期基本計画（5年計画）の終期に合わせて、本基本計画の中間的な検証が必要であるが、その公表方法については、今後、検討していく。	×

注）短期目標：5年以内、中期目標：10年以内、長期目標：目標年度まで

評価 ○：達成 △：施策実施中 ×：見直しが必要

【参考資料】家庭用生ごみ減量機器設置促進事業補助金件数

	コンポスト			電気式処理機			合計金額
	申請者数	基数	金額	申請者数	基数	金額	
令和元年度	6人	8基	16,200円	3人	3基	48,200円	64,400円
令和2年度	7人	9基	22,900円	9人	9基	133,500円	156,400円
令和3年度	7人	7基	18,400円	8人	8基	119,200円	137,600円
令和4年度	11人	15基	38,600円	5人	5基	87,400円	126,000円
令和5年度	6人	6基	16,700円	11人	11基	187,800円	204,500円
合計	37人	45基	112,800円	36人	36基	576,100円	688,900円

具体的取り組み	検証（現状）及び対応	評価
3 Rの推進		
リユース（再使用）の促進に関する具体的取り組み		
①不用品交換制度の充実 不用品交換制度は現在、不用となった製品の情報だけを市役所内の一定箇所で開催しています。将来は情報制度を活用して不用品交換制度の充実を図ります。 実施計画：検討・実施（中期目標）	○検証（現状） 特に行っていない。 ○対応 今後、情報発信の集約化を含め検討していく。	×
②不用品補修・販売制度の充実 不用となった家具等のうち、補修すれば製品として十分な機能を確保できるものが見られます。市内のボランティア団体やNPO団体、高齢者団体との連携を模索し、不用品補修・交換制度の充実を図ります。 実施計画：検討・実施（中期目標）	○検証（現状） 特に行っていない。 ○対応 今後、各種団体との連携の可能性を検討していく。	×
③リユースショップの推奨 市内のリユースショップの紹介や推奨を行います。 実施計画：検討・実施（短期目標）	○検証（現状） 令和3年4月1日より、八街市リユース推進店認定制度を開始した。 ○対応 今後、リユース推進店の認定を進めていく。	△

【参考資料】不用品交換件数：商工観光課

		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
譲ります	依頼件数	5	4	7	6	3	2	6	7	0	0
	成立件数	2	0	1	2	2	1	4	2	0	0
譲ってほしい	依頼件数	5	5	6	2	2	0	0	0	1	0
	成立件数	2	2	1	0	0	0	0	0	1	0

評価 ○：達成 △：施策実施中 ×：見直しが必要

具体的取り組み	検証（現状）及び対応	評価
3 Rの推進		
リサイクル（再生利用）の促進に関する具体的取り組み		
①集積場所における適正排出の指導 廃棄物処理法第5条の7に示す廃棄物減量等推進員を委嘱できる制度を定め、ごみと資源物の分け方・出し方や集積場所の適正管理の指導を行っていきます。また、「家庭ごみの分け方・出し方」、「ごみ収集カレンダー」は全戸に配布し適正排出を呼びかけていきます。廃棄物減量等推進員制度は、費用対効果を含めて導入の検討を行います。 実施計画：継続	○検証（現状） ごみ収集カレンダーの全戸配布を行っており、適正排出を呼びかけている。 ○対応 カレンダーの全戸配布は継続していく。廃棄物減量等推進員の導入については、今後検討していく。	△
②広報紙等媒体の充実 ・ポスターの「家庭ごみの分け方・出し方」、インターネットの「ごみの分け方・出し方」の内容の充実を図ります。 ・新規転入者に対する「家庭ごみの分け方・出し方」、パンフレット等の配付によるごみ処理システムに関する周知を徹底します。 ・外国人向けパンフレットの作成を実施します。 実施計画：継続	○検証（現状） ホームページや全戸配布、広報等により分別方法を掲載。転入者には、転入届申請時に分別表やカレンダー等の配布を行っている。 外国人向けのパンフレットも作成し、配布している。 ○対応 今後も継続していく。	○
・不用品補修・販売制度の周知を徹底します。 実施計画：検討・実施（中期目標）	○検証（現状） 令和3年4月1日から、八街市リサイクル推進店認定制度、八街市リユース推進店認定制度を実施した。 ○対応 今後も両制度の周知を行っていく。	○
③資源回収実施団体による資源回収を支援 八街市資源回収実施奨励金交付要綱による支援を行います。また、ステーションでの資源の抜き取り防止のための条例整備を検討します。 実施計画：継続	○検証（現状） 資源回収実施団体に対し、奨励金による支援を行っている。平成22年度からごみステーションでの資源の抜き取り防止条例を施行している。 ○対応 今後も継続していく。	○
④中間処理施設及び最終処分場での資源回収強化 排出されたごみの中に含まれる、鉄、新聞紙、ペットボトル等の資源回収を強化します。 実施計画：継続	○検証（現状） 広報やホームページ、ごみ収集カレンダー等により分別の徹底を呼びかけている。 ○対応 クリーンセンター施設内でも資源物の分別を行い、資源回収を徹底して行っている。	○
⑤家電リサイクル推進の継続 エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機は家電リサイクル法対象製品であり、指定引取場所等へ運び込むよう周知徹底し、制度の定着を目指します。 実施計画：継続	○検証（現状） 問い合わせ等があった場合、適切な処理方法の説明をしているとともに、ごみカレンダーにより周知を図っている。 ○対応 今後も継続していく。	○
⑥リサイクル関連制度の周知徹底 多様化するリサイクル関連法令等再生利用に関する情報収集と、周知徹底を行います。 実施計画：継続	○検証（現状） ホームページやSNS等を活用し、周知している。 ○対応 今後も継続していく。	○
⑦新たな分別区分の検討 平成25年度現在、資源は13種に分類している。今後資源化が期待できる品目は、古布や剪定枝葉があります。しかし、本市では、リサイクル施設を有していないことから、品目の拡大に対しては収集運搬、処理について十分な検討が必要となり、総合的な見地から検討を行うこととします。 実施計画：検討・実施（長期目標）	○検証（現状） 本市の分別における「もやせるごみ」と「もやせないごみ」以外は再商品化（リサイクル）されている。 ○対応 今後も廃棄物の再商品化を推進するための分別区分について調査研究を進める。	○

注）短期目標：5年以内、中期目標：10年以内、長期目標：目標年度まで

【参考資料】 集団回収実績一覧

	団体数	古紙・古繊維	スチール	アルミ	ビン	合計 kg	合計 円
令和元年度	51	270,690	4,574	6,985	0	282,249	1,128,996
令和2年度	49	183,490	3,799	5,937	0	193,226	772,904
令和3年度	49	176,760	3,169	5,270	0	185,199	740,796
令和4年度	47	166,460	2,913	5,178	0	174,551	698,204
令和5年度	47	144,050	2,651	4,320	0	151,021	604,084
合計		941,450	17,106	27,690	0	986,246	3,944,984

評価 ○：達成 △：施策実施中 ×：見直しが必要

具体的取り組み	検証（現状）及び対応	評価
適正処理の推進		
収集・運搬の適正化に関する具体的取り組み		
①環境に配慮した運搬車両の適正な運用 環境にやさしい収集・運搬を行うために、アイドリングストップ運動や新規車両の購入に際しては低公害車の導入を促進します。委託業者、許可業者にも適正な収集・運搬の運用を要請します。 実施計画：検討・実施（短期目標）	○検証（現状） 委託業者や許可業者への運用要請は行っていない。 ○対応 アイドリングストップ運動や低公害車の導入等、市だけでなく委託業者や許可業者へ呼びかけを行っていく。	×
②有料化の検討 一般的にごみの手数料を徴収することで、ごみ排出者の排出抑制、減量化のインセンティブ（行動を起こさせる動機付け）が働くと考えられています。生活系のごみに対する有料化導入について検討します。 実施計画：検討・実施（短期目標）	○検証（現状） 有料化を実施している近隣市町村の状況の確認、料金や課題を検証。 ○対応 近い将来の実施に向けて、直接搬入ごみ及び指定袋について有料化の検討を行っていく。	△
③安全なごみ収集・運搬作業の検討 スプレー缶、カセットボンベ、ガスライター等の可燃性・爆発性廃棄物の適正な排出方法の周知徹底を図ります。また、在宅医療からの廃棄物の適正な排出方法の周知徹底を図ります。 実施計画：継続	○検証（現状） ホームページや広報、問い合わせ等において、排出方法の周知を行った。 ○対応 今後も継続していく。	○
④収集処理できない廃棄物への対策の検討 市民へ排出方法を周知徹底します。 実施計画：継続	○検証（現状） ごみステーションでは警告シールの貼付け、直接搬入や問い合わせでは、適切な排出方法を指導している。 ○対応 今後も継続していく。	○
⑤高齢化社会対応の収集・運搬体制の検討 独居老人世帯の増加に伴いごみステーションへの重いごみや嵩張るごみ出しが困難になってくることなど、高齢化社会がごみの収集・運搬に及ぼす影響が出現すると考えられます。該当者に対する適切な収集・運搬方法を検討します。 実施計画：検討・実施（短期目標）	○検証（現状） 「八街市高齢者福祉計画」への位置付けを行った。 ○対応 今後、他自治体の事例を検証し、関係課等と協議等を行い、福祉施策の一環として、該当者に対する適切な収集運搬方法等について検討していく。	△
中間処理の適正化に関する具体的取り組み		
①資源選別施設整備の検討 収集資源やもやせないごみ、粗大ごみを適正処理するにはリサイクルプラザの整備が必要となりますが、今後、経済性を含めて施設整備の可能性を検討します。 実施計画：継続	○検証（現状） 特に行っていない。 ○対応 費用対効果を含め検討を行っていく。 また、今後、ごみ処理施設の整備構想等の策定が行われる際には、この中で検討を行っていく。	×
②もやせるごみを適正処理できる焼却施設の適正運営の実施 増加するもやせるごみを適正に焼却処理できるよう、ごみの高発熱量化対応を含めて適正処理計画を検討します。 実施計画：継続	○検証（現状） クレーンによる攪拌でごみの均一化を図っている。 ○対応 当初のごみ質との比較を継続していく。	△
③溶融スラグの有効利用方法の検討 溶融スラグを有効に利用するには、磨砕施設等を整備し、JIS規格に適合させるよう改変することが望まれます。JIS規格（JISA5031：一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材；JISA5032：一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ）適用をめざして施設整備し、土木資材の代替材として積極的に有効利用できるようにするかどうかを、経済性を含めて検討します。 実施計画：検討・実施（長期目標）	○検証（現状） 現在、灰溶融施設は稼働停止中（休止届提出済み） ○対応 —	—
最終処分場の適正化に関する具体的取り組み		
①溶融スラグの有効利用による埋立量の削減 溶融スラグの有効利用を経済性を含めて検討します。 実施計画：検討・実施（長期目標）	○検証（現状） 現在、灰溶融施設は稼働停止中（休止届提出済み） ○対応 —	—
②最終処分場再生事業による最終処分場延命化の検討 八街市一般廃棄物最終処分場の再生事業について、経済性を含めて検討します。 実施計画：検討・実施（長期目標）	○検証（現状） 特に行っていない。 ○対応 今後のごみ処理の動向を注視していく。	×

注）短期目標：5年以内、中期目標：10年以内、長期目標：目標年度まで

評価 ○：達成 △：施策実施中 ×：見直しが必要

用語説明

灰溶融施設：焼却灰を高温で溶かしスラグにする施設のことをいいます。

具体的取り組み	検証（現状）及び対応	評価
健全な事業運営に関する具体的取り組み		
①環境省が示す一般廃棄物会計基準の導入 環境省が示す一般廃棄物会計基準に沿って、ごみ処理事業分析を行います。また、その結果得られる処理事業単価を他団体との比較検討を行い、事業経営の視点からみた改善を検討します。 実施計画：検討・実施（短期目標）	○検証（現状） 特に行っていない。 ○対応 今後検討していく。	×
②ごみ処理の広域処理の検討 本市は、千葉県ごみ処理広域化計画（平成11年3月）で印旛ゾーン（八街市、成田市、富里市が構成市）として位置づけられています。ごみ処理に関しては、現在は広域で取り組んで施設整備等を行っていません。将来、施設の建替え等、広域で取り組む必要のある事業が想定される場合、具体的な検討を行います。 実施計画：継続	○検証（現状） 次期ごみ焼却施設について、あらゆる可能性を検討している。 ○対応 単独、広域化、民間委託といったあらゆる可能性を検討して、その中で最善策を見つけていく。	○
③新しい事業形態の導入検討 新しい事業運営方法として、既設の焼却施設等の維持補修を含めた包括的な運営管理委託事業（PPP）の導入を検討します。 実施計画：検討	○検証（現状） 特に行っていない。 ○対応 あらゆる可能性の検討の中で検討していく。	×
④災害廃棄物処理対策の明確化 千葉県内の市町村・一部事務組合の間では、平成9年に「災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」が締結されており、県内すべての廃棄物処理施設の相互援助協力体制が確立されています。市では震災廃棄物対策指針（平成10年10月、厚生省）及び「水害廃棄物対策指針（平成17年6月、環境省）」に沿って、平成14年12月に八街市震災廃棄物処理計画を策定しましたが、策定後11年を経過していることを鑑み、「千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン」（平成25年3月）を参考に計画の見直しを検討します。 実施計画：検討・実施（短期目標）	○検証（現状） 令和5年度に八街市災害廃棄物処理基本計画を策定した。 ○対応 災害時には災害廃棄物処理基本計画に基づき処理等を行っていく。	○

注）短期目標：5年以内、中期目標：10年以内、長期目標：目標年度まで

具体的取り組み	検証（現状）及び対応	評価
環境保全意識の向上		
環境保全意識の向上に関する具体的取り組み		
①市民の役割及び周知徹底 ・大量消費、大量廃棄の生活スタイルから資源を大切に、環境保全に配慮した消費活動やライフスタイルへ転換する 実施計画：継続	○検証（現状） ホームページや広報、ごみカレンダーなどで周知を行っている。 ○対応 今後も継続していく。	○
・「もったいない」の精神を大切に、3Rにリフューズ（ごみになるものは受け取らない）、リペア（ものを修理して使う）の二つを加えた、5Rの実践をする 実施計画：検討・実施（短期目標）	○検証（現状） 特に行っていない。 ○対応 まずは市民等に3Rの周知徹底を行っていく。	×
・ごみの分別に協力し、異物混入排除に協力する 実施計画：継続	○検証（現状） ホームページや広報、ごみカレンダーなどで周知を行っている。 ○対応 今後も継続していく。	○
・民間事業者の実施するリサイクルに協力、参加する 実施計画：継続	○検証（現状） リサイクル推奨店及びリユース推奨店について、市民へ周知し、廃棄物のリサイクル、不用品のリユースを推進し、ごみの減量化に努めている。 ○対応 今後も継続していく。	○
・ごみの減量化、資源化を通じて、環境保全意識の向上を図る 実施計画：継続	○検証（現状） 多くの市民にごみの分別に協力いただいているほか、生ごみ処理機の設置にも協力いただいております。市民によるごみの減量化が取り組まれている。 ○対応 引き続きごみの減量化、資源化の周知を実施していく。	○
・不法投棄を予防し、地域の環境美化活動に参画する 実施計画：継続	○検証（現状） 不法投棄監視員の委嘱及び警備会社によるパトロールを実施。 ○対応 今後も継続していく。	○
・市民、事業者、行政の協働イベント等に積極的に参加し、循環型社会形成推進に関する情報及び活動意識を共有する 実施計画：継続	○検証（現状） 特に行っていない。 ○対応 イベント等に参加し情報交換等を行っていく。	×

注）短期目標：5年以内、中期目標：10年以内、長期目標：目標年度まで

評価 ○：達成 △：施策実施中 ×：見直しが必要

具体的取り組み	検証（現状）及び対応	評価
環境保全意識の向上		
環境保全意識の向上に関する具体的取り組み		
・自分で得た環境保全意識や脱温暖化社会、低炭素型社会創りの輪を広げる 実施計画：継続	○検証（現状） 特に行っていない。 ○対応 イベント等に参加し情報交換等を行っていく。	×
・事業者や行政が行う環境保全活動の報告をチェックし、より良い行動、活動の提言を行う 実施計画：検討・実施（短期目標）	○検証（現状） 不法投棄監視員や警備会社からの報告等のチェックを行っている。 ○対応 今後も継続していく。	○
②事業者の役割及び周知徹底 ・自己処理の原則に基づき事業活動で生じた廃棄物は適正に処理する 実施計画：継続	○検証（現状） 広報等で周知している。 ○対応 今後も広報やHP等を通して周知を行っていく。	○
・多量排出事業者は廃棄物減量計画・実績報告を作成し、毎年の減量に努める 実施計画：継続	○検証（現状） 特に行っていない。 ○対応 今後、検討していく。	×
・拡大生産者責任を踏まえた、リサイクルや適正処理の取り組みを実施する 実施計画：継続	○検証（現状） 特に行っていない。 ○対応 リサイクルや適正処理の周知を行っていく。	×
・具体的には店頭回収や、新聞の回収等関係製品のリサイクルに積極的に取組む 実施計画：継続	○検証（現状） リサイクル推進店認定制度の推進等により、資源物の店舗回収の促進を図っている。 ○対応 引き続き事業者に対しリサイクル活動の推進を促していく。	○
・各種リサイクル法に定められた役割を理解し、取り組みを実行する 実施計画：継続	○検証（現状） 直接搬入時や問い合わせ等があった場合は、適正処理の方法やリサイクルについて指導を行っている。 ○対応 今後も継続していく。	○
・ISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントシステムを構築し、循環型社会形成推進、脱温暖化社会、低炭素型社会の実現に貢献する 実施計画：継続	○検証（現状） 基幹的設備改良工事を行い、二酸化炭素排出量の削減を行った。 ○対応 削減した二酸化炭素排出量を増やさないよう事業を進めていく。	○
・自らの取り組みを積極的に公表し、環境情報を提供する 実施計画：継続	○検証（現状） 特に行っていない。 ○対応 周知活動を行っていく。	×
・地域の環境美化活動に参加する 実施計画：継続	○検証（現状） 市が実施する環境美化活動と併せて実施してもらうだけでなく、その他の時期に実施した際のごみの受け入れ等を行っている。 ○対応 今後も地域と協力を図っていく。	○
③行政の役割及び周知徹底 ・本計画で定めるごみ処理の基本理念および基本方針（3Rの推進、適正処理、環境保全意識の向上）を市民、事業者周知徹底し、自らも行動する 実施計画：継続	○検証（現状） 市民に対しごみの分別表やカレンダーを活用し、適正処理や3Rなどの周知を行っている。 ○対応 事業者に対しても周知等を行い、市全体で環境保全の意識の向上を図るとともに、ごみの減量等の周知を行っていく。	○
・多量排出事業者に対し、廃棄物減量計画・実績報告の作成指導を行うとともに、提出を求め、結果をとりまとめる 実施計画：継続	○検証（現状） 特に行っていない。 ○対応 今後、検討していく。	×
・ごみ減量等推進員制度を活用し、市民、事業者参加のもとごみ減量、リサイクル推進の仕組みづくりを行う 実施計画：実施・検討（中期目標）	○検証（現状） 特に行っていない。 ○対応 今後、検討していく。	×
・市民サービスの向上、経済性に配慮した適正な処理システムの構築、安全・安心・安定な適正処理・処分の推進を行う（①分別区分の見直し、②適正な収集・運搬の実行、③適正な中間処理の実行、④適正な最終処分の実行、⑤適正処理困難物等市が処理しないものについての適正な対応、⑥医療系廃棄物対応の徹底等） 実施計画：実施・検討（中期目標）	○検証（現状） 分別表やカレンダー等を活用し、適正処理を行っている。 ○対応 今後も継続していく。	○
・環境保全意識の向上のため、小中学生を対象とした環境保全ポスターコンクールを主催する 実施計画：継続	○検証（現状） 毎年、実施している。 ○対応 今後も継続していく。	○

注）短期目標：5年以内、中期目標：10年以内、長期目標：目標年度まで

評価 ○：達成 △：施策実施中 ×：見直しが必要

具体的取り組み	検証（現状）及び対応	評価
環境保全意識の向上		
環境保全意識の向上に関する具体的取り組み		
・ごみ処理教材の配布 実施計画：継続	○検証（現状） 施設見学時にごみの仕分け方法などを配布している。 ○対応 今後も継続していく。	○
・環境保全、廃棄物処理に関する情報提供を毎年実施する 実施計画：継続	○検証（現状） 1年間のごみ処理にかかる実施計画を告示している。 ○対応 今後も継続していく。	○
・市民大学への出前講座等による市民・事業者への積極的な啓発活動を継続（①発生抑制、資源化に関する情報交換会、講演会を開催します。②ごみ処理に関する地区間の意見交換会を実施し、情報や意識の共有化に努めます。③小中学校の環境学習への市職員の派遣に努めます。④廃棄物処理施設見学会を開催します。⑤市民・事業者向けの清掃事業体験を実施します。） 実施計画：継続	○検証（現状） 市民大学の出前講座や小学生等の社会科見学を毎年実施している。 ○対応 今後も継続していく。	○
・各種リサイクル法の周知徹底 実施計画：継続	○検証（現状） 直接搬入時や問い合わせ等があった際に周知を行っている。 ○対応 事業者に対しても周知を行っていく。	○
・一般廃棄物会計基準の導入、ごみ処理単価の他自治体との比較評価の実施 実施計画：継続	○検証（現状） 特に行っていない。 ○対応 ごみ処理の有料化の検討の中で、処理単価の比較等も検討していく。	×
④市民、事業者、行政の三者組織による協働作業 ・市民、事業者、行政の三者組織（ごみ減量・資源化検討会（仮称））で、ごみの減量化・資源化の仕組みづくりを検討します。また、行政が公表する年次報告内容について評価します。 実施計画：継続	○検証（現状） 古紙等について実施している。 ○対応 アプリ等を活用できないか、検討をしていく。	○
不法投棄の防止に関する具体的取り組み		
①八街市さわやかな環境づくり条例の周知徹底 ポイ捨て禁止の徹底を図ります。 実施計画：継続	○検証（現状） 不法投棄監視員や行政によるパトロールを実施している。 ○対応 今後も継続していく。	○
②八街市不法投棄監視員設置要綱による不法投棄の防止促進 不法投棄監視員制度の活用、地域住民、警察、行政の連携強化によって、定期的なパトロールの強化や立看板設置を行い、不法投棄の未然防止、早期発見につとめています。 実施計画：継続	○検証（現状） 不法投棄監視員の委嘱や市民、警備会社及び行政によるパトロール強化や不法投棄禁止看板の設置を行っている。 ○対応 今後も継続していく。	○
継続的な情報の提供に関する具体的取り組み		
①ごみ処理事業年次報告書の作成 ごみ処理事業の内容を、年次計画としてとりまとめ、情報を公開する。 実施計画：継続	○検証（現状） 毎年、一般廃棄物処理実施計画を作成し、告示を行っている。 ○対応 今後も継続していく。	○
②評価書の作成 ごみ処理基本計画で示す具体的数値目標と各施策の取り組み状況を評価指標として、事業の継続的な評価報告を作成し、情報開示する。 実施計画：検討・実施（短期目標）	○検証（現状） 行なっていない。 ○対応 八街市総合計画2025前期基本計画（5か年計画）の終期に合わせて、本基本計画の中間的な検証が必要であるが、情報開示方法については、今後、検討していく。	×

注）短期目標：5年以内、中期目標：10年以内、長期目標：目標年度まで

評価 ○：達成 △：施策実施中 ×：見直しが必要

2) 現状及び課題の整理

(1) ごみ排出量

①生活系ごみの排出抑制

【現 状】

過去 5 年間の生活系ごみのうち家庭系ごみは、平成 30 年度 16,365t から令和 2 年度 17,203t まで増加、その後減少に転じ令和 4 年度では 15,907t となっています。集団回収量は平成 30 年度 297t から令和 4 年度 174t まで減少しています (P139 参照)。

1 人 1 日当たりの家庭系ごみ原単位は、平成 30 年度 636g/人日 から令和 4 年度 645g/人日へと増加しています (P140 参照)。

【課 題】

令和 4 年度の全国市町村の 5 万人から 10 万人の人口規模の生活系ごみの原単位は 635g/人日となっています。一方、八街市は 738g と平均より約 100g 多く、ごみの減量化が重要となります (P14 参照)。そのため、市民にごみの排出を抑え、再使用を進める方法を伝え、具体的に取り組む必要があります。

排出抑制のための具体的な方法には、ごみとなるものを買わない、過剰包装は辞退する、マイバッグ運動を実践し、レジ袋の削減を行う、直接廃棄を避けるために計画的な買い物を行う、販売店や商店が行っている新聞やトレイ等の自主回収に協力する等の排出抑制や、リサイクルフェアや不用品交換制度などを積極的に利用し、再使用の輪を広げていく等の方策があげられます。

②生活系ごみの分別排出の徹底

【現 状】

毎年実施しているもやせるごみのごみ質分析 (R1~5 年度の実績平均) では、資源となる可能性のある紙・布類で 44.6%、プラスチック・ゴム・皮革類が 31.8%、2 種類で 76.4%に達しています (P20 参照)。

また令和 6 年 5 月に実施したごみ組成分析調査では、ごみの分別による資源物の混入割合は 26.95%で、もやせるごみ中の食品ロス分は 10.02%でした (P21 参照)。

【課 題】

直接搬入されるごみの中に多くの資源ごみが含まれているため、更なる分別排出の徹底 (ごみから資源への移行による量の確保、中間処理において資源化が容易な排出状態等資源の質の向上) が求められます。中でも排出の多い紙類、プラスチック類について分別排出の徹底を促進していく必要があります。

③事業系ごみの排出抑制

【現 状】

過去 5 年間の事業系ごみは平成 30 年度 3,812t から令和 4 年度 3,681t へ 131t 減少しています (P10 参照)。令和 6 年 5 月に実施したごみ組成分析調査では、ごみの分別による資源物の混入割合は 45.37%、もやせるごみ内の食品ロス分は 12.28% でした (P21 参照)。

【課 題】

更なるごみの減量化を進めるため、今後も組成調査や情報提供、啓発活動により事業者のごみ減量意識を高め、排出抑制や資源化の徹底を図る取り組みが必要です。

(2) 収集・運搬

① 社会情勢に対応した収集・運搬の検討

【現 状】

収集体制を表 2.2-3 に示します。

収集・運搬は分別収集品目に応じた体制を整えています。

表 2.2-3 収集体制

項目	収集運搬				収集運搬			
	直営	委託	許可	無し	直営	委託	許可	無し
生活系	生活系				事業系			
もやせるごみ		○					○	
もやせないごみ		○						○
資源ごみ								○
紙類（紙パック、紙製容器包装を除く）		○						○
紙パック		○						○
紙製容器包装		○						○
金属類		○						○
ガラス類		○						○
ペットボトル		○					○	
白色トレイ		○						○
容器包装プラスチック（白色トレイを除く）		○						○
製品プラスチック		○						○
その他プラスチック類		○						○
布類				○				○
生ごみ				○				○
廃食用油	○							○
剪定枝				○				○
小型家電		○						○
その他資源（有害ごみなど）		○						○
粗大ごみ		○						○

（資料：一般廃棄物処理実態調査結果 令和 4 年度調査結果）

【課 題】

多種の資源ごみを効率良く収集・運搬できる体制の構築、高齢化社会や子育て世代への対応や環境に配慮した二酸化炭素の排出量の少ない収集方法の検討が必要となります。

② ごみ処理手数料の見直し

【現 状】

ごみ処理手数料の状況を表 2.2-4 に示します。生活系ごみは粗大ごみだけを定額制及び一部従量制で手数料を徴収しています。事業系ごみは収集ごみ、直接搬入ごみの全てに対して従量制でごみ処理手数料を徴収しています。

【課 題】

生活系ごみの排出抑制、減量化を行うため、排出量に応じたごみ処理手数料を徴収する考え方があります。手数料を徴収することで、排出者の排出抑制、減量化の行動を起こさせる動機付けが働くことを期待するものです。

今後の手数料のあり方について、近隣自治体等の状況の調査などを進めているところです。

表 2.2-4 ごみ処理手数料の状況

項目	生活系		事業系	
	収集	直搬	収集	直搬
もやせるごみ			○	○
もやせないごみ			—	—
資源ごみ				
紙類（紙パック、紙製容器包装を除く）			—	○
紙パック			—	○
紙製容器包装			—	○
金属類			—	○
ガラス類			—	—
ペットボトル			○	○
白色トレイ			—	—
容器包装プラスチック（白色トレイを除く）			—	—
製品プラスチック			—	—
その他プラスチック類			—	—
布類	—	—	—	—
生ごみ	—	—	—	—
廃食用油			—	—
剪定枝	—	—	—	—
小型家電			—	—
その他資源（有害ごみなど）			—	—
粗大ごみ	○		—	—

空欄 無料、○有料、—収集無し

注）空欄 無料、○有料、—収集受け入れなし

（資料：一般廃棄物処理実態調査結果 令和4年度調査結果）

③安全なごみ収集・運搬作業の検討

【現 状】

スプレー缶・カセットボンベは、完全に使い切って、穴をあけて出す、小型充電式電池（リチウムイオン電池、モバイルバッテリー等）・ボタン電池を出す場合は、金属端子部をテープで絶縁して出すように、ごみ出しカレンダーやホームページ等で周知しています。

【課 題】

ごみ収集や運搬の作業では、可燃性のスプレー缶やカセットボンベ、ガスライター、小型充電式電池（リチウムイオン、モバイルバッテリー等）・ボタン電池が収集車への積み込み時・排出時に圧縮される等によって収集車の爆発・火災等の発生原因となることや医療系廃棄物の注射針による針刺し事故等が他市の事例で報告されています。

これらの危険を防ぐためには、ごみを出す人（排出者）とごみを収集・運搬する人の双方が、安全性を確保する取り組みを続けることが重要です。また、在宅医療が普及する中、家庭から出る医療廃棄物について、正しい排出方法を市民に指導し、しっかり周知することが必要です。

コラム

○ごみ収集車内での発火事故

近年八街市でもごみ収集車内の火災事故が発生しています。

使い捨てガスライター、可燃性のスプレー缶等の中身が残っている場合、車両火災など大きな事故につながってしまいます。これを未然に防ぐため、正しいごみの分別をお願いします。



④収集処理できない廃棄物（適正処理困難物）への対策の検討

【現 状】

市が受け入れられない廃棄物は、自動車解体部品、タイヤ、バッテリー、オイル、灯油・ガソリン、消火器、プロパンガスのボンベ、農業用ビニール・農薬、建築廃材などがあり、出してはいけないものとして周知しています。

家電 4 品目については、小売店での引き取り、市に有料で運搬を依頼するか、自分で処理を行うなどの方法で処理を行う必要があります。これらは、不法投棄されやすい現実があります。

また、感染性医療廃棄物は事業者が十分な対応を図ることが求められます。

【課 題】

市で収集処理できない廃棄物（適正処理困難物）への対策としては、製造業者や販売者及び使用者の責任を明確にし、排出者側における処理の徹底と不法投棄防止に努める必要があります。

⑤高齢化社会への対応

【現 状】

令和 2 年 10 月の国勢調査では、本市の 65 歳以上人口は 31.4%でした。令和 6 年 3 月末の住民基本台帳人口では 32.9%であり、65 歳以上人口の占める割合は年々増加しています（P118 参照）。

【課 題】

将来、全国的に高齢化が進む中でも、特に八街市では 2050 年には 65 歳以上の人口が全体の 50%に達すると予測されています（P118 参照）。これは全国平均の高齢化率（2070 年に 38.7%）を大きく上回り、八街市が非常に早いペースで高齢化が進んでいることを示しています。こうした状況では、高齢者が生活しやすい環境を整えることが重要です。その一環として、ごみの分別や排出方法を見直し、高齢者にとって負担を軽減する取り組みが必要です。

※将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計値に基づいています。

⑥外国人居住者への対応

【現 状】

外国人住民人口の推移を表 2.2-5 に示します。

令和 6 年（3 月 31 日現在）の外国人住民人口は 3,546 人で、平成 30 年（3 月 31 日現在）の 2,144 人から 1,402 人（約 65%）増加しています。

外国人居住者対応として、外国語（6 か国語）対応のごみ収集カレンダー等の配布、ホームページの多言語化を実施し、ごみ出しマナーの周知を行っています。

表 2.2-5 外国人住民人口の推移（3 月 31 日現在）

単位:人							
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
外国人住民人口	2,144	2,191	2,605	2,581	2,547	3,128	3,546

（資料：八街市統計書（平成 30 年～令和 5 年）、市民課（令和 6 年））

【課 題】

外国人住民人口の増加により、外国人居住者のごみ出しに関するトラブル事例が報告されています。

外国人居住者に正しいごみの分け方・出し方を理解していただくため、ごみ収集カレンダー等の多言語化の更なる検討やきめ細かなごみ出しマナーの周知を行う必要があります。

(3) 中間処理

①適正な中間処理と資源化の向上

【現 状】

ア. 焼却施設

八街市クリーンセンター焼却施設の処理能力は 125 t / 日 (62.5 t / 日 × 2 炉) で、平成 14 年 12 月に稼動を開始し、令和 3 年度から令和 5 年度にかけて基幹的設備改良工事を行いました。令和 6 年度現在で約 22 年経過しており、令和 4 年度の年間焼却処理量は 18,458 t であり、1 日平均としては日量 50.6 t の実績です。

本施設はガス冷却方式で、廃熱ボイラーを設置しており、回収した蒸気や熱は場内で利用しています。

イ. 灰溶融施設

灰溶融施設は現在休止しています。

ウ. 資源選別

分別収集したカン類、再生ごみ（金物、小型家電、硬質プラスチック）は、本市クリーンセンターへ搬入、選別後民間事業者へ委託し、資源化しています。

【課 題】

ア. 焼却施設

施設の運転管理の実績から蓄積された情報を中・長期的な施設の修繕計画に反映させ、見直しを行うことにより、適正かつ円滑な施設の運転管理ができるよう計画的な維持管理をする必要があります。また、次期ごみ焼却施設のあり方について、早い段階で検討に着手する必要があります。

なお、改修時や災害時の適正なごみ処理を確保するため、隣接の自治体を含めた広域連携体制を構築していますが、より一層の連携体制の構築に努める必要があります。

ウ. 資源選別

本市では、資源物の異物除去や圧縮・梱包を行うリサイクル施設を有していないため、紙類、ペットボトル、プラスチック製容器包装の処理は民間事業者へ全て委託しています。破碎・選別・圧縮、資源化を行うリサイクル施設の整備は今後も継続して検討することとしていますが、リサイクル率向上のために、排出時における取り組みも含め、最も良い方法を検討する必要があります。

(4) 最終処分

①埋立物の減量化と最終処分場の延命化

【現 状】

八街市一般廃棄物最終処分場の全体容量は 405,800m³ で、昭和 56 年度に埋立を開始してから約 43 年経過しています。令和 5 年度末残余容量は 50,067.80m³ となり、覆土を含む令和 5 年度総埋立容量は約 2,073m³（埋立量 829t）です。埋立終了予定年度は令和 6 年度となっています。もやせないごみ及び不燃残渣は基本的に直接埋立し、焼却残渣は民間事業者へ最終処分又は資源化の委託を行っています。

【課 題】

現在、埋立終了年度は令和 6 年度の予定となっていますが、今後も令和 5 年度の年間埋立総量と同じペースで埋立を続けた場合、理論上、令和 28 年度までは延命を図ることが可能です（残余年数再計算：50,067.80m³（令和 5 年度末残余容量）÷ 2,073.71m³（令和 5 年度総埋立容量）×110%（増加見込）=21.9 年）。

最終処分量を削減するためには、直接埋立量の減量化や排出される資源ごみ等の徹底した異物除去に向けた、市民や事業者にも協力を要請する必要があります。

(5) 健全な事業運営

①廃棄物処理にかかる経費の削減を意識した適正な事業運営

【現 状】

平成 30 年度から令和 4 年度の 5 年間平均の 1 人当たりごみ処理及び維持管理費は約 14,297 円、1 t 当たりごみ処理及び維持管理費は約 43,214 円であり、千葉県の 5 年間平均（1 人当たりごみ処理費及び維持管理費：約 12,304 円、1 t 当たりごみ処理費及び維持管理費：約 37,946 円）、全国の 5 年間平均（1 人当たりごみ処理及び維持管理費：約 12,470 円、1 t 当たりごみ処理及び維持管理費：約 37,907 円）よりも高い状況です（P23 参照）。

【課 題】

不燃ごみ処理施設及びリサイクル施設を有していないことから中間処理に関する施設の維持管理費は発生しませんが、プラスチック製容器包装の分別をはじめ資源ごみの分別収集・処理、不燃物処理に関しての委託が多くなっています。

今後、本市におけるごみ処理に関しては、千葉県におけるごみ処理の長期広域化・集約化計画の策定過程（現行計画の見直しを含む。）において、広域化・集約化の検討や、災害廃棄物処理対応等の明確化を図ることが求められます。

(6) 環境保全意識の向上

①環境保全意識の向上、有効な啓発活動の推進

【現 状】

環境の状況や環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかにするため、八街市環境白書を定期的に作成し、公表しています。環境保全意識の向上のために、小中学生を対象に環境保全ポスターコンクールや施設見学を実施しています。出前講座により市民・事業者への積極的な啓発活動を継続しています。

【課 題】

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の基本理念である「循環型社会形成を推進し、豊かな自然と共生できる街づくり」をめざすために、脱炭素社会の実現を意識した活動が必要です。

ごみ処理の分野では、3R推進を基軸とした活動と二酸化炭素の排出量の少ない適正なごみ処理方法の構築が必要です。そのためには、市民、事業者、行政の環境保全意識を向上させ、それぞれの役割に応じた責務を果たす必要があります。三者の役割を明確にし、関係者に周知徹底する必要があります。

②不法投棄の防止

【現 状】

不法投棄監視員制度の活用、定期的なパトロールや不法投棄禁止看板の配布、民間警備会社によるパトロールを実施しています。

【課 題】

「八街市さわやかな環境づくり条例」の周知徹底を図るとともに、不法投棄監視員制度の活用や行政、警察、地域住民の連携を強化し、不法投棄の未然防止、早期発見に努める必要があります。

③継続的情報の提供

【現 状】

ごみ処理に関する継続的情報は八街市環境白書を通じて行っています。

【課 題】

市民や事業者のニーズに対応した活用できる情報を継続的に提供する方法を工夫する必要があります。

④災害廃棄物への対策

【現 状】

八街市地域防災計画（平成 31 年 3 月）、八街市災害廃棄物処理計画（令和 5 年 5 月）を策定しました。令和 6 年 7 月に災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定書を現在契約している収集運搬委託事業者と締結しました。

【課 題】

八街市クリーンセンターは災害廃棄物の対応拠点として適正な運営に努める必要があります。

災害廃棄物の仮置き場の適正な運営について今後検討していく必要があります。

2.3 基本理念及び基本方針

八街市総合計画 2025 で示すまちづくりの基本理念と将来像を踏まえて、本計画の基本理念を次のように定めます。

循環型社会形成を推進し、豊かな自然と共生できる街づくり

3Rの推進と社会情勢に対応した適正処理の推進、環境保全意識の向上を3つの柱とする循環型社会の形成を推進し、豊かな自然と共生できる街づくりをめざします。

コラム

○SDGs（持続可能な開発目標）との関係

廃棄物処理の関係の深い目標は、「ゴール11 住み続けられるまちづくりを」（環境美化）、「ゴール12 つくる責任、つかう責任」（ごみ排出量および食品ロスの削減）があります。また、以上の目標を達成するための目標として、「ゴール17 パートナーシップで目標を達成しよう」があります。



一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の基本理念の実現に向け、「3Rの推進」「社会情勢に対応した適正処理の推進」「環境保全意識の向上」の3つの基本方針を定めます。

基本方針と個別施策を図2.3-1に示します。

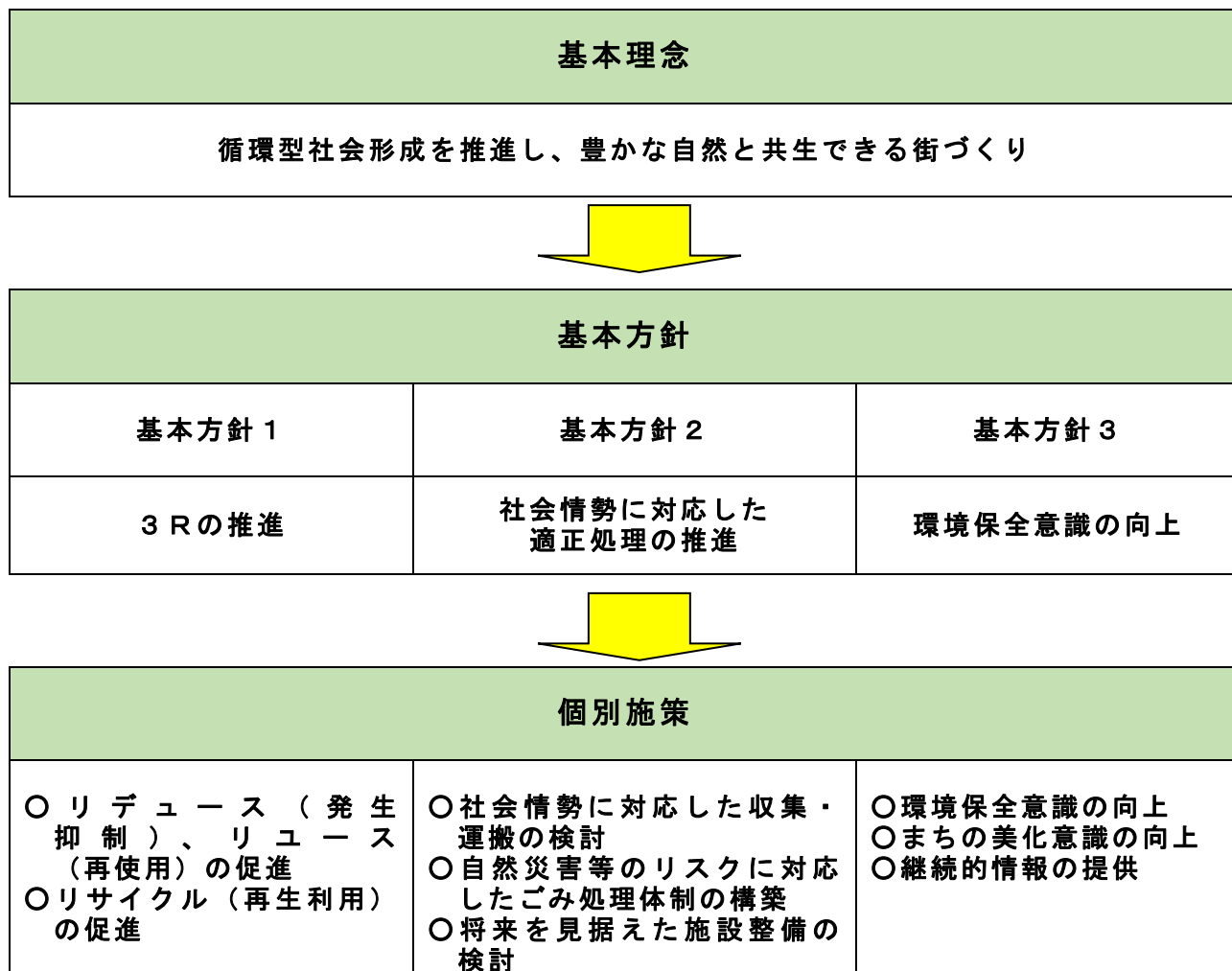
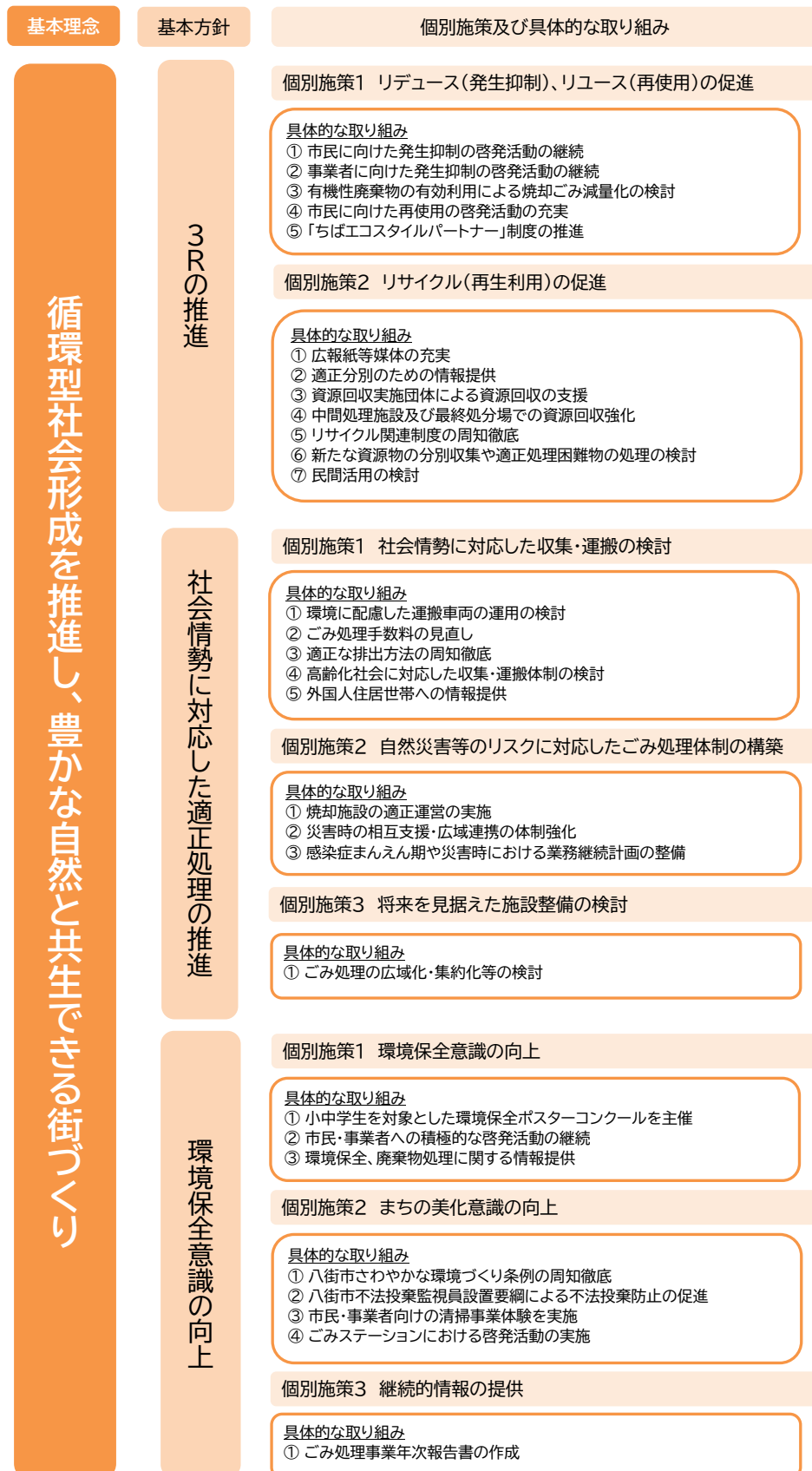


図 2.3-1 ごみ処理の基本方針及び個別施策

2.4 施策体系

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の施策体系は以下のとおりです。



2.5 計画実現への取り組み

基本方針を実現するための具体的な取り組みは以下に示すとおりです。これらの取り組みは、旧計画の具体的な取り組みの検証、ごみに関する各種課題、八街市総合計画 2025 の取り組みを基に設定しています。

基本方針1 3Rの推進

個別施策1 リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)の促進

本市のごみ排出量を削減するためには、まずはごみを出さないこと（リデュース（発生抑制））を最優先し、市民・事業者・行政がそれぞれの立場でリデュースを実行していく必要があります。ごみの発生抑制は環境保全や資源保全にも繋がり、脱炭素社会の実現に貢献します。

リユース（再使用）の促進は、製品の使用期間の長期化やごみの発生抑制、製品製造時や廃棄時の資源消費・環境負荷を回避することにも繋がります。不用となったものは、できるだけ繰り返し使って、資源を大切に利用すること、物を大切にする「もったいない」の精神を培うことが必要です。

具体的な取り組み

実施状況 継続、実施・検討：旧計画の施策を見直し実施

実施時期 継続、短期目標：3 年以内、中期目標：5 年以内、長期目標：目標年度まで

① 市民に向けた発生抑制の啓発活動の継続

実施状況 継続 **実施時期** 継続



- ・現在本市が行っている発生抑制に関する啓発活動の継続・強化を行います。

主な啓発活動

マイバック運動、過剰包装・過剰購入の抑制、リユース推進店認定制度、生ごみ処理容器・生ごみ処理機購入補助事業 等

② 事業者に向けた発生抑制の啓発活動の継続

実施状況 継続 **実施時期** 継続



- ・現在本市が行っている発生抑制に関する啓発活動の継続・強化を行います。

主な啓発活動

ペットボトルやプラスチック類について事業者による資源物の自主回収の拡大要請（※拡大生産者責任の明確化）等

③ 有機性廃棄物の有効利用による焼却ごみ減量化の検討

実施状況 検討・実施 実施時期 長期目標



- ・剪定枝や生ごみの有効利用について検討します。

④ 市民に向けた再使用の啓発活動の充実

実施状況 検討・実施 実施時期 中期目標



- ・不用品交換制度、不用品補修・販売制度の充実を図り、市内のリユースショップの紹介や推奨を行います。

⑤ 「ちばエコスタイルパートナー」制度の推進

実施状況 継続 実施時期 継続



- ・プラスチックごみや食品ロスの削減に積極的に取り組む事業者等を「ちばエコスタイルパートナー」として登録する制度の推進を図ります。



ロゴマーク

資料：八街市ホームページ

個別施策2 リサイクル(再生利用)の促進

ごみとして排出されるものの中には、多くの再生利用可能な資源があります。主なものとして集団回収で集められる古紙類、スチール缶、アルミ缶、ビン類や市が資源ごみとして収集している古紙類（新聞・チラシ、雑誌類、ダンボール、紙パック）、カン、金物類、ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装があります。これら以外に、もやせるごみやもやせないごみ、直接搬入ごみの中や焼却残渣の中にも鉄類、アルミ類、かん電池、蛍光灯、小型家電等の再生利用可能な資源があります。

リサイクル（再生利用）を促進するには、まず、分別区分の徹底が基本となります。そして、収集した資源物の選別・梱包過程を経てリサイクル製品として価値の高いものにすることが大切です。

適正分別の徹底、周知活動等によるリサイクル（再生利用）の促進に資する施策の強化を図り、リサイクル率の向上に繋がります。

具体的な取り組み

実施状況 継続、実施・検討：旧計画の施策を見直し実施

実施時期 継続、短期目標：3年以内、中期目標：5年以内、長期目標：目標年度まで

① 広報紙等媒体の充実

実施状況 継続 **実施時期** 継続



- ・広報紙や回覧板等を通じて、また、新規転入者に対する「ごみ収集カレンダー」、「家庭ごみの分け方・出し方」等の配布により、ごみの処理方法等に関する周知を徹底します。
- ・外国人向けの「ごみ収集カレンダー」等（6か国語対応）による情報提供を継続するとともに、啓発の内容や方法等について検討します。
- ・SNS等新たな媒体での情報提供を検討します。

② 適正分別のための情報提供

実施状況 継続 **実施時期** 継続



- ・適正分別を促すため、「家庭ごみの分け方・出し方」の内容の充実を図る等、市民、事業者がわかりやすい適正分別の情報を提供します。

③ 資源回収実施団体による資源回収の支援

実施状況 継続 **実施時期** 継続



- ・八街市資源回収実施奨励金交付要綱による支援を行います。

④ 中間処理施設及び最終処分場での資源回収強化

実施状況 継続 **実施時期** 継続



- ・排出されたごみの中に含まれる、鉄類、ペットボトル、古紙類等の資源回収を強化します。

⑤ リサイクル関連制度の周知徹底

実施状況 継続 **実施時期** 継続



- ・多様化するリサイクル関連法令や再生利用に関する制度の周知徹底を図ります。
- ・家電リサイクル法対象製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）や小型家電（家庭で不要となったパソコンを含む）のリサイクル方法の周知徹底を図ります。自分で解体などせずに、家電リサイクル法や小型家電リサイクル法に基づいた適正なりサイクルを推進していきます。
- ・リサイクル推進店認証制度の周知を図ります。

コラム

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）とは

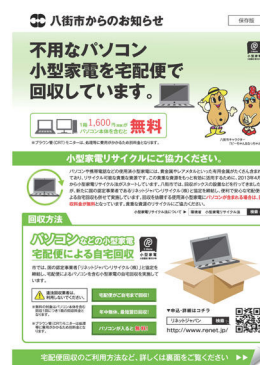
平成 13 年 4 月から本格施行された、使用済家電製品のリサイクル促進のための法律です。

この法律では、消費者は、収集運搬料金および再商品化等の料金（リサイクル料金）を負担し、小売業者は、消費者から引き取って製造業者等へ引き渡す義務を負い、製造業者等は、再商品化等（リサイクル）する義務を果たすことを基本としており、このシステムの整備によって、特定家庭用機器廃棄物の効果的なリサイクルと廃棄物の減量化を図ることを目的としています。

宅配便による小型家電の無料回収について

ご家庭で不用となったパソコンや小型家電について、民間による宅配便での回収サービスなどの情報提供を行っています。

※パソコンなどは小型家電リサイクル法が適用されます。



⑥ 新たな資源物の分別収集や適正処理困難物の処理の検討

実施状況 検討・実施 **実施時期** 長期目標



- ・分別収集しやすく、かつ適切に資源化が図れるよう、プラスチック等の分別や適正処理困難物の処理方法について検討します。

⑦ 民間活用の検討

実施状況 検討・実施 **実施時期** 長期目標



- ・リサイクルに関して優れた技術やノウハウを有する民間事業者の活用を検討し、資源化事業の活性化を目指します。
- ・市民及び事業者がより排出しやすいよう、資源化事業者への自己搬入など、排出ルートを確認していきます。
- ・市民等による資源回収活動等を支援し、市民協働を推進します。

基本方針2 社会情勢に対応した適正処理の推進

個別施策1 社会情勢に対応した収集・運搬の検討

収集・運搬はごみの分別区分や性状等、ごみの排出状況に合わせて安全かつ効率的に行う必要があります。環境に配慮した運用や更なる高齢化社会に対応した収集方法を検討していくものとします。

具体的な取り組み

実施状況 継続、実施・検討：旧計画の施策を見直し実施

実施時期 継続、短期目標：3年以内、中期目標：5年以内、長期目標：目標年度まで

① 環境に配慮した運搬車両の運用の検討

実施状況 検討・実施 **実施時期** 中期目標



- ・環境にやさしい収集・運搬を行うために、アイドリングストップ運動を進めるとともに、新規車両の購入の際には低公害車導入の検討を行います。
- ・委託業者、許可業者に適正な収集・運搬の運用を要請します。

② ごみ処理手数料の見直し

実施状況 検討・実施 **実施時期** 長期目標



- ・家庭系ごみ処理の有料化、事業系ごみ処理手数料の見直しについて調査、研究を進めます。

③ 適正な排出方法の周知徹底

実施状況 継続 **実施時期** 継続



- ・スプレー缶、カセットボンベ、ガスライター、小型充電式電池（リチウムイオン電池、モバイルバッテリー等）などの可燃性・爆発性廃棄物の適正な排出方法の周知徹底を図ります。
- ・在宅医療からの廃棄物等、収集処理できない廃棄物の適正な排出方法の周知徹底を図ります。

④ 高齢化社会に対応した収集・運搬体制の検討

実施状況 検討・実施 **実施時期** 長期目標



- ・高齢者世帯の増加に伴い、ごみステーションへの重いごみやかさばるごみのごみ出しが困難になってくるとことなど、高齢化社会がごみの収集・運搬に及ぼす影響が出現すると考えられます。高齢者等に対するごみ出し支援について、関係課等との協議を含め、福祉施策の一環として、検討を進めていきます。

⑤ 外国人住居世帯への情報提供

実施状況 検討・実施 **実施時期** 短期目標



- ・外国人住居世帯の増加に伴い、ごみカレンダー等の多言語化対応の検討やごみ出しマナーの周知徹底を行います。

個別施策2 自然災害等のリスクに対応したごみ処理体制の構築

近年増加している自然災害や感染症のリスクに対応したごみ処理体系の構築に努めます。

具体的な取り組み

実施状況 継続、実施・検討：旧計画の施策を見直し実施

実施時期 継続、短期目標：3年以内、中期目標：5年以内、長期目標：目標年度まで

① 焼却施設の適正運営の実施

実施状況 検討・実施 **実施時期** 中期目標



- ・焼却施設の適正な運営に努めます。

② 災害時の相互支援・広域連携の体制強化

実施状況 検討・実施 **実施時期** 中期目標



- ・平時から国や他自治体との連携を深め、災害時に相互支援・広域連携を行う体制を強化します。

③ 感染症まんえん期や災害時における業務継続計画の整備

実施状況 検討・実施 **実施時期** 中期目標



- ・感染症まんえん期や災害時における業務継続計画を整備し、有事の際にも廃棄物の適正処理に支障をきたさない体制の構築に努めます。

個別施策3 将来を見据えた施設整備の検討

廃棄物処理施設の整備を着実に進め、環境に配慮したごみ処理を将来にわたって安定的に行っていきます。

具体的な取り組み

実施状況 継続・実施・検討：旧計画の施策を見直し実施

実施時期 継続、短期目標：3年以内、中期目標：5年以内、長期目標：目標年度まで

① ごみ処理の広域化・集約化等の検討

実施状況 検討・実施 **実施時期** 長期目標



- ・本市は、第10次千葉県廃棄物処理計画（令和3年3月策定）にて、ごみ処理の広域化や施設集約化検討対象の市町村として位置づけられています。今後、千葉県においては、ごみ処理の長期広域化・集約化計画を策定予定であり、策定過程での検討や将来、施設の建て替え等、広域で取り組む必要のある事業が想定される場合、具体的な検討を行います。

また、次期ごみ処理施設のあり方等について調査・検討を進めていきます。

基本方針3 環境保全意識の向上

個別施策1 環境保全意識の向上

環境保全活動の実施とともに、市民、事業者等に積極的に配慮した行動が実践されるよう推進します。また、環境意識の向上に向け啓発等を行います。

具体的な取り組み

実施状況 継続・実施・検討：旧計画の施策を見直し実施

実施時期 継続、短期目標：3年以内、中期目標：5年以内、長期目標：目標年度まで

① 小中学生を対象とした環境保全ポスターコンクールを主催

実施状況 継続 **実施時期** 継続



- ・環境保全意識の向上のため、小中学生を対象とした環境保全ポスターコンクールを主催します。

② 市民・事業者への積極的な啓発活動の継続

実施状況 継続 **実施時期** 継続



- ・ごみ処理に関する出前講座の実施などにより情報共有や意識の向上に努めます。
- ・廃棄物処理施設見学会を開催します。
- ・小学生を対象としたワークショップを実施します。

③ 環境保全、廃棄物処理に関する情報提供

実施状況 継続 **実施時期** 継続



- ・環境保全や廃棄物処理に関する情報提供を行い、環境保全への意識向上を図ります。

個別施策2 まちの美化意識の向上

環境美化意識やモラル向上のため、啓発の強化や環境美化活動の推進に努めます。

具体的な取り組み

実施状況 継続、実施・検討：旧計画の施策を見直し実施

実施時期 継続、短期目標：3年以内、中期目標：5年以内、長期目標：目標年度まで

① 八街市さわやかな環境づくり条例の周知徹底

実施状況 継続 **実施時期** 継続



- ・空き缶や吸い殻等の散乱防止並びに飼い犬のふんの放置防止等について、意識の啓発を図り、市民等、事業者、土地所有者等および市が一体となって清潔で美しいまちづくりを進めるとともに、さわやかな居住環境の確保を図ります。

② 八街市不法投棄監視員設置要綱による不法投棄防止の促進

実施状況 継続 **実施時期** 継続



- ・不法投棄監視員制度の活用、地域住民、警察、行政の連携強化によって、定期的なパトロールの強化や不法投棄禁止看板の配布を行い、不法投棄の未然防止及び早期発見に努めます。

③ 市民・事業者向けの清掃事業体験を実施

実施状況 継続 **実施時期** 継続



- ・市民・事業者向けの清掃事業体験を実施し、まちの美化意識の向上に努めます。

例：ごみ減量・リサイクル推進週間（5月最終日曜日を含む1週間）

河川清掃：鹿島川上流清掃活動（毎年11月）

④ ごみステーションにおける啓発活動の実施

実施状況 継続 **実施時期** 継続



- ・適正排出、不法投棄防止やカラス被害防止のため、管理者等からの要請に基づき、注意喚起シールやチラシ等を作成するなどして、ごみステーションにおける啓発等を行います。

個別施策3 継続的情報の提供

ごみ処理は快適な市民生活を続けるために、1日も欠くことのできない大切な事業です。

市民、事業者、行政が深く連携して取り組んでいかなければなりません。そのためには、どのような仕組みでごみ処理が実施され、どのようなごみが排出され、資源化され、最終処分されているのか、自分たちの出すごみ量はどのように変化しているのか、どのような課題を抱えているのか等、ごみ処理に関する情報の共有化や継続的な情報提供が必要です。

具体的な取り組み

実施状況	継続、実施・検討：旧計画の施策を見直し実施
実施時期	継続、短期目標：3年以内、中期目標：5年以内、長期目標：目標年度まで

① ごみ処理事業年次報告書の作成

実施状況	継続	実施時期	継続
------	----	------	----



- ・ごみ処理事業の内容を年次報告として取りまとめ、情報を公開します。

2.6 市民・事業者・行政の役割

本基本計画においては、「循環型社会形成を推進し、豊かな自然と共生できる街づくり」をごみ処理の基本理念として掲げ、3つの基本方針を示しています。また、基本方針に沿った種々の施策を掲げています。

これらの施策を達成するため、市民、事業者、行政の三者が連携し、それぞれの役割を認識し実行していきます。

市民、事業者、行政の三者の役割を図2.6-1に示します。

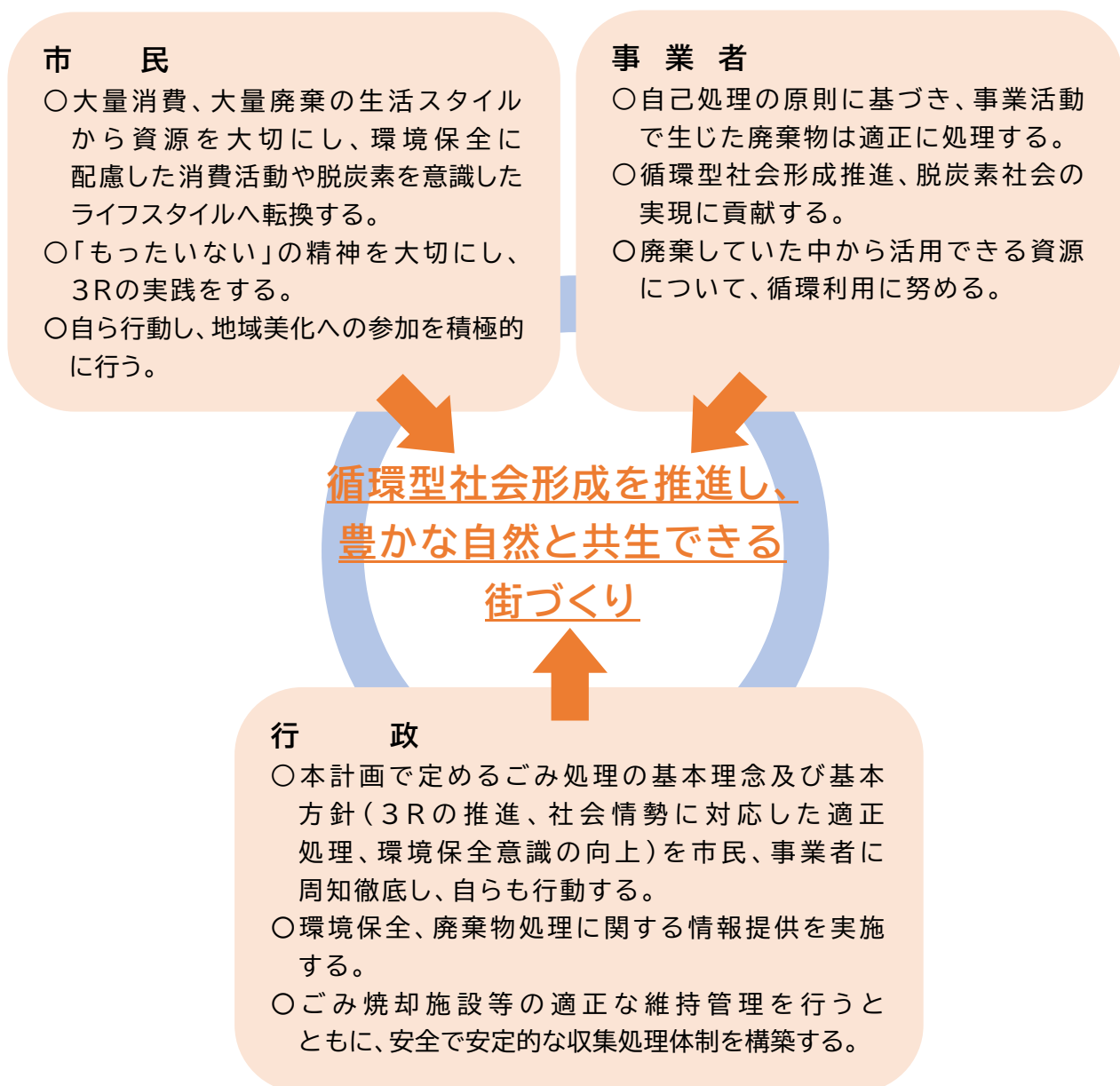


図 2.6-1 市民、事業者、行政の役割

2.7 基本目標

1) 数値目標

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画で示す 3 つの基本方針に基づく個別施策を推進し、その成果を評価しやすいように数値目標を定めます。数値目標の指標は、「ごみ総排出量、事業系ごみ量、1 人 1 日当たりごみ総排出量、1 人 1 日当たりの焼却処理量、リサイクル率、最終処分量」とします。

(1) 具体的な数値目標の設定

数値目標を表 2.7-1 に示します。数値目標は、千葉県平均を目標として、ごみ排出量の削減、資源化量の増加を目指します。

令和 6 年 5 月に行ったごみ組成分析調査では、もやせるごみの中に含まれる資源物の割合が家庭系で 26.95%、事業系で 45.37%でした（P21 参照）。この結果を基に排出抑制やもやせるごみに混入している紙類、プラスチック類の資源化、適正排出の向上、焼却残渣の積極的な資源化を行い、令和 16 年度には排出抑制によるもやせるごみ（家庭系 5%、事業系 30%）の削減、さらには家庭系もやせるごみの 10%を適正分別により資源物へ移行し、リサイクル率の向上を目指します。

表 2.7-1 数値目標

項目	単位	令和4年度 (基準年)	令和16年度 (本計画目標年度)	千葉県平均 (令和4年度)
ごみ総排出量	t/年	21,878	17,846	—
事業系ごみ量	t/年	3,681	2,778	—
1人1日当たり ごみ総排出量	g/人日	887	838	867
1人1日当たり 焼却処理量	g/人日	748	643	696
リサイクル率	%	20.0	26.8	22.6
(資源化量)	t/年	4,378	4,781	—
最終処分量	t/年	1,402	1,136	—

補足説明

事業系もやせるごみの排出抑制について

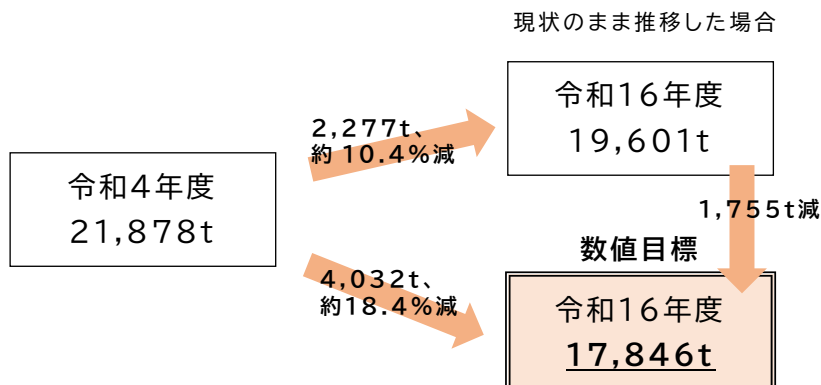
- ・事業所で分別した資源物は、民間業者により資源化されます。そのため事業系もやせるごみを適正分別することにより本市処理施設への搬入は削減されます（資源物への移行）。
- ・令和 16 年度事業系もやせるごみの 30%（1,113 t）削減を目指します。
令和 16 年度事業系もやせるごみ 3,711t（P139 参照）×30%＝事業系もやせるごみ削減量 1,113 t

(2) 現状のまま推移した予測値と具体的な数値目標

①ごみ総排出量

令和 4 年度のごみ総排出量は 21,878t です。現状のまま推移した場合、令和 16 年度には 19,601t となることが見込まれます。この量は令和 4 年度に対して約 10.4%の減量（人口は約 13.7%減少）に留まっています。

本計画では、令和 16 年度 17,846t を目標とし、令和 4 年度に対し 4,032t（約 18.4%）の減量をめざします。



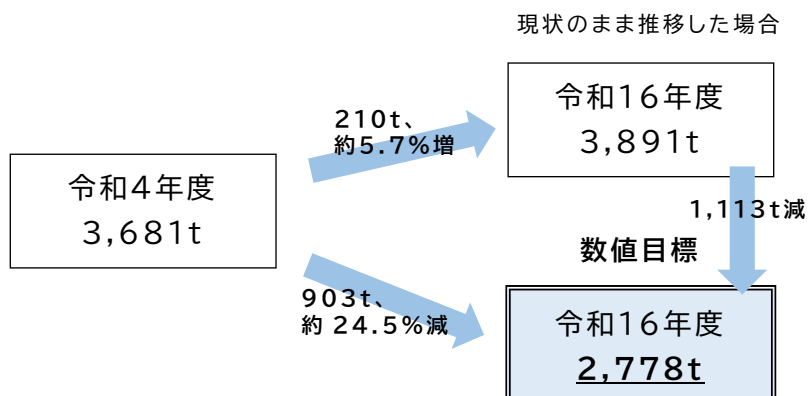
補足説明

予測値は資料編「6.3 ごみ・生活排水年度別予測 (P139)」を参照しています。

②事業系ごみ量

事業系ごみ量は令和 4 年度で 3,681t です。現状のまま推移した場合、令和 16 年度には 3,891t となることが見込まれます。

本計画では、令和 16 年度 2,778t を目標とし、令和 4 年度に対し 903t（約 24.5%）の減量をめざします。



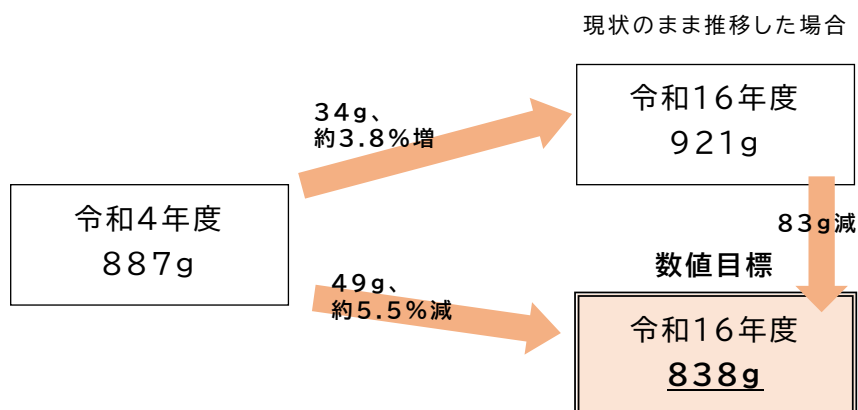
補足説明

予測値は資料編「6.3 ごみ・生活排水年度別予測 (P139)」を参照しています。

③1人1日当たりごみ総排出量

1人1日当たりごみ総排出量は令和4年度で887gです。現状のまま推移した場合、令和16年度には921g/人日となることが見込まれます。

本計画では、令和16年度838gを目標とし、令和4年度に対し49g（約5.5%）の減量をめざします。



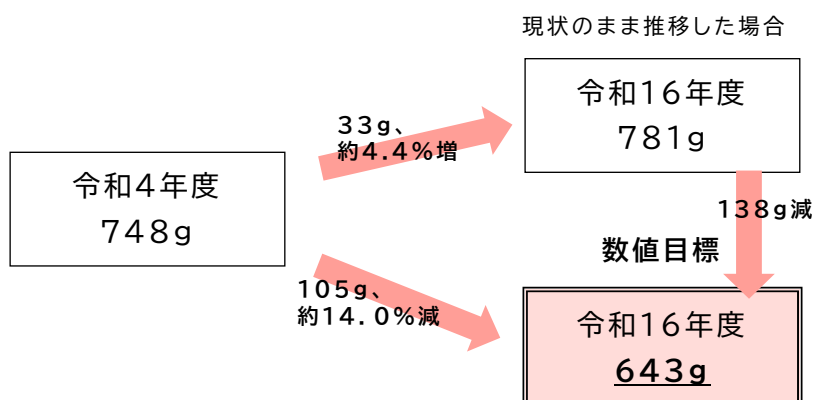
補足説明

予測値は資料編「6.3 ごみ・生活排水年度別予測（P140）」を参照しています。

④1人1日当たりごみ焼却処理量

令和4年度の焼却処理量は748g/人日です。現状のまま推移した場合、令和16年度には781g/人日となることが見込まれます。

本計画では、令和16年度643g/人日を目標とし、令和4年度に対し105g/人日（約14.0%）の減量をめざします。



補足説明

予測値は資料編「6.3 ごみ・生活排水年度別予測（P142）」を参照しています。

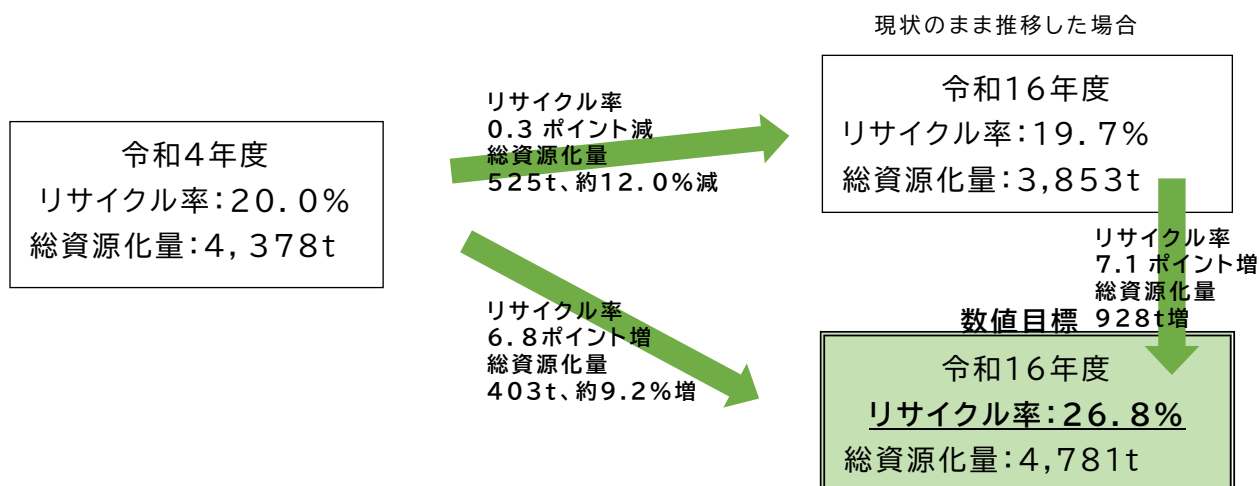
⑤リサイクル率

令和 4 年度の総資源化量は 4,378t です。現状のまま推移した場合、令和 16 年度には 3,853 t となることを見込まれます。

本計画では、令和 16 年度 4,781t を目標とし、令和 4 年度に対し 403 t (約 9.2%) の増加をめざします。

令和 4 年度のリサイクル率は 20.0% です。現状のまま推移した場合、令和 16 年度には 19.7% となることを見込まれます。

本計画では、令和 16 年度 26.8% を目標とし、令和 4 年度に対し 6.8 ポイントの増加をめざします。



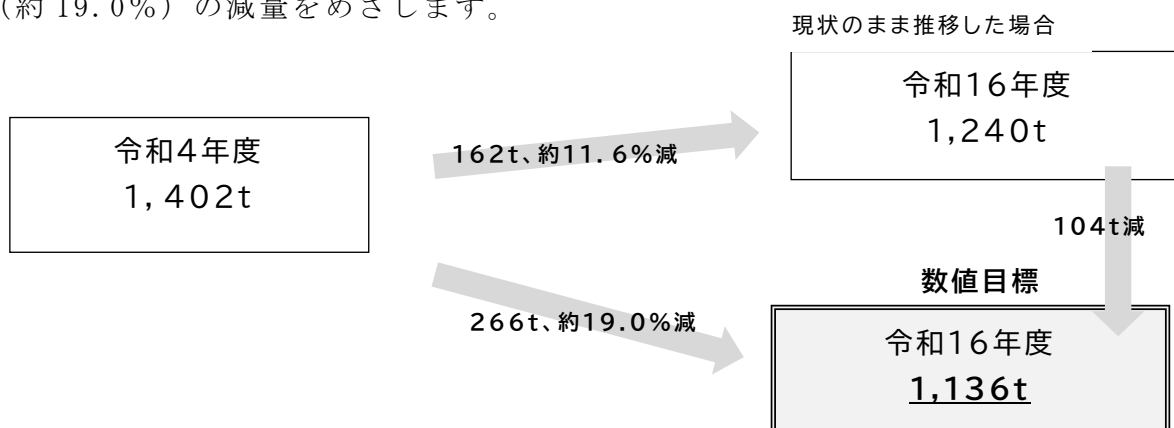
補足説明

予測値は資料編「6.3 ごみ・生活排水年度別予測 (P142~143)」を参照しています。

⑥最終処分量

令和 4 年度の最終処分量は 1,402t です。現状のまま推移した場合、令和 16 年度には 1,240 t となることを見込まれます。

本計画では、令和 16 年度 1,136t を目標とし、令和 4 年度に対し 266t (約 19.0%) の減量をめざします。



補足説明

予測値は資料編「6.3 ごみ・生活排水年度別予測 (P143)」を参照しています。

2) 本計画による新たな分別

本計画によるごみの分別区分は、もやせるごみ、もやせないごみ、古紙の 5 分別（新聞・チラシ、雑誌類、ダンボール、紙パック、雑紙）、カン、ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、再生ごみ（金物・小型家電・硬質プラスチック）、有害ごみの 2 分別（かん電池、蛍光灯）、粗大ごみ、廃食油の合計 16 分別となります。

また、廃食油を市役所、中央公民館、スポーツプラザ、老人福祉センター、南部老人憩いの家及びクリーンセンターにおいて拠点回収しています。

本計画では、新たな分別は設定せず、現行の分別を継続しますが、今後、分別区分の変更が生じる場合には、中間見直し等で検討していきます。

表 2.7-2 ごみの分別区分（計画）

分別数	分別区分	分別数	分別区分
1	もやせるごみ （剪定した庭木や枝含む）	2	もやせないごみ
3	資源ごみ （古紙：新聞・チラシ）	4	資源ごみ（古紙：雑誌類）
5	資源ごみ（古紙：ダンボール）	6	資源ごみ（古紙：紙パック）
7	資源ごみ（古紙：雑がみ）	8	資源ごみ（カン）
9	資源ごみ（ビン）	10	資源ごみ（ペットボトル）
11	資源ごみ （プラスチック製容器包装）	12	再生ごみ （金物・小型家電・硬質プラスチック）
13	有害ごみ（かん電池）	14	有害ごみ（蛍光灯）
15	粗大ごみ	16	廃食油

3) 施設の整備目標

(1) 八街市クリーンセンター

①リサイクル施設の整備

現在、本市では、もやせないごみや粗大ごみの破碎・選別・圧縮及び資源物の異物除去や圧縮・梱包を行うリサイクル施設を有していないため、紙類、プラスチック製容器包装や八街市クリーンセンターで処理することができない太さが 10 cm 以上の枝葉については民間事業者へ全て委託しています。破碎・選別・圧縮、資源化を行うリサイクル施設の整備について今後も継続して検討します。

②焼却施設の整備

現焼却施設は平成 14 年度に稼働を開始しており、本計画目標年である令和 16 年度には 32 年を経過します。

焼却施設の延命化と温室効果ガスの発生抑制を目的とした基幹的設備改良事業を令和 3 年度から令和 5 年度にかけて行いました。今後も施設の適切な維持管理を実施し可能な限り長期稼働を目指しますが、次期施設の検討も必要です。

(2) 八街市一般廃棄物最終処分場

八街市一般廃棄物最終処分場の埋立終了年度は令和 6 年度の予定となっています。分別区分の細分化や焼却灰の地域外処理及び資源化により埋立量の削減を図ってきました。

本市における最終処分場のあり方についての検討を行うとともに、周辺地域の皆様のご理解とご協力をいただきながら適正な管理に努めます。

2.8 各種施策(具体的な取り組み)の進行管理

本計画の実現のため取り組む各種施策については、環境マネジメントシステム同様PDCAサイクル（プラン、ドゥ、チェック、アクション）を活用し、毎年、進行管理を行うものとします。また、必要に応じて、計画の見直しを行います。

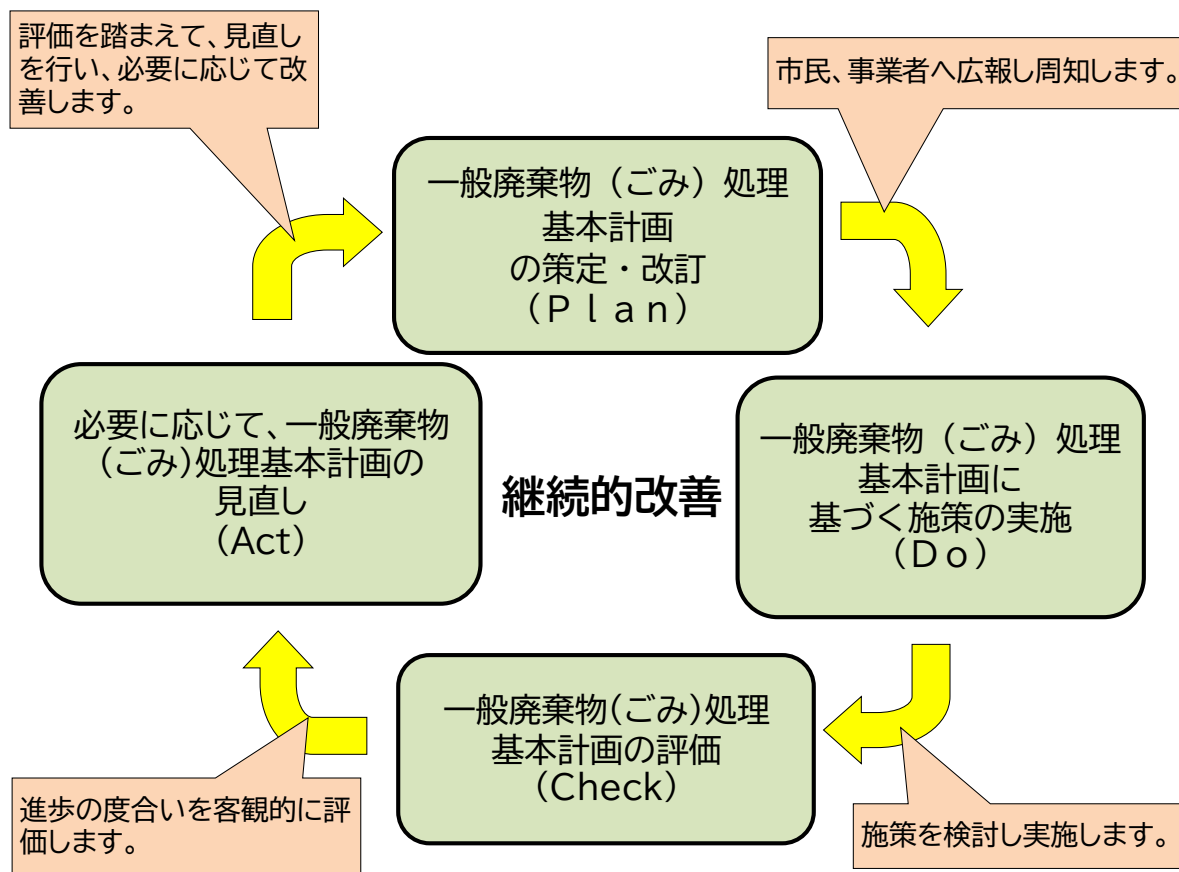


図 2.8-1 PDCA サイクルのイメージ

第 3 編 食品ロス削減推進計画

3.1 食品ロスの現状

食品ロスとは

食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品のことを指します。

食品ロスの問題については、平成 27 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」でも重要な柱として位置付けられ、令和 12 年までに、小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食品ロスを半減させることが国際目標として掲げられるなど、世界的にも大きな問題となっています。

このような中、行政、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的とする「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が令和元年 10 月に施行され、令和 2 年 3 月には、同法第 11 条に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されています。食品ロス削減推進法では、地方公共団体は地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされているほか、基本方針を踏まえて食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。

食品ロスには 3 つの種類があり、発生要因ごとに「直接廃棄（手付かず食品）」「過剰除去」「食べ残し」に分けられます。

食品ロス削減推進計画の対象物は、本市全域で発生する食品ロスとします。

- 直接廃棄：購入後、開封または調理されずに廃棄された食品
- 過剰除去：不可食部を除去する際、可食部まで過剰に除去したもの
- 食べ残し：購入後、開封または調理されて食卓にのぼったが、食べ切れず廃棄したもの

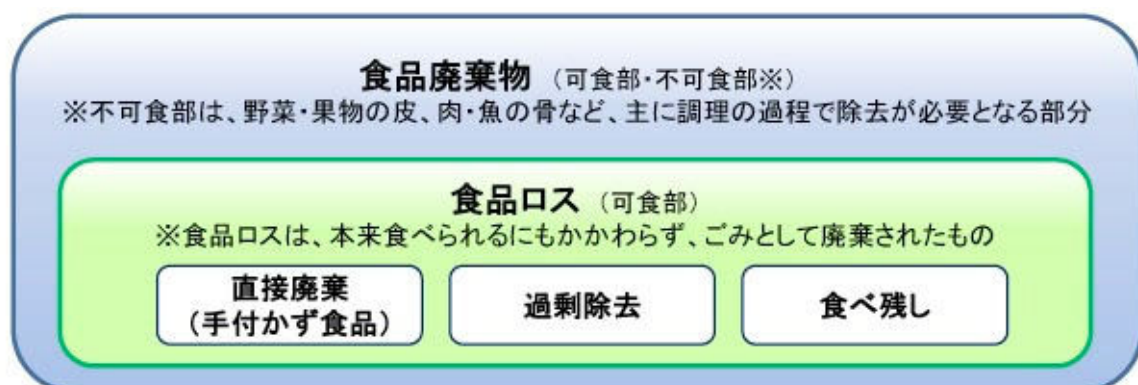


図 3.1-1 食品廃棄物と食品ロスの関係

（資料：家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書（令和元年 5 月版））

コラム

○食品ロスに関する国際的な関心の高まり

2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)において、2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食料の廃棄を半減させる目標が設定されました。

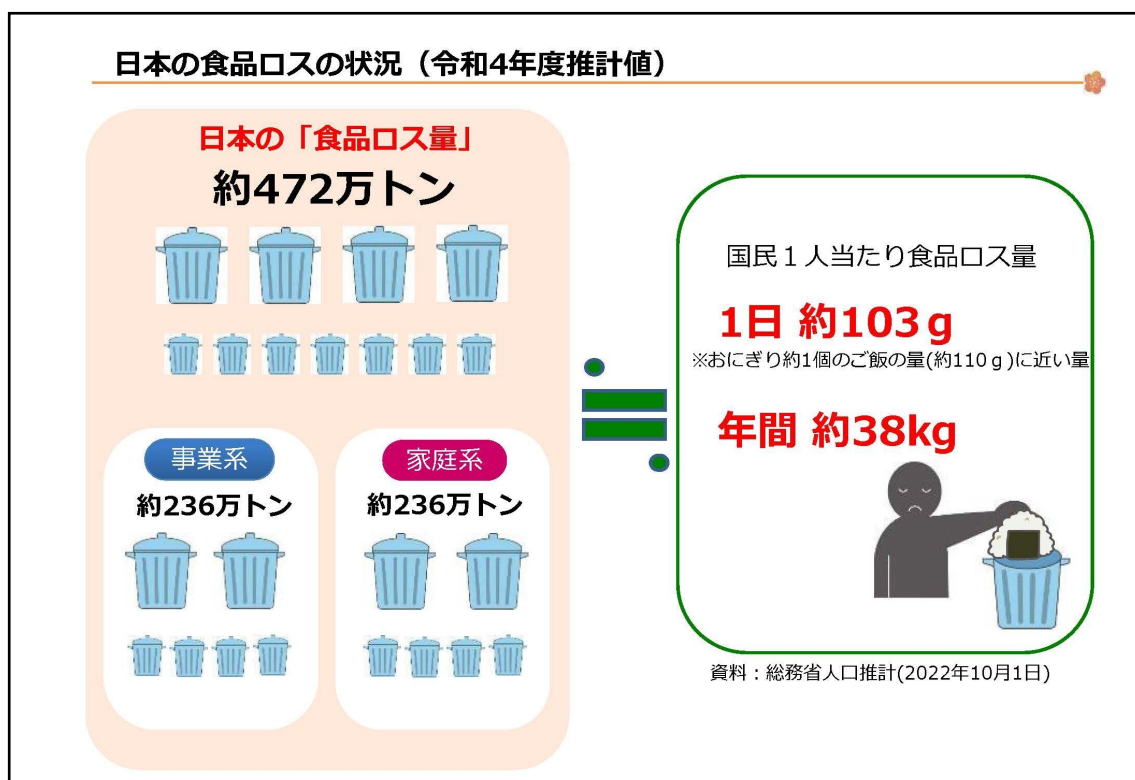


ターゲット 12.3

2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

1) 国の現状

日本における食品ロス量は、令和4年度の推計値で約472万t（事業系約236万t、家庭系約236万t）、1人当たりに換算すると年間約38kg、1日約103gとなります。



（資料：食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢（令和6年7月時点版）農林水産省）

2) 本市の現状

(1) 家庭系食品ロス量

家庭系もやせるごみ中の食品ロス量は、令和 4 年度の推計値が 10.02% であることから、約 1,490 t となります。

表 3.1-1 本市における家庭系食品ロス量の推計値（令和 4 年度）

	家庭系 もやせるごみ ①	家庭系もやせるごみ 中の食品ロス割合 ②	食品ロス量 (推計値) ③=①×②
令和4年度実績 (単位:t)	14,867	10.02%	1,490

※食品ロス割合は、令和 6 年 5 月に行ったごみ組成分析調査報告書の結果（P21）を参照しています。

(2) 事業系食品ロス量

事業系もやせるごみ中の食品ロス量は、令和 4 年度の推計値が 12.28% であることから、約 431 t となります。

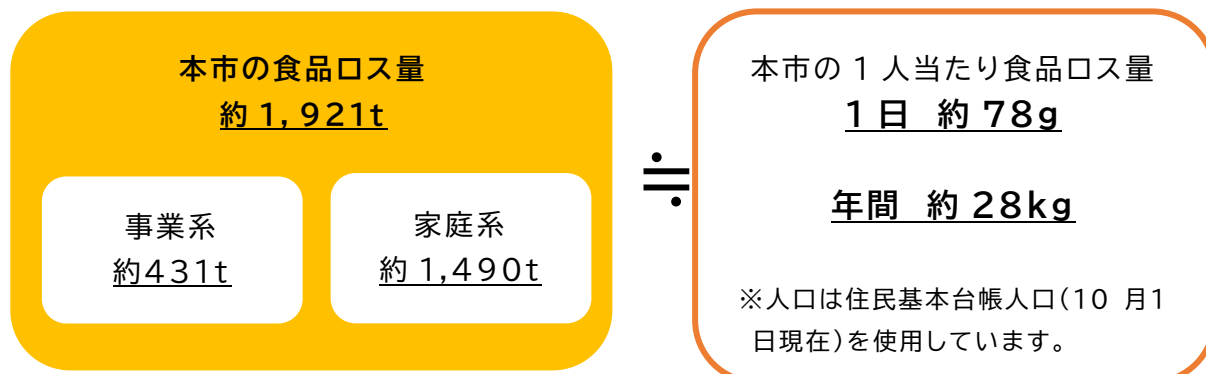
表 3.1-2 本市における事業系食品ロス量の推計値（令和 4 年度）

	事業系 もやせるごみ ①	事業系もやせるごみ 中の食品ロス割合 ②	食品ロス量 (推計値) ③=①×②
令和4年度実績 (単位:t)	3,511	12.28%	431

※食品ロス割合は、令和 6 年 5 月に行ったごみ組成分析調査報告書の結果（P21）を参照しています。

(3) 本市の食品ロスの状況

本市における食品ロス量は、令和 4 年度の推計値で約 1,921 t（事業系約 431 t、家庭系約 1,490 t）、1 人あたりに換算すると年間約 28kg、1 日約 78g となります。



3.2 基本理念及び基本方針

食品ロス削減推進計画の基本理念を次のように定めます。

食品ロス削減で目指す 環境に優しい持続可能なまち

食品ロス削減推進計画の基本理念の実現に向け、「食品ロス削減への意識向上」「食品ロス削減を実践できる環境づくりの推進」の2つの基本方針を定めます。
基本方針と個別施策を図3.2-1に示します。

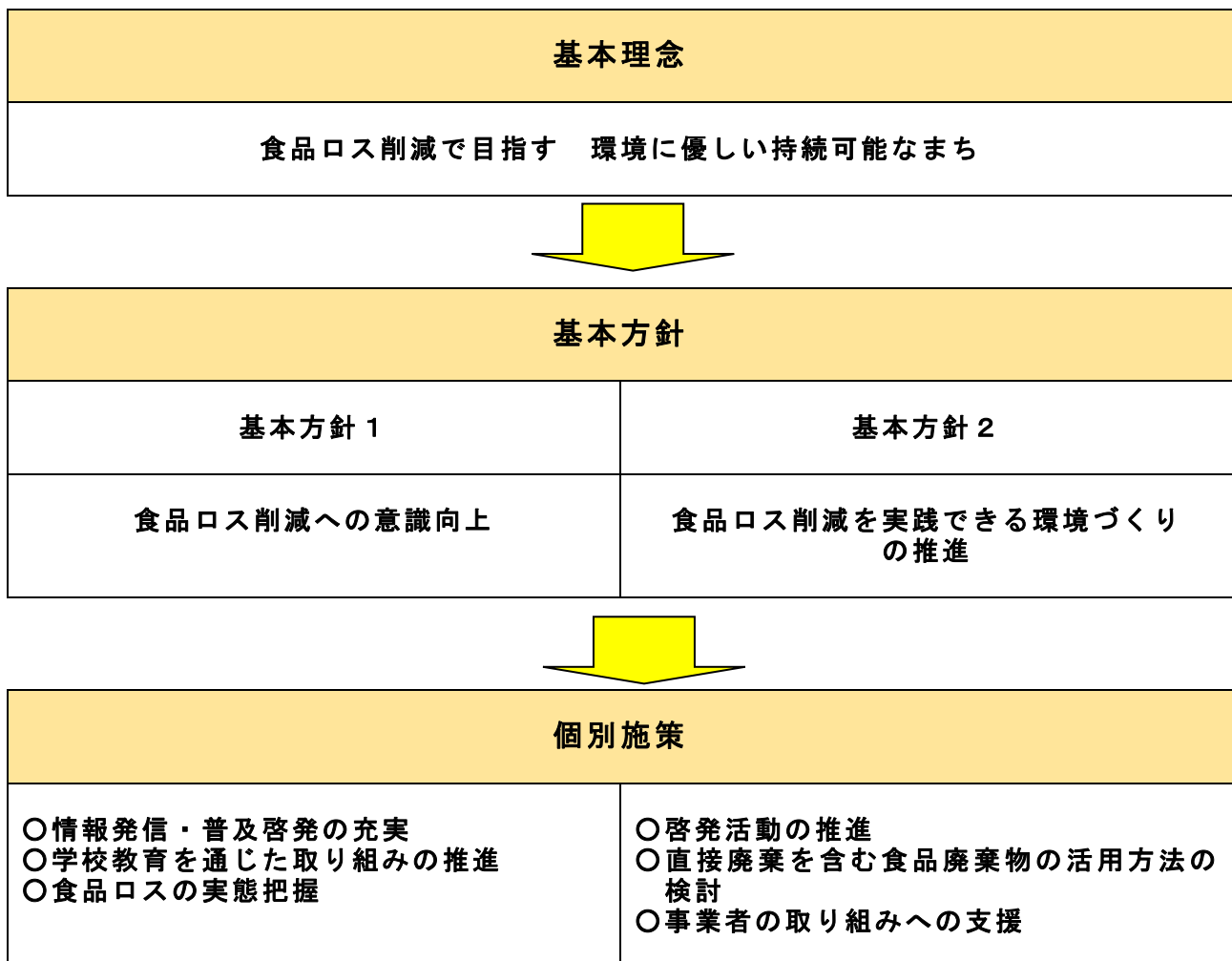
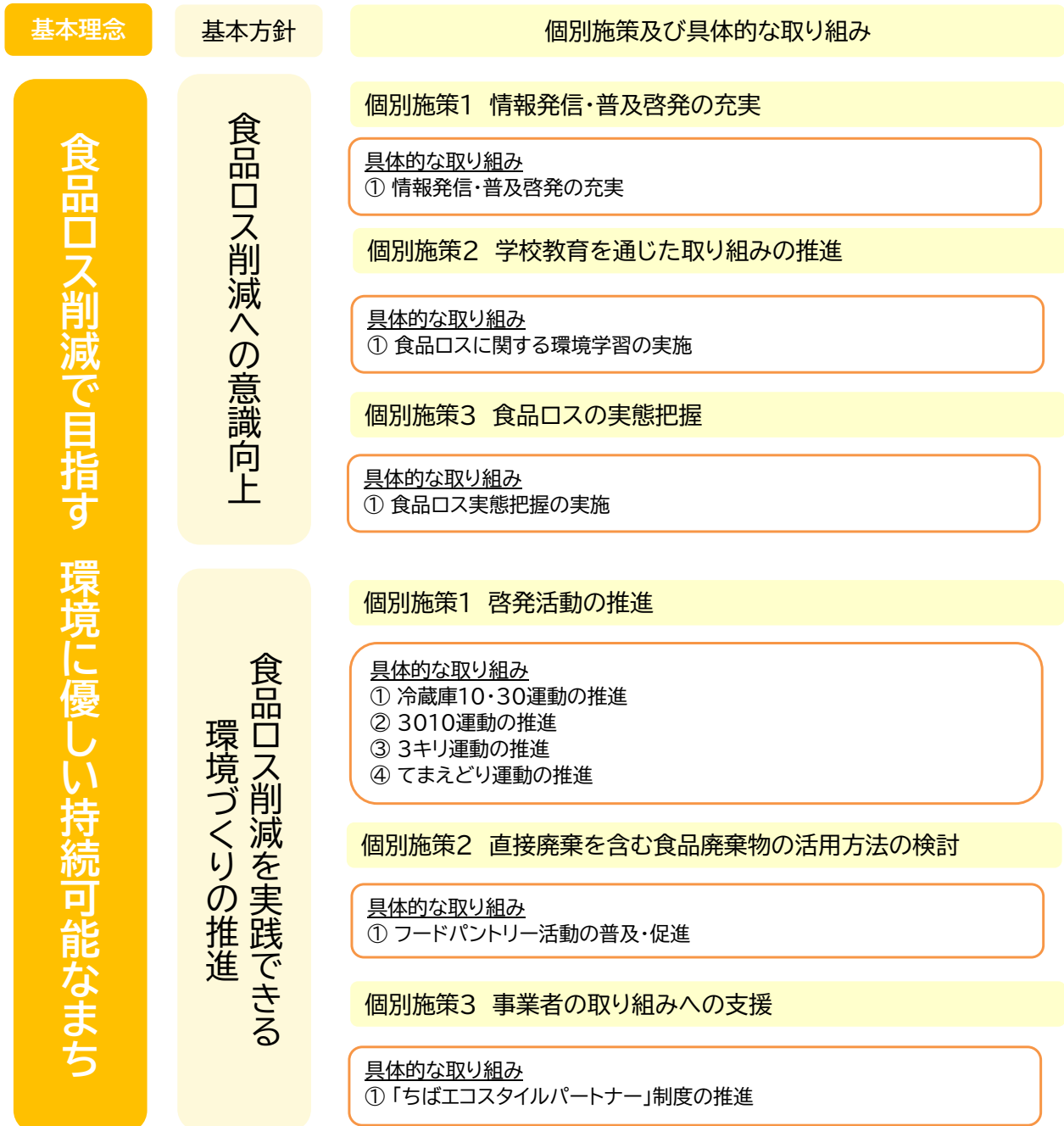


図 3.2-1 ごみ処理の基本方針及び個別施策

3.3 施策体系

食品ロス削減推進計画の施策体系は以下のとおりです。



3.4 計画実現への取り組み

基本方針を実現するための具体的な取り組みは以下に示すとおりです。

基本方針1 食品ロス削減への意識向上

個別施策1 情報発信・普及啓発の充実

食品ロスに関する情報を通じて、市民・事業者へ食品ロス削減をより身近に感じていただけるよう努めます。

具体的な取り組み

実施状況 継続、実施・検討：旧計画の施策を見直し実施

実施時期 継続、短期目標：3年以内、中期目標：5年以内、長期目標：目標年度まで

① 情報発信・普及啓発の充実

実施状況 継続 **実施時期** 継続



- ・食品ロスに関する情報の充実、提供に努めます。

個別施策2 学校教育を通じた取り組みの推進

学校教育を通じて食品ロスの問題について学び、普段の生活や家庭でできることを自ら考えて実践できるよう、食育・環境学習に取り組めます。

具体的な取り組み

実施状況 継続、実施・検討：旧計画の施策を見直し実施

実施時期 継続、短期目標：3年以内、中期目標：5年以内、長期目標：目標年度まで

① 食品ロスに関する環境学習の実施

実施状況 継続 **実施時期** 継続



- ・小中学生に向けた食育・環境学習を実施します。

個別施策 3 食品ロスの実態把握

食品ロスの実態把握に努めます。食品ロス削減推進のためには、食品ロスの実態を把握することが第一歩となります。

具体的な取り組み

実施状況 継続、実施・検討：旧計画の施策を見直し実施

実施時期 継続、短期目標：3 年以内、中期目標：5 年以内、長期目標：目標年度まで

① 食品ロス実態把握の実施

実施状況 検討・実施 **実施時期** 中期目標



・組成分析調査の実施などにより実態把握に努めます。

基本方針2 食品ロス削減を実践できる環境づくりの推進

個別施策1 啓発活動の推進

食品ロスの多くは、食品卸業や食品小売業などの流通、外食産業や家庭での消費で発生しています。流通・消費段階における啓発活動を推進し、市民・事業者と協働で食品ロス削減に取り組みます。

具体的な取り組み

実施状況 継続、実施・検討：旧計画の施策を見直し実施

実施時期 継続、短期目標：3 年以内、中期目標：5 年以内、長期目標：目標年度まで

① 冷蔵庫^{いちまる}10・30^{さんまる}運動の推進

実施状況 検討・実施 **実施時期** 短期目標



・家庭での保管時の食品ロス削減の啓発として、毎月 10 日と 30 日に冷蔵庫の中身を確認する習慣をつけていただく「10・30 運動」の啓発活動を推進します。

② 3010^{さんまるいちまる}運動の推進

実施状況 検討・実施 **実施時期** 短期目標



・宴会や会食で、最初の 30 分と最後の 10 分間はお料理を楽しむことで食べ残しを減らしていく「3010 運動」の啓発活動を推進します。



資料：環境省ホームページ

③ 3 キリ運動の推進

実施状況 検討・実施 **実施時期** 短期目標



- ・食材を使い切る「使いキリ」、食べ残しをしない「食べキリ」、ごみとして出す前に水を切る「水キリ」を行う「3 キリ運動」を推進します。

④ てまえどり運動の推進

実施状況 検討・実施 **実施時期** 短期目標



- ・商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ購買行動である「てまえどり運動」の啓発活動を推進します。



「てまえどり」の行動を呼びかける「すぐたべくん」

資料：環境省ホームページ

個別施策2 直接廃棄を含む食品廃棄物の活用方法の検討

余っている食品を必要としている団体等へ提供することで、未利用食品を有効に活用します。

具体的な取り組み

実施状況 継続・実施・検討：旧計画の施策を見直し実施

実施時期 継続・短期目標：3 年以内、中期目標：5 年以内、長期目標：目標年度まで

① フードパントリー活動の普及・促進

実施状況 継続 **実施時期** 継続



- ・八街市社会福祉協議会が実施しているフードパントリーを市で紹介します。
- ・フードバンクちばの八街市内における窓口となる八街市社会福祉協議会と連携し、廃棄予定の食べることができる食品があれば、フードバンクへ提供していただくよう呼びかけます。

用語説明

フードパントリー：様々な理由で日々の食品や日用品の入手が困難な方に対して、企業や団体などからの提供を受け、身近な地域で無料配付する活動のことです。

個別施策3 事業者の取り組みへの支援

食品ロス削減に積極的に取り組む事業者への支援を行います。

具体的な取り組み

実施状況 継続、実施・検討：旧計画の施策を見直し実施

実施時期 継続、短期目標：3年以内、中期目標：5年以内、長期目標：目標年度まで

① 「ちばエコスタイルパートナー」制度の推進

実施状況 継続 **実施時期** 継続



- ・プラスチックごみや食品ロスの削減に積極的に取り組む事業者等を「ちばエコスタイルパートナー」として登録する制度の推進を図ります。



ロゴマーク

資料：八街市ホームページ

3.5 市民・事業者・行政の役割

食品ロス削減推進計画を策定し、「食品ロス削減で目指す環境に優しい持続可能なまち」を食品ロス削減の基本理念として掲げ、2つの基本方針を示しています。また、基本方針に沿った種々の施策を掲げています。

これらの施策を達成するため、市民、事業者、行政の三者が連携し、それぞれの役割を認識し実行していきます。

市民、事業者、行政の三者の役割を図3.5-1に示します。

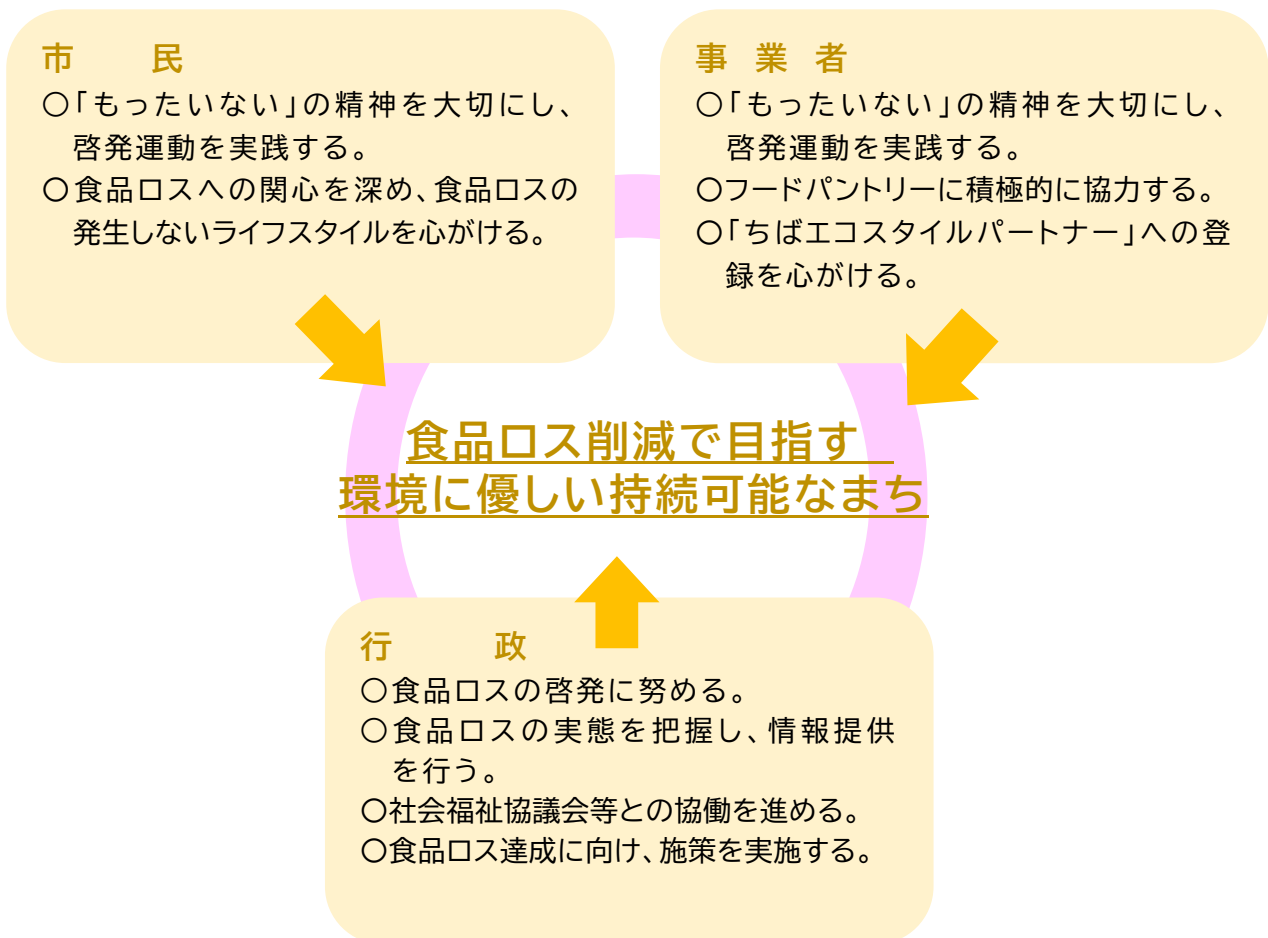


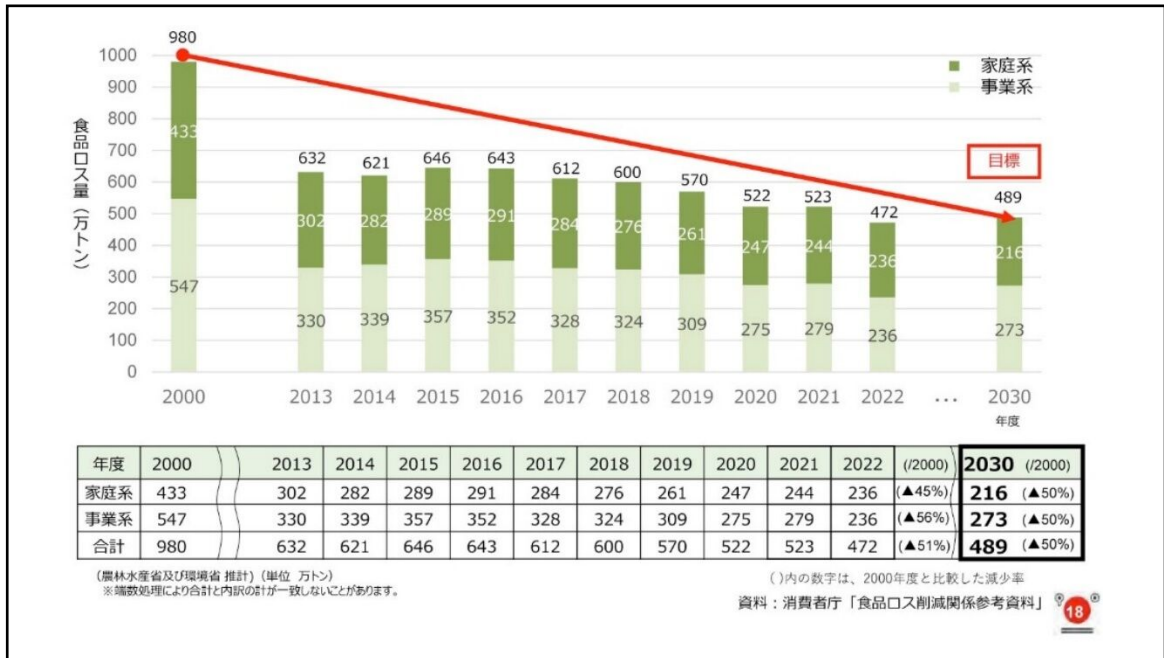
図 3.5-1 市民、事業者、行政の役割

3.6 基本目標

1) 国の数値目標

国においては、「家庭系食品ロス量、事業系食品ロス量いずれも 2030 年度の食品ロス量を 2000 年度比で半減する（2000 年度食品ロス量合計値：980t（家庭系 433t、事業系 547t）、2030 年度食品ロス量合計：489t（家庭系 216t、事業系 273t）」という目標を掲げ食品ロス削減の取り組みを進めています。

2022（令和 4）年度は目標を達成したものの（2022 年度食品ロス量合計値：472t（家庭系 236t、事業系 236t）、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている年度であることから、今後も注視していく必要があります。また、環境や社会問題の観点から、今後もさらに食品ロス削減に向けて取り組む必要があるとしています。



(資料：食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢（令和 6 年 7 月時点版）農林水産省)

2) 本計画の数値目標

本市の数値目標は、食品ロスの削減の推進に関する法律制定年度である 2019（令和元）年度を基準年とし、国の減少率を適用します。

本計画では、家庭系食品ロス量を令和 16 年度で 1,300 t を目標とし、令和 4 年度に対し 190 t（約 12.8%）の減量、事業系食品ロス量を令和 16 年度で 390 t を目標とし、令和 4 年度に対して 41 t（約 9.5%）の減量を目指します。

補足説明

国の減少率及び目標数値の算出方法

家庭系食品ロス量 1,300 t

国の減少率：216 万 t（国の目標値）÷ 261 万 t（国の令和元年度推計値）＝82.8%

目標数値：1,571 t（八街市の令和元年度推計値）× 82.8%＝1,301 t

※計算値では 1,301 t となりますが、目標値につきましてはそれ以下の 1,300 t とします。

事業系食品ロス量 390 t

国の減少率：273 万 t（国の目標値）÷ 309 万 t（国の令和元年度推計値）＝88.3%

目標数値：442 t（八街市の令和元年度推計値）× 88.3%＝390 t

表 3.6-1 数値目標

項目	単位	令和4年度 (基準年)	令和16年度 (本計画目標年度)
家庭系食品ロス量	t/年	1,490	<u>1,300</u> (△190t)
			約12.8%削減
事業系食品ロス量	t/年	431	<u>390</u> (△41t)
			約9.5%削減

3.7 各種施策(具体的な取り組み)の進行管理

本計画の実現のため取り組む各種施策については、環境マネジメントシステム同様PDCAサイクル（プラン、ドゥ、チェック、アクション）を活用し、毎年、進行管理を行うものとします。また、必要に応じて、計画の見直しを行います。

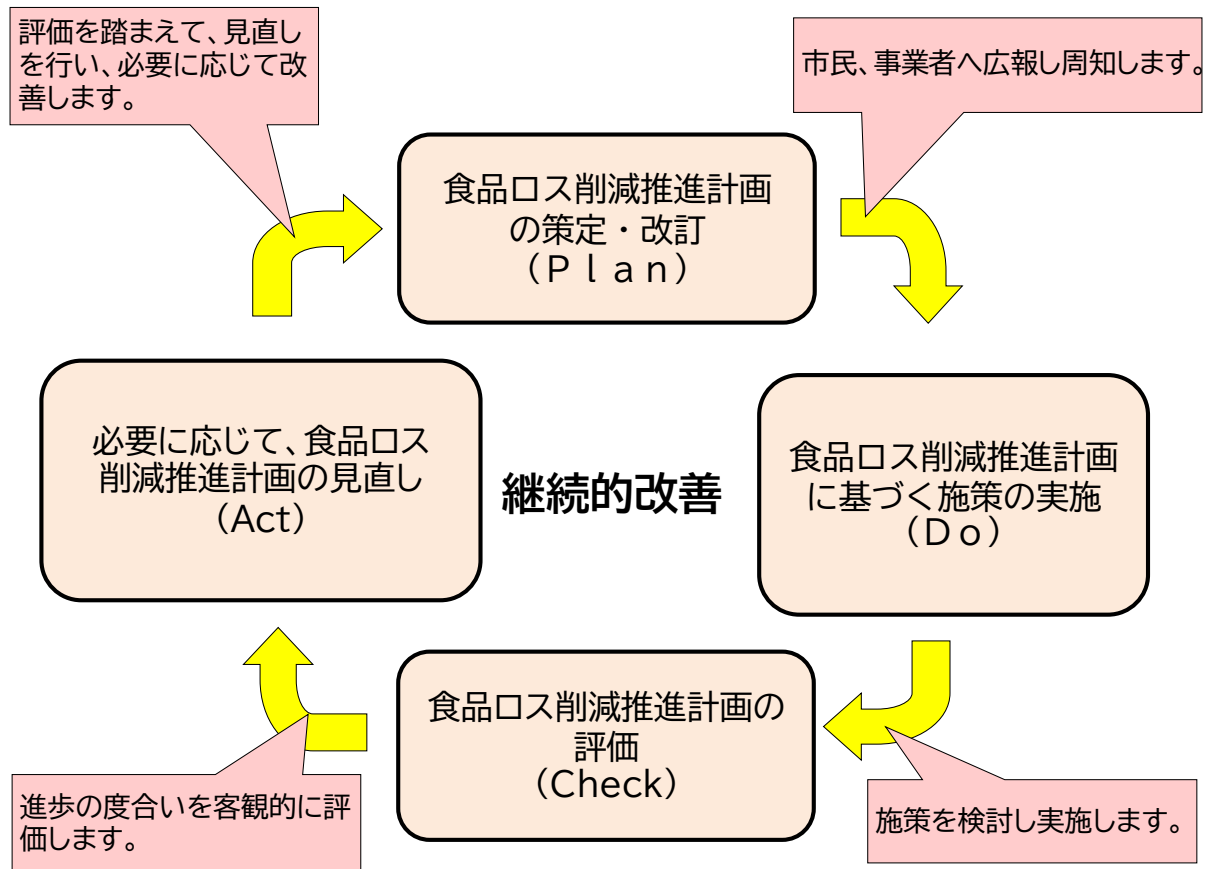


図 3.7-1 PDCA サイクルのイメージ

第 4 編 一般廃棄物(生活排水)処理基本計画

4.1 生活排水処理の現状

1) 生活排水処理の概要

生活排水は、人の体から排せつされる「し尿」と、台所排水・洗濯排水・風呂/洗面排水などが該当する「生活雑排水」のふたつに分けられます。河川や湖沼の水質汚濁を回避・低減するためには、このような汚れた水が公共水域に放流される前に適切に浄化する必要があります。

生活排水を処理する方式は、本市の場合は表 4.1-1 に示す 4 種類があります。

表 4.1-1 処理方式と処理対象

処理方式	処理の可否	
	し尿	生活雑排水
公共下水道	○ 処理可能	○ 処理可能
合併処理浄化槽	○ 処理可能	○ 処理可能
みなし浄化槽 (単独処理浄化槽)	○ 処理可能	× 処理不可
し尿汲み取り	○ 処理可能	× 処理不可

公共下水道に接続している場合、生活排水は下水道を通過して終末処理場に送られ、そこで浄化されます。下水道は大規模な集合処理方式であり、効率的かつ高度な処理を可能としますが、多額の整備費用を伴う大規模な整備事業を必要とします。そのため、本市においては、人口が比較的密集した八街駅、榎戸駅の近隣地区等に適しています。

一方で、人口が比較的まばらな区域においては、個別処理方式が経済面等において合理的と一般的に言われています。合併処理浄化槽は、個別に設置される処理設備であり、適切に維持管理されれば、公共水域に放流可能な水質まで生活排水を浄化することが可能です。浄化槽からは汚泥が発生するため、処理施設に収集・運搬され、処理されます。

類似した個別処理方式としては、みなし浄化槽（単独処理浄化槽）がありますが、これはし尿のみを対象とする浄化槽です。し尿汲み取りは、汲み取り式便所のことであり、便槽に貯留したし尿を定期的に抜き取って処理施設において処理するものです。みなし浄化槽及びし尿汲み取りは、生活雑排水を処理することができず、生活雑排水は未処理のまま公共水域に放流されてしまいます。これが、本市近傍の河川や湖沼の水質が改善しない原因の一つであるとされています。

令和４年度における本市の生活排水処理の流れ及び人口比を図４.１-１に示します。
し尿については、公共下水道 26.7%、合併処理浄化槽 53.2%、みなし浄化槽 12.9%、し尿汲み取り 7.2%の割合で処理されています。
一方の生活雑排水は、公共下水道 26.7%、合併処理浄化槽 53.2%について処理されていますが、それ以外の 20.1%が未処理のまま放流されている状態です。

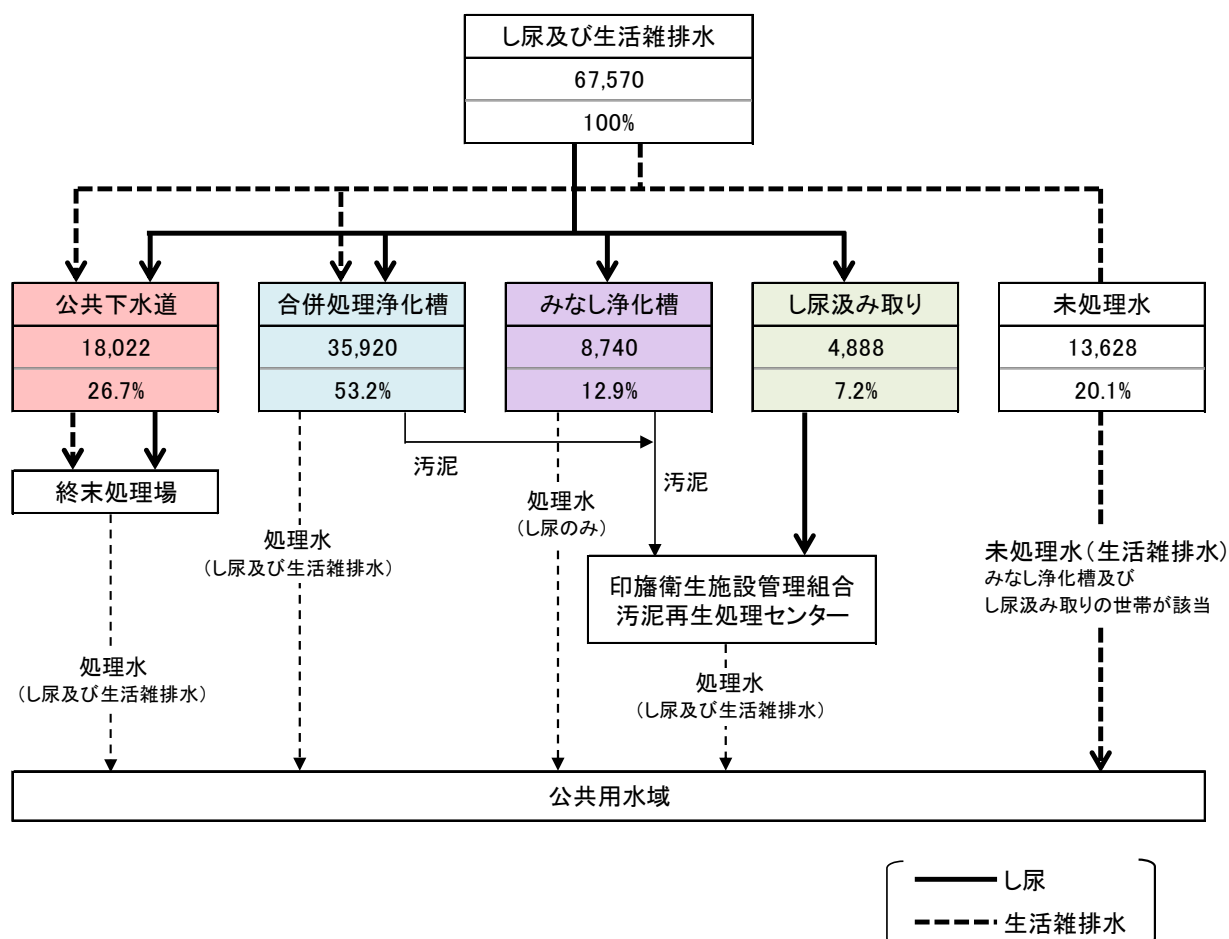


図 4.1-1 生活排水処理体系（令和４年度 単位：人）

２）人口の推移

生活排水処理計画の将来人口（市域の総人口）はごみ処理人口と同じです（P9 参照）。

3) 生活排水処理人口及び汚泥等の処理量

生活排水処理人口、それぞれの処理方法を採用している人口（以降、処理区分人口とします。）及び汚泥等の処理量について取りまとめました。それぞれの数値の算出方法や計画期間における予測値の詳細については、資料編に掲載します。それぞれの処理区分人口について、直近 5 年間の実績値の推移を表 4.1-2 及び図 4.1-2 に示します。令和 4 年度における生活雑排水処理人口普及率は 79.8%、内公共下水道処理人口普及率は 26.7%です。

表 4.1-2 生活排水処理人口等の推移

項目\年度	単位	実績				
		2018	2019	2020	2021	2022
		H30	R1	R2	R3	R4
行政区域内人口(総人口)	人	70,527	69,649	68,632	67,894	67,570
水洗化・生活雑排水処理人口	人	54,020	53,443	53,355	53,320	53,942
公共下水道	人	18,131	17,840	17,734	17,585	18,022
集落排水施設等	人	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽	人	35,889	35,603	35,621	35,735	35,920
コミュニティプラント	人	0	0	0	0	0
水洗化・生活雑排水未処理人口 (みなし浄化槽人口)	人	8,980	8,912	9,153	8,933	8,740
非水洗化人口(し尿汲み取り)	人	7,527	7,294	6,124	5,641	4,888
自家処理人口	人	0	0	0	0	0
計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0
非水洗化率	%	10.7%	10.5%	8.9%	8.3%	7.2%
水洗化率	%	89.3%	89.5%	91.1%	91.7%	92.8%
生活雑排水処理人口普及率	%	76.6%	76.7%	77.7%	78.5%	79.8%
公共下水道人口普及率(総人口普及率)	%	25.7%	25.6%	25.8%	25.9%	26.7%

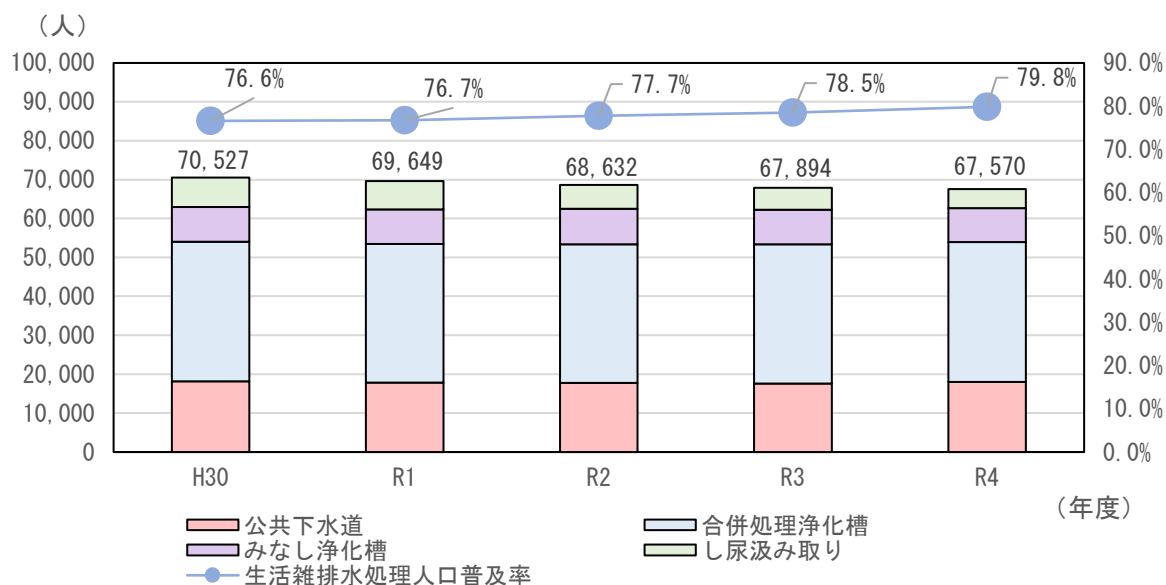


図 4.1-2 生活排水処理人口等の推移

補足説明

非水洗化率：総人口に対するし尿汲み取り人口の割合を示す指標です。

$\frac{[\text{し尿汲み取り人口}]}{[\text{総人口}]}$ で算出されます。

現在ではし尿汲み取りの世帯についても簡易水洗トイレが普及していますが、従来は非水洗型トイレであったことに由来します。

水洗化率：総人口に対するし尿汲み取り人口以外の割合を示す指標です。

$\frac{([\text{公共下水道人口}] + [\text{合併処理浄化槽人口}] + [\text{みなし浄化槽人口}])}{[\text{総人口}]}$ で算出されます。

生活雑排水処理人口普及率：総人口に対して生活雑排水を処理している人口の割合を示す指標です。

$\frac{([\text{公共下水道人口}] + [\text{合併処理浄化槽人口}])}{[\text{総人口}]}$ で算出されます。

公共下水道人口普及率：総人口に対して公共下水道に接続している人口の割合を示す指標です。

$\frac{[\text{公共下水道人口}]}{[\text{総人口}]}$ で算出されます。

コラム

○下水道について

生活排水などを排除する下水管、浄化するためのポンプ場から終末処理場までの一連の施設を、まとめて「下水道」と呼びます。本市の場合、市町村が整備を行う「公共下水道」に分類されるものです。

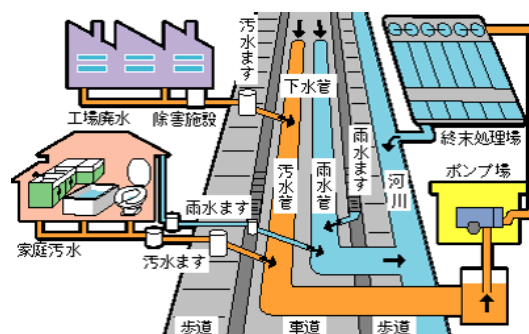


図 下水道施設の構成

(資料：国土交通省ホームページ)

○合併処理浄化槽について

微生物のはたらきを利用し、生活排水に含まれる汚れを浄化するものです。現在、技術の発展などによって、「下水道敷設までの場繋ぎ」ではなく、「下水道と使い分ける」ものとして、生活排水の浄化に重要な役割を担っています。これに対して、「みなし浄化槽」は、トイレの汚水のみ（し尿のみ）の処理を対象としています。

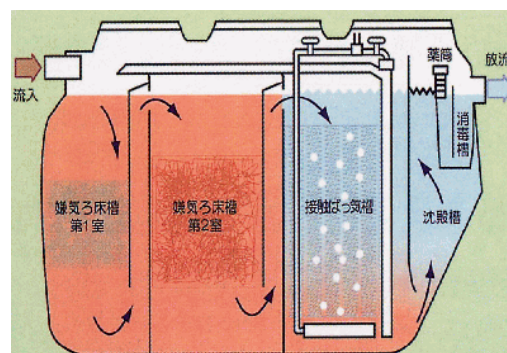


図 浄化槽の構造例

(資料：千葉県ホームページ)

し尿及び浄化槽汚泥の処理量について、直近 5 年間の実績値を表 4.1-3 及び図 4.1-3 に示します。

令和 4 年度におけるし尿処理量は 2,523kℓ、浄化槽汚泥量は 14,947kℓであり、浄化槽汚泥量の割合が大きくなっています。

表 4.1-3 し尿量及び浄化槽汚泥量等の推移

項 目\年 度	単位	実績				
		2018	2019	2020	2021	2022
		H30	R1	R2	R3	R4
行政区域内人口(総人口)	人	70,527	69,649	68,632	67,894	67,570
浄化槽	人	44,869	44,515	44,774	44,668	44,660
合併処理浄化槽	人	35,889	35,603	35,621	35,735	35,920
みなし浄化槽	人	8,980	8,912	9,153	8,933	8,740
し尿汲み取り	人	7,527	7,294	6,124	5,641	4,888
合 計	kℓ/年	16,030	17,031	17,237	17,416	17,470
浄化槽汚泥	kℓ/年	13,250	14,294	14,618	14,807	14,947
合併処理浄化槽汚泥	kℓ/年	5,184	8,082	7,783	8,123	8,364
みなし浄化槽汚泥	kℓ/年	8,067	6,212	6,835	6,683	6,583
し尿	kℓ/年	2,780	2,737	2,619	2,609	2,523
浄化槽汚泥	ℓ/人日	0.81	0.88	0.89	0.91	0.92
合併処理浄化槽汚泥	ℓ/人日	0.40	0.62	0.60	0.62	0.64
みなし浄化槽汚泥	ℓ/人日	2.46	1.91	2.04	2.05	2.06
し尿	ℓ/人日	1.01	1.03	1.17	1.27	1.41

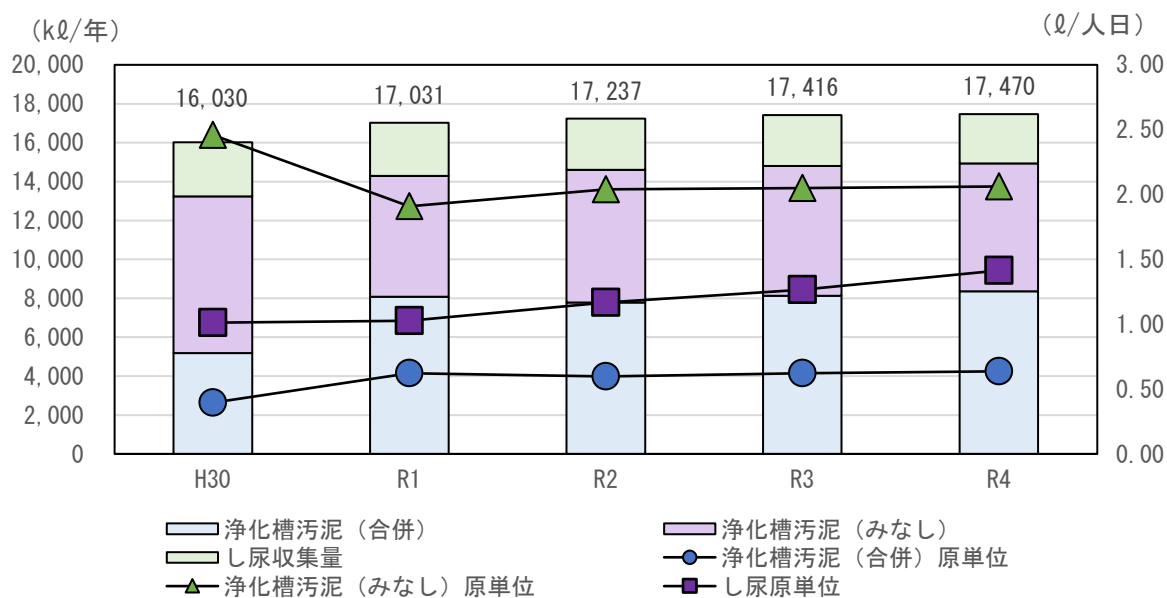


図 4.1-3 し尿量及び浄化槽汚泥量等の推移

補足説明

原単位：発生量を 1 人 1 日あたりに換算した値です。

4) 生活排水処理にかかる組織及び施設等について

生活排水処理を行う主体者や組織、生活排水処理を行う施設について取りまとめました。

表 4.1-4 に、生活排水の処理主体を示します。集合処理である公共下水道やし尿及び汚泥を処理するし尿処理施設については公共の団体が、個人で設置する浄化槽については個人等が、それぞれ処理主体として位置付けられます。

表 4.1-4 生活排水（処理施設の種類）ごとの処理主体

処理施設の種類	処理対象とする生活排水の種類	処理主体
公共下水道 (印旛沼流域下水道※ ¹)	し尿及び生活雑排水	八街市※ ² ・ 公益財団法人千葉県下水道公社
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
みなし浄化槽	し尿	個人等
汚泥再生処理センター※ ³	し尿及び浄化槽汚泥	印旛衛生施設管理組合※ ⁴

※1 印旛沼流域下水道

13 市町（12 市・1 町；千葉市、船橋市、成田市、佐倉市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、印旛郡酒々井町）で構成され、表 4.1-5 に示す内容で事業を実施しています。

※2 「八街市印旛沼流域関連公共下水道事業」

市域の下水道整備事業は、表 4.1-6 に示す内容で計画・実施されています。

※3 汚泥再生処理センター

し尿及び汚泥を処理する施設であり、施設の概要は表 4.1-7 に示すとおりです。

※4 印旛衛生施設管理組合

汚泥再生処理センターは、5 市町（4 市・1 町；佐倉市、四街道市、八街市、富里市、印旛郡酒々井町）から構成される印旛衛生施設管理組合（表 4.1-8）が管理しています。

表 4.1-5 印旛沼流域下水道及び終末処理施設の概要

区分	全体計画	現況 (令和3年3月末現在)
処理面積	27,391 ヘクタール	18,068.6 ヘクタール
処理人口	1,406,200 人	1,317,292 人
処理能力	花見川終末処理場 (処理能力) 日平均 224,900 立方メートル 9 系列	(令和2年度実績値) 日平均 275,596 立方メートル 8 系列
	花見川第二終末処理場 (処理能力) 日平均 428,600 立方メートル 7 系列	(令和2年度実績値) 日平均 159,113 立方メートル 3 系列
管渠延長	217.6 キロメートル	170.9 キロメートル
中継ポンプ場	11 ヶ所	10 ヶ所
終末処理場	2 ヶ所	2 ヶ所
排除方式	分流式	分流式
処理方式	凝集剤併用型循環式硝化脱窒法 +急速砂ろ過法	標準活性汚泥法他
処理場敷地面積	花見川終末処理場 約 21 ヘクタール	約 21 ヘクタール
	花見川第二終末処理場 約 24 ヘクタール	約 24 ヘクタール
計画目標年度	平成36(令和6)年度	—
関連市町村	13 市町(12 市 1 町) ・ 千葉市 ・ 成田市 ・ 習志野市 ・ 鎌ヶ谷市 ・ 八街市 ・ 白井市 ・ 印旛郡酒々井町 ・ 船橋市 ・ 佐倉市 ・ 八千代市 ・ 四街道市 ・ 印西市 ・ 富里市	
その他接続関係	成田国際空港株式会社	

(資料：千葉県ホームページ)

表 4.1-6 印旛沼流域下水道（污水）の概要

項 目		見直し計画	旧計画	備考
告 示		令和 5 年度	平成 13 年度	昭和 51 年度立案
計画目標年次 (工事完成予定年度)		令和 31 年度	平成 36 年度	25 年の延伸
計画区域面積 (予定処理区域面積)		1,030.0 ha	1,030.0 ha	変更なし
行政人口		37,600 人	83,000 人	45,400 人の減少
計画人口		16,400 人	35,300 人	18,900 人の減少
汚水量原単位 (ℓ/人日)	日平均	294	305	11ℓ/人日の減少
	日最大	392	405	13ℓ/人日の減少
	時間最大	588	610	22ℓ/人日の減少
	地下水量	70	70	変更なし
計画汚水量 (m ³ /日)	日平均	6,430	14,300	7,870ℓの減少
	日最大	7,580	16,770	9,190ℓの減少
	時間最大	10,800	24,000	13,200ℓの減少

(資料：八街市印旛沼流域関連公共下水道全体計画説明書)

表 4.1-7 汚泥再生処理センターの概要

汚水処理	処理方式	高負荷脱窒素処理＋高度処理
	処理能力（kl/日）	195 （生し尿 43、浄化槽汚泥 152）
資源化処理	処理方式	堆肥化（水分 35％）
	処理能力（m ³ /日）	16.2（含水率 85％）
供用開始年度		平成 14 年度
運転管理		委託



（資料：印旛衛生処理施設組合ホームページ）

表 4.1-8 印旛衛生施設管理組合の概要

設立年月日	昭和 38 年 4 月 5 日
共同処理する事務	し尿及び浄化槽汚泥の処理
敷地面積	23,789.57m ²
行政区域内人口	402,852 人（令和 6 年 3 月 31 日現在）
処理対象人口	97,422 人（令和 6 年 3 月 31 日現在）

（資料：印旛衛生施設管理組合ホームページ）

5) し尿及び浄化槽汚泥処理経費の現況

し尿及び浄化槽汚泥は、印旛衛生施設管理組合汚泥再生処理センターにおいて処理されています。し尿及び浄化槽汚泥処理経費の推移を表 4.1-9 に示します。処理費の総額は、平成 30 年度から令和 2 年度にかけて増額したのち、継続的に減少しています。これを 1 人あたりに直すと令和 2 年度以降横ばいですが、1kℓあたりに直すと減額しています。なお、1 人当たりの処理費及び維持管理費を千葉県平均・全国平均と比較すると、低い水準となっています（図 4.1-4）。したがって、し尿及び浄化槽汚泥については効率的な処理が実施されていることがわかります。今後も適正な維持管理を実施することによって、効率的な施設運営に努めます。

表 4.1-9 し尿及び浄化槽汚泥処理経費の推移

		H30	R1	R2	R3	R4
し尿処理人口及び浄化槽汚泥人口	人	52,396	51,809	50,898	50,309	49,548
し尿及び浄化槽汚泥量	kℓ	16,030	17,031	17,237	17,415	17,470
処理及び維持管理費	千円	121,145	121,294	126,886	125,029	122,518
処理及び維持管理費	千円	0	0	0	0	0
(組合分担金)	千円	121,145	121,294	126,886	125,029	122,518
1人当たりの処理及び維持管理費	千円/人	2.312	2.341	2.493	2.485	2.473
1kℓ当たりの処理及び維持管理費	千円/kℓ	7.557	7.122	7.361	7.179	7.013
建設改良費(工事費+調査費)	千円	0	0	0	0	0
建設改良費(工事費+調査費)	千円	0	0	0	0	0
(建設改良費組合分担金)	千円	0	0	0	0	0
し尿及び浄化槽汚泥処理事業費	千円	121,145	121,294	126,886	125,029	122,518

(資料：環境省 一般廃棄物処理実態調査)

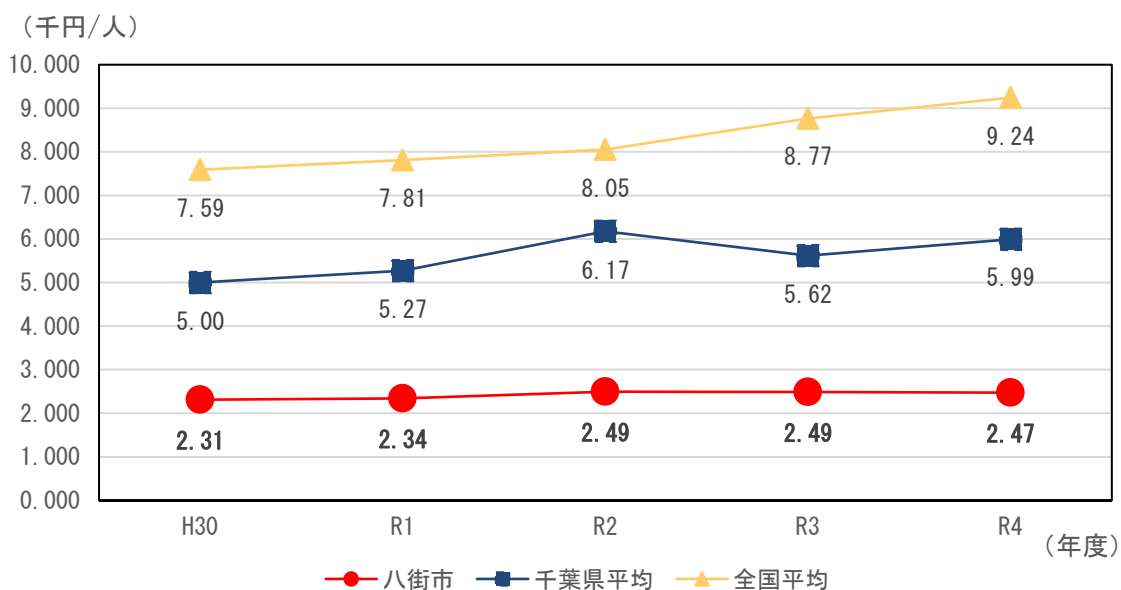
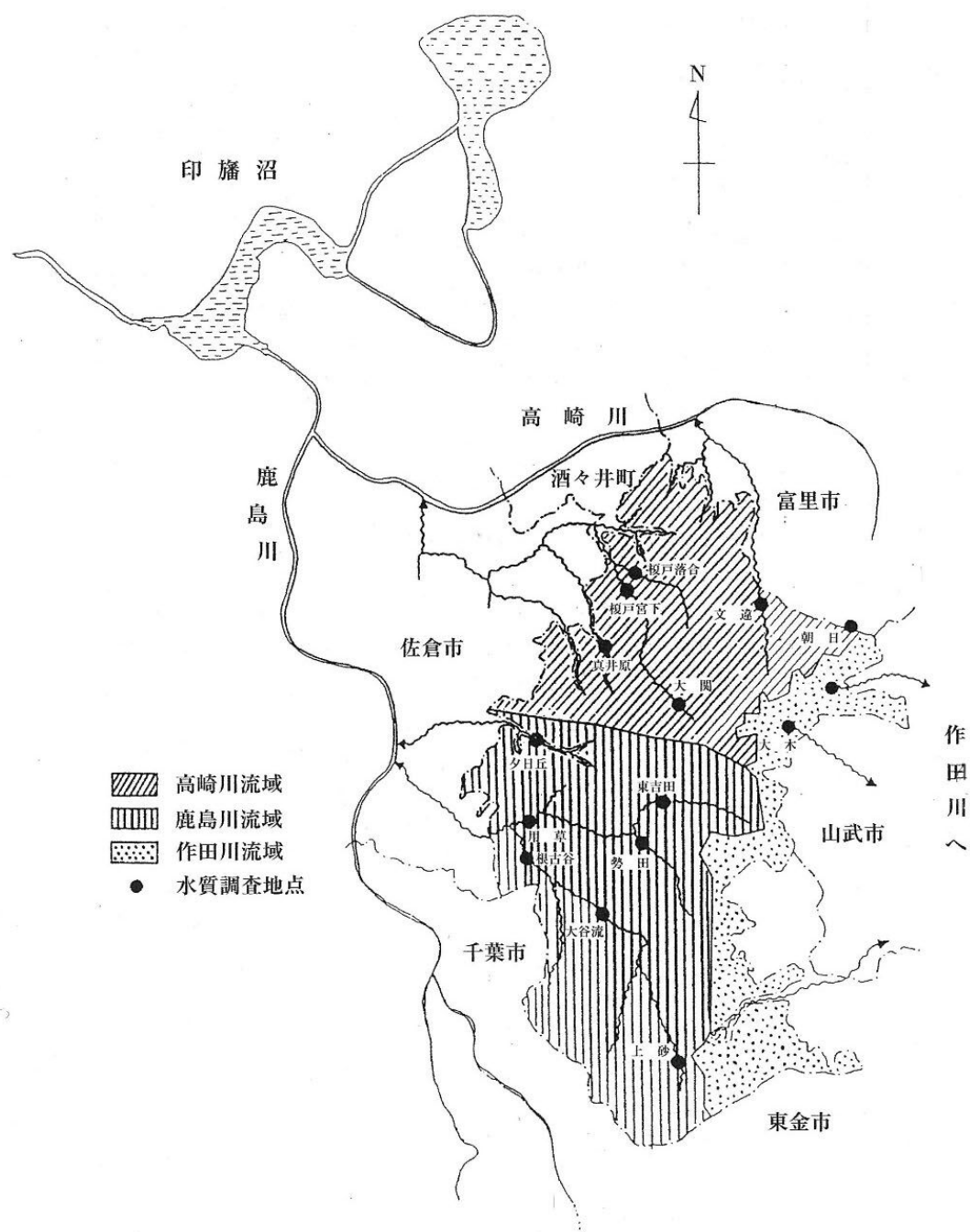


図 4.1-4 1 人当たりの処理費及び維持管理費の比較

6) 河川環境の現況

生活排水が適正に処理されているかどうかは、近隣の河川や湖沼の水質に大きく影響します。本節では、河川環境の現況について取りまとめます。

市内河川流域図を図 4.1-5 に示します。本市では、昭和 56 年以降、河川水質調査を実施しています。現在の調査頻度は年に 2 回であり、調査地点は作田川 2 地点・高崎川 6 地点・鹿島川 7 地点の計 15 地点です。



(資料：八街市環境白書 令和5年度版)

図 4.1-5 市内河川流域図

河川および湖沼の水質に関連する環境基準を表 4.1-10 に示します。市内では、前述の 15 地点において、年 2 回の水質検査を行っています。2 回分の計測値の平均を直近 5 年について取りまとめました。例として、各河川について、BOD（生物化学的酸素要求量）値の推移を図 4.1-6～図 4.1-8 に示します。ここから、環境基準を満たさない地点や年度があることがわかります。また、これらの河川が流入する印旛沼の水質が望ましくない状況にあることも踏まえると、さらに水環境の保全に努める必要があります。（河川・湖沼の水質は資料編に掲載します。）

表 4.1-10 生活環境項目に係る環境基準

水 域 類 型 項 目	印旛沼	鹿島川	高崎川	作田川
	A	A	C	A
pH	6.5～8.5	6.5～8.5	6.5～8.5	6.5～8.5
BOD(mg/L)	—	2以下	5以下	2以上
COD(mg/L)	3以下	—	—	—
D O(mg/L)	7.5以上	7.5以上	5以上	7.5以上
S S(mg/L)	5以下	25以下	50以下	25以下
大腸菌群数 (MPN/100mL)	1,000以下	1,000以下	—	1,000以下
指定年月日	45・9・1	50・1・21	60・3・29	48・7・31
達成年月日	5年以内で可 及的すみやか に	5年を超える 期間で可及的 すみやかに	5年を超える 期間で可及的 すみやかに	5年以内で可 及的すみやか に

（資料：八街市環境白書 令和 5 年度版）

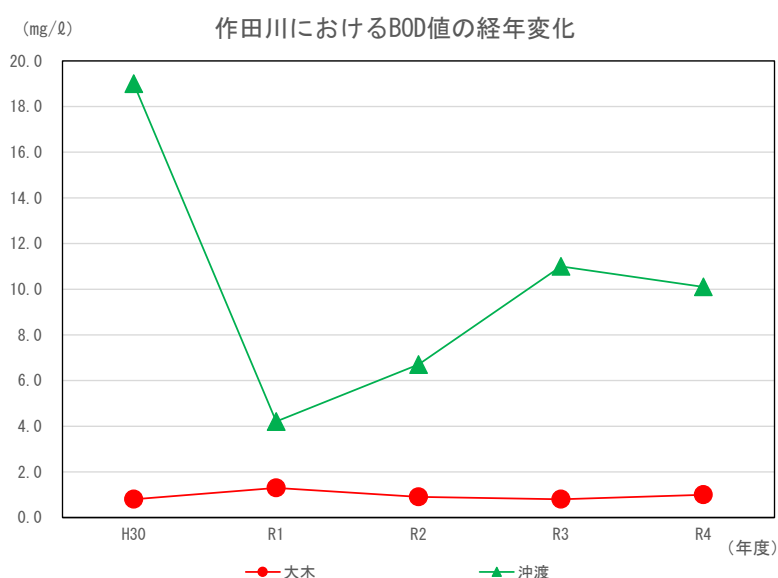


図 4.1-6 作田川における BOD 値の経年変化（基準値 2mg/ℓ）

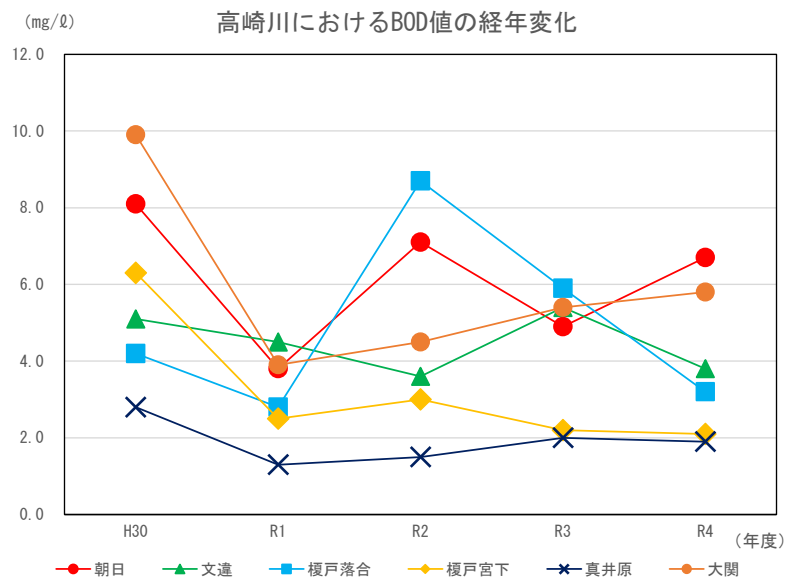


図 4.1-7 高崎川における BOD 値の経年変化（基準値 5mg/ℓ）

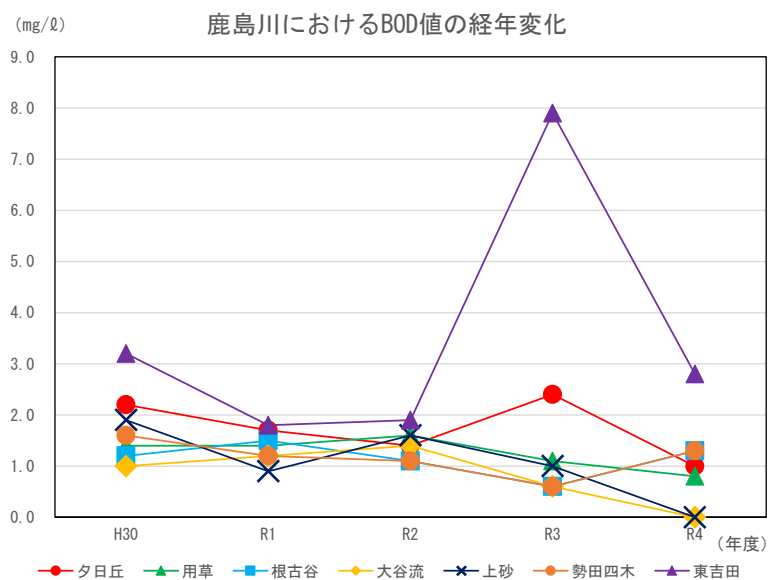


図 4.1-8 鹿島川における BOD 値の経年変化（基準値 2mg/ℓ）

補足説明

BOD：水中に溶けている有機物を、微生物が分解するために必要とする酸素の量のことです。
 これが大きい数値であるほど有機物が多く溶けていて、汚れた水であることを示します。

4.2 生活排水処理の課題

本市の現状を踏まえ、旧計画を検証し、生活排水処理の課題について取りまとめました。

1) 旧計画の検証及び対策

旧計画の目標年度は令和 7 年度（平成 37 年度）となっています。このため、数値目標の検証は旧計画の年度別推計の令和 4 年度（平成 34 年度）値と実績値の比較により実施しました。

評価結果を表 4.2-1 に示します。旧計画における評価指標として、生活雑排水処理人口普及率及び公共下水道処理人口普及率が位置付けられていますが、令和 4 年度においてはいずれについても下回っています。総人口が減少局面を迎えていることも踏まえ、いずれの評価指標についても目標を達成する可能性は残っているものの、評価としては「未達成のおそれ」があるとなりました。

表 4.2-1 旧計画における数値目標の評価

項目	令和 4 年度 (平成 34 年度)		評価
	目標	実績	
生活雑排水処理人口普及率※	80.2	79.8	未達成のおそれ
公共下水道処理人口普及率※	30.3	26.7	未達成のおそれ

※「生活雑排水処理人口普及率」は、旧計画においては「生活排水処理率」、
「公共下水道処理人口普及率」は、旧計画においては「公共下水道処理率」。

旧計画において推進することが位置付けられた取り組みの検証及び評価について、表 4.2-2 に取りまとめます。取り組みは、周知啓発に関するものが中心であり、概ね実行に移されています。一方で、公共下水道接続の経済助成制度の利用がないことなど、生活雑排水処理人口普及率の向上を目指すうえで、取り組みの実効性をさらに高めることが求められます。

なお、表中の評価については、生活排水処理基本計画では、「よく取り組まれているものが○」、「施策の一部が実施されていないまたは取り組まれたが効果が不十分なものが△」、「位置付けた施策のほとんどが実施されていないものが×」としています。

表 4.2-2 旧計画における取り組みの検証及び評価

具体的取り組み	検証（現状）及び対応	評価
適正な排水処理の推進		
公共下水道の普及に関する具体的取り組み		
①経済的助成制度の周知 公共下水道認可区域での早期接続を呼びかけ、八街市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給規則（昭和 63 年 9 月）など設置者に対しての経済的助成制度の活用を働きかけます。 実施計画：継続	○検証（現状） 本制度は維持されているが、近年においては利用がない状況である。 ○対応 本制度を維持し、活用を引き続き働きかける。	△
②豊かな水辺空間づくりへの参画 公共下水道普及が豊かな水辺空間を生み出すことを、啓発活動を通じて呼びかけます。 実施計画：継続	○検証（現状） 広報紙による啓発や、パンフレットの配布などによって普及を図っている。 ○対応 今後も取り組みを継続する。	○
合併処理浄化槽の普及に関する具体的取り組み		
①経済的助成制度の周知 公共下水道認可区域外での合併処理浄化槽設置を呼びかけ、八街市家庭用小型合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱（昭和 62 年 10 月）などにより単独処理浄化槽や汲み取り家庭に対して、合併処理浄化槽への転換を奨励し、設置者に対しての経済的助成制度の活用を働きかけます。 実施計画：継続	○検証（現状） 補助事業による合併処理浄化槽の設置実績は表 4.2-3 に示すとおりである。 ○対応 本制度を維持し、活用を引き続き働きかける。 また、制度維持のために各種の交付金を継続的に活用する。	○
②豊かな水辺空間づくりへの参画 合併処理浄化槽設置が豊かな水辺空間を生み出すことを、啓発活動を通じて呼びかけます。 実施計画：継続	○検証（現状） 広報紙による啓発や、パンフレットの配布などによって普及を図っている。 ○対応 今後も取り組みを継続する。	○
適正な処理施設の維持管理		
し尿及び浄化槽汚泥の適正処理に関する具体的取り組み		
①汚泥再生処理センターの適正処理 汚泥再生処理センターの機能を適正に維持します。そのため、定期的な精密機能検査を実施し、機能維持に努めます。 実施計画：継続	○検証（現状） 施設の延命化を図るため、計画的な修繕・精密機能検査を実施している。 ○対応 今後も取り組みを継続する。	○
②受入品質の変化に対応した適正な処理 し尿は減少し、浄化槽汚泥の割合は増加して行きます。受入品質の変化に常に留意して適正な維持管理につとめます。 実施計画：継続	○検証（現状） 処理後の水質やたい肥の性状に問題がないことに留意しながら維持管理を行っている。 ○対応 今後も取り組みを継続する。	○
浄化槽の維持管理の適正化に関する具体的取り組み		
①適切な維持管理の必要性についての啓発活動 合併処理浄化槽の処理機能を維持していくためには、適切な維持管理が必要です。昭和 60 年 10 月に浄化槽法が施行され、浄化槽管理士が浄化槽の保守点検・清掃等を行うことが定められましたので、保守点検や法定点検等について、広報やキャンペーンを通じて周知していきます。 実施計画：継続	○検証（現状） 広報紙による啓発や、パンフレットの配布などによって周知啓発を図っている。 ○対応 今後も取り組みを継続する。	○

具体的取り組み	検証（現状）及び対応	評価
環境保全意識の向上		
環境保全意識の向上対策に関する具体的取り組み		
①家庭のできる生活排水対策の周知 ・てんぷらなどの残り油は使い切るか、ボロ布にしみ込ませて処理し、直接流さないようにしましょう ・計画的に、適量の料理をするようにしましょう ・台所での生ごみは、三角コーナーやストレーナーに細かい水切りネットをセットし、調理くずを流さないようにしましょう ・お米のとぎ汁は捨てないで、植木や鉢植え、畑などに栄養分のある水として利用しましょう ・食器や調理器具の汚れは、不用な紙などで拭い取り、その後で洗いましょう ・シャンプーは適量を使うようにしましょう ・洗濯は風呂の残り湯を使うようにしましょう 実施計画：継続	○検証（現状） 印旛沼水質保全協議会を実施主体とし、実践を呼びかけている。また、環境白書等を通じて情報提供を継続している。	○
	○対応 今後も取り組みを継続する。	
②市民の役割及び周知徹底 ・家庭のできる生活排水対策を実践し、環境負荷の低減に貢献する。 ・公共下水道認可区域であれば下水道への早期接続、区域外であれば合併処理浄化槽の設置等適正な生活排水処理施設の設置に努める。 ・処理施設の適正な維持管理に努める。 ・大量消費、大量廃棄の生活スタイルから資源を大切にし、環境保全に配慮した消費活動やライフスタイルへ転換する。 ・生活排水処理対策の実践を通じて、環境保全意識の向上を図る。 ・水環境の保全をめざし、地域の環境美化活動に参画する。 ・市民、事業者、行政の協働イベント等に積極的に参加し、水環境保全に関する情報及び活動意識を共有する。 ・自分で得た環境保全意識の輪を広げる。 ・事業者や行政が行う環境保全活動の報告をチェックし、より良い行動、活動の提言を行う。 実施計画：検討・実施	○検証（現状） 地域の美化活動や環境フェアへの参加が確認されている。ただし、環境保全意識の変化については把握していない。	△
	○対応 意識調査等により、今後の対応を検討する。	
③事業者の役割及び周知徹底 ・適正な排水処理を行い、環境負荷低減に努める。 ・ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムを構築し、水環境保全との関わりを積極的に公開する。 ・自らの取り組みを積極的に公表し、環境情報を提供する。 ・地域の環境美化活動に参加する。 実施計画：検討	○検証（現状） 環境マネジメントシステムを構築した市内事業者が複数確認されている。	△
	○対応 現状をさらに把握し、今後の対応を検討する。	

コラム

○環境マネジメントシステムについて

ISO14001 は国際規格の、エコアクション 21 は国内規格の、環境マネジメントシステムです。対象となる事業所の範囲や、報告レポート作成の有無等の違いがあります。いずれも生活排水処理に限定されるシステムではありませんが、たとえば「行動指針において事業所から発生する生活排水の公共下水道または合併処理浄化槽による適正処理を位置付ける」といった対応によって、生活排水処理と関連付けることができます。

具体的取り組み	検証（現状）及び対応	評価
④行政の役割及び周知徹底 ・ 本計画で定める生活排水処理の基本理念および基本方針（適正な生活排水処理の推進、適正な処理施設の維持管理、環境保全意識の向上）を市民、事業者 に周知徹底する。 ・ 環境保全意識の向上のため、全市を上げて、小中学生を対象とした環境保全ポスターコンクールを主催する。 ・ 環境保全、廃棄物処理に関する情報提供を毎年実施する。 ・ 市民大学への出前講座等による市民・事業者への積極的な啓発活動を継続 （①生活排水処理に関する情報交換会、講演会を開催します。②生活排水処理に関する地区間の意見交換会を実施し、情報や意識の共有化に努めます。③小中学校の環境学習への市職員の派遣に努めます。④汚泥再生処理センター見学会を開催します。⑤市民・事業者向けの生活排水処理啓発イベントを実施します。） ・ 環境保全、生活排水処理に関する情報提供を毎年実施する。 実施計画：継続	○検証（現状） 広報紙による啓発や、窓口相談時にはパンフレットを配布するなどの周知を図っている。 小中学生を対象とした「環境保全ポスターコンクール」を平成３年度から実施し、環境教育に努めている。 「八街市環境白書」を平成４年１２月より毎年度発行しており、環境保全、廃棄物処理、生活排水処理等に関する情報提供を行っている。 ○対応 今後も取り組みを継続する。	△
⑤広報やキャンペーンの開催 市内に広がる豊かな自然と水辺を体験するエコツアーや、家庭でできる生活排水対策フェスタ等のイベントや、広報、キャンペーンを開催し、環境保全意識の向上を図る。 実施計画：継続	○検証（現状） 千葉県・印旛沼流域水循環健全化会議が主催する「印旛沼流域環境・体験フェア」に出展し、環境活動に関するパネル展示、地元名産品の販売や観光に関する資料配付等を行った。ただし、２０１９年以降、コロナ禍等の影響により開催されていない。 また、「やちまた環境フェア」の開催や、「COOL CHOICE」への賛同など、多面的な環境保全意識の向上を図った。 ○対応 「印旛沼流域環境・体験フェア」に代わる取り組みを検討する。 既存のイベントについては、今後も継続的に開催する。	○
継続的な情報の提供に関する具体的取り組み		
①生活排水処理事業年次報告書の作成 生活排水処理事業の内容を、年次計画としてとりまとめ、情報を公開する。 実施計画：検討・実施	○検証（現状） 毎年、一般廃棄物処理実施計画を作成し、告示を行っている。 ○対応 今後も取り組みを継続する。	○
②評価書の作成 生活排水処理基本計画で示す具体的数値目標と各施策の取り組み状況を評価指標として、事業の継続的な評価報告を作成し、情報開示する。 実施計画：検討・実施	○検証（現状） 作成していない。 ○対応 一般廃棄物処理実施計画を作成し、告示を行っているため、評価書の作成については再度見直しを行い、他の方法や媒体を検討する。	×

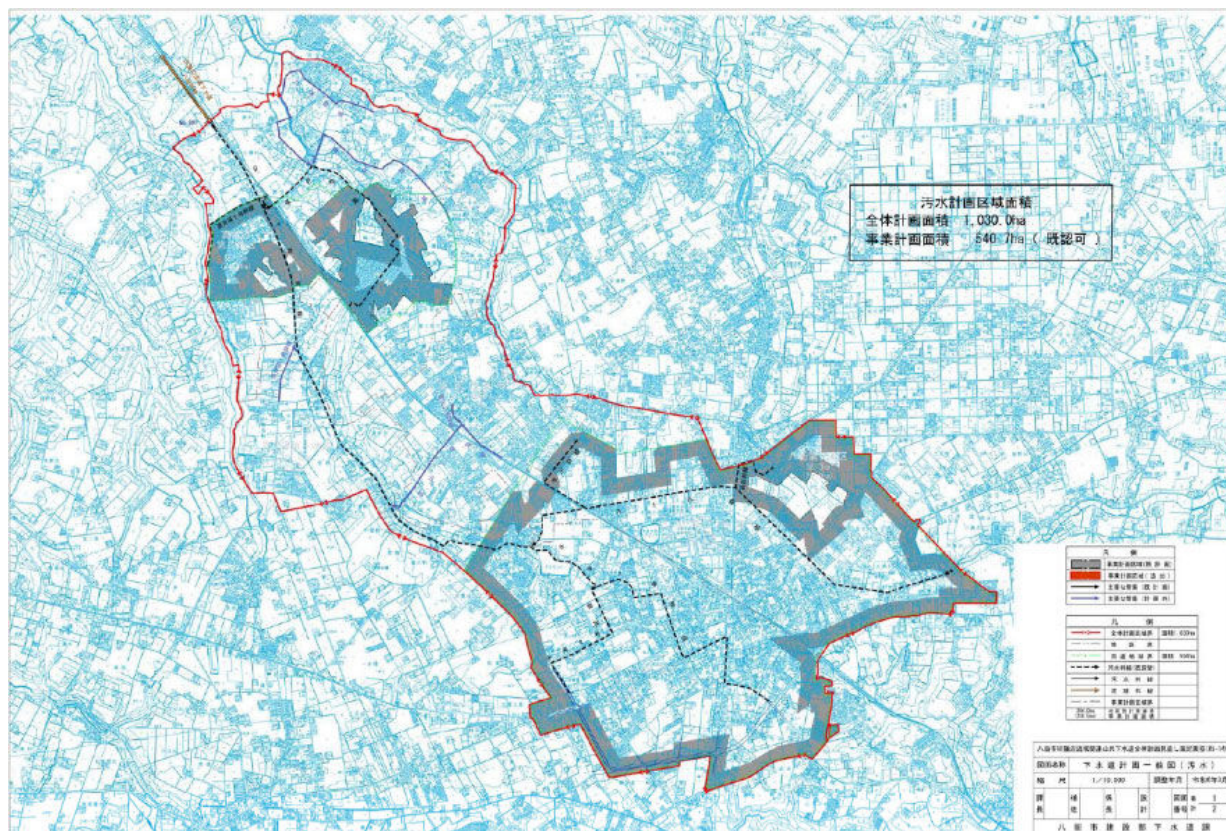
2) 現状及び課題の整理

本市の生活排水処理に関する現状について取りまとめた結果、抽出された課題について、整理しました。

①生活雑排水処理人口普及率の改善

旧計画で位置付けた数値目標は未達成であり、また、市内河川の水質についても明確な改善傾向がみられないことから、し尿だけでなく生活雑排水の適正な処理が求められます。このためには、公共下水道への接続と合併処理浄化槽による処理を、地域特性や居住地域によって使い分けながら促進していく必要があります。すなわち、生活雑排水処理人口普及率の改善が課題であるといえます。

令和4年度の公共下水道処理人口普及率は、本市が26.7%であるのに対し、千葉県平均は73.7%と大きな差があります。ただし、公共下水道は接続可能な区域を拡張する事業が先行する必要があります。また、集合処理が適している地域について整備していく必要があります。したがって、接続可能な区域を全市域に拡張するのではなく、「八街市印旛沼流域関連公共下水道全体計画」に基づいて整備をすすめる（図4.2-1）、接続可能な区域内における接続率を向上させることが重要です。



（資料：八街市印旛沼流域関連公共下水道全体計画）

図 4.2-1 公共下水道認可区域

下水道に接続可能な区域以外では、合併処理浄化槽の導入促進が非常に重要です。特に本市は、比較的個別処理が適している区域が広く、当該区域の在住人口も多いという特徴から、生活排水の適正処理に対する合併処理浄化槽の重要性が他の県内市町村よりも高いといえます。

表 4.2-3 に、直近 5 年間の浄化槽設置基数状況及び「八街市家庭用小型合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱（昭和 62 年 10 月告示）」に基づく補助実績を示します。平成 12 年の浄化槽法改正以降、みなし浄化槽の新設は原則禁止となっており、減少傾向となっています。一方の合併処理浄化槽については、年間 150 基前後が設置されています。また、補助対象として記載した年間 20 基前後は、補助金を利用し、し尿汲み取りまたはみなし浄化槽から合併処理浄化槽に転換したものです。なお、補助対象の浄化槽規模の詳細については資料編に掲載します。

このような助成制度を維持するとともに、周知啓発によって合併処理浄化槽への転換を促進することが、生活雑排水処理人口普及率の改善においては重要です。

表 4.2-3 浄化槽設置基数状況

浄化槽規模	H30		R1		R2		R3		R4	
	みなし	合併	みなし	合併	みなし	合併	みなし	合併	みなし	合併
10人以下	-14	128	-13	122	-13	153	-16	149	-21	161
11人 ～20人	0	4	0	5	0	2	0	2	0	5
21人 ～50人	0	5	0	0	0	7	0	4	0	12
51人 ～100人	0	1	0	5	0	4	0	1	0	4
101人 ～500人	0	5	0	0	0	0	0	0	0	4
500人以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	-14	143	-13	132	-13	166	-16	156	-21	186
内補助対象	14		20		16		26		25	
補助人口	72		106		82		140		127	

（資料：設置基数については八街市環境白書、補助対象及び補助人口については八街市環境課資料）

②設備及び施設の維持管理

浄化槽や汚泥処理施設等については、適切に維持管理されることが重要です。

浄化槽については、浄化槽法において、「保守点検」「清掃」及び「法定検査」の3つが義務付けられています（休止しているものを除く）。このうち、「清掃」及び「法定検査」については毎年1回、「保守点検」については規模や処理方式に応じて所定の頻度で行わなければならないとされています（表4.2-4及び表4.2-5）。このような維持管理が適切に実施されていない浄化槽は、性能が低下し、水質汚濁の原因となります。環境省によれば、令和4年度における全国の清掃の実施率は63.6%、保守点検の実施率は70.2%であり、十分に実施されているとはいえません（資料：環境省ホームページ）。また、浄化槽は微生物を利用して汚水を浄化するものであるため、大量の油や漂白剤などが流れ込むと微生物の活性を低下させ、浄化性能の低下や喪失につながります。したがって、浄化槽については、日常の使い方を含む維持管理が課題といえます。

また、汚泥処理施設等については、収集運搬を含めた処理システムの維持が求められます。本市の生活排水の適正処理には合併処理浄化槽が重要ですが、上記の清掃や保守点検に伴って発生する汚泥は、し尿処理施設まで収集・運搬され処理されます。したがって、し尿処理施設の機能を維持する必要があります。また、現在2つの市内許可事業者が行っている収集・運搬についても、安定的に維持していく必要があります。これに加え、今後見込まれる汲み取りし尿やみなし浄化槽汚泥の減少及び合併処理浄化槽汚泥の割合の増加という、質的・量的な変化に対応できるよう、設備や運転条件を調整する必要があります。このような点を踏まえ、これまで同様の適切な維持管理を継続していくことが課題といえます。

表 4.2-4 みなし浄化槽の保守点検頻度

処理方式	浄化槽の種類	期間
全ばつ気方式	一 処理対象人員が二〇人以下の浄化槽	三月
	二 処理対象人員が二一人以上三〇〇人以下の浄化槽	二月
	三 処理対象人員が三〇一人以上の浄化槽	一月
分離接触ばつ気方式、分離ばつ気方式又は単純ばつ気方式	一 処理対象人員が二〇人以下の浄化槽	四月
	二 処理対象人員が二一人以上三〇〇人以下の浄化槽	三月
	三 処理対象人員が三〇一人以上の浄化槽	二月
散水ろ床方式、平面酸化床方式又は地下砂ろ過方式		六月
備考 この表における処理対象人員の算定は、日本工業規格「建築物の用途別によるし（屎）尿浄化槽の処理対象人員算定基準（J I S A三三〇二）」に定めるところによるものとする。この場合において、一未満の端数は、切り上げるものとする。		

（資料：環境省関係浄化槽法施行規則）

表 4.2-5 合併処理浄化槽の保守点検頻度

処理方式	浄化槽の種類	期間
分離接触ばつ気方式、嫌気ろ床接触ばつ気方式又は脱窒ろ床接触ばつ気方式	一 処理対象人員が二〇人以下の浄化槽	四月
	二 処理対象人員が二一人以上五〇人以下の浄化槽	三月
活性汚泥方式		一週
回転板接触方式、接触ばつ気方式又は散水ろ床方式	一 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	一週
	二 スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽（一に掲げるものを除く。）	二週
	三 一及び二に掲げる浄化槽以外の浄化槽	三月
備考 この表における処理対象人員の算定は、日本工業規格「建築物の用途別によるし（屎）尿浄化槽の処理対象人員算定基準（J I S A 三三〇二）」に定めるところによるものとする。この場合において、一未満の端数は、切り上げるものとする。		

（資料：環境省関係浄化槽法施行規則）

③環境保全意識の向上

生活排水の適正な処理、すなわち下水道の接続や合併処理浄化槽の設置と保守点検及び施設の維持管理は、市内河川の水質を改善し、それらが流入する印旛沼の水質の改善にもつながります。

このためには、市内に住居を構える市民、市内に拠点を構える事業者、行政が、環境を保全するためのそれぞれの役割を担い、互いに協力しながら水環境の改善に取り組んでいく必要があります。すなわち、市全体で水環境保全意識の向上を課題ととらえる必要があるといえます。

4.3 基本理念及び基本方針

八街市総合計画 2025 で示すまちづくりの基本理念と将来像を踏まえて、本計画の基本理念を次のように定めます。

水環境を保全し、豊かな自然と共生できる街づくり

生活排水処理の基本理念の実現に向け、これまでに取りまとめた現状や課題を踏まえて、「下水道及び合併処理浄化槽設置の推進」「レジリエント※な浄化槽及び処理施設の維持管理」「水環境保全意識の向上」の3つの基本方針を定めます。

基本方針と個別施策を図 4.3-1 に示します。

※「災害による被害や復旧までの時間を最小化する能力」が高いことを意味する
(P100 参照)

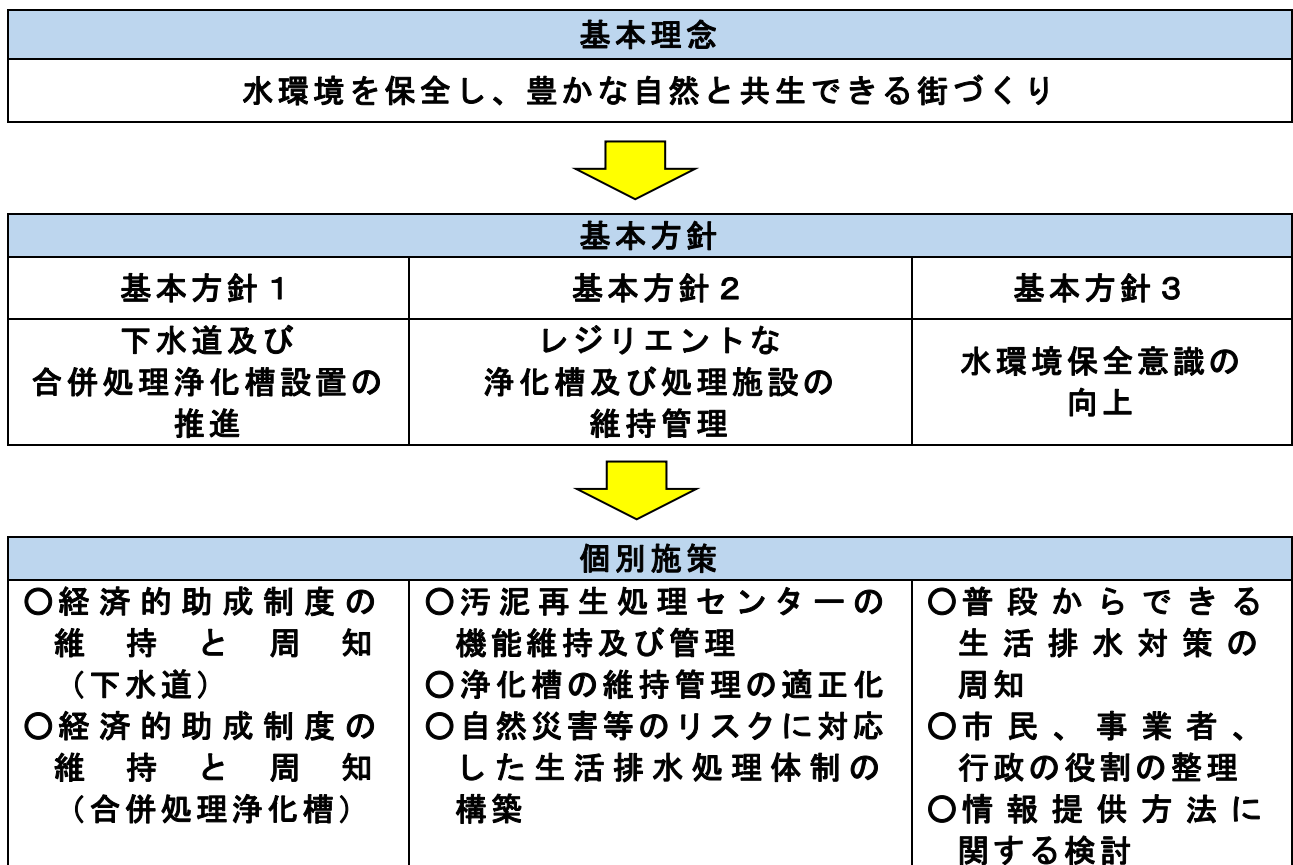
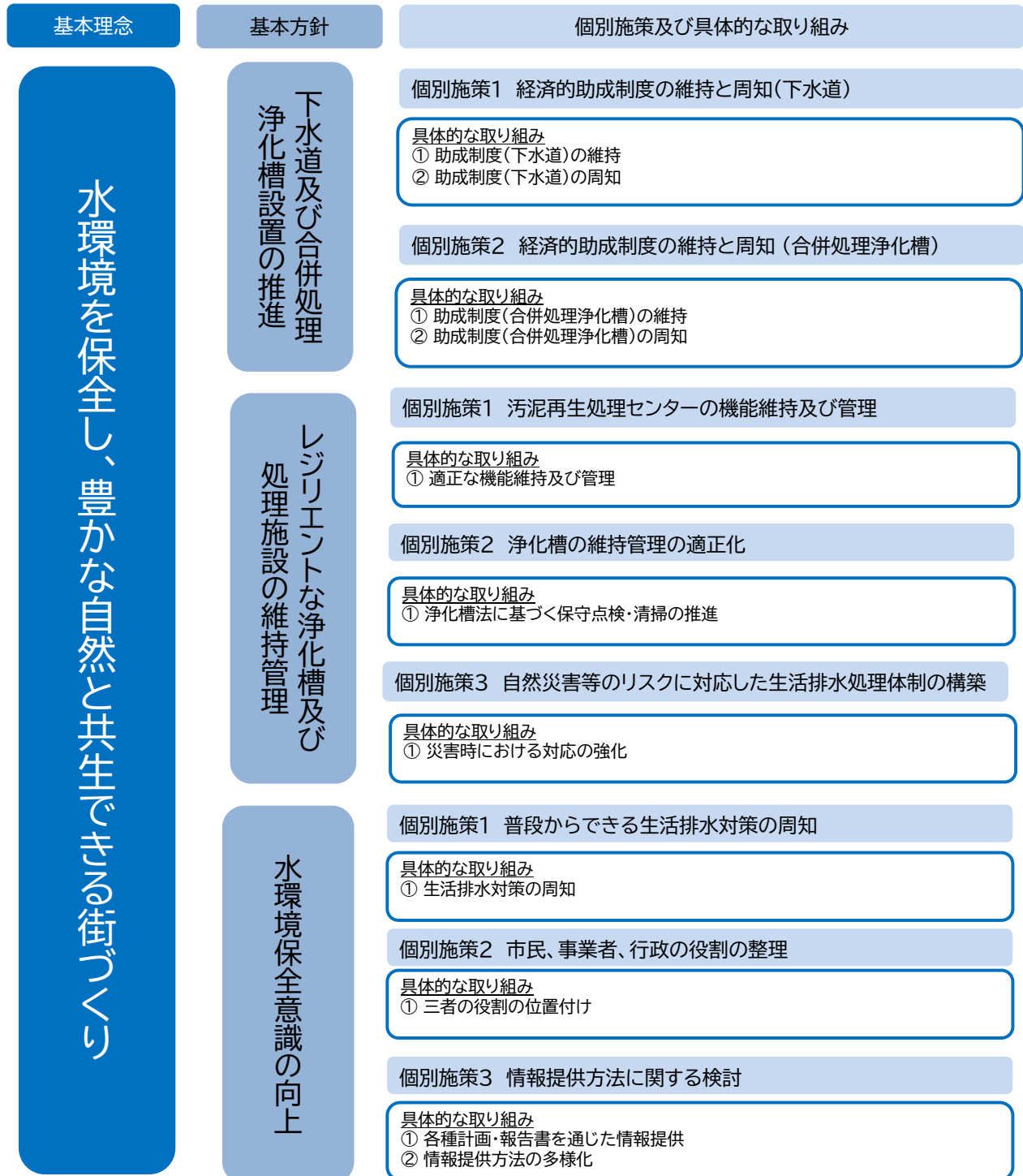


図 4.3-1 生活排水の基本方針及び個別施策

4.4 施策体系

生活排水処理基本計画の施策体系を示します。



4.5 計画実現への取り組み

計画を実現するための取り組みを示します。それぞれの具体的な取り組みに記載された実施状況及び実施時期の詳細を表 4.5-1 に取りまとめます。

表 4.5-1 取り組みの実施状況及び実施時期について

	記載内容	詳 細
実施状況	継続	旧計画の施策を引き継いで実施します。
	検討・実施	旧計画に位置付けられていない新たな施策の実施を検討します。
実施時期	継続	既に実施中の施策です。
	短期目標	3 年以内の実施をめざします。
	中期目標	5 年以内の実施を目指します。
	長期目標	目標年度まで(10 年以内)に実施を目指します。

基本方針1 下水道及び合併処理浄化槽設置の推進

個別施策1 経済的助成制度の維持と周知(下水道)

公共下水道への接続率を高めるため、経済的支援・周知啓発の両面から取り組みます。

具体的な取り組み

① 助成制度(下水道)の維持

実施状況 継続 **実施時期** 継続



- ・現在本市で施行されている助成制度（八街市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給規則・昭和 63 年 9 月）などによる支援を今後も継続します。

② 助成制度(下水道)の周知

実施状況 継続 **実施時期** 継続



- ・公共下水道認可区域では、早期接続を呼びかけるため、窓口相談時・転入時にパンフレットを配布します。
- ・市HPや広報紙に加え、SNS等を活用した啓発を行います。

個別施策2 経済的助成制度の維持と周知(合併処理浄化槽)

合併処理浄化槽の普及を図るため、経済的支援・周知啓発の両面から取り組みます。

具体的な取り組み

① 助成制度(合併処理浄化槽)の維持

実施状況 継続 **実施時期** 継続



- ・現在本市で施行されている助成制度(八街市家庭用小型合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱・昭和62年10月)などによる支援を今後も継続します。

② 助成制度(合併処理浄化槽)の周知

実施状況 継続 **実施時期** 継続



- ・公共下水道認可区域外では、合併処理浄化槽への転換を促進するため、窓口相談時・転入時にパンフレットを配布します。
- ・市HPや広報紙に加え、SNS等を活用した啓発を行います。

基本方針2 レジリエントな浄化槽及び処理施設の維持管理

個別施策1 汚泥再生処理センターの機能維持及び管理

汚泥再生処理センターの適正な維持管理に取り組みます。

具体的な取り組み

① 適正な機能維持及び管理

実施状況 継続 **実施時期** 継続



- ・定期的な精密機能検査の実施などにより、汚泥再生処理センターの機能を適正に維持します。
- ・し尿や浄化槽汚泥の質的・量的な変化を考慮し、適正な処理ができるよう管理に努めます。

補足説明

レジリエント：レジリエント(resilient)とは、弾性・しなやかさ・強靱さなどを意味することばであり、特に防災や都市計画の分野においては「災害による被害や、復旧までの時間を最小化する能力」が高いことを意味します。

個別施策2 浄化槽の維持管理の適正化

浄化槽の適正な維持管理の促進に取り組みます。

具体的な取り組み

① 浄化槽法に基づく保守点検・清掃の推進

実施状況 継続 **実施時期** 継続



- ・浄化槽の保守点検、清掃、法定検査について、周知啓発を行います。窓口相談時・転入時にパンフレットを配布します。
- ・市HPや広報紙を活用した啓発を行います。

個別施策3 自然災害等のリスクに対応した生活排水処理体制の構築

近年、増加傾向にある自然災害等のリスクに対応可能な生活排水処理体制の構築に努めます。

具体的な取り組み

① 災害時における対応の強化

実施状況 検討・実施 **実施時期** 中期目標



- ・災害時におけるし尿・汚泥の収集運搬について、事業者や他自治体に対して協力を要請し、連携を行う体制を強化します。
- ・避難所等における仮設トイレの設置やし尿処理についての体制を検討します。

基本方針3 水環境保全意識の向上

個別施策1 普段からできる生活排水対策の周知

市民・事業者が普段から取り組める生活排水対策について周知します。

具体的な取り組み

① 生活排水対策の周知

実施状況 継続 **実施時期** 継続



- ・市HPや広報紙、環境白書等を通じ、「普段からできる生活排水対策」を周知します。

個別施策2 市民、事業者、行政の役割の整理

市民、事業者、行政それぞれの役割を明確化し、協働体制の確立に繋がります。なお、本施策は、「4.6 市民・事業者・行政の役割」において詳細に取りまとめ、位置付けることとします。

具体的な取り組み

① 三者の役割の位置付け

実施状況 継続 **実施時期** 継続



- ・三者の役割を明確にし、それぞれが協力しながら生活排水の適正な処理に取り組みます。

個別施策3 情報提供に関する検討

行政の、生活排水処理等の情報発信について、媒体や方法を検討します。

具体的な取り組み

① 各種計画・報告書を通じた情報提供

実施状況 継続 **実施時期** 継続



- ・一般廃棄物処理実施計画や環境白書などを通じ、生活排水処理に関する情報を公開します。

② 情報提供方法の多様化

実施状況 検討・実施 **実施時期** 短期目標



- ・既存のHPや広報紙に加え、SNS等を活用した情報提供を実施します。
- ・HPや広報紙について、多言語化を実施します。

○家庭で取り組める生活排水対策

千葉県では、「みんなで取り組む生活排水対策」として、家庭でできる生活雑排水の対策を取りまとめています。「台所」「入浴や洗濯時」「その他」の3つの場面で、以下のようなことに気を付けてみてください。

- ・流しに調理くずを流さない（台所）
- ・使い切れない油は布にしみ込ませるか、固めて捨てる（台所）
- ・米のとぎ汁は庭木や花壇に撒くなどして、なるべく流さない（台所）
- ・漬け置きを活用し、台所用洗剤を使いすぎない（台所）
- ・石鹸やシャンプーを使いすぎない（入浴や洗濯時）
- ・糸くずフィルターやごみ取りネットを使う（入浴や洗濯時）
- ・側溝の掃除を心がける（その他）
- ・洗車用の洗剤を節約する（その他）
- ・家庭菜園や畑の農薬を節約する（その他）

（資料：千葉県 みんなで取り組む生活排水対策）

食用油と油汚れ



洗剤の使用



側溝清掃



洗車



4.6 市民・事業者・行政の役割

施策の実行における市民・事業者・行政の役割を示します。

「4.5 計画実現への取り組み」において取りまとめた施策の実行には、市民、事業者、行政の三者が連携し、それぞれの役割を認識し実行していきます。また、三者協働体制の確立は、それ自体が施策として位置付けられるほど重要なものでもあります。そこで、三者の役割を図 4.6-1 に示し、それぞれが水環境の保全に努めることを位置付けます。

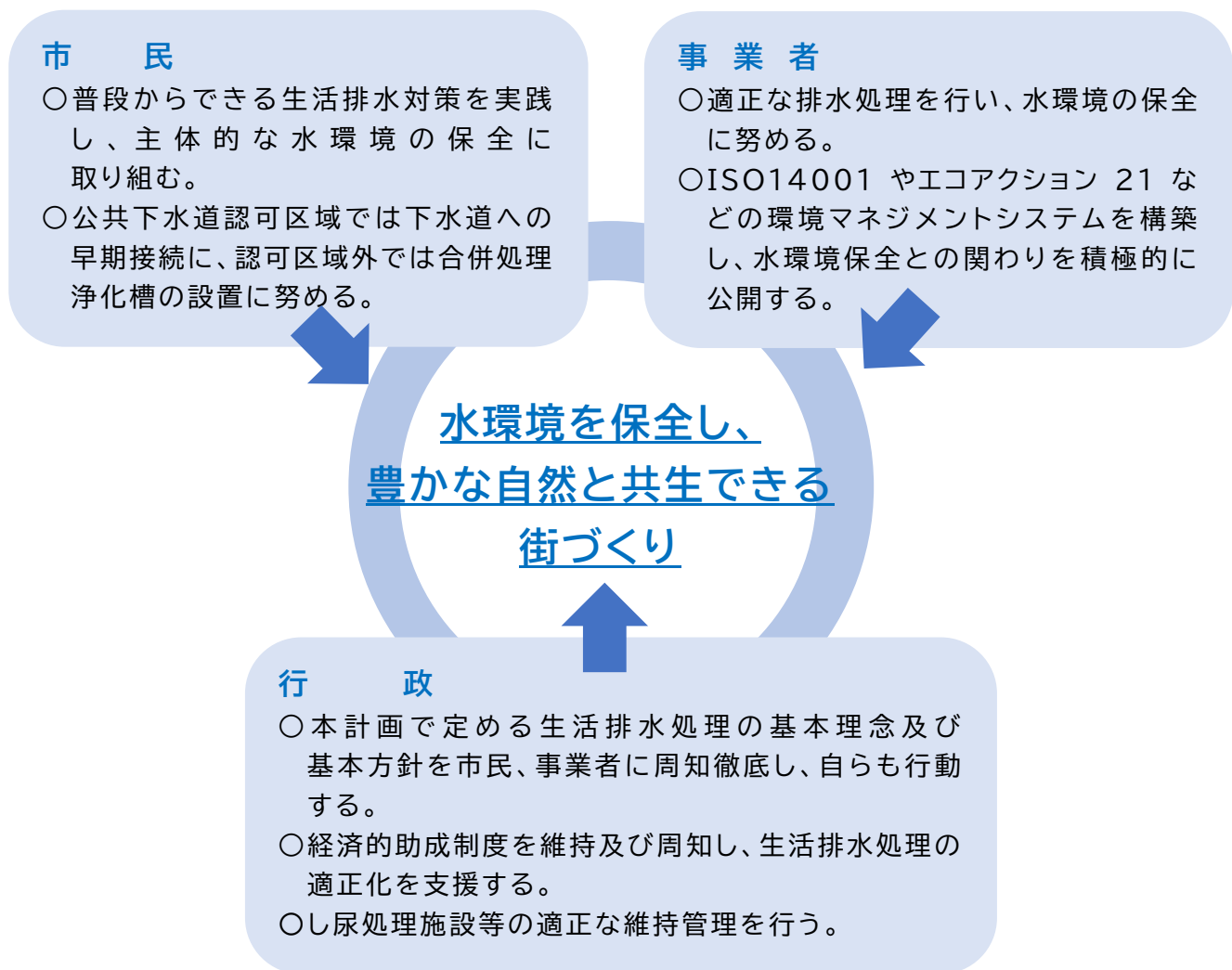


図 4.6-1 市民、事業者、行政の役割

4.7 基本目標

計画実現に向けた数値目標と、取り組みに関連して位置付けられる諸計画を取りまとめます。

1) 生活雑排水処理人口普及率の目標

基本理念にも含まれる水環境の保全のため、生活排水の適正処理を示す指標に基づく数値目標を定めます。数値目標の指標は、「生活雑排水処理人口普及率」とします。

令和4年度の生活雑排水処理人口普及率は79.8%です。「4.5 計画実現への取り組み」において取りまとめた施策が計画通りに実施され、生活排水の適正処理が推進された場合、令和16年度に生活雑排水処理人口普及率は85.6%となる見込みです。これは令和4年度に対して5.8ポイントの増加です。そこで本計画では、生活雑排水処理人口普及率85.6%を達成することを、数値目標として位置付けます。表4.7-1に目標値を、図4.7-1に基準年度と目標年度における各処理区分人口の比較を示します。総人口の減少及び公共下水道人口の増加によって、他の処理区分人口が圧縮される形となっていますが、みなし浄化槽やし尿汲み取りから合併処理浄化槽への転換を促し、生活雑排水処理人口普及率の増加を目指します。

表 4.7-1 生活雑排水処理人口普及率の目標

項目	単位	令和4年度 (基準年)	令和16年度 (目標年度)
生活雑排水 処理人口普及率	%	79.8	85.6 (5.8ポイント増加)

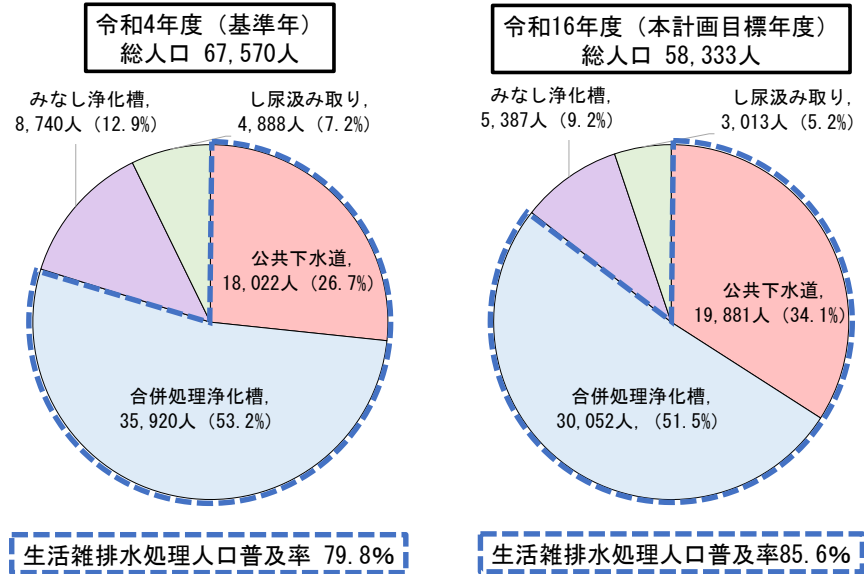


図 4.7-1 各処理区分人口の比較

2) し尿処理計画

合併処理浄化槽の使用には、し尿処理施設の機能の維持が必要不可欠です。そこで、下記のとおりし尿処理計画を位置付けます。

①収集・運搬計画

し尿、浄化槽汚泥の収集・運搬は、市の許可によって実施しています。下水道への接続等が進むに従い、収集・運搬量が減少するとともに、し尿と浄化槽汚泥の運搬量も構成比が異なってきます。この状況を踏まえ、計画的な収集・運搬体制を整えていきます。図 4.7-2 にし尿・汚泥の令和 4 年度における発生量と、令和 16 年度における予測の比較を示します。令和 16 年度において、し尿量が 1,295kℓ、浄化槽汚泥量が 10,447kℓ（うち合併処理浄化槽由来が 6,308kℓ、みなし浄化槽由来が 4,139kℓ）と予測されています。したがって、総量 11,742kℓのし尿・汚泥を計画量とします。

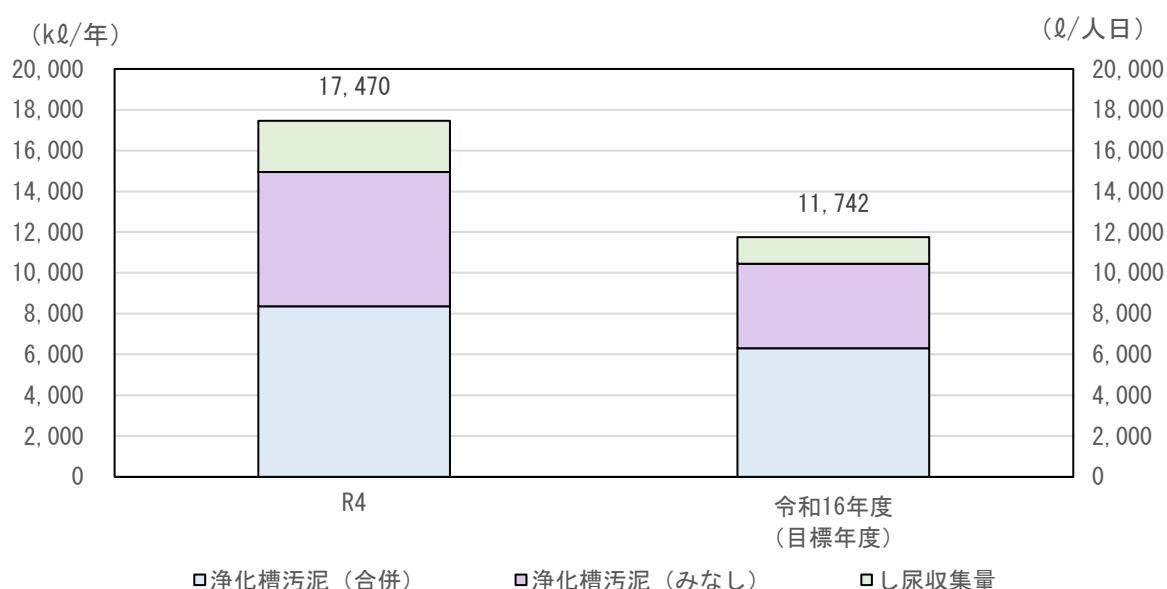


図 4.7-2 し尿・汚泥の実績及び予測

②中間処理計画

し尿と浄化槽汚泥は、印旛衛生施設管理組合汚泥再生処理センターで適正な浄化を行っています。市は今後も、印旛衛生施設管理組合で中間処理を継続する方針です。

③最終処分計画

中間処理後の処理水については、水質基準を満たしている状態で、河川に放流し、余剰汚泥については、堆肥化等、適正に処理しています。

今後は、運営経費の削減と運営効率の向上を図るとともに、安全かつ安定的な施設運営を行うため、公共下水道への処理水の投入を前提とした施設延命化に向けた基幹改良工事を実施します。

3) 合併処理浄化槽整備計画

合併処理浄化槽の整備は、後述する計画実現への取り組みにおいて、中心的と言ってよいほど重要な役割を持つものです。そこで、表 4.7-2 に示すとおり、1 年当たり 30 基程度、合併処理浄化槽への転換を推進できるよう、合併処理浄化槽整備計画を位置付けます。

表 4.7-2 合併処理浄化槽整備計画

整備計画の期間	令和 7 年度～令和 16 年度
年間の整備計画基数	30 基
整備計画人口	172 人
事業期間	1 年(毎年更新)

※ 人口の設定根拠や浄化槽の規模の内訳については、資料編に掲載します。

4.8 各種施策(具体的な取り組み)の進行管理

本計画の実現のため取り組む各種施策については、環境マネジメントシステム同様PDCAサイクル（プラン、ドゥ、チェック、アクション）を活用し、毎年、進行管理を行うものとします。また、必要に応じて、計画の見直しを行います。

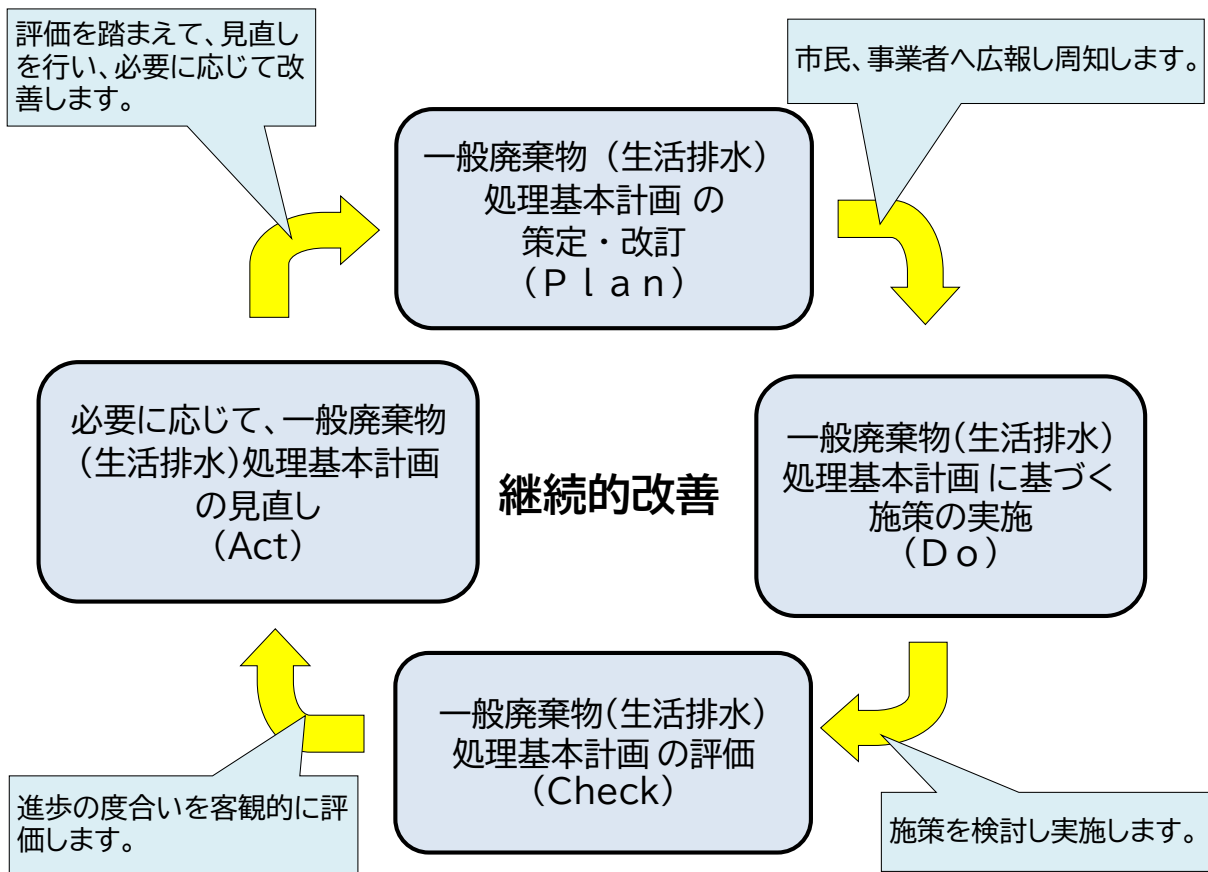


図 4.8-1 PDCAサイクルのイメージ（生活排水）

資料編

1 上位計画での方針等

1) 八街市総合計画 2025 基本構想（令和 6 年 3 月議決） 前期基本計画（令和 6 年 9 月議決）

【一般廃棄物処理関係抜粋】

基本構想 2025-2034 まちづくりのテーマ

一の街 めざします！便利で快適な街

（都市基本整備分野）

三の街 めざします！豊かな自然と活気あふれる街

（産業・経済・環境分野）

前期基本計画 2025-2029 分野別計画

持続可能な下水道事業の推進

- ・都市の健全な発達、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を図り、健康で文化的な生活を営むための持続可能な下水道の整備に努めます。

○施策の指標（抜粋）

- ・公共下水道整備率（汚水） めざそう値（2029 年度）：88.3%
- ・経費回収率 めざそう値（2029 年度）：95.0%

○前期基本計画期間の取り組み（抜粋）

- ・公共下水道の整備

環境保全の推進

- ・豊かな環境を保全し、より良い環境を次世代へ継承するため、自然と共存した快適な環境構築をめざします。また、環境を取り巻く状況の変化に対応するため、地域課題を整理し、脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策を推進します。

○施策の指標（抜粋）

- ・ポスターコンクール応募件数 めざそう値（2029 年度）：460 件

○前期基本計画期間の取り組み（抜粋）

- ・環境保全の推進
- ・不法投棄の防止
- ・環境学習の実施
- ・水質検査の実施
- ・合併処理浄化槽設置の促進
- ・印旛衛生施設管理組合の運営

循環型社会の推進

- ・市民、事業者、行政が連携・協力のもと、地球温暖化防止や資源循環型社会の構築をめざすとともに、環境と共生する地域づくりを推進します。

○施策の指標（抜粋）

- ・ごみ排出量 めざそう値（2029 年度）：19,784 トン
- ・リサイクル率 めざそう値（2029 年度）：22.1%

○前期基本計画期間の取り組み（抜粋）

- ・3R（スリーアール）の推進
- ・一般廃棄物の適正処理の推進
- ・災害廃棄物処理体制の構築

2) 八街市環境白書（令和 5 年版（第 32 号））

2. ごみ処理の対策

(1) ごみの減量

①減量化

広報やホームページの掲載、SNS、施設見学等を通して、市民のごみの分別に対する意識を高め、燃やせるごみの中から雑がみを古紙として分別し資源化することで、燃やせるごみを減らしていきます。

また、埋め立てを行っている最終処分場の延命化を図るため、燃やせないごみの袋に混入されやすいプラスチック製品や鉄製品を資源ごみとして分別し、埋め立てごみを減らしていきます。

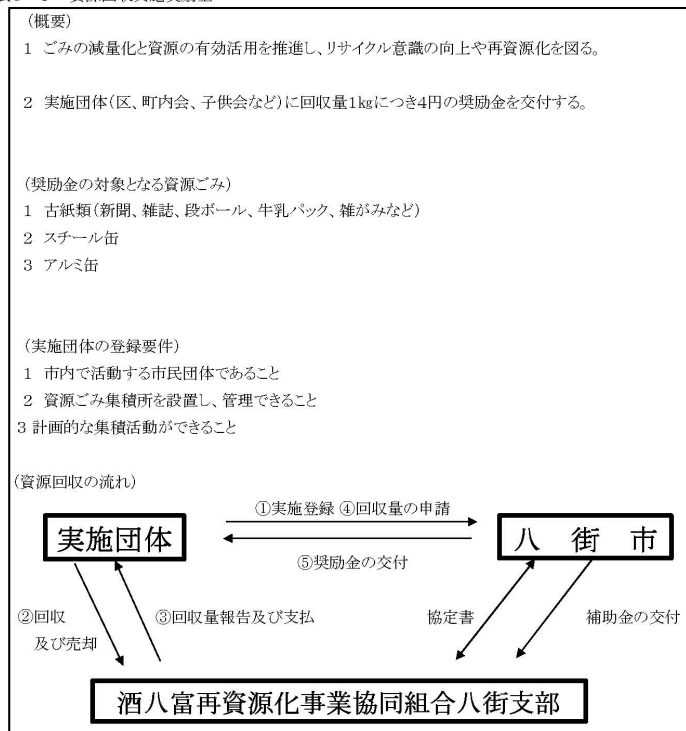
どうしたら減らすことができるか

- 新聞、ダンボール、雑誌、紙パック、雑がみは古紙として出す
- 料理は、食べ残さないように適量を作る
- 引き取り可能なビン類は、返却する
- 流しの生ごみは、水をよく切ってから出す
- 無駄な包み紙は断る
- 生ごみ等は、たい肥化し利用する
- 資源ごみを再生利用する

②資源回収

市では、奨励金制度を設け資源の有効活用を推進しています。

表8-4 資源回収実施奨励金



(2) 処理体制の充実（抜粋）

現在の査収処分場は平成 10 年度に嵩上げ工事が完了し、平成 11 年 4 月から埋立てを開始するとともに、次世代社会を見据えた環境保全機能を備えた高度ごみ焼却処理施設として建設され平成 14 年 12 月から本稼働を開始しました。市ではこれからも、効率的で適正に処理できるような体制づくりを進めていきます。

(3) ポイ捨て対策（抜粋）

「八街市さわやかな環境づくり条例」を中心に市と市民、事業者、土地所有者等が一体となって、清潔で美しいまちづくりを進めます。

(4) 不法投棄の防止（抜粋）

市では、不法投棄等の不適正処理の防止と適正処理を図るため、平成 4 年 4 月 1 日より不法投棄監視員制度を設け、監視及び啓発を連携強化しております。また、通報やパトロールで投棄者が判明した場合には指導等を行っています。定期的なパトロールの強化、不法投棄禁看板の配布等をし、よりよい環境づくりに努めています。

3) 第 10 次千葉県廃棄物処理計画（令和 3 年 3 月策定）

【計画について】

千葉県廃棄物処理計画は、廃棄物処理法第 5 条の 5 の規定による法定計画として、県全体の廃棄物に関する施策の基本方針を示すとともに、千葉県総合計画及び千葉県環境基本計画を上位計画とした、循環型社会を築くための個別計画として位置付けられるものです。

併せて、本計画を食品ロスの削減の推進に関する法律第 12 条で規定する「都道府県食品ロス削減推進計画」として位置付けるとともに、平成 31 年 3 月 29 日付け環循適発第 1903293 号「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」で示された「ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画」を盛り込むこととします。また、「千葉県バイオマス活用推進計画」、「千葉県 PCB 廃棄物処理計画」等の関連計画と連携を図るとともに、市町村が策定する一般廃棄物処理計画と相互に協調し補完し合うことで、県内の一般廃棄物の減量化や適正処理を進める関係にあります。

【計画期間】

令和 3 年度から令和 7 年度

【基本方針】

- ・ みんなでつくる『持続可能な循環型社会』の構築
- ・ 多様化する新たな課題への対応
- ・ 県民の安全・安心の確保に向けた体制強化

【計画目標】

- ・ 一般廃棄物

区分	基準年度 (平成 30 年度)	目標年度 (令和 7 年度)
排出量 (万トン)	206	183 以下
一人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 (グラム)	507	440 以下
出口側の循環利用率 (%) ※	22.4	30 以上
最終処分量 (万トン)	14.3	12 以下

※出口側の循環利用率：廃棄物等の排出量に対する循環利用量の割合で、どれだけの量が循環されたかを表す指標です。国の計画の見直しにあわせ、従前の再生利用率に代えて新たに設定しました。

【展開する施策】

- ・ 3 R の推進
- ・ 適正処理の推進
- ・ 適正処理体制の整備
- ・ 万全な災害廃棄物処理体制の構築

4) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和5年6月環境省告示第49号）

二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項

2 廃棄物の減量化の目標量

（1）一般廃棄物の減量化の目標量

一般廃棄物については、平成24年度に対し、令和7年度において、排出量を約16%削減し、最終処分量を約31%削減する。また令和9年度において、出口循環利用率を約28%に増加させる。

また、令和7年度において、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を約440gとする。

三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項

3 廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制の確保

（1）一般廃棄物の処理体制の確保【抜粋】

一般廃棄物については、市町村が、その定める一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、運搬し、及び処分しなければならない。

一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、環境保全を前提としつつ、基本法に定められた基本原則を踏まえ、一般廃棄物の発生量及び組成を把握した上で、その量及び質に即した適切な処理を行うことができる体制を整備することが必要である。

また、収集に関しては、処分及び再生利用の方法に配慮し、リチウム蓄電池などによる火災事故防止等の観点にも留意しつつ、一般廃棄物の種類に応じて分別収集する等、適切な収集を行うことが可能な体制を確保するものとする。その際、高齢化等の社会状況の変化に伴い家庭からのごみ出しが困難となりうる点等についても考慮する。

さらに、運搬に関しては、当該市町村の地勢及び人口分布に応じて効率的な運搬が行えるよう、運搬車の配車体制を整備するものとし、必要に応じて、中継基地の配置による大型運搬車への積替え等を行うものとする。また、EVごみ収集車などの環境負荷のより少ない自動車の導入やバイオ燃料の利用等を進める。

また、処分に関しては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上という観点に加え、循環型社会と脱炭素社会との統合的実現や地域循環共生圏の構築の観点も踏まえ、一般廃棄物の発生量及び質に応じて、再生利用、中間処理及び埋立処分等のうち最適な方法を選択するものとする。

他の市町村との連携等による広域的な取組を行うに当たっては、広域的かつ計画的に廃棄物処理施設の整備が進むよう、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築の推進に努めることとする。

一般廃棄物の処理に当たっては、排出者である住民及び事業者等の協力が不可欠であるので、排出者の理解が得られるよう、処理体制の十分な周知を図るものとする。

一般廃棄物のうち特にし尿及び生活雑排水については、浄化槽及び下水道等の整備状況を勘案しつつ、その衛生的な処理を確保するため、処理体制の維持等を図ることが必要である。

廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会の形成だけでなく、温室効果ガスの排出削減により地球温暖化対策にも資することから、再生品の品質や安全性の確保を前提としつつ、地域の特性に応じた適切な再生利用等を推進することが必要である。

（参考）

一般廃棄物の減量化の目標量

	平成24年度（現状）	目標（令和7年度）
排出量	45	約16%削減
再生利用量	9.3	
中間処理による減量	31	
最終処分量	4.7	約31%削減

（単位 100 万トン／年）

（注1）小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

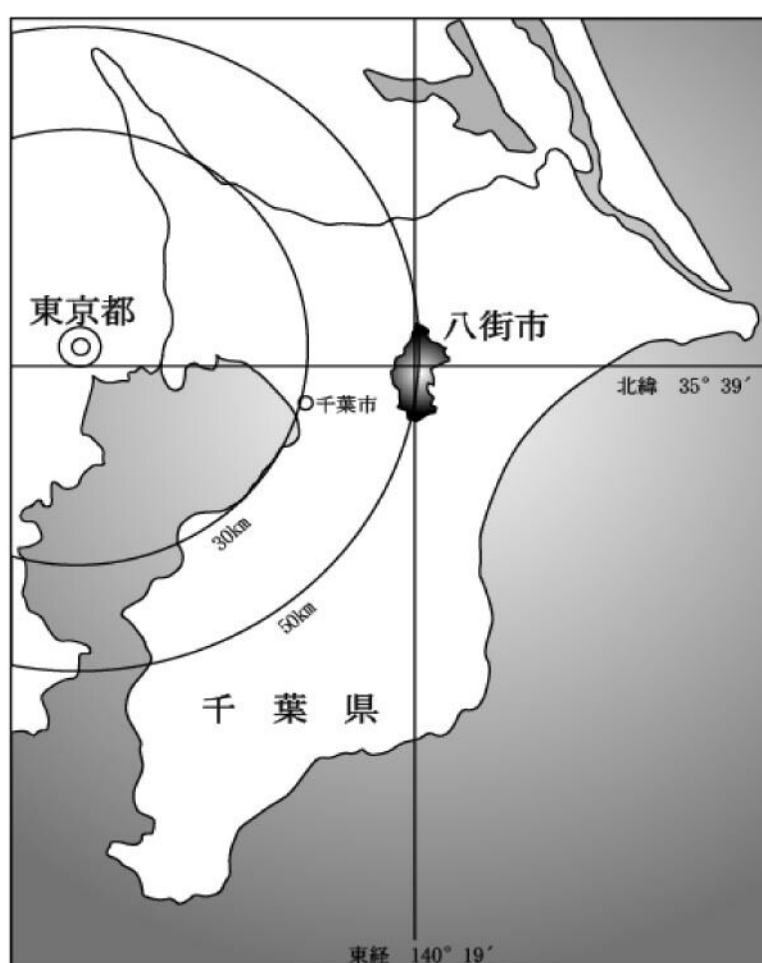
2 市勢

2.1 位 置

八街市は千葉県北部のほぼ中央に位置し、東京から 50km 圏内にあり、京葉工業地帯 20 km、成田国際空港 10km の位置にあります。東は山武市に接し、南は東金市・千葉市に、西は佐倉市に、北は酒々井町・富里市にそれぞれ接しています。

広ぼうは、東西に短く約 7.7 km、南北に長く約 16 km あり、面積は 74.94km²です。

市の中央部は市街地を形成し、周囲に平坦な畑作地帯が広がっているほか、南西部および北部に水田地帯が点在しています。地質は第四紀古層で形成されています。



市役所の位置	北緯 35度39分
	東経 140度19分
広 ば う	東西 約7.7km
	南北 約16km
	面積 74.94km ²

(資料：八街市統計書 令和5年度版)

2.2 気 候

八街市の最寄りの気象観測所である佐倉地域気象観測所における気象概況を示します。

過去10年（平成26年～令和5年）の気象概況を表2-1に示します。年間平均気温は15.4℃で、最高気温38.1℃、最低気温-8.2℃、年間平均降水量は約1,509mm、平均風速は2.5m/sです。

令和5年の状況を表2-2及び図2-1に示します。年間平均気温15.7℃、最高気温37.4℃、最低気温-8.2℃、年間降水量は1,331mm、日照時間約2,354時間です。年間を通しての最多風向は北北東で、年間の平均風速は2.4m/sです。

表2-1 過去の気象概況

年	項目	降水量	最大日降水量	起日	最大1時間降水量	起日	平均気温	最高気温	起日
	単位	mm	mm		mm		℃	℃	
平成26		1,556	94.5	10月5日	46.5	7月19日	14.8	35.9	7月20日
27		1,513	102.5	7月3日	68.5	6月23日	15.3	36.6	8月6日
28		1,552	98.5	8月22日	54.5	8月24日	15.4	36.2	7月14日
29		1,414	108.5	10月29日	44.5	7月4日	14.7	35.7	8月16日
30		1,284.5	55.5	7月28日	44	7月12日	15.7	37.6	8月8日
令和元		1,793	248	10月25日	54	10月25日	15.4	35.9	7月30日
2		1,618.5	76	4月18日	33.5	7月2日	15.5	36.7	7月22日
3		1,743.5	97	8月8日	37	8月23日	15.5	35.7	8月11日
4		1,288.5	78	8月13日	51	8月13日	15.4	38.1	7月27日
5		1,330.5	226.5	9月8日	47	9月8日	16.6	37.4	8月11日
10年間		1,509	248	—	68.5	—	15.4	38.1	—

年	項目	最低気温	起日	平均風速	最大風速	風向	起日	日照時間
	単位	℃		m/s	m/s			時間
平成26		-5.9	1月11日	2.4	13.6	南西	3月18日	2,071.8
27		-4.9	2月3日	2.5	13.2	南南西	12月11日	1,963.8
28		-5.9	1月26日	2.4	16.4	南南西	8月22日	1,802.7
29		-7.0	1月16日	2.4	14	南	10月27日	1,993.6
30		-5.9	2月8日	2.7	18.3	南南西	4月8日	2,034.4
令和元		-5.9	1月10日	2.4	18	南	10月8日	1,872.3
2		-5.9	2月7日	2.5	15.7	北北東	3月21日	1,816.8
3		-7.9	1月10日	2.4	14.2	南南西	9月21日	1,770.4]
4		-6.8	1月7日	2.6	12.4	南南西	6月20日	2,015.4
5		-8.2	1月26日	2.4	13.2	南西	10月16日	2,353.9
10年間		-8.2	—	2.5	18.3	—	—	17,924.7

注) 下線は、観測場所を移転した場合、観測装置を変更した場合及び観測の時間間隔を変更した場合に、その前後のデータが均質ではないことを示します。

〕は、統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けています(資料不足値)。値そのものを信用することはできず、通常は上位の統計に用いませんが、極値、合計、度数等の統計ではその値以上(以下)であることが確実である、といった性質を利用して統計に利用できる場合があります。

(資料：気象庁 過去の気象データ 以下同様)

表 2-2 気象概況（令和 5 年）

年	項目	降水量	最大日降水量	起日	最大1時間降水量	起日	平均気温	最高気温	起日
単位		mm	mm		mm		℃	℃	
1月		21	7	16日	1.5	16日	3.9	15.0	13
2		39	21	13日	3.0	10日	5.9	17.8	19
3		101	28.5	18日	5.0	26日	11.9	22.8	9
4		60.5	32	15日	7.5	26日	15.6	27.4	21
5		194	74.5	7日	12.5	8日	18.3	33.9	18
6		268.5	110.5	3日	32.5	3日	22.7	32.9	28
7		32.5	14.5	1日	7.0	6日	27.9	37.4	26
8		101	34	15日	30.5	15日	28.8	36.8	4
9		333.5)	226.5)	8日	47.0)	8日	26.1)	34.9	1
10		96	39.5	15日	6.5	15日	17.3	30.1	1
11		56.5	43.5	17日	11.0	17日	13.0	28.1	7
12		27	11	12日	4.5	12日	7.4	23.9	16
令和5年		1,331	226.5	9月8日	47.0	9月8日	15.7	37.4	7月26日

年	項目	最低気温	起日	平均風速	最大風速	最多風向	起日	日照時間
単位		℃		m/s	m/s			時間
1月		-8.2	26日	1.8	8	北北東	24日	190.6
2		-5.3	1日	2.4	11.8	北北東	1日	170
3		-1.6	3日	2.8	9.9	北北東	2日	172.3
4		3.2	4日	3.4	11.9	南南西	12日	199.8
5		8	9日	2.9	13.2	北北東	6日	200.2
6		12.1	1日	2.3	11.2	北北東	2日	137.6
7		20.1	23日	2.9	9.4	南西	8日	269.7
8		22.5	2日	2.6	8.7	南南西	1日	279.3
9		16.4	25日	2.5	11	北北東)	8日	170.2
10		6.3	22日	1.9	9.6	北北東	20日	203.8
11		1.3	14日	2.1	11.4	北北東	7日	179.8
12		-4.4	22日	1.7	11.5	北北東	16日	180.6
令和5年		-8.2	1月26日	2.4	13.2	北北東	5月6日	2,353.9

※): 統計を行う対象資料が許容範囲で欠けていますが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値(資料が欠けていない)と同等に扱います(準正常値)。必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なりますが、全体数の80%を基準とします。

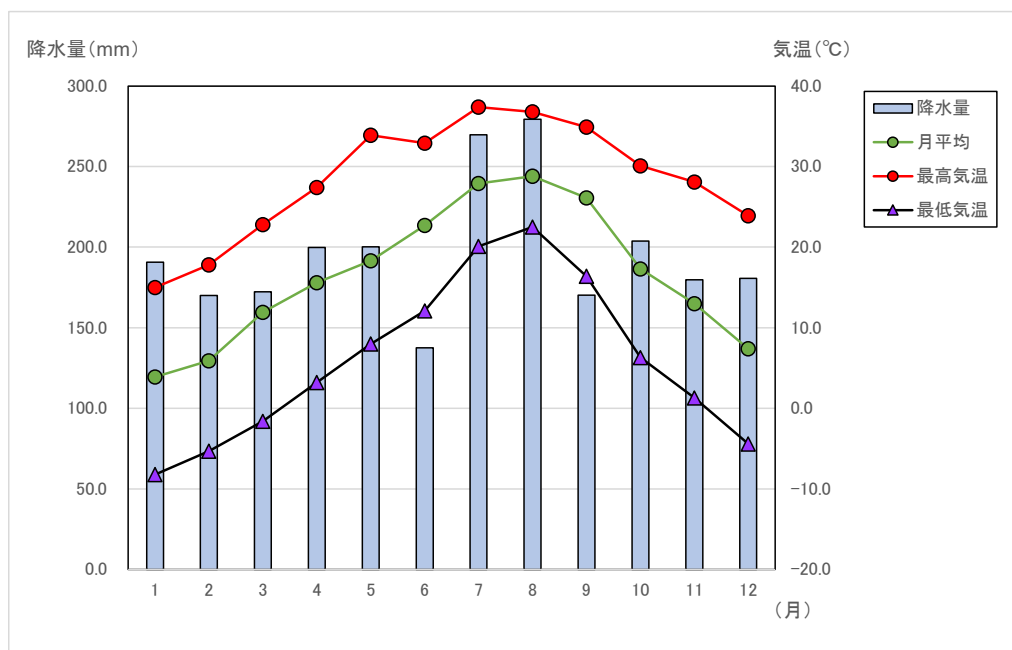


図 2-1 気象概況（令和 5 年）

2.3 人 口

1) 人口及び世帯数の推移

住民基本台帳人口における人口及び世帯数の推移を表 2-3、図 2-2 に示します。
令和 5 年の人口（総数）は 67,154 人、世帯数は 32,609 世帯となっています。
平成 30 年以降人口は減少傾向にあり、世帯数は増加傾向にあります。

表 2-3 人口及び世帯数の推移

（各年3月31日）

	人口(人)			世帯数
	総数	男	女	
平成30年	70,986	36,195	34,791	31,475
平成31年	69,932	35,721	34,211	31,582
令和2年	69,169	35,349	33,820	32,002
令和3年	68,301	34,979	33,322	32,094
令和4年	67,461	34,522	32,939	32,120
令和5年	67,154	34,474	32,680	32,609

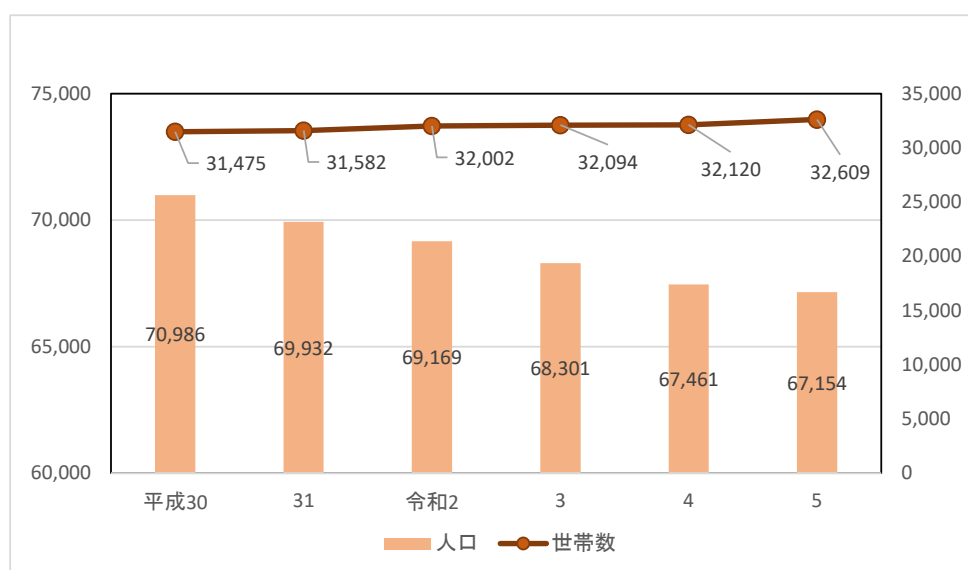


図 2-1 人口および世帯数の推移

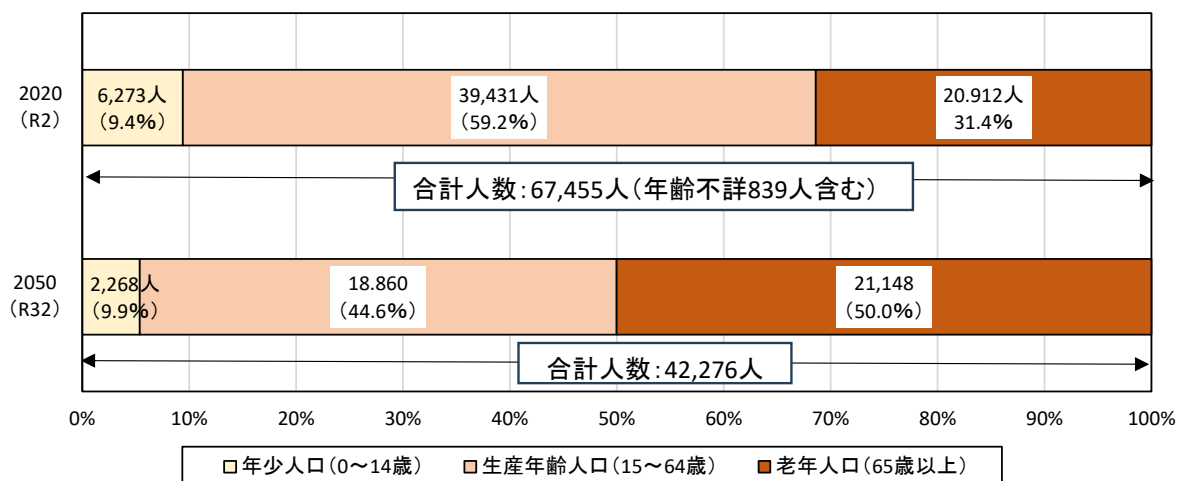
（資料：八街市統計書 令和 5 年度版）

2) 年齢別人口構成

令和2年10月1日現在（国勢調査）と令和32年の年齢3区分人口割合及び年齢階層別人口ピラミッドを図2-2、図2-3に示します。

令和2年では生産年齢人口が約6割を占めていましたが、令和32年では生産年齢人口は約4.5割となり、老年人口が5割を占めます。

なお、令和2年10月1日現在（国勢調査）の人口は67,455人（年齢不詳839人含む）、令和32年の人口は42,276人です。



注) 上図の令和2年度は年齢不詳人口を含んでいません。

図2-2 年齢3区分別人口割合

(資料：八街市統計書 令和5年度版、国立社会保障・人口問題研究所)

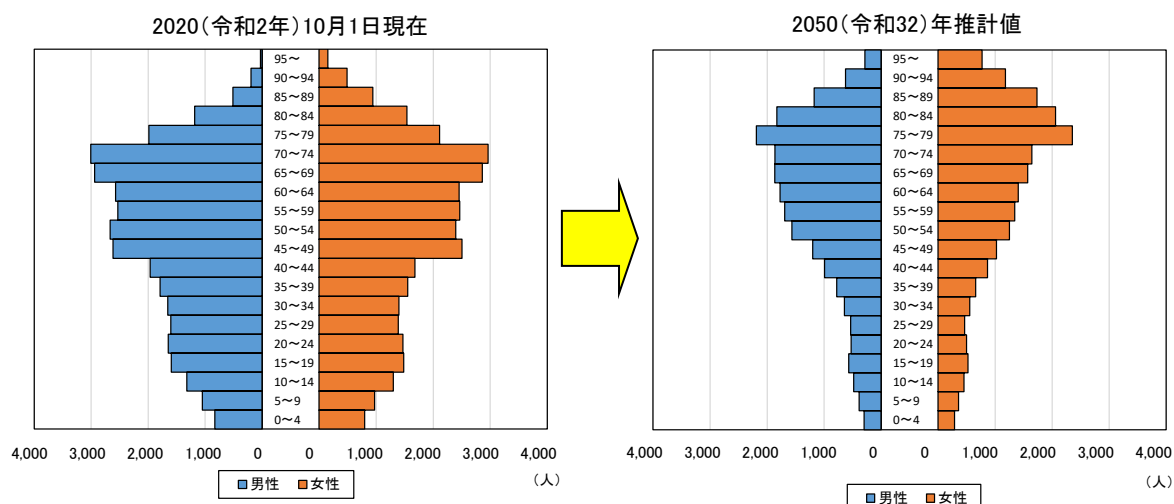


図2-3 年齢階層別人口ピラミッド

(資料：八街市統計書 令和5年度版、国立社会保障・人口問題研究所)

2.4 産 業

産業大分類別従業者数の推移を表 2-3 に示します。

令和 3 年の産業大分類の従業者数は、第一次産業 177 人、第二次産業 5,414 人、第三次産業 16,619 人となっています。平成 28 年と比較して、第一次産業は減少していますが、第二次産業、第三次産業は増加しています。

表 2-4 産業大分類別従業者数

項目	平成26年7月1日		平成28年6月1日		令和3年6月1日	
	総数	構成比	総数	構成比	総数	構成比
総 数	21,248	100.0%	19,426	100.0%	22,210	100.0%
第一次産業	165	0.8%	212	1.1%	177	0.8%
A農業・林業	165	0.8%	212	1.1%	177	0.8%
B漁 業	—	—	—	—	—	—
第二次産業	5,720	26.9%	5,089	26.2%	5,414	24.4%
C鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
D建設業	2,139	10.1%	1,871	9.6%	1,978	8.9%
E製造業	3,581	16.9%	3,218	16.6%	3,436	15.5%
第三次産業	15,363	72.3%	14,125	72.7%	16,619	74.8%
F電気・ガス・熱供給・水道業	12	0.1%	—	—	22	0.1%
G情報通信業	3	0.0%	6	0.0%	13	0.1%
H運輸業、郵便業	1,816	8.5%	1,834	9.4%	1,824	8.2%
I卸売業、小売業	5,259	24.8%	5,333	27.5%	5,505	24.8%
J金融業、保険業	187	0.9%	228	1.2%	223	1.0%
K不動産業、物品賃貸業	498	2.3%	504	2.6%	524	2.4%
L学術研究、専門・技術サービス業	303	1.4%	181	0.9%	287	1.3%
M宿泊業、飲食サービス業	1,297	6.1%	1,258	6.5%	1,303	5.9%
N生活関連サービス業、娯楽業	971	4.6%	914	4.7%	933	4.2%
O教育、学習支援業	911	4.3%	326	1.7%	944	4.3%
P医療、福祉	2,477	11.7%	2,334	12.0%	3,072	13.8%
Q複合サービス業	185	0.9%	186	1.0%	171	0.8%
Rサービス業(他に分類されないもの)	914	4.3%	1,021	5.3%	1,180	5.3%
S公務(他に分類されないもの)	530	2.5%	—	—	618	2.8%

(資料：八街市統計書 令和 5 年度版)

2.5 土地利用

1) 土地地目別課税面積の推移

八街市の過去 6 年間の地目別面積の推移を表 2-5 に示します。宅地、原野、雑種地は僅かに増加しており、田、畑、山林は緩やかに減少している傾向が見られます。

表 2-5 土地地目別課税面積

(各年1月1日)

年	土地地目別課税面積 千㎡						
	総数	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地
H30	62,647	1,927	33,554	12,022	9,288	948	4,908
H31	62,669	1,905	33,428	12,092	9,279	942	5,023
R2	62,677	1,870	33,296	12,157	9,290	970	5,094
R3	62,673	1,852	33,146	12,205	9,267	979	5,224
R4	62,677	1,813	33,047	12,255	9,253	976	5,333
R5	62,678	1,786	32,835	12,412	9,248	1,006	5,391

(資料：八街市統計書 令和 5 年度版)

2) 用途地域の指定状況

八街市の土地利用状況を表 2-6 に示します。

用途地域は、第 1 種住居地域 (38.7%)、第 2 種中高層住居専用地域 (32.5%) が高い割合を占めています。農用地区域は畑が全体の約 92%を占めています。

表 2-6 八街市の土地利用状況 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

区分		面積 (ha)	割合 (%)	
			各合計に対する割合	
行政区域		7,494	—	100.0
都市計画区域名		7,494	—	100.0
用途地域	第1種低層住居専用地域	41	6.9	—
	第2種低層住居専用地域	0.7	0.1	—
	第1種中高層住居専用地域	50	8.4	—
	第2種中高層住居専用地域	193	32.5	—
	第1種住居地域	230	38.7	—
	第2 種住居地域	47	7.9	—
	近隣商業地域	9.4	1.6	—
	商業地域	18	3.0	—
	準工業地域	5	0.9	—
合 計		594	100.0	7.9
用途地域外		6,900	—	92.1
農業振興地域		6,900	—	92.1
農用地区域	田	153.78	7.1	—
	畑	1989.95	92.1	—
	樹園地	—	—	—
	農用施設用地	18.65	0.9	—
	合計	2,168.38	100.0	28.9
農用地区域外		4,737.62	—	63.2

(資料：八街市環境白書 令和 5 年度版)

3 ごみ質状況

令和元年度から令和５年度までのごみ質状況を示します。

項目		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
測定日		令和元年度				令和2年度				令和3年度			
		R1.5.20	R1.8.22	R1.11.15	R2.2.14	R2.6.11	R2.9.17	R2.12.10	R3.3.1	R3.4.15	R3.7.12	R3.10.1	R4.1.5
単位容積重量(kg/m ³)		108	169	107	134	125	113	113	120	120	116	129	124
ごみの組成	紙・布類	64.6	44.5	57.0	47.1	55.1	47.8	42.7	64.7	38.2	49.9	49.3	44.0
	プラスチック・ゴム・皮革類	17.1	27.6	24.7	25.3	29.8	22.9	19.2	20.8	43.9	41.7	38.2	33.1
	木・竹・ワラ類	9.2	11.7	2.9	1.2	1.4	5.4	16.6	0.5	0.4	2.9	2.7	6.8
	厨芥類 (動植物性残渣、卵殻、貝殻含む)	2.7	11.5	13.0	23.2	10.5	20.8	18.1	12.4	17.4	2.7	8.8	13.3
	不燃物類	2.9	1.1	1.6	2.3	2.7	1.5	3.0	0.0	0.0	1.5	0.9	2.6
	その他 (5mm以下を含む)	3.6	3.7	0.9	0.9	0.5	1.5	0.5	1.6	0.1	1.3	0.1	0.2
三成分	水分	35.6	50.3	40.1	40.5	36.8	31.4	42.0	34.8	39.9	21.5	47.2	34.1
	灰分	11.1	6.5	7.9	8.4	5.8	9.4	7.7	6.9	2.6	6.5	4.3	7.1
	可燃分	53.3	43.2	52.0	51.1	57.4	59.2	50.3	58.3	57.5	72.0	48.5	58.8
低位発熱量 計算値 (kJ/kg)		9,140	6,870	8,780	8,610	9,880	10,380	8,410	10,090	9,840	13,020	7,950	10,210
低位発熱量 実測値 (kJ/kg)		9,610	8,930	11,100	10,300	12,600	13,980	11,010	12,350	12,930	13,900	9,880	11,340

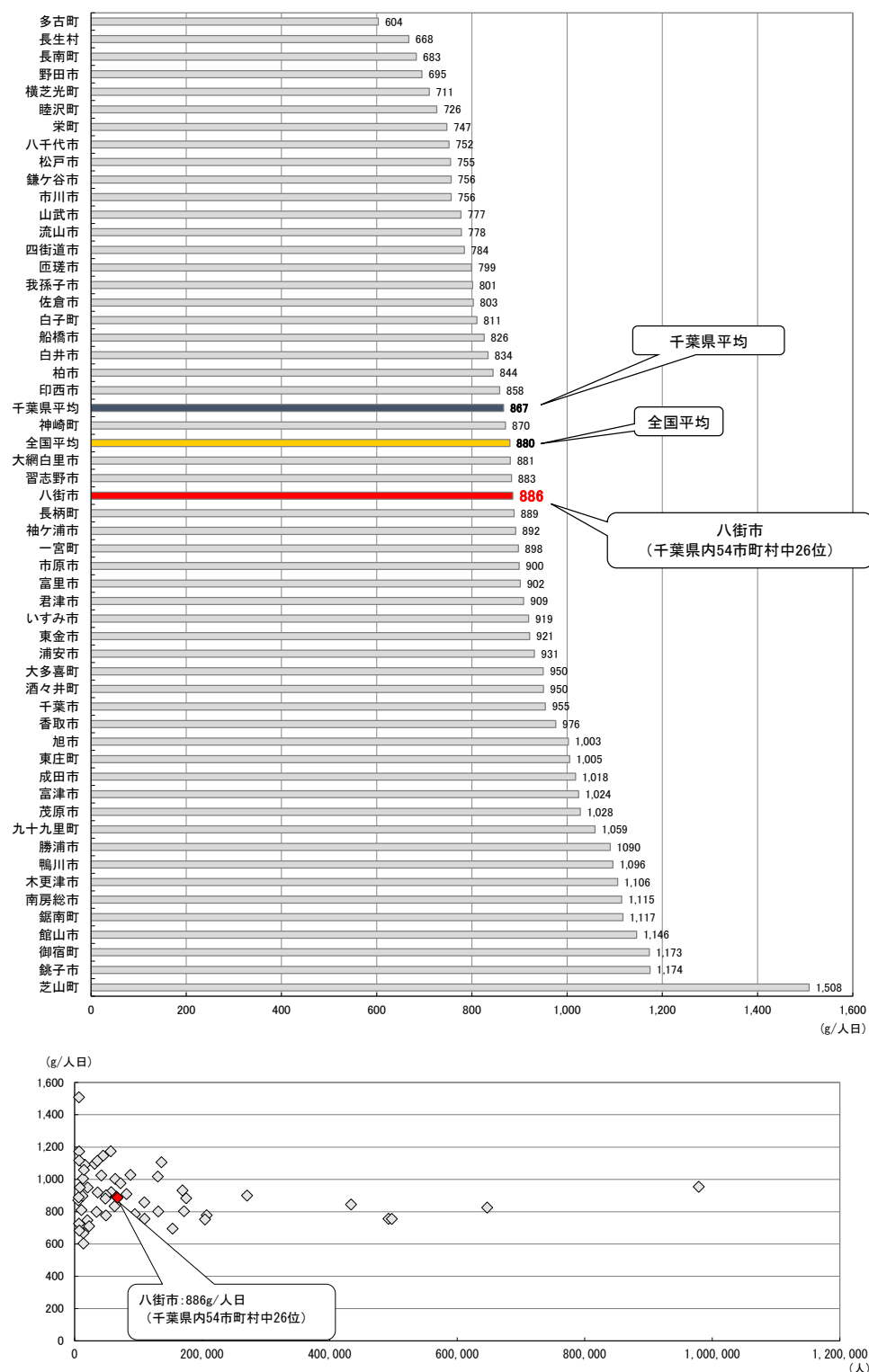
項目		13	14	15	16	17	18	19	20
測定日		令和4年度				令和5年度			
		R4.6.13	R4.9.12	R4.12.12	R5.2.27	R5.4.17	R5.7.10	R5.11.24	R6.1.15
単位容積重量(kg/m ³)		128	158	139	109	106	93	107	115
ごみの組成	紙・布類	43.9	37.4	25.9	40.7	35.5	27.1	49.9	26.4
	プラスチック・ゴム・皮革類	22.7	37.1	22.6	45.2	35.4	36.7	32.2	59.7
	木・竹・ワラ類	18.6	18.3	11.8	4.8	5.8	12.6	7.3	5.6
	厨芥類 (動植物性残渣、卵殻、貝殻含む)	8.0	1.4	33.8	8.9	20.2	23.3	10.3	6.5
	不燃物類	6.5	2.7	5.3	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他 (5mm以下を含む)	0.3	3.1	0.6	0.2	3.1	0.3	0.3	1.8
三成分	水分	60.8	49.0	52.1	31.6	49.9	47.4	46.4	41.8
	灰分	6.3	6.6	7.0	6.7	7.5	5.7	7.1	4.5
	可燃分	32.9	44.4	41.0	61.7	42.6	46.9	46.5	53.7
低位発熱量 計算値 (kJ/kg)		4,660	7,140	6,420	10,830	6,770	7,650	7,590	9,060
低位発熱量 実測値 (kJ/kg)		4,230	8,980	6,450	15,300	8,640	9,880	9,290	13,000

項目		平均値	最大値	最小値	ごみ質		
					下限値	上限値	σ
単位容積重量(kg/m ³)		121.7	169.0	93.0	92.7	150.6	17.6
ごみの組成	紙・布類	44.6	64.7	25.9			
	プラスチック・ゴム・皮革類	31.8	59.7	17.1			
	木・竹・ワラ類	7.3	18.6	0.4			
	厨芥類	13.3	33.8	1.4			
	不燃物類	1.7	6.5	0.0			
	その他	1.2	3.7	0.1			
三成分	水分	41.7	60.8	21.5			
	灰分	6.8	11.1	2.6			
	可燃分	51.6	72.0	32.9			
低位発熱量 計算値 (kJ/kg)		8,665.0	13,020.0	4,660.0	5,649	11,681	1,834
低位発熱量 実測値 (kJ/kg)		10,685.0	15,300.0	4,230.0			

注) σは標準偏差 $\sigma = \sqrt{s / (N - 1)}$ 上限値=平均値+1.645*σ、下限値=平均値-1.645*σ

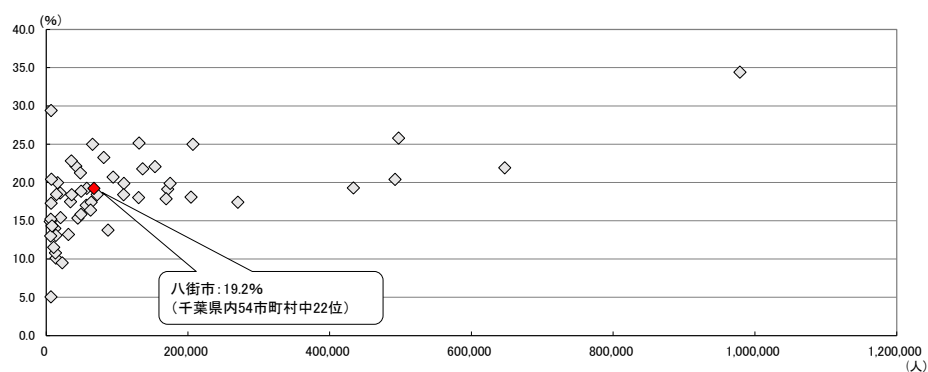
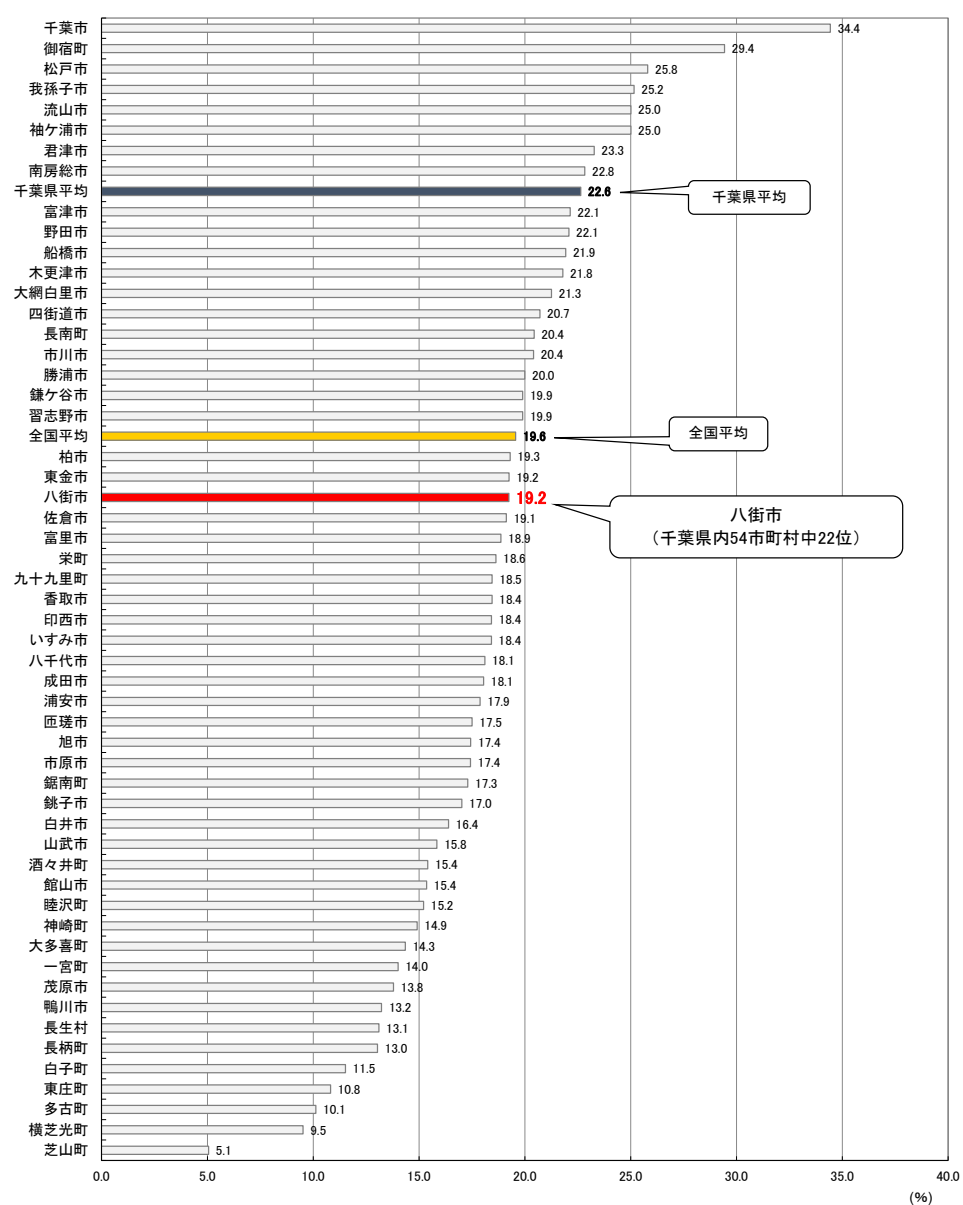
4 ごみ処理に関する八街市の状況

1) 1人1日当たりのごみ排出量（令和4年度）

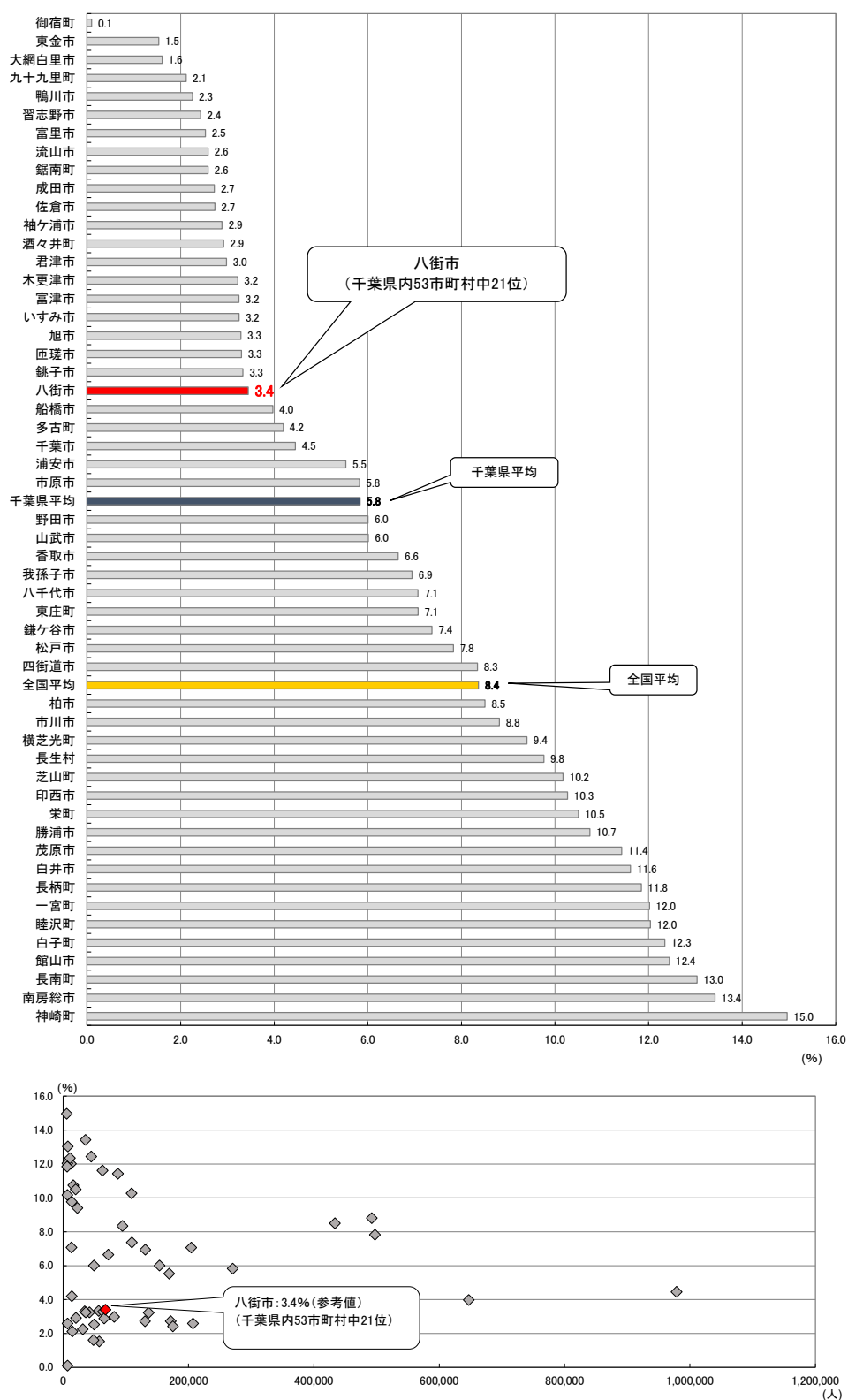


注) 本図は、一般廃棄物処理実態調査結果（環境省 令和4年度）の千葉県のデータに基づき作成しています（以下、3）最終処分率（令和4年度）まで同）。

2) リサイクル率（令和4年度）



3) 最終処分率（令和4年度）



※大多喜町は異常値の可能性があるので、除外しています。

本市の一般廃棄物処理実態調査結果の最終処分量には焼却残渣（外部委託分）が計上されていないため、参考としての掲載となります。（令和4年度実績値：6.4%）

5 生活排水処理に関する八街市の状況

1) 水質について

指標及び詳細

指 標	単 位	詳 細
pH (水素イオン濃度)	—	水の酸性・アルカリ性の強さを示します。
COD (化学的 酸素要求量)	mg/ℓ	水中に溶けている有機物を、化学的に酸化分解するために必要とする酸素の量のことであり、値が大きいほど汚れていることを示します。湖沼の水質基準として用いられています。
BOD (生物化学的 酸素要求量)	mg/ℓ	水中に溶けている有機物を、微生物が分解するために必要とする酸素の量のことであり、値が大きいほど汚れていることを示します。河川の水質基準として用いられています。
DO (溶存酸素量)	mg/ℓ	水中に溶けている酸素の量のことであり、値が小さいほど汚れていることを示します。
SS (浮遊物質)	mg/ℓ	水中に溶けずに浮遊している 2mm 以下の物質の量であり、値が大きいほど汚れていることを示します。
大腸菌数	CFU/100mℓ	水中の大腸菌の数を、CFU(コロニー形成単位)という単位で表した指標です。
大腸菌群数	MPN/100mℓ	水中の大腸菌及び大腸菌に似た細菌の推定個数を示す指標です。環境基準の見直しによって削除され、令和4年度から大腸菌数に置き換えられました。

pH

水系	調査地点名	H30	R1	R2	R3	R4	基準
作田川	大木	7.8	7.6	7.6	7.9	7.6	A 6.5～8.5
	沖渡	7.2	7.2	7.4	7.4	7.3	
高崎川	朝日	7.6	7.3	7.6	7.4	7.5	C 6.5～8.5
	文達	7.6	7.5	7.7	7.9	7.8	
	榎戸落合	7.4	7.4	7.2	7.7	7.4	
	榎戸宮下	8.0	7.6	7.8	8.0	8.7	
	真井原	7.6	7.5	7.5	7.9	8.1	
	大関	7.4	7.2	7.3	7.7	7.4	
鹿島川	夕日丘	7.7	7.6	7.7	7.8	7.7	A 6.5～8.5
	用草	7.9	7.6	7.8	8.1	7.9	
	根古谷	8.1	7.7	8.0	8.1	8.0	
	大谷流	7.8	7.6	8.0	8.1	7.9	
	上砂	7.8	7.6	7.6	8.0	7.7	
	勢田四木	7.7	7.6	7.5	8.0	7.7	
	東吉田	7.6	7.5	7.5	7.9	7.5	

COD

水系	調査地点名	H30	R1	R2	R3	R4	基準
作田川	大木	4.7	2.7	1.4	1.6	3.2	—
	沖渡	15.0	6.4	7.2	7.5	10.4	
高崎川	朝日	10.0	6.8	11.0	8.9	9.9	—
	文違	6.1	7.8	6.8	6.4	6.7	
	榎戸落合	6.4	4.4	8.1	6.7	5.2	
	榎戸宮下	10.4	4.9	4.9	3.5	5.3	
	真井原	3.8	3.2	3.6	3.5	4.3	
	大関	9.4	7.2	7.1	6.1	11.2	
鹿島川	夕日丘	3.6	3.2	2.7	4.1	2.6	—
	用草	3.4	2.8	2.9	2.5	2.7	
	根古谷	3.0	2.7	2.6	2.2	1.5	
	大谷流	3.0	2.3	3.7	2.3	2.9	
	上砂	4.9	2.5	2.8	3.6	2.5	
	勢田四木	3.8	2.6	3.1	2.8	2.0	
	東吉田	4.8	3.3	3.2	1.7	3.0	

BOD

水系	調査地点名	H30	R1	R2	R3	R4	基準
作田川	大木	0.8	1.3	0.9	0.8	1.0	A 2以下
	沖渡	19.0	4.2	6.7	11.0	10.1	
高崎川	朝日	8.1	3.8	7.1	4.9	6.7	C 5以下
	文違	5.1	4.5	3.6	5.4	3.8	
	榎戸落合	4.2	2.8	8.7	5.9	3.2	
	榎戸宮下	6.3	2.5	3.0	2.2	2.1	
	真井原	2.8	1.3	1.5	2.0	1.9	
	大関	9.9	3.9	4.5	5.4	5.8	
鹿島川	夕日丘	2.2	1.7	1.4	2.4	1.0	A 2以下
	用草	1.4	1.4	1.6	1.1	0.8	
	根古谷	1.2	1.5	1.1	0.6	1.3	
	大谷流	1.0	1.2	1.4	0.6	<0.9	
	上砂	1.9	0.9	1.6	1.0	<0.9	
	勢田四木	1.6	1.2	1.1	0.6	1.3	
	東吉田	3.2	1.8	1.9	7.9	2.8	

D0

水系	調査地点名	H30	R1	R2	R3	R4	基準
作田川	大木	8.7	8.6	8.9	8.7	8.1	A 7.5以上
	沖渡	5.8	6.9	7.1	6.7	6.3	
高崎川	朝日	4.2	5.8	4.8	6.6	6.4	C 5以上
	文違	7.2	8.1	7.7	7.0	8.4	
	榎戸落合	7.6	8.2	6.5	7.9	7.2	
	榎戸宮下	5.6	10.0	10.0	9.8	13.0	
	真井原	9.1	9.4	8.8	10.0	11.6	
	大関	6.5	6.1	6.8	7.4	6.8	
鹿島川	夕日丘	8.2	8.8	9.0	8.2	7.6	A 7.5以上
	用草	9.2	9.6	9.4	10.0	9.6	
	根古谷	9.3	9.8	9.6	10.0	9.5	
	大谷流	8.7	9.2	9.4	9.9	9.1	
	上砂	8.0	8.9	9.0	9.6	8.6	
	勢田四木	8.0	9.1	8.9	9.5	8.7	
	東吉田	7.8	8.8	8.9	9.4	8.4	

SS

水系	調査地点名	H30	R1	R2	R3	R4	基準
作田川	大木	29.1	8.2	3.2	4.5	10.4	A 25以下
	沖渡	8.0	2.5	4.1	9.8	19.5	
高崎川	朝日	3.4	3.1	2.9	3.6	10.5	C 50以下
	文違	17.6	21.9	7.0	13.0	5.7	
	榎戸落合	4.1	15.0	8.9	10.0	4.7	
	榎戸宮下	21.5	7.8	3.6	3.0	3.2	
	真井原	2.1	1.4	2.7	4.3	3.7	
	大関	5.2	2.8	3.0	2.5	6.6	
鹿島川	夕日丘	5.4	4.8	4.9	11.0	4.0	A 25以下
	用草	8.3	6.1	6.7	5.0	5.4	
	根古谷	11.6	6.4	13.5	6.8	8.9	
	大谷流	6.7	3.1	31.0	6.0	15.8	
	上砂	9.2	5.6	7.9	14.0	7.3	
	勢田四木	7.8	6.8	10.4	8.9	6.9	
	東吉田	6.4	5.6	6.7	5.4	3.5	

大腸菌数（令和４年度）及び大腸菌群数（令和４年度以前）

水系	調査地点名	H30	R1	R2	R3	R4	基準
作田川	大木	550,650	254,000	29,000	5,900	725	A 20CFU/100ml以下 1000MPN/100ml以下
	沖渡	40,000	90,000	115,500	10,000	1,450	
高崎川	朝日	80,000	130,000	43,500	56,000	2,650	C —
	文違	158,500	123,500	40,000	9,800	4,100	
	榎戸落合	18,000	42,500	515,000	7,300	830	
	榎戸宮下	26,500	7,650	12,000	6,200	1,775	
	真井原	80,000	51,500	29,000	28,000	2,750	
	大関	22,500	19,500	20,500	73,000	7,000	
鹿島川	夕日丘	36,500	16,500	9,150	150,000	2,095	A 20CFU/100ml以下 1000MPN/100ml以下
	用草	13,000	12,350	26,150	4,900	210	
	根古谷	16,500	65,250	35,850	8,100	230	
	大谷流	87,500	150,250	6,650	2,500	295	
	上砂	51,500	152,500	15,500	3,500	1,390	
	勢田四木	19,000	31,500	19,000	14,000	300	
	東吉田	26,500	29,000	14,000	12,000	1,360	

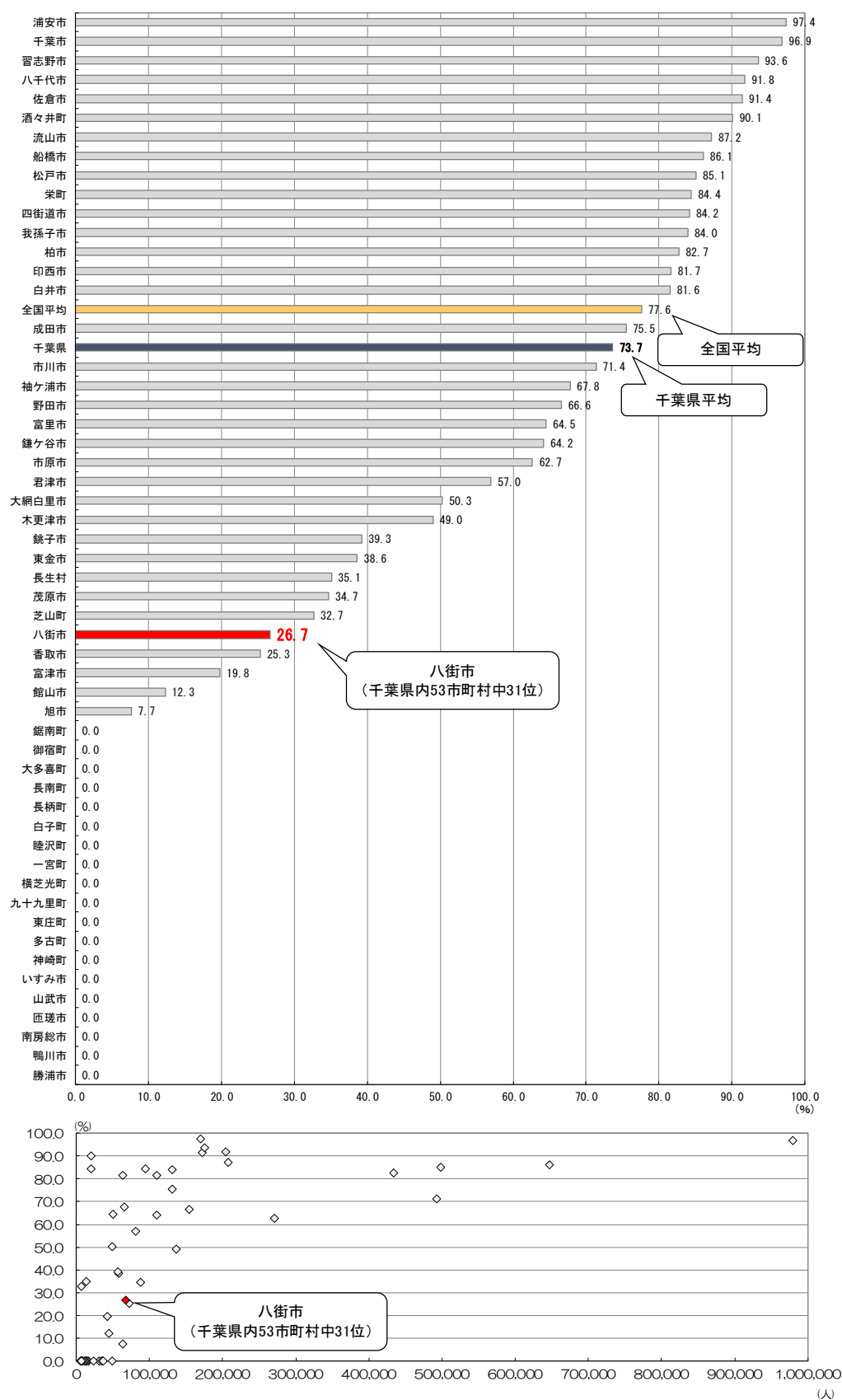
印旛沼の水質

項 目	H30	R1	R2	R3	R4	基準値(類型A)
pH	9.1	8.9	—	9.1	9.2	6.5～8.5
BOD	6.5	5.0	—	6.4	7.0	—
COD	9.5	8.8	8.2	8.7	9.7	3mg/ℓ以下
DO	12	11	11	13	13	7.5mg/ℓ以上
SS	41	37	34	39	41	5mg/ℓ以下
大腸菌数 または大腸菌群数	5352	25943	—	8706	126	300CFU/100ml以下 1,000MPU/100ml以下

（資料：八街市環境白書）

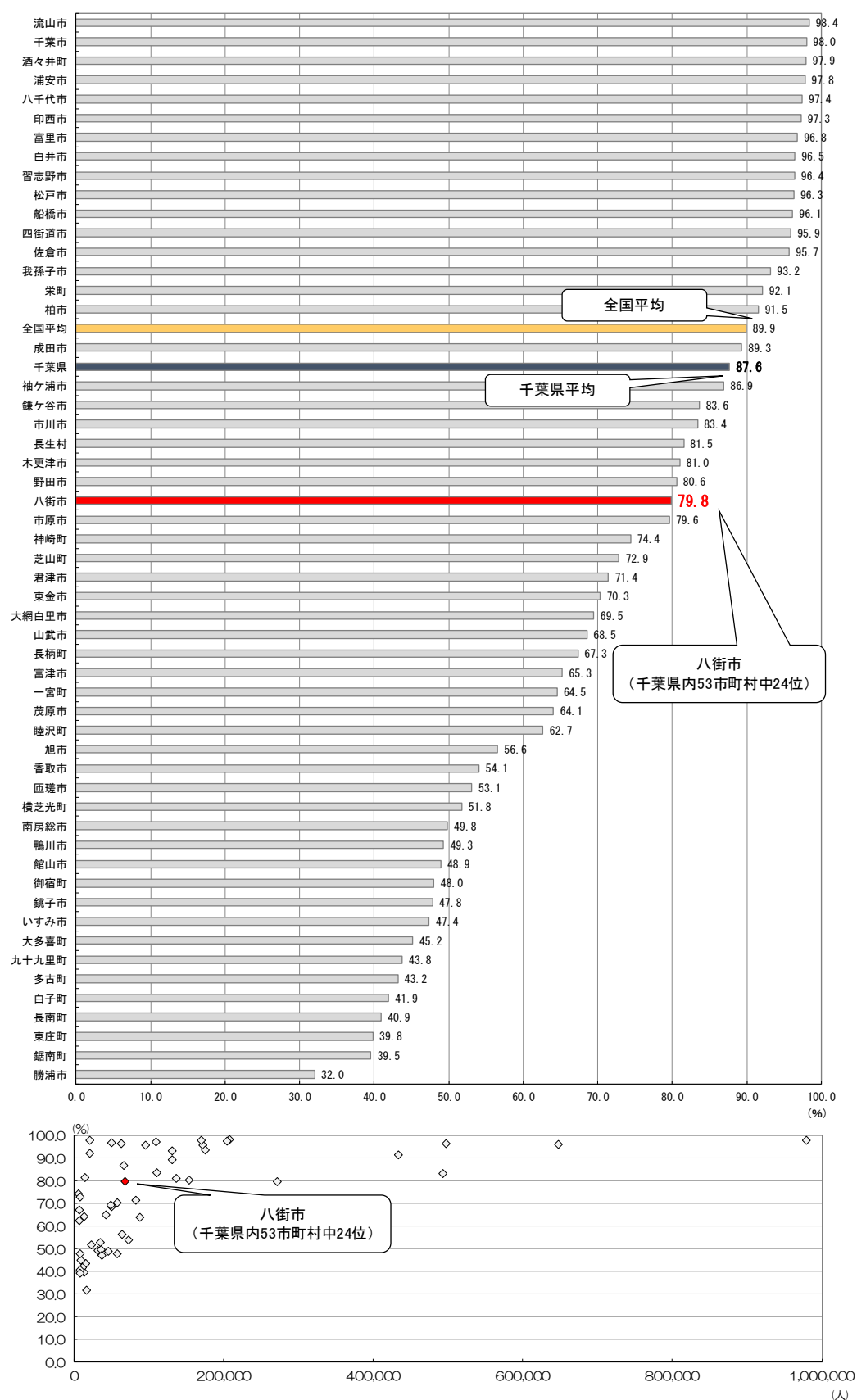
（資料：環境省 公共用水域水質測定結果）

2) 公共下水道処理人口普及率（令和4年度）



注) 本図は、一般廃棄物処理実態調査結果（環境省 令和4年度）の千葉県のデータに基づき作成しています。

3) 生活雑排水処理人口普及率（令和4年度）



注) 本図は、一般廃棄物処理実態調査結果（環境省 令和4年度）の千葉県のデータに基づき作成しています。

4) 合併処理浄化槽整備計画について

「4.7 3) 合併処理浄化槽整備計画」において整備することを位置付けた、合併処理浄化槽の区分及び規模、基数について詳細を示します。

表 5-1 合併処理浄化槽整備計画における浄化槽規模の内訳

区 分	規 模	基 数
窒素又は磷除去能力を有する 高度処理型の浄化槽	5 人槽	6
	6～7 人槽	2
	8～10 人槽	2
高度窒素除去能力を有する 高度処分型の浄化槽	5 人槽	16
	6～7 人槽	2
	8～10 人槽	2
合 計		30

年間の計画人数である 172 人の算出方法については、5 人槽について 1 基当たり 5 人、それ以外について 1 基当たり区分の中間値の人数として計画人口を算出しました。

表 5-2 合併処理浄化槽整備計画の詳細

整備計画年度	R7	R8	R9	R10	R11
整備計画基数	30	30	30	30	30
整備計画人口	172	172	172	172	172
整備計画年度	R12	R13	R14	R15	R16
整備計画基数	30	30	30	30	30
整備計画人口	172	172	172	172	172

6 各種推計

6.1 ごみ処理関連推計結果

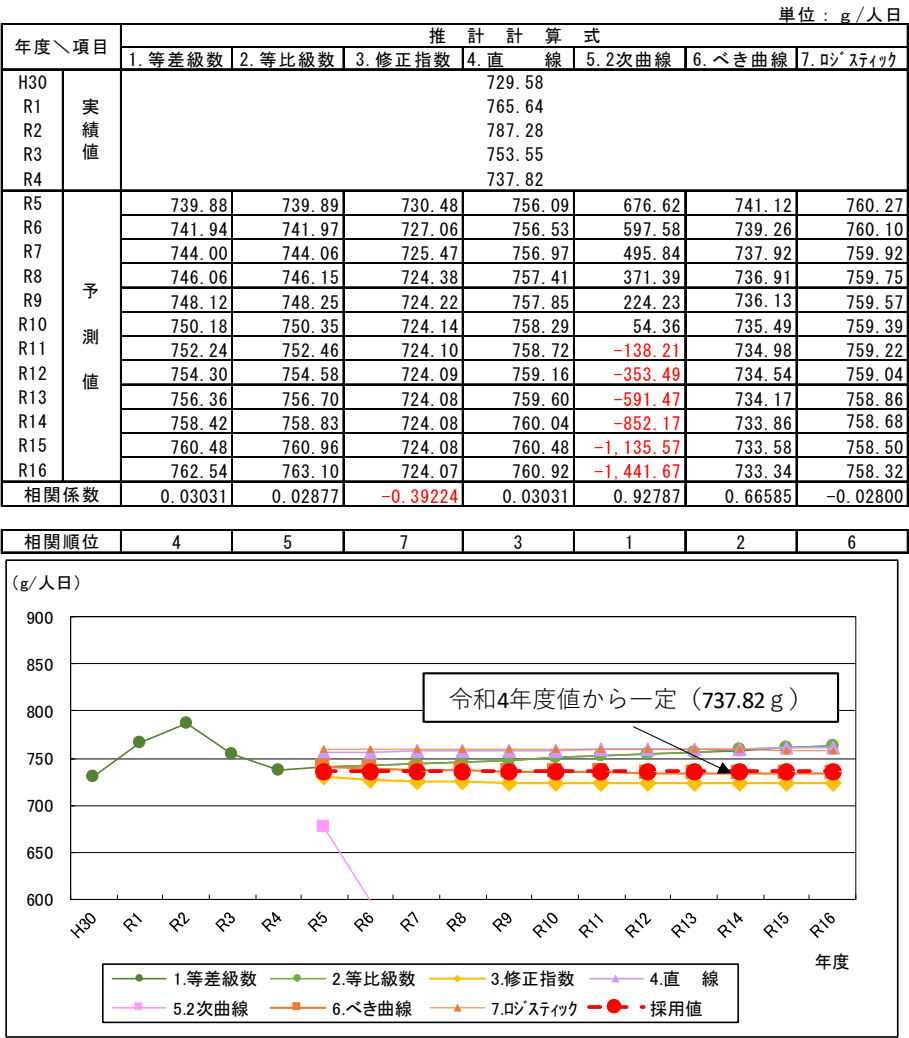
現状のままの予測を推計するため、トレンド推計を行います。

1) 生活系ごみ

生活系ごみは、集団回収量を含むごみ排出量原単位を推計基本値とします。

トレンド推計結果を以下に示しますが、相関係数の1番高い2次曲線は現実的な数値ではなく、2位のべき曲線、3位の直線は増減率が大きいため、トレンド推計は用いず、実際の直近データである令和4年度実績値（737.82 g/人日）を基準に予測値として一定とし、ごみ排出量を推計します。この方法は、無理のない現実的な予測をするためです（P140 参照）。

生活系ごみ排出量の推移



用語説明

トレンド推計：現在の傾向（トレンド）が将来も同じように続くという考え方による推計方法です。各推計計算式及び特徴は、P134 に示します。

2) 事業系ごみ

事業系ごみは、年間排出量を推計基本値とします。

トレンド推計結果を以下に示しますが、相関係数の1番高い2次曲線は現実的な数値ではなく、2位のロジスティック、3位の直線は減少率が大きいため、トレンド推計は用いず、事業系ごみ年間排出量の過去5年間（平成30年度～令和4年度）の平均値（3,805 t/年）を基準値として、今後事業系ごみ搬入増が見込まれる要因（市内における開発計画）を反映した予測とします。なお、令和11年度までは微増、以降は一定値（3,891 t/年）として予測します（P139 参照）。

事業系ごみ排出量の推移

単位：t/年

年度\項目		推 計 計 算 式						
		1.等差級数	2.等比級数	3.修正指数	4.直線	5.2次曲線	6.べき曲線	7.ロジスティック
H30	実績値	3,812						
R1		4,047						
R2		3,782						
R3		3,704						
R4		3,681						
R5	予測値	3,648	3,649	3,674	3,624	3,459	不能	3,617
R6		3,615	3,617	3,672	3,563	3,234		3,549
R7		3,583	3,586	3,672	3,503	2,962		3,478
R8		3,550	3,555	3,671	3,442	2,643		3,406
R9		3,517	3,524	3,671	3,382	2,277		3,332
R10		3,485	3,493	3,671	3,321	1,864		3,256
R11		3,452	3,462	3,671	3,161	1,404		3,178
R12		3,419	3,432	3,671	3,200	897		3,100
R13		3,386	3,402	3,671	3,140	343		3,019
R14		3,353	3,373	3,671	3,079	-258		2,938
R15		3,321	3,343	3,671	3,019	-906		2,856
R16		3,288	3,314	3,671	2,958	-1,601		2,773
相関係数		0.65730	0.65572	0.29904	0.65730	0.72340		0.66352
相関順位		3	5	6	3	1		2

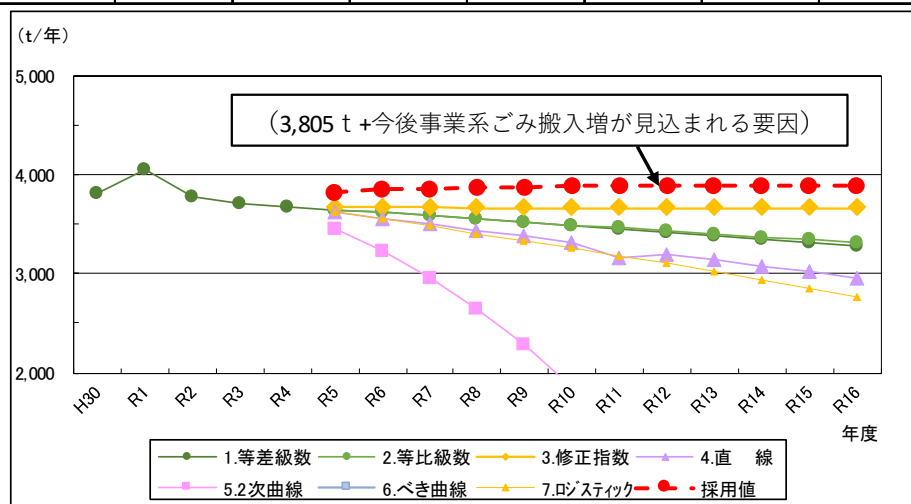
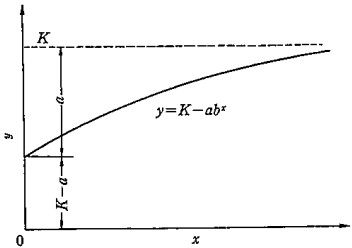
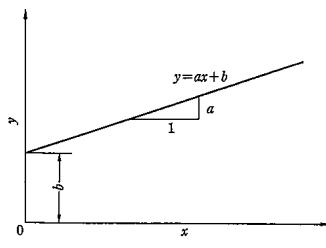
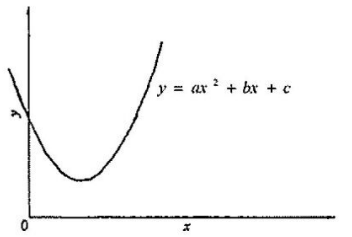
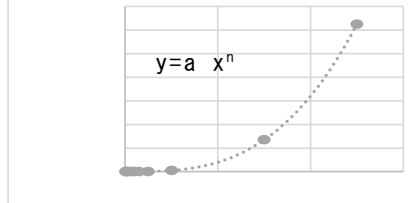
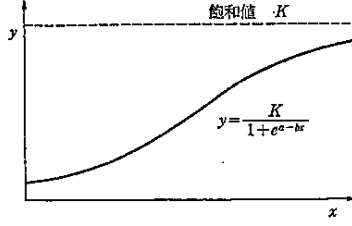


表 推計計算式及び特徴

推計式	概 要	
等差級数	過去の変化の差の平均を一定として将来の推移を予測する方法	
等比級数	過去の変化の比の平均を一定として将来の推移を予測する方法	
最小二乗法	過去の実績に最もよく合う直線または曲線を想定し、将来の推移を予測する方法。当てはめる式は、直線、2次曲線、ロジスティック曲線などがあり、過去の値から求める直線または曲線までの距離の2乗の和が最小になるように定める。	
	 <u>修正指数</u>：極限值に近づきつつある状態について適用されやすい式	 <u>直線式</u>：ごく近い将来も直線的に推移すると見込める場合には合う式
	 <u>2次曲線式</u>：ごく近い将来を予測するには良く合う式	 <u>べき</u>：将来的に現状における漸増・漸減の趨勢が安定して継続するが、過去の推移状況によっては予測計算が不能となる場合がある
	 <u>ロジスティック</u>：初期には緩やかに成長、中期大幅に伸びてやがて飽和となることを示す式	

6.2 生活排水処理関連推計結果

1) 推計方法について

各処理区分人口の将来予測は、一部、ごみと異なる方法で算出しています。

各処理区分人口の集計方法が総人口の集計方法と異なることや、数値目標の指標の取り扱いなどを踏まえ、下記の方法で算出しました。具体的な将来予測値は、「6.3 ごみ・生活排水年度別予測」において示します。

- ・総人口

「八街市総合計画 2025」の数値を引用しました。

- ・公共下水道人口

「八街市印旛沼流域関連公共下水道全体計画説明書（以降、下水計画とします。）」に基づいて算出しています。ただし、下水計画の人口は3月末時点の人口であるのに対し、本計画の人口はすべて9月末時点の人口としており、直接引用することができません。また、下水計画における総人口の将来予測を作成するのに使用した実績の年度が本計画と異なること、下水計画における公共下水道人口は接続率を考慮していないことに注意する必要があります。

このことから、本計画における公共下水道人口は、下記のように算出しました。

$$[\text{公共下水道人口}] = [\text{公共下水道人口（区域）}] \times [\text{接続率}]$$

$$[\text{公共下水道人口（区域）}] = [\text{総合計画における将来人口}] \\ \times [\text{下水計画における公共下水道処理人口普及率}]$$

$$[\text{下水計画における公共下水道処理人口普及率}] = \frac{[\text{下水計画における公共下水道人口}]}{[\text{下水計画における総人口}]}$$

接続率は、八街市統計書から直近5年間の公共下水道整備区域人口と公共下水道接続人口を引用し、算出しました。将来の接続率は、直近5年間の平均値である93.0%で推移すると仮定し、本計画における公共下水道人口を算出しています。

表 6-1 接続率の経年変化

年度	八街市統計書(R5)		
	公共下水道整備区域人口	公共下水道接続人口	接続率
H30	19,417	18,042	92.9%
R1	19,333	17,734	91.7%
R2	19,043	17,585	92.3%
R3	18,982	17,857	94.1%
R4	19,195	18,043	94.0%
平均			93.0%

(資料：八街市統計書)

表 6-2 本計画における公共下水道人口の将来推計まとめ

		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
下水計画	総人口	66,429	65,476	64,498	63,495	62,472	61,432	60,371	59,290	58,187	57,074	55,942	54,795
	公共下水道人口	19,265	19,339	19,413	19,487	19,561	19,635	19,709	19,783	19,857	19,931	20,005	20,078
	公共下水道処理率	29.0%	29.5%	30.1%	30.7%	31.3%	32.0%	32.6%	33.4%	34.1%	34.9%	35.8%	36.6%
総合計画 総人口		66,433	65,700	64,967	64,235	63,503	62,772	62,040	61,308	60,564	59,820	59,077	58,333
本計画	公共下水道人口(区域)	19,266	19,405	19,554	19,714	19,884	20,063	20,254	20,456	20,668	20,890	21,126	21,374
	接続率	93.0%	93.0%	93.0%	93.0%	93.0%	93.0%	93.0%	93.0%	93.0%	93.0%	93.0%	93.0%
	公共下水道人口(接続)	17,920	18,049	18,188	18,337	18,495	18,661	18,839	19,027	19,224	19,430	19,650	19,881

・合併処理浄化槽人口

本計画における基本目標の指標は、生活雑排水処理人口普及率としています。生活雑排水処理人口普及率は、本市の場合は公共下水道人口と合併処理浄化槽人口の和を総人口で除した指標です。したがって、生活雑排水処理人口普及率の将来値が確定すれば、合併処理浄化槽人口を算出できます。

$$[\text{生活雑排水処理人口普及率}] = \frac{[\text{公共下水道人口}] \times [\text{合併処理浄化槽人口}]}{[\text{総人口}]}$$

$$[\text{合併処理浄化槽人口}] = [\text{総人口}] \times [\text{生活雑排水処理人口普及率}] - [\text{公共下水道人口}]$$

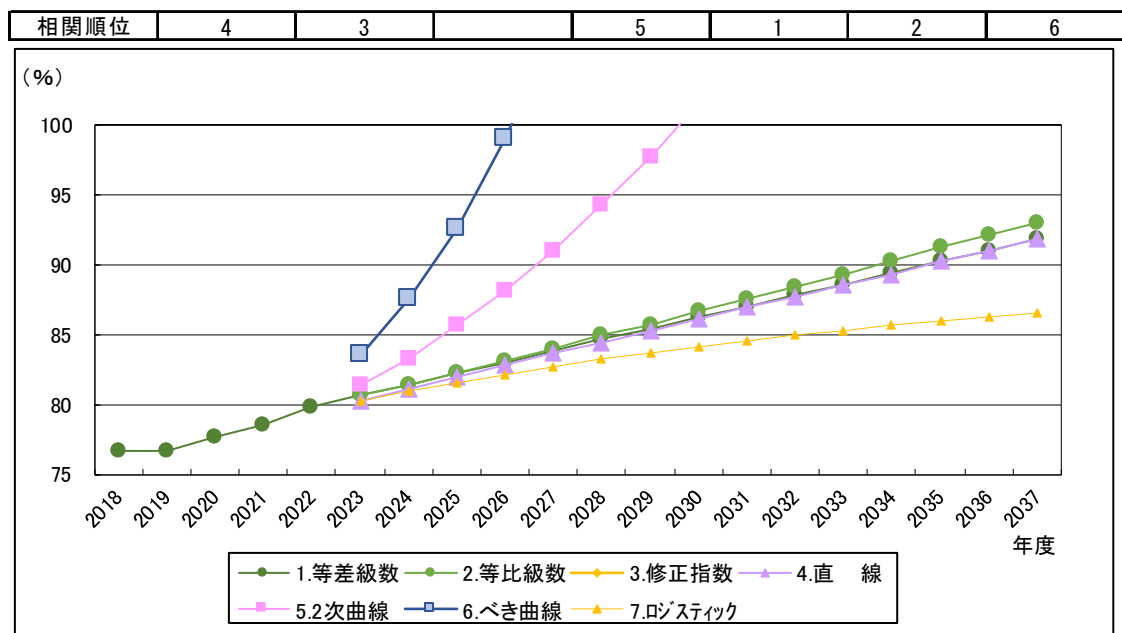
生活雑排水処理人口普及率の将来値は、ごみと同様、トレンド推計により決定しました。推計結果を次頁に示します。

いずれの推計式についても相関係数が十分に高い結果となりましたが、100%を超える結果となった推計式は採用できません。また、本編で述べた通り、本市の総人口は減少局面を迎えています。いずれの処理区分人口からの減少分に該当するか正確に予測することは困難です。このことから、本計画における生活雑排水処理人口普及率は、過大評価を回避することを優先し、ロジスティック式を採用しました。

生活雑排水処理人口普及率の推移

単位：％

年度\項目		推 計 計 算 式						
		1. 等差級数	2. 等比級数	3. 修正指数	4. 直 線	5. 2次曲線	6. べき曲線	7. ロジスティック
2018		76.6						
2019		76.7						
2020		77.7						
2021		78.5						
2022		79.8						
2023	予 測 値	80.6	80.6	不能	80.3	81.4	83.5	80.2
2024		81.4	81.4		81.1	83.3	87.5	80.9
2025		82.2	82.3		82.0	85.6	92.6	81.5
2026		83.0	83.1		82.8	88.1	98.9	82.1
2027		83.8	84.0		83.6	91.0	106.5	82.7
2028		84.6	84.9		84.4	94.2	115.4	83.2
2029		85.4	85.7		85.2	97.7	125.9	83.7
2030		86.2	86.6		86.1	101.5	137.8	84.1
2031		87.0	87.5		86.9	105.6	151.3	84.5
2032		87.8	88.4		87.7	110.0	166.5	84.9
2033		88.6	89.3		88.5	114.8	183.4	85.3
2034		89.4	90.2		89.3	119.8	202.0	85.6
2035		90.2	91.2		90.2	125.2	222.5	86.0
2036		91.0	92.1		91.0	130.9	244.8	86.3
2037		91.8	93.0		91.8	136.9	269.1	86.5
相関係数		0.97097528	0.97228903		0.97097522	0.99562383	0.98272848	0.9628188



- ・みなし浄化槽人口及びし尿汲み取り人口

前述の方法で公共下水道人口及び合併処理浄化槽人口が決定されるため、総人口からこれらを差し引くことで生活雑排水を処理していない人口が算出されます。みなし浄化槽およびし尿汲み取りの人口（以降、未処理区分人口とします。）は施策によって減少させることを目的としており、総人口・公共下水道人口・合併処理浄化槽人口の３区分と整合を図りつつ将来値を算出します。

未処理区分人口は、総人口から公共下水道人口及び合併処理浄化槽人口を引き去り、令和４年度におけるみなし浄化槽基数及び汲み取り世帯数に基づく按分法によって算出しました。

表 6-3 令和４年度におけるみなし浄化槽基数及び汲み取り世帯数まとめ

区 分	基数または世帯数	未処理区分人口に占める割合
みなし浄化槽稼働基数	2,480	64.1%
汲み取り世帯数	1,387	35.9%
全体	3,867	100.0%

〔みなし浄化槽人口 または し尿汲み取り人口〕

$$= \text{〔未処理区分人口〕} \times \frac{\text{みなし浄化槽稼働基数 または 汲み取り世帯数}}{\text{〔みなし浄化槽稼働基数〕} + \text{〔汲み取り世帯数〕}}$$

$$\text{〔未処理区分人口〕} = \text{〔総人口〕} - \text{〔公共下水道人口〕} - \text{〔合併処理浄化槽人口〕}$$

6.3 ごみ・生活排水年度別予測

1) ごみ処理の推計

① ごみ排出量の推計（年間値）

1-1. 排出量	単位	割合等 (基準年R4割合を採用)	H30	R1	実績 R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	予測 R11	R12	R13	R14	R15	R16
人口	人		70,527	69,649	68,632	67,894	67,570	66,702	65,835	64,967	64,235	63,503	62,772	62,040	61,308	60,564	59,820	59,077	58,333
ごみ総排出量	t/年		22,593	23,511	23,504	22,429	21,878	21,839	21,578	21,353	21,164	21,023	20,787	20,599	20,402	20,246	20,001	19,801	19,601
施策反映ごみ総排出量	t/年							21,672	21,262	20,905	20,569	20,280	19,900	19,567	19,228	18,930	18,547	18,195	17,846
生活系ごみ（資源ごみ、集団回収含む）	t/年		18,781	19,464	19,722	18,725	18,197	18,012	17,730	17,496	17,299	17,149	16,905	16,708	16,511	16,355	16,110	15,910	15,709
施策反映生活系ごみ	t/年							17,937	17,597	17,324	17,073	16,868	16,573	16,325	16,079	15,874	15,583	15,325	15,068
家庭系ごみ	t/年		16,365	17,027	17,203	16,360	15,907	15,746	15,498	15,294	15,122	14,990	14,777	14,605	14,433	14,297	14,082	13,908	13,732
施策反映家庭系ごみ	t/年							15,569	15,151	14,780	14,444	14,150	13,783	13,458	13,138	12,854	12,503	12,153	11,807
もやせるごみ	t/年		15,151	15,678	15,851	15,112	14,867	14,716	14,485	14,294	14,133	14,010	13,811	13,650	13,489	13,362	13,162	12,998	12,835
(内食品ロス量)	t/年	食品ロス割合10.02%（ごみ組成分析調査報告書参照）	1,518	1,571	1,588	1,514	1,490	1,457	1,417	1,381	1,348	1,320	1,284	1,253	1,222	1,194	1,161	1,127	1,093
委託	t/年	もやせるごみの86.5%	13,086	13,475	13,475	12,960	12,858	12,728	12,528	12,363	12,223	12,117	11,945	11,806	11,666	11,556	11,383	11,242	11,100
施策反映委託	t/年							12,577	12,229	11,920	11,639	11,392	11,086	10,815	10,548	10,310	10,019	9,725	9,437
直搬	t/年	もやせるごみの13.5%	2,065	2,203	2,376	2,152	2,009	1,988	1,957	1,931	1,910	1,893	1,866	1,844	1,823	1,805	1,778	1,756	1,734
施策反映直搬	t/年							1,963	1,909	1,860	1,816	1,778	1,730	1,688	1,646	1,609	1,564	1,518	1,473
排出抑制分（食品ロス分）	t/年	R16：もやせるごみの5%削減						59	116	171	226	280	332	382	432	481	526	585	642
資源移行分（プラスチック類）	t/年	R16：もやせるごみの5%を資源へ移行（適正排出）						59	116	171	226	280	332	382	432	481	526	585	642
資源移行分（紙類）	t/年	R16：もやせるごみの5%を資源へ移行（適正排出）						59	116	171	226	280	332	382	432	481	526	585	642
施策反映もやせるごみ	t/年							14,540	14,138	13,780	13,455	13,169	12,817	12,503	12,194	11,919	11,582	11,243	10,909
可燃粗大ごみ	t/年		28	25	39	28	27	27	26	26	26	25	25	25	24	24	24	24	23
戸別無料	t/年		21	19	25	23	25	25	24	24	24	23	23	23	23	22	22	22	22
戸別有料	t/年		7	6	14	5	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
その他可燃	t/年		32	18	17	6	30	30	29	29	29	28	28	28	27	27	27	26	26
不法投棄	t/年		27	13	16	6	17	17	17	16	16	16	16	16	15	15	15	15	15
ごみゼロ	t/年		5	5	1	0	13	13	13	13	12	12	12	12	12	12	12	11	11
もやせないごみ	t/年		1,120	1,263	1,250	1,181	950	940	926	913	903	895	883	872	862	854	841	831	820
委託	t/年		319	300	231	185	135	134	131	130	128	127	125	124	122	121	119	118	116
直搬	t/年		801	963	1,019	996	815	807	794	784	775	768	757	748	740	733	722	713	704
不燃粗大ごみ	t/年		24	28	31	27	22	22	21	21	21	21	20	20	20	20	19	19	19
戸別無料	t/年		19	23	24	24	21	21	20	20	20	20	19	19	19	19	19	18	18
戸別有料	t/年		5	5	7	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
その他不燃	t/年		10	15	15	6	11	11	11	11	11	10	10	10	10	10	10	10	10
不法投棄	t/年		7	12	11	6	9	9	9	9	8	8	8	8	8	8	8	8	8
ごみゼロ	t/年		3	3	4	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
資源ごみ	t/年		1,872	1,857	1,965	1,860	1,819	1,800	1,772	1,749	1,729	1,714	1,690	1,670	1,650	1,635	1,610	1,590	1,570
カン	t/年		233	233	247	220	211	209	206	203	201	199	196	194	192	190	187	185	182
ビン	t/年		375	369	369	343	353	349	344	339	336	333	328	324	320	317	312	309	305
プラスチック製容器包装	t/年		392	400	419	415	405	401	395	389	385	382	376	372	367	364	359	354	350
もやせるごみ移行分	t/年	R16：もやせるごみの5%分移行（適正排出）						59	116	171	226	280	332	382	432	481	526	585	642
施策反映プラスチック製容器包装	t/年							460	510	561	611	662	708	754	799	845	885	939	991
ペットボトル	t/年		197	207	222	225	227	225	221	218	216	214	211	208	206	204	201	198	196
古紙類	t/年		675	648	708	657	623	617	607	599	592	587	579	572	565	560	552	545	538
もやせるごみ移行分	t/年	R16：もやせるごみの5%分移行（適正排出）						59	116	171	226	280	332	382	432	481	526	585	642
施策反映古紙類	t/年							676	723	770	818	867	910	954	997	1,041	1,078	1,130	1,180
施策反映資源ごみ	t/年							1,918	2,004	2,092	2,181	2,275	2,353	2,435	2,514	2,597	2,663	2,760	2,854
再生ごみ（金物等）	t/年		230	278	342	302	280	277	273	269	266	264	260	257	254	252	248	245	242
有害ごみ（かん電池・蛍光管）	t/年		17	20	19	18	17	17	17	16	16	16	16	16	15	15	15	15	15
集団回収	t/年		297	282	193	185	174	172	170	167	166	164	162	160	158	156	154	152	150
古紙類	t/年		283	271	183	177	166	164	162	160	158	156	154	152	151	149	147	145	143
スチール	t/年		6	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
アルミ	t/年		8	7	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4
事業系ごみ	t/年		3,812	4,047	3,782	3,704	3,681	3,827	3,848	3,857	3,865	3,874	3,883	3,891	3,891	3,891	3,891	3,891	3,891
施策反映事業系ごみ	t/年							3,735	3,665	3,581	3,497	3,412	3,327	3,242	3,149	3,056	2,963	2,871	2,778
もやせるごみ	t/年		3,441	3,601	3,391	3,380	3,511	3,650	3,671	3,679	3,687	3,695	3,703	3,711	3,711	3,711	3,711	3,711	3,711
(内食品ロス量)	t/年	食品ロス割合12.28%（ごみ組成分析調査報告書参照）	423	442	416	415	431	437	428	418	407	397	387	376	365	353	342	330	319
許可	t/年	もやせるごみの93.7%	3,234	3,388	3,192	3,195	3,291	3,420	3,439	3,447	3,454	3,462	3,470	3,477	3,477	3,477	3,477	3,477	3,477
施策反映許可	t/年							3,335	3,267	3,188	3,109	3,029	2,949	2,869	2,782	2,695	2,608	2,521	2,434
直搬	t/年	もやせるごみの6.3%	207	213	199	185	220	230	232	232	233	233	233	234	234	234	234	234	234
施策反映直搬	t/年							224	220	214	209	204	198	193	187	181	175	170	164
排出抑制分	t/年	R16：もやせるごみの30%削減						91	184	276	369	462	555	649	742	835	928	1,021	1,113
施策反映もやせるごみ	t/年							3,559	3,487	3,403	3,318	3,233	3,147	3,062	2,969	2,876	2,783	2,690	2,598
その他可燃（公共工事等）	t/年		360	390	370	314	147	152	152	152	152	152	152	152	152	152	152	152	152
もやせないごみ	t/年		4	11	6	3	4	5	7	7	8	8	9	9	9	9	9	9	9
許可	t/年		1	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
直搬	t/年		3	4	5	3	4	5	7	7	8	8	9	9	9	9	9	9	9
その他不燃（公共工事等）	t/年		7	45	15	7	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19

② ごみ排出量の推計（原単位）

1-2. 排出量	単位	割合等 (基準年R4割合を採用)	H30	R1	実績 R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	予測 R11	R12	R13	R14	R15	R16
人口	人		70,527	69,649	68,632	67,894	67,570	66,702	65,835	64,967	64,235	63,503	62,772	62,040	61,308	60,564	59,820	59,077	58,333
ごみ総排出量	g/人日		877.66	922.31	938.26	905.08	887.08	894.57	897.96	900.47	902.69	904.50	907.28	909.66	911.71	913.36	916.04	918.28	920.58
施策反映ごみ総排出量	g/人日							888.43	885.51	881.61	877.32	872.57	868.57	864.10	859.25	854.01	849.43	843.82	838.14
生活系ごみ（資源ごみ、集団回収含む）	g/人日		729.58	763.55	787.28	755.61	737.82	737.82	737.82	737.82	737.82	737.82	737.82	737.82	737.82	737.82	737.82	737.82	737.82
施策反映生活系ごみ	g/人日							735.41	733.00	730.59	728.18	725.76	723.35	720.94	718.53	716.12	713.71	710.69	707.68
家庭系ごみ	g/人日		635.72	667.95	686.73	660.17	644.97	644.97	644.97	644.97	644.97	644.97	644.97	644.97	644.97	644.97	644.97	644.97	644.97
施策反映家庭系ごみ	g/人日							638.43	631.20	623.97	616.74	609.48	602.25	595.02	587.79	580.56	573.33	564.27	555.24
もやせるごみ	g/人日		588.56	615.03	632.76	609.81	602.80	602.80	602.80	602.80	602.80	602.80	602.80	602.80	602.80	602.80	602.80	602.80	602.80
（内食品ロス量）	g/人日	食品ロス割合10.02%（ごみ組成分析調査報告書参照）	58.97	61.63	63.40	61.10	60.40	59.68	58.95	58.23	57.50	56.78	56.05	55.33	54.60	53.88	53.15	52.25	51.34
委託	g/人日	もやせるごみの86.5%	508.35	528.61	537.91	522.97	521.35	521.35	521.35	521.35	521.35	521.35	521.35	521.35	521.35	521.35	521.35	521.35	521.35
施策反映委託	g/人日							515.17	508.91	502.66	496.41	490.13	483.87	477.62	471.36	465.11	458.86	451.02	443.21
直搬	g/人日	もやせるごみの13.5%	80.22	86.42	94.85	86.84	81.46	81.46	81.46	81.46	81.46	81.46	81.46	81.46	81.46	81.46	81.46	81.46	81.46
施策反映直搬	g/人日							80.40	79.43	78.45	77.47	76.49	75.52	74.54	73.57	72.59	71.61	70.39	69.17
排出抑制分（食品ロス分）	g/人日	R16：もやせるごみの5%削減						2.41	4.82	7.23	9.64	12.06	14.47	16.88	19.29	21.70	24.11	27.13	30.14
資源移行分（プラスチック類）	g/人日	R16：もやせるごみの5%を資源へ移行（適正排出）						2.41	4.82	7.23	9.64	12.06	14.47	16.88	19.29	21.70	24.11	27.13	30.14
資源移行分（紙類）	g/人日	R16：もやせるごみの5%を資源へ移行（適正排出）						2.41	4.82	7.23	9.64	12.06	14.47	16.88	19.29	21.70	24.11	27.13	30.14
施策反映もやせるごみ								595.57	588.34	581.11	573.88	566.62	559.39	552.16	544.93	537.70	530.47	521.41	512.38
可燃粗大ごみ	g/人日		1.09	0.98	1.56	1.13	1.09	1.09	1.09	1.09	1.09	1.09	1.09	1.09	1.09	1.09	1.09	1.09	1.09
戸別無料	g/人日		0.82	0.75	1.00	0.93	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
戸別有料	g/人日		0.27	0.24	0.56	0.20	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08
その他可燃	g/人日		1.24	0.71	0.68	0.24	1.22	1.22	1.22	1.22	1.22	1.22	1.22	1.22	1.22	1.22	1.22	1.22	1.22
不法投棄	g/人日		1.05	0.51	0.64	0.24	0.69	0.69	0.69	0.69	0.69	0.69	0.69	0.69	0.69	0.69	0.69	0.69	0.69
ごみゼロ	g/人日		0.19	0.20	0.04	0.00	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53
もやせないごみ	g/人日		43.51	49.55	49.90	47.66	38.52	38.52	38.52	38.52	38.52	38.52	38.52	38.52	38.52	38.52	38.52	38.52	38.52
委託	g/人日		12.39	11.77	9.22	7.47	5.47	5.47	5.47	5.47	5.47	5.47	5.47	5.47	5.47	5.47	5.47	5.47	5.47
直搬	g/人日		31.12	37.78	40.68	40.19	33.05	33.05	33.05	33.05	33.05	33.05	33.05	33.05	33.05	33.05	33.05	33.05	33.05
不燃粗大ごみ	g/人日		0.93	1.10	1.24	1.09	0.89	0.89	0.89	0.89	0.89	0.89	0.89	0.89	0.89	0.89	0.89	0.89	0.89
戸別無料	g/人日		0.74	0.90	0.96	0.97	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85
戸別有料	g/人日		0.19	0.20	0.28	0.12	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
その他不燃	g/人日		0.39	0.59	0.60	0.24	0.45	0.45	0.45	0.45	0.45	0.45	0.45	0.45	0.45	0.45	0.45	0.45	0.45
不法投棄	g/人日		0.27	0.47	0.44	0.24	0.36	0.36	0.36	0.36	0.36	0.36	0.36	0.36	0.36	0.36	0.36	0.36	0.36
ごみゼロ	g/人日		0.12	0.12	0.16	0.00	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08
資源ごみ	g/人日		72.72	72.85	78.44	75.06	73.75	73.75	73.75	73.75	73.75	73.75	73.75	73.75	73.75	73.75	73.75	73.75	73.75
カン	g/人日		9.05	9.14	9.86	8.88	8.56	8.56	8.56	8.56	8.56	8.56	8.56	8.56	8.56	8.56	8.56	8.56	8.56
ビン	g/人日		14.57	14.48	14.73	13.84	14.31	14.31	14.31	14.31	14.31	14.31	14.31	14.31	14.31	14.31	14.31	14.31	14.31
プラスチック製容器包装	g/人日		15.23	15.69	16.73	16.75	16.42	16.42	16.42	16.42	16.42	16.42	16.42	16.42	16.42	16.42	16.42	16.42	16.42
もやせるごみ移行分	g/人日	R16：もやせるごみの5%移行分（適正排出）						2.41	4.82	7.23	9.64	12.06	14.47	16.88	19.29	21.70	24.11	27.13	30.14
施策反映プラスチック製容器包装	g/人日							18.83	21.24	23.65	26.06	28.48	30.89	33.30	35.71	38.12	40.53	43.55	46.56
ペットボトル	g/人日		7.65	8.12	8.86	9.08	9.20	9.20	9.20	9.20	9.20	9.20	9.20	9.20	9.20	9.20	9.20	9.20	9.20
古紙類	g/人日		26.22	25.42	28.26	26.51	25.26	25.26	25.26	25.26	25.26	25.26	25.26	25.26	25.26	25.26	25.26	25.26	25.26
もやせるごみ移行分	g/人日	R16：もやせるごみの5%移行分（適正排出）						2.41	4.82	7.23	9.64	12.06	14.47	16.88	19.29	21.70	24.11	27.13	30.14
施策反映古紙類	g/人日							27.67	30.08	32.49	34.90	37.32	39.73	42.14	44.55	46.96	49.37	52.39	55.40
施策反映資源ごみ	g/人日							78.57	83.39	88.21	93.03	97.87	102.69	107.51	112.33	117.15	121.97	128.01	134.03
再生ごみ（金物等）	g/人日		8.93	10.91	13.65	12.19	11.35	11.35	11.35	11.35	11.35	11.35	11.35	11.35	11.35	11.35	11.35	11.35	11.35
有害ごみ（かん電池・蛍光管）	g/人日		0.66	0.78	0.76	0.73	0.69	0.69	0.69	0.69	0.69	0.69	0.69	0.69	0.69	0.69	0.69	0.69	0.69
集団回収	g/人日		11.54	11.06	7.70	7.47	7.06	7.06	7.06	7.06	7.06	7.06	7.06	7.06	7.06	7.06	7.06	7.06	7.06
古紙類	g/人日		10.99	10.63	7.31	7.14	6.73	6.73	6.73	6.73	6.73	6.73	6.73	6.73	6.73	6.73	6.73	6.73	6.73
スチール	g/人日		0.23	0.16	0.16	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12
アルミ	g/人日		0.31	0.27	0.24	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20
事業系ごみ	g/人日		148.08	158.76	150.97	149.47	149.25	156.75	160.14	162.65	164.87	166.68	169.46	171.84	173.89	175.54	178.22	180.46	182.76
施策反映事業系ごみ	g/人日							153.02	152.51	151.02	149.14	146.81	145.22	143.16	140.72	137.89	135.72	133.13	130.46
もやせるごみ	g/人日		133.67	141.26	135.37	136.39	142.36	149.52	152.75	155.13	157.24	158.97	161.62	163.88	165.84	167.42	169.96	172.10	174.29
（内食品ロス量）	g/人日	食品ロス割合12.28%（ごみ組成分析調査報告書参照）	16.41	17.35	16.62	16.75	17.48	17.90	17.82	17.62	17.38	17.08	16.87	16.60	16.29	15.93	15.65	15.32	14.98
許可	g/人日	もやせるごみの93.7%	125.63	132.91	127.42	128.93	133.44	140.09	143.11	145.36	147.32	148.95	151.45	153.55	155.38	156.86	159.24	161.25	163.30
施策反映許可	g/人日							136.6	135.97	134.46	132.6	130.34	128.73	126.68	124.31	121.58	119.44	116.91	114.31
直搬	g/人日	もやせるごみの6.3%	8.04	8.36	7.94	7.47	8.92	9.43	9.64	9.77	9.92	10.02	10.17	10.33	10.46	10.56	10.72	10.85	10.99
施策反映直搬	g/人日							9.18	9.14	9.04	8.92	8.76	8.65	8.52	8.36	8.17	8.03	7.86	7.69
排出抑制分	g/人日	R16：もやせるごみの30%削減						3.74	7.64	11.63	15.72	19.87	24.24	28.68	33.17	37.67	42.49	47.33	52.29
施策反映もやせるごみ	g/人日							145.78	145.11	143.5	141.52	139.1	137.38	135.2	132.67	129.75	127.47	124.77	122
その他可燃（公共工事等）	g/人日		13.98	15.30	14.77	12.67	5.96	6.23	6.33	6.41	6.48	6.54	6.63	6.71	6.79	6.86	6.96	7.05	7.14
もやせないごみ	g/人日		0.16	0.43	0.24	0.12	0.16	0.22	0.27	0.30	0.32	0.34	0.37	0.40	0.40	0.41	0.41	0.42	0.42
許可	g/人日		0.04	0.27	0.04	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
直搬	g/人日		0.12	0.16	0.20	0.12	0.16	0.22	0.27	0.30	0.32	0.34	0.37	0.40	0.40	0.41	0.41	0.42	0.42
その他不燃（公共工事等）	g/人日		0.27	1.77	0.60	0.28	0.77	0.79	0.80	0.81	0.82	0.83	0.84	0.85	0.86	0.87	0.88	0.89	0.90

③ ごみ排出量の推計（種類別年間値）

1-3. 排出量	単位	割合等 (基準年R4割合を採用)	実績					予測											
			H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
もやせるごみ	t /年		19,012	19,712	19,668	18,840	18,582	18,575	18,363	18,180	18,026	17,911	17,719	17,565	17,404	17,276	17,075	16,911	16,747
施策反映もやせるごみ	t /年							18,307	17,832	17,389	16,979	16,608	16,169	15,769	15,367	14,998	14,568	14,135	13,708
委託	t /年		13,086	13,475	13,475	12,960	12,858	12,728	12,528	12,363	12,223	12,117	11,945	11,806	11,666	11,556	11,383	11,242	11,100
施策反映委託	t /年							12,577	12,229	11,920	11,639	11,392	11,086	10,815	10,548	10,310	10,019	9,725	9,437
直搬	t /年		5,926	6,237	6,193	5,880	5,724	5,847	5,835	5,817	5,803	5,794	5,774	5,760	5,737	5,720	5,692	5,669	5,646
施策反映直搬	t /年							5,730	5,603	5,470	5,341	5,217	5,083	4,954	4,819	4,688	4,549	4,410	4,272
許可	t /年		3,234	3,388	3,192	3,195	3,291	3,420	3,439	3,447	3,454	3,462	3,470	3,477	3,477	3,477	3,477	3,477	3,477
施策反映許可	t /年							3,335	3,267	3,188	3,109	3,029	2,949	2,869	2,782	2,695	2,608	2,521	2,434
事業系直搬	t /年		207	213	199	185	220	230	232	232	233	233	233	234	234	234	234	234	234
施策反映事業系直搬	t /年							224	220	214	209	204	198	193	187	181	175	170	164
その他	t /年	可燃：家庭直搬+粗大家庭+その他の90.2%	2,250	2,400	2,548	2,249	1,996	1,982	1,953	1,929	1,908	1,893	1,868	1,848	1,828	1,812	1,787	1,766	1,746
施策反映その他	t /年							1,958	1,909	1,864	1,824	1,789	1,746	1,707	1,669	1,635	1,593	1,551	1,510
直接古紙類	t /年	可燃：家庭直搬+粗大家庭+その他の9.8%	235	236	254	251	217	215	212	209	208	206	203	201	198	197	194	192	189
施策反映直接古紙類	t /年							213	207	203	199	195	189	185	181	177	173	169	164
もやせないごみ	t /年		772	726	777	729	704	698	687	680	672	667	658	651	643	637	628	621	613
委託	t /年		319	300	231	185	135	134	131	130	128	127	125	124	122	121	119	118	116
直搬	t /年	不燃：家庭系直搬+事業系直搬+粗大家庭+その他の65.3%	453	426	546	544	569	564	556	550	544	540	533	527	521	516	509	503	497
カン	t /年		275	287	297	268	236	234	230	227	225	223	220	217	215	213	210	207	204
委託	t /年		233	233	247	220	211	209	206	203	201	199	196	194	192	190	187	185	182
直搬	t /年		42	54	50	48	25	25	24	24	24	24	24	23	23	23	23	22	22
家庭系	t /年	不燃：家庭系直搬+事業系直搬+粗大家庭+その他の2.4%					21	21	20	20	20	20	20	19	19	19	19	18	18
事業系	t /年	不燃：家庭系直搬+事業系直搬+粗大家庭+その他の0.5%					4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
ビン	t /年		450	472	463	406	408	403	398	392	388	385	379	375	370	367	361	357	353
委託	t /年		375	369	369	343	353	349	344	339	336	333	328	324	320	317	312	309	305
直搬	t /年	不燃：家庭系直搬+事業系直搬+粗大家庭+その他の6.3%	75	103	94	63	55	54	54	53	52	52	51	51	50	50	49	48	48
プラスチック製容器包装（委託分）	t /年		392	400	419	415	405	401	395	389	385	382	376	372	367	364	359	354	350
施策反映プラスチック製容器包装（委託分）	t /年							460	510	561	611	662	708	754	799	845	885	939	991
ペットボトル	t /年		219	227	242	245	246	244	240	237	234	232	229	226	224	221	218	215	213
委託	t /年		197	207	222	225	227	225	221	218	216	214	211	208	206	204	201	198	196
直搬	t /年	不燃：家庭系直搬+事業系直搬+粗大家庭+その他の2.2%	22	20	20	20	19	19	19	19	18	18	18	18	18	17	17	17	17
古紙類（委託分）	t /年		675	648	708	657	623	617	607	599	592	587	579	572	565	560	552	545	538
施策反映古紙類（委託分）	t /年							676	723	770	818	867	910	954	997	1,041	1,078	1,130	1,180
木くず（直搬）	t /年	不燃：家庭系直搬+事業系直搬+粗大家庭+その他の10.6%				109	92	92	90	89	88	88	86	86	85	84	83	82	81
金物等	t /年		230	278	342	362	348	344	339	335	331	328	324	320	316	314	309	305	301
委託	t /年		230	278	342	302	280	277	273	269	266	264	260	257	254	252	248	245	242
直搬	t /年	不燃：家庭系直搬+事業系直搬+粗大家庭+その他の7.8%				60	68	67	66	66	65	64	64	63	62	62	61	60	59
かん電池・蛍光管	t /年		33	45	27	24	27	27	26	25	25	25	25	25	24	24	24	23	23
委託	t /年		17	20	19	18	17	17	17	16	16	16	16	16	15	15	15	15	15
直搬	t /年	不燃：家庭系直搬+事業系直搬+粗大家庭+その他の1.1%	16	25	8	6	10	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9	8	8
鉄（直搬）	t /年		238	434	368	189													
その他（タイヤ、不法投棄家電、リユース）	t /年	不燃：家庭系直搬+事業系直搬+粗大家庭+その他の3.8%					33	33	32	32	32	31	31	31	30	30	30	29	29
集団回収	t /年		297	282	193	185	174	172	170	167	166	164	162	160	158	156	154	152	150

④ ごみ処理量の推計（その１）

2. 処理量	単位	割合等 (基準年R4割合を採用)	実績					予測											
			H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
焼却処理量合計	t / 年		18,805	19,521	19,473	18,662	18,458	18,452	18,242	18,058	17,906	17,793	17,602	17,451	17,290	17,162	16,963	16,800	16,638
焼却処理量合計原単位	g / 人日		731	766	777	753	748	756	759	762	764	766	768	771	773	774	777	779	781
施策反映焼却処理量合計	t / 年							18,192	17,726	17,289	16,889	16,526	16,095	15,703	15,308	14,946	14,522	14,099	13,680
施策反映焼却処理量合計原単位	g / 人日							745	738	729	720	711	702	693	684	674	665	654	643
直接焼却分	t / 年		18,777	19,476	19,414	18,589	18,365	18,360	18,151	17,970	17,818	17,705	17,516	17,365	17,205	17,079	16,881	16,719	16,557
施策反映直接焼却分	t / 年							18,094	17,625	17,186	16,781	16,414	15,980	15,584	15,186	14,821	14,395	13,967	13,544
可燃残渣（委託分）	t / 年		28	45	59	73	93	92	91	88	88	88	86	86	85	83	82	81	81
施策反映可燃残渣（委託分）	t / 年							98	101	103	108	112	115	119	122	125	127	132	136
カン	t / 年	カン合計の16.9%	0	13	14	14	40	40	39	38	38	38	37	37	36	36	35	35	35
ペットボトル	t / 年	ペットボトル合計の0.8%	2	6	0	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
プラスチック製容器包装	t / 年	プラスチック製容器包装合計の8.6%	25	26	45	27	35	34	34	33	33	33	32	32	32	31	31	30	30
施策反映プラスチック製容器包装	t / 年							40	44	48	53	57	61	65	69	73	76	81	85
金物等	t / 年	金物等合計の4.6%	1	0	0	31	16	16	16	15	15	15	15	15	15	14	14	14	14
焼却残渣量合計	t / 年	焼却処理分の12.8%	2,603	2,768	2,712	2,468	2,360	2,362	2,335	2,311	2,292	2,278	2,253	2,234	2,213	2,197	2,171	2,150	2,130
施策反映焼却残渣量合計	t / 年							2,329	2,269	2,213	2,162	2,115	2,060	2,010	1,959	1,913	1,859	1,805	1,751
飛灰	t / 年	焼却残渣の23.1%	553	651	675	509	546	546	539	534	529	526	520	516	511	508	502	497	492
施策反映飛灰	t / 年							538	524	511	499	489	476	464	453	442	429	417	404
主灰	t / 年	焼却残渣の74.6%	1,993	2,044	2,014	1,894	1,760	1,762	1,742	1,724	1,710	1,699	1,681	1,667	1,651	1,639	1,620	1,604	1,589
施策反映主灰	t / 年							1,737	1,693	1,651	1,613	1,578	1,537	1,499	1,461	1,427	1,387	1,347	1,306
焼鉄	t / 年	焼却残渣の2.3%	57	73	23	65	54	54	54	53	53	53	52	51	51	50	49	49	49
施策反映焼鉄	t / 年							54	52	51	50	48	47	47	45	44	43	41	41
資源化量合計	t / 年		4,913	5,165	5,015	4,766	4,378	4,356	4,292	4,243	4,201	4,170	4,117	4,073	4,029	3,995	3,941	3,896	3,853
施策反映資源化量合計	t / 年							4,442	4,460	4,494	4,530	4,576	4,597	4,627	4,653	4,691	4,703	4,742	4,781
焼却残渣資源化分	t / 年		1,963	1,942	1,873	1,844	1,711	1,714	1,695	1,677	1,663	1,654	1,635	1,621	1,606	1,593	1,575	1,559	1,546
施策反映焼却残渣資源化分	t / 年							1,690	1,646	1,606	1,569	1,534	1,495	1,459	1,421	1,388	1,350	1,310	1,271
飛灰	t / 年	飛灰の17.4%	0	113	192	92	95	95	94	93	92	92	90	90	89	88	87	86	86
施策反映飛灰	t / 年							94	91	89	87	85	83	81	79	77	75	73	70
主灰	t / 年	主灰の88.8%	1,906	1,756	1,658	1,687	1,562	1,565	1,547	1,531	1,518	1,509	1,493	1,480	1,466	1,455	1,439	1,424	1,411
施策反映主灰	t / 年							1,542	1,503	1,466	1,432	1,401	1,365	1,331	1,297	1,267	1,232	1,196	1,160
焼鉄	t / 年		57	73	23	65	54	54	54	53	53	53	52	51	51	50	49	49	49
施策反映焼鉄	t / 年							54	52	51	50	48	47	47	45	44	43	41	41
施設資源化分	t / 年		910	884	962	908	840	832	819	808	800	793	782	773	764	757	745	737	727
施策反映施設資源化分	t / 年							889	930	973	1,017	1,062	1,099	1,140	1,178	1,218	1,251	1,298	1,344
古紙類	t / 年		910	884	962	908	840	832	819	808	800	793	782	773	764	757	745	737	727
施策反映古紙類	t / 年							889	930	973	1,017	1,062	1,099	1,140	1,178	1,218	1,251	1,298	1,344
新聞・チラシ	t / 年	古布類の30.6%	348	301	280	278	257	254	251	247	245	243	239	236	234	232	228	225	223
施策反映新聞	t / 年							272	285	298	311	325	336	349	360	373	383	397	411
雑誌	t / 年	古布類の20.2%	213	239	263	216	170	168	165	163	162	160	158	156	154	153	151	149	147
施策反映雑誌	t / 年							180	188	197	205	215	222	230	238	246	253	262	271
ダンボール	t / 年	古布類の44.0%	323	323	391	369	370	366	360	356	352	349	344	340	336	333	328	324	320
施策反映ダンボール	t / 年							391	409	428	447	467	484	501	518	536	550	571	591
雑がみ	t / 年	古布類の2.6%	20	15	22	24	22	22	21	21	21	21	20	20	20	20	19	19	19
施策反映雑紙	t / 年							23	24	25	26	28	29	30	31	32	33	34	35
古着	t / 年	古布類の2.3%	5	6	4	19	19	19	19	19	18	18	18	18	18	17	17	17	17
施策反映古着	t / 年							20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
羽毛	t / 年	古布類の0.1%	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
施策反映羽毛	t / 年							1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
バック	t / 年	古布類の0.1%	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
施策反映バック	t / 年							1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
委託資源化分	t / 年		1,743	2,057	1,987	1,829	1,653	1,638	1,609	1,591	1,573	1,559	1,538	1,520	1,501	1,489	1,466	1,448	1,429
施策反映委託資源化分	t / 年							1,691	1,715	1,747	1,779	1,816	1,840	1,869	1,896	1,928	1,948	1,982	2,016

⑤ ごみ処理量の推計（その2）

2. 処理量	単位	割合等 (基準年R4割合を採用)	実績					予測											
			H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
カン	t / 年		256	274	283	254	196	194	191	189	187	185	183	180	179	177	175	172	169
スチール缶		カン合計の41.9%					99	98	96	95	94	93	92	91	90	89	88	87	86
アルミ缶		カン合計の41.1%					97	96	95	94	93	92	91	89	89	88	87	85	83
ビン	t / 年	ビン合計の93.6%	421	443	436	381	382	378	372	367	363	360	355	351	347	344	338	334	330
プラスチック製容器包装	t / 年	プラスチック製容器包装の91.4%	366	374	374	388	370	367	361	356	352	349	344	340	335	333	328	324	320
施策反映プラスチック製容器包装	t / 年							420	466	513	558	605	647	689	730	772	809	858	906
ペットボトル	t / 年	ペットボトル合計の99.2%	216	221	242	244	244	242	238	235	232	230	227	224	222	219	216	213	211
木くず	t / 年					109	92	92	90	89	88	88	86	86	85	84	83	82	81
金物等	t / 年		212	265	257	239	309	306	300	297	294	292	287	283	279	278	273	271	267
金物		金物等合計の7.2%	42	34	48	38	25	25	24	24	24	24	23	23	23	23	22	22	22
小型家電		金物等合計の26.1%	99	158	145	115	91	90	88	87	86	86	85	84	82	82	81	80	78
硬質プラ		金物等合計の9.2%	57	53	27	27	32	32	31	31	30	30	30	29	29	29	28	28	28
アルミガラ・銅		金物等合計の2.0%					7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6
鉄		金物等合計の42.2%					147	145	143	141	140	138	137	135	133	132	130	129	127
リユース品			3	8	25	40													
雑線		金物等合計の2.0%	11	12	12	19	7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6
かん電池・蛍光管	t / 年		33	45	27	24	27	27	26	25	25	25	25	25	24	24	24	23	23
その他	t / 年						33	33	32	32	32	31	31	31	30	30	30	29	29
タイヤ							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不法投棄家電		その他の3%					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
リユース		その他の97%					32	32	31	31	31	30	30	30	29	29	29	28	28
鉄（R3まで）	t / 年		238	434	368	189													
タイヤ（R3まで）	t / 年		1	1	0	1													
集団回収	t / 年	生活系ごみの0.68%	297	282	193	185	174	172	170	167	166	164	162	160	158	156	154	152	150
最終処分量合計	t / 年		1,478	1,593	1,728	1,469	1,402	1,393	1,376	1,362	1,348	1,337	1,322	1,310	1,296	1,286	1,270	1,254	1,240
施策反映最終処分量合計	t / 年							1,384	1,359	1,335	1,312	1,294	1,269	1,248	1,227	1,207	1,183	1,158	1,136
焼却残渣（外部埋立分）	t / 年		640	826	839	624	649	648	640	634	629	624	618	613	607	604	596	591	584
施策反映焼却残渣（外部埋立分）	t / 年							639	623	607	593	581	565	551	538	525	509	495	480
飛灰	t / 年	飛灰の82.6%	553	538	483	417	451	451	445	441	437	434	430	426	422	420	415	411	406
施策反映飛灰	t / 年							444	433	422	412	404	393	383	374	365	354	344	334
主灰	t / 年	主灰の11.2%	87	288	356	207	198	197	195	193	192	190	188	187	185	184	181	180	178
施策反映主灰	t / 年							195	190	185	181	177	172	168	164	160	155	151	146
不燃残渣（委託分）	t / 年		67	42	112	117	49	47	49	48	47	45	46	46	45	45	45	42	42
ビン	t / 年	ビン合計の6.4%	29	29	27	25	26	25	26	25	25	25	24	24	23	23	23	23	23
金物等	t / 年	金物等合計の6.7%	17	13	85	92	23	22	23	23	22	21	22	22	22	22	22	20	20
カン	t / 年		19																
ペットボトル	t / 年		1																
プラスチック製容器包装	t / 年		1																
不燃ごみ	t / 年		771	725	777	728	704	698	687	680	672	667	658	651	643	637	628	621	613
リサイクル率	%		21.7	22.0	21.3	21.2	20.0	19.9	19.9	19.9	19.9	19.8	19.8	19.8	19.7	19.7	19.7	19.7	19.7
施策反映リサイクル率	%							20.5	21.0	21.5	22.0	22.6	23.1	23.6	24.2	24.8	25.4	26.1	26.8
最終処分率	%		6.5	6.8	7.4	6.5	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.3	6.3	6.3
施策反映最終処分率	%							6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	※ 6.4

※令和4年度の処理を基に作成しているため、令和3年度以前の処理（委託品目等）とは異なります。

※最終処分率について

令和16年度値で現状のまま推移した予測の最終処分率のほうが0.1%低いのは、分母であるごみ総排出量が排出抑制・再生利用を促進した場合より多いためです。

- ・現状のまま推移した予測（令和16年度値）

1,240 t（最終処分量）÷19,601 t（ごみ総排出量）≒6.32%（最終処分率）約 6.3%

- ・排出抑制・再生利用を促進した予測（令和16年度値）

1,136 t（最終処分量）÷17,846 t（ごみ総排出量）≒6.36%（最終処分率）約 6.4%

2) 生活排水処理の推計

① 生活排水処理人口、し尿量及び浄化槽汚泥量等の推計

項 目\年 度			単位	実績					予 測												
				H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
人 口	行政区域内人口(総人口)		人	70,527	69,649	68,632	67,894	67,570	66,433	65,700	64,967	64,235	63,503	62,772	62,040	61,308	60,564	59,820	59,077	58,333	
		水洗化・生活雑排水処理人口	人	54,020	53,443	53,355	53,320	53,942	53,279	53,151	52,948	52,737	52,517	52,226	51,927	51,560	51,177	50,788	50,392	49,933	
		公共下水道	人	18,131	17,840	17,734	17,585	18,022	17,920	18,049	18,188	18,337	18,495	18,661	18,839	19,027	19,224	19,430	19,650	19,881	
		集落排水施設等	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		合併処理浄化槽	人	35,889	35,603	35,621	35,735	35,920	35,359	35,102	34,760	34,400	34,023	33,565	33,089	32,533	31,953	31,357	30,743	30,052	
		コミュニティプラント	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		水洗化・生活雑排水未処理人口 (みなし浄化槽人口)	人	8,980	8,912	9,153	8,933	8,740	8,436	8,048	7,708	7,374	7,046	6,763	6,485	6,252	6,020	5,793	5,569	5,387	
	非水洗化人口(し尿汲み取り)		人	7,527	7,294	6,124	5,641	4,888	4,718	4,501	4,311	4,124	3,940	3,782	3,627	3,496	3,367	3,240	3,115	3,013	
	自家処理人口		人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計画処理区域外人口		人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	非水洗化率		%	10.7%	10.5%	8.9%	8.3%	7.2%	7.1%	6.9%	6.6%	6.4%	6.2%	6.0%	5.8%	5.7%	5.6%	5.4%	5.3%	5.2%	
	水洗化率		%	89.3%	89.5%	91.1%	91.7%	92.8%	92.9%	93.1%	93.4%	93.6%	93.8%	94.0%	94.2%	94.3%	94.4%	94.6%	94.7%	94.8%	
	生活雑排水処理人口普及率		%	76.6%	76.7%	77.7%	78.5%	79.8%	80.2%	80.9%	81.5%	82.1%	82.7%	83.2%	83.7%	84.1%	84.5%	84.9%	85.3%	85.6%	
	公共下水道人口普及率(総人口普及率)		%	25.7%	25.6%	25.8%	25.9%	26.7%	27.0%	27.5%	28.0%	28.5%	29.1%	29.7%	30.4%	31.0%	31.7%	32.5%	33.3%	34.1%	
し尿・汚泥	発生量	合 計	㎩/年	16,030	17,031	17,237	17,416	17,470	15,931	15,528	15,071	14,659	14,248	13,905	13,487	13,135	12,780	12,459	12,071	11,742	
		浄化槽汚泥	㎩/年	13,250	14,294	14,618	14,807	14,947	13,903	13,588	13,218	12,886	12,554	12,275	11,928	11,632	11,332	11,063	10,732	10,447	
			合併処理浄化槽汚泥	㎩/年	5,184	8,082	7,783	8,123	8,364	7,422	7,388	7,296	7,221	7,141	7,065	6,945	6,829	6,707	6,600	6,453	6,308
			みなし浄化槽汚泥	㎩/年	8,067	6,212	6,835	6,683	6,583	6,481	6,200	5,922	5,665	5,413	5,210	4,982	4,803	4,625	4,463	4,279	4,139
		し尿	㎩/年	2,780	2,737	2,619	2,609	2,523	2,028	1,940	1,853	1,773	1,694	1,631	1,559	1,503	1,448	1,397	1,339	1,295	
	原単位	浄化槽汚泥	ℓ/人日	0.81	0.88	0.89	0.91	0.92	0.87	0.86	0.85	0.85	0.84	0.83	0.83	0.82	0.82	0.81	0.81	0.81	
		合併処理浄化槽汚泥	ℓ/人日	0.40	0.62	0.60	0.62	0.64	0.58	0.58	0.58	0.58	0.58	0.58	0.58	0.58	0.58	0.58	0.58	0.58	
		みなし浄化槽汚泥	ℓ/人日	2.46	1.91	2.04	2.05	2.06	2.10	2.10	2.10	2.10	2.10	2.10	2.10	2.10	2.10	2.10	2.10	2.10	
		し尿	ℓ/人日	1.01	1.03	1.17	1.27	1.41	1.18	1.18	1.18	1.18	1.18	1.18	1.18	1.18	1.18	1.18	1.18	1.18	

**八街市一般廃棄物処理基本計画
(八街市食品ロス削減推進計画)
令和 7 年度～令和 1 6 年度**

《編集》 八街市経済環境部クリーン推進課
TEL : 043-443-6937
八街市経済環境部環境課
TEL : 043-443-1406

《発行》 令和 7 年 3 月
千葉県八街市

